

平成 21 年度
定期監査結果に基づいて講じた措置について（個表）

【部局】

政策部
総務部
防災危機管理部
生活・文化部
健康福祉部
環境森林部
農水商工部
県土整備部
出納局

【各種委員会等】

企業庁
病院事業庁
議会事務局
監査委員事務局
教育委員会事務局
警察本部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(地籍調査の促進)

- (1) 本県の地籍調査実施率は平成20年度末 7.74%で、全国平均約48%よりも著しく低い。地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の推進などが期待できる。県の施策の副指標である「地籍調査の実施市町数」は、20年度目標値20市町に対し、実績値18市町で目標を達成していないので、休止、未着手市町の解消に努めるとともに、様々な手法により市町への支援を行うなど目標達成に向け地籍調査の促進を図りたい。

(政策企画分野)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- ・ 休止、未実施市町の企画、用地、財産管理関連担当者や市町長・副市町長等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明をし、早期に事業実施いただくよう働きかけました。
- ・ 地籍調査の効率化・コスト削減を図るため、地籍調査の基準点(三角点)の設置が必要な市町については、実施前に、国土地理院に設置要望し、市町の負担軽減に努めました。
- ・ 市町担当者の負担軽減を図るため、公図と登記簿の取得・突合作業等の業務を行う「地籍調査促進緊急雇用創出事業」を実施しました。
- ・ 県土整備部や農水商工部の公共事業関係部局の室長会議や担当者会議において、地籍調査の必要性や地籍調査を実施することによる公共事業の用地調査等負担軽減のメリットを説明し、地籍調査結果の活用を促しました。また、国土調査法第19条第5項に基づき、公共事業での用地調査や土地区画整理事業及び土地改良事業による測量・調査の成果を指定申請を実施するよう働きかけました。
- ・ 県と市町で構成する三重県協議会及び東海四県で構成する東海ブロック協議会の主催により、市町・県地域機関等担当者を対象に、地籍調査の必要性や各工程の実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会を開催し、普及・啓発活動を実施しました。

2 取組の成果

- ・ 平成22年度から、1市1町が事業実施することとなり、実施予定市町は20市町となる見込みです。
- ・ 基準点(三角点)の設置については、平成21年度は2町、平成22年度は2市3町について国土地理院が設置することとなりました。
- ・ 「地籍調査促進緊急雇用創出事業」を活用して13人を雇用し、10市町に対して支援をしました。
- ・ 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。
- ・ 市町職員や県地域機関職員が、多くの研修会に参加することにより、スキルアップを図りました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- ・ 休止、未実施市町に対して地籍調査の必要性や効果を説明し、早期に実施いただくよう訪問して要請するとともに、実施市町へも事業規模の拡大に向けた働きかけを引き続き行います。
- ・ 市町担当者の負担軽減を図る為、公図と登記簿の取得・突合作業や計画資料の作成等の業務を行う「地籍調査促進緊急雇用創出事業」を引き続き実施します。
- ・ 未実施地域のうち、どの地域をどのような手法で事業実施するかについては、当該市町の緊急性・必要性等を勘案し、地籍調査に加えて、その地区の実情に応じた手法により効果的に実施していきます。例えば、山林部については、簡易な測量器械を使用することにより安価で広範囲を調査できる国直轄事業の山村境界基本調査を活用します。
- ・ 県土整備部や農水商工部の公共事業関連部局の室長会議や担当者会議において、地籍調査の必要性や実施することによる公共事業の用地調査等負担軽減のメリットを説明し、地籍調査結果の活用を促すとともに、国土調査法第 19 条第 5 項に基づき、公共事業での用地調査や土地区画整理事業及び土地改良事業による測量・調査の成果を指定申請するよう働きかけます。
- ・ 県と市町で構成する三重県協議会及び東海四県で構成する東海ブロック協議会の主催により、市町・県地域機関等担当者を対象に、地籍調査の必要性や各工程の実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会を開催し、普及・啓発活動を実施するとともに、未加入市町に対しては、加入を促進するとともにアドバイザー制度の活用を促します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業の民間譲渡) (2) 水力発電事業の民間譲渡については、平成21年3月に締結された「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」において、地域貢献への取組や、用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、関係部局と連携し、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中部電力(株)との協議の場である総合調整部会、設備部会、用地部会において、課題ごとの協議を進めました。 ・ 水力民間譲渡に伴う地元関係団体等との協議を進めました。 ・ 県庁関係部局においては、課題ごとに協働し、譲渡価格検討部会、流量回復運用ルール策定作業部会等で検討を進めました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業庁において、設備関係として、老朽化設備の前倒し補修や維持管理上必要な図書類の整理などを進めました。 ・ 企業庁において、用地・権利関係として、境界確認、用地測量、用地境界杭設置、管理用図面等の作成業務を進め、平成 22 年 2 月末時点で全 1,229 筆のうち 1,173 筆〔95.4%〕の境界確認を終えました。
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、中部電力(株)と譲渡に際しての課題について解決すべく協議を進めていますが、確認書締結後に新たな課題も生じており、未だ解決に至っていない課題があります。 ・ これら課題を早期に解決すべく、引き続き精力的に協議を行い、関係部局と連携して水力発電事業の民間譲渡に向けた着実な進捗を図るよう取り組みます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(3) 県では、「三重県緊急経済対策会議」や官民一体となった「三重県経済危機対策会議」を設置し、雇用対策、経済対策、生活対策を柱に取組を進めているところである。 今後も、県政の最優先課題として、「平成21年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、迅速かつ総合的に進められたい。 (政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成21年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しさを増している雇用・経済情勢を踏まえ、平成21年度における県としての緊急の雇用・経済対策の基本方針として、5月に「雇用の安定と新たな雇用の創出」や「景気の底支えと経済成長への布石」、「県民生活の安心と安定」をめざす「平成21年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」をとりまとめました。 庁内の関係部局で構成する「三重県緊急経済対策会議」は、9回(平成20年度含め計13回)開催し、雇用対策及び経済対策について検討しました。 ・ 産業団体、金融機関、三重労働局などの国関係機関からなる「三重県経済危機対策会議」は、3回(平成20年度含め計5回)、地区会議は3回(同計6回)、専門調査会議は10回(経済金融対策6回、雇用対策4回)(同計12回)開催し、各方面の動向・課題を共有するとともに、効果的な経済・雇用等の対策の検討を行いました。また、厳しい雇用情勢を踏まえ、農林水産関係団体、福祉関係団体等を新たにメンバーに加え、2月に「三重県雇用・経済危機対策会議」に改組し、重点分野の雇用創出等にも官民一体となって取り組む体制を強化しました。 ・ 厳しい雇用経済情勢が継続していることを踏まえ、「緊急雇用・経済対策」を平成22年度の最重要課題と位置づけ、相互に密接に関係する「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱とすること、国の緊急経済対策や県民しあわせプラン「第二次戦略計画」の雇用・経済・生活関係施策と連動することなどを基本方針とする「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」を策定しました。 ・ 平成22年度当初予算と2月補正予算をあわせ、総額245億7300万円余の第七次緊急雇用・経済対策をとりまとめ、雇用対策、経済対策、生活対策を講じることとしました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 雇用対策として、「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」で多くの新規雇用を創出しました。 また、四日市市(4/13)、鈴鹿市(7/7)に三重県求職者総合支援センターを開設し、求職者から多くの相談を受けました。さらに、同センターにおいて、国、市等の関係機関との連携により、職業相談、生活・住宅相談、こころの健康相談などをワンストップで提供する「三重ワンストップ・サービス・デイ」を実施しました。 なお、有効求人倍率は低い水準にとどまっているものの、6、7月の0.40を底に改善傾向にあり、2月は0.50に回復しました。 * 雇用創出予定人員(県分のみ)2,455人、うち雇用人員2,356人(進捗率96.0%)(2月末) * 三重県求職者総合支援センターの職業・生活相談など、1日当たり31.3件、求人情報閲覧1日当たり82.3件、外国人職業相談1日当たり11.1件(3月末現在) * ワンストップ・サービス・デイ来所者249名(11月30日152名、12月21日97名)</p> <p>(2) 経済対策として、中小企業の経営安定を図るための融資制度として、三重県セーフティネット資金の融資条件の見直しを図った結果、多くの企業が利用しました。また、ピンチをチャンスにする取組として、地域経済の活性化を図るために生産施設や研究開発施設の設備投資に対する支援を行いました。 政策効果による内需の拡大と輸出の改善等により、経済情勢は改善しつつあり、鉱工業生産指数は、平成17年を100とする値で平成21年4月は85.7であったのが、平成22年1月には</p>

99.1 まで改善しました。

- * 三重県セーフティネット資金融資残高 10,171 件 2,036 億円 (3 月末現在)
- * 設備投資支援 事業計画認定 12 件、常用雇用創出 50 名、補助金交付予定額 2 億円 (3 月末現在)

さらに、内需を拡大する取組として、公共事業、備品購入の上半期 8 割前倒し発注という目標を達成しました。

- * 公共事業の上半期発注率 84.4% (発注予定額 79,630 百万円、発注済額 67,203 百万円) (9 月末現在)
- * 備品購入の上半期発注率 81.2% (予算額 4,064,450 千円、発注済額 3,300,630 千円) (9 月末現在)

(3) 生活対策として、社会生活や日常生活の課題に対応することが困難な被保護者が、救護施設を一時利用することによって、在宅生活での維持が可能になるよう支援しました。

- * 救護施設 利用延日数 1,127 日、実人員 116 人 (3 月末現在)

また、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して奨学金の貸付や授業料減免を実施しました。

- * 奨学金貸付 (新規) 1,462 名 3 億 9 千万円余、高校授業料減免 4,418 名 3 億円 7 千万円 (3 月末現在)

平成 22 年度以降 (取組予定等)

- ・ 官民の関係団体で構成する「三重県雇用・経済危機対策会議」において、県内の雇用・経済情勢と課題を共有するとともに、緊急的な雇用・経済対策及び雇用・経済に関する中長期的な対応策について検討・協議を行います。
- ・ 「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、第七次緊急雇用・経済対策を着実に推進するとともに、状況の変化に留意しつつ、市町や関係団体等と連携しながら、引き続き緊急雇用・経済対策を切れ目無く講じていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(東紀州対策局の調整機能)

- (4) 東紀州対策局は、東紀州地域の自立に向けた取組の支援と県が実施する活性化対策を推進するため、平成18年度に設置され、熊野古道の活用など活性化事業を実施するほか部局横断的な総合調整等を行っている。

引き続き調整機能を発揮し、県事業を効果的、効率的に実施するとともに、市町及び東紀州観光まちづくり公社等との役割分担等を明確にするなど、それぞれの実施事業等が連携するように努め、一層の地域活性化に向け取り組まれない。

(東紀州対策局)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

東紀州対策局は、東紀州対策の事業全般について、各部局による事業立案や予算要求といった各段階での状況を把握し、各部局と必要に応じた意見交換・協議を行っています。さらに、それらの協議結果に基づき、施策への位置づけや予算調整の局面で、県民しあわせプラン・第二次戦略計画所管部局や予算編成部局に対し、東紀州地域振興の観点から意見を付すなど、総合的に調整を進めています。

具体的には、重点事業「東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化」をすべて含む施策 533「東紀州地域の振興」の関係部局を中心に緊密に連携を図っているほか、当該年度の東紀州関連事業の進捗や地域課題の把握、次年度の予算要求状況の把握をするため、定期的に各部局へ照会を行い、「東紀州対策関係部局長会議」や「東紀州対策庁内検討部会」、「東紀州対策地域機関総合会議」で情報共有するとともに意見交換や協議を行うなど、総合的な調整を行っています。

また、市町や東紀州観光まちづくり公社、その他関係機関等と連絡調整会議を開催し、東紀州対策局の事業やその進捗状況等について情報共有するとともに、協働して行う事業等についてはその役割分担を明確にし、連携を図っています。

平成 21 年度は、県、市町、東紀州観光まちづくり公社の連携を一層強化し、施策の方向性の統一を図っていくため、新たに「各市町担当係長会議」を設置しました。

さらに、熊野古道が世界遺産登録 5 周年を迎えたことから、これを契機に市町や地域、関係機関が一体となって熊野古道の魅力をより広く発信していくため、「熊野古道世界遺産登録 5 周年記念事業連絡会議」を開催し、各関係機関等との連携・調整を図りました。具体的には、市町による地域資源を生かしたイベントの開催、まちづくり公社による、語り部が案内する熊野古道ウォークなどのエージェントセールス、熊野古道センターでの地域のネットワークを生かした企画展や交流イベントの開催等、それぞれの機能を生かした事業を連携して行いました。

【平成 21 年度 関係部局長会議等実施状況】

(1) 東紀州対策関係部局長会議

(開催日)

・平成 21 年 12 月 18 日

(主な内容)

平成 22 年度当初予算案(東紀州関連)にかかる協議・調整

(2) 東紀州対策庁内検討部会

(開催日)

・平成 21 年 8 月 27 日

・平成 21 年 11 月 11 日

(主な内容)

東紀州関連事業に係る課題の共有、意見交換

平成 22 年度当初予算案(東紀州関連)にかかる協議・調整

(3) 東紀州対策地域機関総合会議(熊野・尾鷲合同)

(開催日)

・平成 21 年 5 月 18 日

・平成 22 年 2 月 8 日

(主な内容)

平成 21 年度補正予算、5 周年記念事業、紀南中核的交流施設の整備状況、意見交換

平成 22 年度当初予算案(東紀州関連)、各事務所の取組内容について意見交換

【平成 21 年度 各市町担当係長会議実施状況】

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| (開催日) | (主な内容) |
| ・平成 22 年 2 月 25 日 | 平成 21 年度事業進捗状況・平成 22 年度事業の取組について |

【平成 21 年度 熊野古道世界遺産登録 5 周年記念事業連絡会議実施状況】

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (開催日) | (主な内容) |
| ・平成 21 年 4 月 16 日 | 熊野古道世界遺産登録 5 周年記念事業等にかかる協議・調整 |
| ・平成 21 年 6 月 16 日 | 同上 |

2 取組の成果

各部局と日常的に意見交換を行い、さらに節目節目で「東紀州対策庁内検討部会」等を開催することにより、東紀州地域にかかる個々の事業内容や課題等を情報共有し、効果的に総合調整を行いました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

日常的な各部局との意見交換や協議を基礎とし、東紀州関連事業の進捗状況と課題、翌年度の予算要求状況の各部局への照会、「東紀州対策関係部局長会議」、「東紀州対策庁内検討部会」、及び「東紀州地域機関総合会議」の場での情報共有や協議を行うことにより、今後とも、効果的で効率的な東紀州対策が実行されるよう、総合的に調整を進めます。

また、今後も市町や東紀州観光まちづくり公社を通じて、地域の観光・商工団体等と情報共有や連携に努め、一体となって東紀州地域の活性化に取り組みます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 土地使用料の収入未済額が平成20年度末現在900円ある。今後、チェック機能を高め、発生防止に努められたい。 <p style="text-align: right;">(東紀州対策局)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 収納状況について、四半期毎に複数の職員でチェックを行うこととしました。 2 取組の成果 本庁部内の調定状況および収納状況が的確に把握出来るようになりました。
<u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【宮川流域案内人等支援事業】
再委託に係る承認手続きなし (地域支援分野)
- (2) 【住民基本台帳ネットワークシステムの県サーバ等運用管理支援業務委託】
再委託業務の範囲や作業量等が不明確 (地域支援分野)
- (3) 【東紀州プロモーション用パンフレット完全印刷データ作成業務委託】
・業務完了報告書が未徴取
・完成認定書に所属長が確認した旨の記録なし (東紀州対策局)
- (4) 【「熊野古道伊勢路道標デザイン設計及び製作」業務委託】
契約書に「個人情報取扱特記事項」が未添付 (東紀州対策局)
- (5) 【「熊野古道活動記録ビデオ」制作業務】
・業務完了報告書が未徴取
・契約書に「個人情報取扱特記事項」が未添付 (東紀州対策局)
- (6) 【木曾岬干拓地区排水機等の運転及び維持管理に関する業務委託】
再委託の内容が記載された別冊が未添付のまま再委託を承認 (桑名県民センター)
- (7) 【絆アート展示用品製造・展示業務委託】
・見積依頼の対象を拡げ、競争性を確保する必要あり (鈴鹿県民センター)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 委託先に対し、再委託を行う場合は、契約の規定に基づき事前に書面で承認を得るよう求めました。
- (2) 再委託の業務内容を書面で明示させました。
- (3) 今回の指摘事項について職員に周知し、適切な会計事務並びに契約事務の遂行について、所属の全職員に注意喚起を行いました。
- (4) 契約事務のフローについて職員に周知徹底しました。
- (5) 「業務完了報告書」の徴取、「個人情報取扱特記事項」の添付等の徹底について職員に注意喚起を行いました。
- (6) 再委託内容が記載された別冊の提出を求め、提出させました。
- (7) 監査の結果及び意見の指摘内容を確認し、適正な事務処理に努めるよう周知しました。

2 取組の成果

- (1) 委託契約の規定に基づき適正に事業を運営しました。
- (2) 契約業者、再委託業者それぞれの役割、業務分担が明確となりました。
- (3) 会計事務並びに契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。
- (4) 契約事務に従い適切に処理を行いました。
- (5) 会計事務並びに契約事務について適切に処理を行いました。
- (6) 契約書に基づいた再委託先の適正な管理が行えるようになりました。
- (7) 会計事務について職員の意識の向上が図れました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) 委託契約の規定に基づく適正な事業運営を行います。
- (2) 今後、同様の再委託を伴う委託契約を締結する場合は、承諾時において再委託業務の範囲等を明確にさせます。
- (3) 引き続き会計事務並びに契約事務に対する意識を高めるとともに、適正な事務処理を行っていきます。
- (4) 契約事務に対する意識を引き続き高めるとともに、書類の添付漏れ等がないよう複数人によるチェックを行っていきます。
- (5) 引き続き会計事務並びに契約事務に対する意識を高めるとともに、書類の添付漏れ等がないよう複数人によるチェックを行っていきます。
- (6) 再委託の承認については、申請に必要な書類が完備していることを確認し、適正な事務処理に努めます。
- (7) 引き続き適切な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金等 (1)【市町村自主運行バス等維持費補助金】 実績報告書の提出書類が一部不足 (政策企画分野)</p> <p>ウ 旅費 (1)【部落解放研究第42回全国集会】 復命書の記載内容が不十分 (経営企画分野) (2)【全国都道府県情報管理主管課長会秋季会議】 航空機の利用が不適切 (情報化・統計分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ 補助金等 (1) 不足していた提出書類について、提出を確認しました。</p> <p>ウ 旅費 (1) 今回の指摘について、復命書を整理しました。 (2) 航空機利用の過払いについて、戻入の手続きを行い、納入されたことを確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>イ 補助金等 (1) 適正な事務処理を行うことができました。</p> <p>ウ 旅費 (1)(2) 適正な事務処理を行うことができました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>イ 補助金等 (1) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p> <p>ウ 旅費 (1)(2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 通勤手当の事後確認について、定期券の写しが未添付 (津県民センター) (2) 扶養手当に係る扶養親族認定簿の未整備 (伊賀県民センター)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 本年度の事後確認において、当該手当にかかる定期券の写の提出を求めました。 (2) 該当の扶養手当について扶養親族認定簿を作成しました。 その後、例年の事後確認と共に、未整備のものがいないか再度確認しました。 2 取組の成果 (1) 提出された定期の写にて確認しました。 (2) 認定事務処理が発生した時点で、書類の未整備がないか確認するようにしました。
<u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> (1) (2) 平成 22 年度以降については、新たに設置される総務事務センター (通称) において適正な事務処理が行われることとなります。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 公有財産定期報告書が未提出 (情報化・統計分野)
- (2) 公有財産使用許可台帳が一部未整備 (東紀州対策局)
- (3) 公有財産使用許可台帳が未整備 (伊賀県民センター)

イ 金品亡失、盗難等

- (1) 公用車2 台の損傷 (修理代85,575 円、34,440 円) (津県民センター)
- (2) 原動機付自転車(廃車手続き済)の盗難 (取得価格136,990 円) (松阪県民センター)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

ア 財産管理状況

- (1) 公有財産定期報告書を提出しました。
- (2) 公有財産使用許可台帳の一部未整備については、速やかに台帳の整備を行いました。
- (3) 公有財産使用許可台帳を整備しました。

イ 金品亡失

- (1) 管理所管外のバス(議会バス)の保管に伴う事故のため、平成 20 年度末に本来の管理所属である議会事務局(本庁)駐車場へ移動させました。また、運行担当中心に公用車安全運転管理に関する指導を徹底しました。
- (2) 廃棄予定の物品の盗難であったことから、廃棄物置場における処分までの保管期間を極力短くするとともに、金銭的価値がある物品については鍵のかかる場所で保管することとしました。

2 取組の成果

ア 財産管理状況

- (1) 提出漏れを解消しました。
- (2) 適正な台帳として整備しました。
- (3) 今後、公有財産使用許可期間更新時の確認と合わせて、随時適正な台帳管理を行うようにしています。

イ 金品亡失

- (1) 物品管理に関する認識を深める事ができました。
- (2) 適正な管理を行うことができました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

ア 財産管理状況

- (1) 公有財産管理システム担当者との連携を密にして、適正な事務処理に努めます。
- (2) 今後も適正な管理に努めます。
- (3) 公有財産使用許可台帳の更新等、適切な管理を行っていきます。

イ 金品亡失

- (1) 今後は、より厳正な物品管理に努めていきます。
- (2) 引き続き、財産等の適正な管理に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(1) 自損事故（損害額 31,447 円）

（尾鷲県民センター）

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 負担金の概算払いについて、実行委員会の支払いの計画などを把握の上、分割して支払う必要あり

（「美し国おこし・三重」推進室）

(2) 有料道路回数券について物品出納簿が未整備

（伊勢県民センター）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

(5) 交通事故

(1) 当該職員においては、交通安全研修（2009 年 8 月 5 日）を受講させました。また、安全運転管理及び交通事故防止について、所長会議や所内朝礼等で職員に注意喚起を行いました。

(6) その他

(1) 四半期に分けての概算払い処理を行いました。

(2) 有料道路回数通行券の物品出納簿を整備しました。

2 取組の成果

(5) 交通事故

(1) 本年度も自損（物件）事故が 1 件発生しており、十分な成果が得られたとは言えませんが、小さな事故から重大な過失による人身事故等の発生に繋がらないよう、職員の交通安全意識の高揚を図りました。

(6) その他

(1) 適正な事務処理を行うことができました。

(2) 適正な事務処理を行うことができました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

(5) 交通事故

(1) 交通事故防止について、安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き職員に対し機会あるごとに注意喚起を行います。

(6) その他

(1) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。

(2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(「みえ行政経営体系」の運用による内部統制機能の強化)

- (1) 二重払いによる戻入や職員手当の過払いなどの不適切な経理処理が依然として散見されるほか、件数は減少しているものの、職員の不正受給などによる懲戒処分が発生しており、内部統制の整備、チェック機能の強化が急務となっている。

県では、「みえ行政経営体系」が有効に機能することによる内部統制の整備を期待されているが、平成 20 年度の職員基礎調査においては、未だ、20.5%の職員に当体系の理解が浸透していない状況である。

今後も、「みえ行政経営体系」に基づく取組と職員に対する意識の浸透を一層推進することにより、内部統制の機能が発揮されるよう努められたい。(組織・職員分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

法令遵守の意識を高め、適切に会計事務が処理されるよう、引き続き、基本研修(課長級昇任者、課長補佐級昇任者、係長級昇任者)において会計事務研修(必須)を実施しました。

また、法令遵守と公務員倫理を一層徹底するため、綱紀肅正に関する依命通知を出しました。

(平成 21 年 6 月 2 日)

「みえ行政経営体系」について、新規採用職員、新任室長・総括室長を対象とした研修で説明するとともに、「みえ行政経営体系」をより分かりやすく説明した冊子「『みえ行政経営体系』のあらまし」やコンパクトにまとめた「『みえ行政経営体系』のポイント」を作成し、全職員への意識の浸透を図りました。

また、本年度は「みえ行政経営体系」を噛み砕いて説明した通信を職員向けにメールで配信することにより、職員がより理解しやすくなるような改善、職員への意識の浸透を一層推進しました。

<一目で分かる!?「みえ行政経営体系」通信 vol.1~vol.7>

2 取組の成果

依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意喚起を行うことで、法令遵守や公務員倫理の徹底を一層図ることができました。

「みえ行政経営体系」について、職員への意識の浸透に取り組んだ結果、平成 21 年度の職員の理解度はすべての項目において上昇し、平均は 82.2%と昨年度に比べ 2.7 ポイント上昇しました。

	平成 21 年度	平成 20 年度
みえ行政経営体系	76.0%	71.8%
経営品質向上活動	83.7%	82.1%
危機管理	89.1%	86.7%
環境マネジメントシステム	89.9%	88.6%
県民の声データベース	90.1%	87.1%
県政運営方針	71.2%	66.0%
率先実行取組	82.7%	80.3%
みえ政策評価システム	75.0%	73.3%
平均	82.2%	79.5%

平成 22 年度以降(取組予定等)

職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成 22 年度以降も、平成 21 年度と同様、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

平成 21 年度の職員基礎調査において、項目別では「県政運営方針」や「みえ政策評価システム」、役職別では「一般職員」の理解度が低いことから、これらの理解度の向上につながるような取組を中心に、「『みえ行政経営体系』のあらまし」の平成 22 年度版や「『みえ行政経営体系』のポイント」を改めて作成するなど、職員が理解しやすい内容のものを提供し、引き続き理解度向上の取組を進めていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(健全かつ透明な財政運営)

(2) 平成 20 年度の県財政の状況については、経常収支比率は 94.8%と前年度に比べて 3.8 ポイント改善されているが、厳しい経済状況の中、県税収入が減少し、県債残高が引き続き増加したため、歳入における県債依存度は上昇している。

また、一般財源が減少している一方で、緊急雇用・経済対策による財政出動が必要となっていることに加え、今後も退職手当や公債費が高水準で推移することが見込まれるなど、非常に厳しい財政状況となっている。

こうした中、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、一層の財政健全化の取組を行い、安定かつ持続可能な財政運営に努められたい。

さらに、財政運営の透明性を高めるため、新たに導入された公会計制度に基づき、県財政に関する情報を県民にわかりやすく提供するよう努められたい。
(財政・施設分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度の財政運営は、県内の厳しい雇用経済情勢を踏まえ、「緊急雇用・経済対策」を最優先課題として進めてきました。

具体的には、1 日でも早く厳しい雇用経済情勢を回復させ、そのことによる法人関係税など県税収入の回復に繋がれるよう、国からの交付金等を活用し、累次の「緊急雇用・経済対策」を講じてきました。

他方、県税収入の減少に対応した減収補てん債などの県債発行により、県債依存度は高くなる傾向がありますが、地方税の減収に対応して発行する県債は後年度交付税措置があり、実質的な県の負担増にはつながるものではありません。なお、退職手当債など交付税措置のない県債の発行にあたっては、定員削減や事務事業の徹底した見直しにより、将来の償還財源を確保した上で発行することとしています。

財政運営の透明性を高めるとともに、県の財政状況の理解を深めるための取組としては、新たに財務書類 4 表を作成したほか、県独自の新たな財政指標の設定、大規模施設の状況を明らかにする資産カルテの作成をしました。

2 取組の成果

- ・ 7 次にわたる「緊急雇用・経済対策」を予算措置。
- ・ みえ経営改善プランに基づく定員削減を実施
- ・ 事務事業の見直し(平成 22 年度当初予算) 廃止 93 事業、休止 19 事業、リフォーム 13 事業
- ・ 財務 4 表、県独自の新たな財政指標、資産カルテの作成と公表

平成 22 年度以降(取組予定等)

平成 22 年度当初予算は、県内の厳しい雇用経済情勢を踏まえて、平成 21 年度 2 月補正予算と一体的にとらえ、引き続き「緊急雇用・経済対策」に切れ目なく取り組むとともに、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の総仕上げの予算として、「重点的な取組」や各施策の目標達成に向けた取組を着実に進めていくため、極めて厳しい財政状況の下、「選択と集中」を図りながら編成しました。

今後、当初予算の適正、効果的な執行に努めるとともに、雇用経済情勢を踏まえて、必要な「緊急雇用・経済対策」を実施する補正予算編成にも的確に対応します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県税等の未収金対策)

- (3) 平成 20 年度末における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 70 億 6,702 万 5,836 円(対前年度比 108.5%)であり、前年度に比べて 5 億 5,653 万 6,430 円増加し、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 72.0% (前年度 64.2%) が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加している。また、個人県民税については、徴収率も全国順位が 36 位と低位であり、県税の徴収における大きな課題となっている。

今後も、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、併任職員の派遣や個人住民税の特別徴収の加入促進など、三重県地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援により、市町等と連携を密にして、税収確保に努められたい。

なお、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況把握をするとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。(財政・施設分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 個人県民税対策について

「個人県民税対策班」の設置

税務政策室内に、課長級の滞納整理特命監と個人県民税対策の専任スタッフからなる「個人県民税対策班」を設置し、県税事務所で行われる対策の進捗管理、計画的な実施、総合調整等を実施しました。

地方税法第 48 条による個人住民税の直接徴収について、県税事務所が中心となって管内市町の滞納案件の引き継ぎを受け、県と市町で協働で滞納処分を実施しました。

「三重県地方税収確保対策連絡会議」の活用

「三重県地方税収確保対策連絡会議」の事務局として、市町職員に対する研修などを実施するとともに、納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入を進める研究会を設置し、その結果をもとに県・市町が協働して、県内各事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。

- (2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税務政策室内の「特別徴収機動班」を中心として、県税事務所と連携のうえ、機動的に滞納整理を実施し、下記のとおり県税収入の確保に取り組みました。

各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化

国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索

差押不動産・動産のインターネット公売の実施

県税の課税部門と連携した機動的な徴収

その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策

三重地方税管理回収機構への職員の派遣とその連携

- (3) 県・市町県税滞納整理併任職員 5 名を 9 市町に派遣し、市町村税(個人県民税を含む。)の滞納整理のための業務に取り組みました。

2 取組の成果

- (1) 個人県民税対策について

地方税法第 48 条により県内市町から個人県民税に関する徴収引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

【平成 22 年 2 月末現在の状況】

引受市町数 8 市町

引受案件数 66 人 3 千 2 百万円

処理済(徴収・差押等)金額 約 4 千 7 百万円(うち延滞金約 1 千 5 百万円)

処理済金額のうち徴収金額 約 2 千 5 百万円(うち延滞金約 4 百万円)

個人住民税特別徴収促進の取り組み

- ・事業所（給与支払者）への訪問・電話による周知 936 箇所
- ・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送による周知 12万7,272 箇所
- ・関係団体（税理士会等）への訪問による周知 106 箇所
- ・県政だよりみえ 11月号及び12月号広報掲載、県ホームページ 10月から広報掲載

(2) その他の対応状況（平成22年2月末現在）

高額・難件事案の指定(本税額)	約4億1千5百万円
徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む）	約3億9千6百万円
処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む）	約1億6千1百万円
国税徴収法に基づく搜索・タイヤロック等実施回数	117回(県税事務所と連携して実施)
差押不動産・動産等のインターネット公売の状況	
不動産、自動車、動産	91件中 60件落札 約3,647万円
	(うち、58件売却 約2,404万円)

「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約6億1,800万円、差押処分件数：1,043件

平成22年度以降（取組予定等）

(1) 「個人住民税特別滞納整理班」の新設

県と市町がこれまで以上に協働して個人住民税対策に取り組むことができるように、「個人住民税特別滞納整理班」を新設します。

【同班の体制】

個人住民税の滞納整理を進めるため、税務政策室と紀州県税事務所に設置します。

リーダー：滞納整理特命監（課長級）

スタッフ：副室長1名、県職員4名、市町派遣職員8～10名

（うち紀州県税事務所駐在：県職員1名、市町派遣職員2～3名）

【実施期間】

平成22年4月～市町派遣職員の受入期間（半年～1年間）

【実施方法等】

- ・地方税法第48条の徴収引継（県による直接徴収）を活用。
 - ・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の協働により個人住民税の滞納整理を実施。
 - ・滞納整理業務に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。
 - ・一ヶ所で集中して大量に組織的に滞納整理を進めることにより、大きな成果が期待できる。
- また、引き続き県内市町と協働して、「個人住民税特別徴収促進」に取り組めます。

(2) 税務政策室内の「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な滞納整理を実施するとともに、インターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組めます。

(3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組めます。また、市町の徴収対策として県・市町県税滞納整理併任職員を引き続き派遣していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県有施設の有効活用)

- (4) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 21～23 年度までの 3 年間の「第 2 次県有財産利活用計画」を策定している。

県有財産利活用計画(18～20 年度)の実績について、県有財産売却予定額は目標を達成できているが、県有施設の有効活用については、課題を有する 28 施設のうち、9 施設が期間内に課題解決に至らず、第 2 次計画に継続されているので、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。
(財政・施設分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

「第 2 次県有財産利活用計画(平成 21～23 年度)」では、「県有財産利活用計画(平成 18～20 年度)」の評価等を踏まえ、3 年間の売却目標額を「約 6 億円」と設定し、未利用資産の積極的な売却等を行ないました。

また、平成 22 年 3 月 4 日には「第 2 回県有資産有効活用等検討会議」を開催し、第 2 次県有財産利活用計画の進捗状況について、各部局から報告を行い、今後の方針について確認を行いました。

2 取組の成果

「第 2 次県有財産利活用計画」に基づく売却目標約 6 億円に対し、平成 21 年度の売却実績は、9 件、3 億 7,173 万 5 千円になりました。

また、「第 2 次県有財産利活用計画」へ継続した県公舎等の 9 施設のうち、「旧職員公舎渋見」は、売却を行ないました。

県有財産売却内訳

	財 産 名	所 在 地	面 積	金 額
1	旧長太警察官駐在所敷地	鈴鹿市	220.64 m ²	7,500 千円
2	旧運転免許試験場敷地	津市	298.00 m ²	12,900 千円
3	伊勢庁舎敷地の一部	伊勢市	2,969.84 m ²	175,586 千円
4	旧職員公舎高円寺 102 号室	東京都杉並区	74.92 m ²	34,019 千円
5	旧職員公舎高円寺 303 号室	東京都杉並区	70.02 m ²	37,320 千円
6	旧中瀬警察官駐在所敷地	伊賀市	194.02 m ²	2,600 千円
7	旧県営住宅豊田団地敷地	川越町	717.77 m ²	24,300 千円
8	旧職員公舎渋見	津市	2,185.00 m ²	73,000 千円
9	旧明警察官駐在所敷地	津市	316.75 m ²	4,510 千円
	9 件 合 計		7,046.96 m ²	371,735 千円

平成 22 年度以降(取組予定等)

「第 2 次県有財産利活用計画」については、県有資産有効活用等検討会議において、定期的に計画の実施状況の把握、検証、評価等を行い、又見直し等を行うことにより計画を推進し、関係部局とも連携しながら目標達成に向けて取り組めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(5) 交通事故などによる公用車の損傷、県民から預かった展示物の亡失、パソコンの損傷など、金品亡失が平成 20 年度は前年度に比べて 38 件増加し 183 件発生しているため、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について引き続き指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>物品の適正管理については、平成 21 年 6 月 2 日付けで出納局長との連名による依命通知を発出し、現金及び備品等金品の適正な管理や交通事故防止について注意を喚起しました。</p> <p>また、職員の服務規律の確保や法令遵守の意識を高めるため、階層別研修において公務員倫理研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>依命通知の発出や公務員倫理研修の実施に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、人事担当副室長会議、人事担当者会議など)で注意喚起を行うことで、一層法令遵守や公務員倫理の徹底を図ることができました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>物品の適正管理に係る意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成 22 年度以降も、平成 21 年度と同様、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

収入事務において不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 行政財産の目的外使用許可指令書の日付より前に、当該許可に係る使用料を調定、収納
(桑名県民センター)
- (2) 行政財産の目的外使用許可にかかる使用料の調定期間が遅延
(津県民センター)
- (3) 滞納整理カードの一部について、財産調査の時期等の記載が不十分
(桑名県税事務所)
- (4) 交付要求の解除遅延及び交付要求整理簿の消し込み忘れ
(桑名県税事務所)
- (5) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
(桑名県税事務所)
- (6) 県民税利子割の調定事務において、減額の入力誤り
(桑名県税事務所)
- (7) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
(四日市県税事務所)
- (8) 不動産取得税等において、一部課税誤りあり
(鈴鹿県税事務所)
- (9) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
(鈴鹿県税事務所)
- (10) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
(松阪県税事務所)
- (11) 滞納整理カードの一部で、財産調査の時期等の記載が不十分
(伊勢県税事務所)
- (12) 時効成立後の不納欠損処理が遅延
(伊勢県税事務所)
- (13) 預金口座の差押誤りあり
(伊勢県税事務所)
- (14) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎているものあり
(伊勢県税事務所)
- (15) 滞納整理カードの一部で、財産調査の時期等の記載が不十分
(伊賀県税事務所)
- (16) 時効成立後の不納欠損処理が遅延
(伊賀県税事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1、2) 行政財産の目的外使用許可時に、当該許可に係る使用料の調定、収納を行いました。
(桑名県民センター、津県民センター)
- (3、11、15) 滞納整理カードへ財産調査の時期等の記載を行うとともに、「納税課内会議」等において、調査後の滞納整理カードの日付・調査内容等の記載を徹底・周知しました。
(桑名県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所)
- (4) 交付要求について納付確認のうえ消し込みを行うとともに、日常のチェックのほか、毎月配布される一覧表から未納額の確認を行い、すみやかに交付要求の解除等の手続きを行うようにしました。
(桑名県税事務所)
- (5、7、9、10、14) 税込確保対策会議等の場を活用するなどして、関係市町に対して、個人県民税の振込みの法定期日までの納付について申し入れを行いました。
(桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所)
- (6) 減額の入力誤りについては、強制修正を行うとともに、減額の更新処理を行う前に十分再確認を行うこととしました。
(桑名県税事務所)
- (8) 課税誤りについては、減額処理を行い適正な課税を行うとともに、不動産登記申請における法務局での写し取りチェックは必ず職員が行うこと及び職員 2 名体制で行うことを徹底して、チェック機能の強化を図るなど、課税誤りのないよう取り組みました。
(鈴鹿県税事務所)
- (12) 時効対象リスト確認時の見落としによる不納欠損処理の遅延を防止するため、既存のエクセルファイルを加工、不納欠損到来日の進行管理を一元化し、各担当者が時効成立後、速やかに不納欠損処理ができるようにしました。
(伊勢県税事務所)
- (13) 同姓、同名の差押の取消処理をするとともに、差押誤り発生後の同処分については、滞納者の

住所・氏名・生年月日と預金調査の回答書との照合を担当と課長とで確実にすることとし、特に回答書における住所不一致等の場合は、直近の「住民票」をとり、同一人物かどうか再確認をしたうえで差押処分をするようにしました。
(伊勢県税事務所)

- (16) 時効対象リスト確認時の見落としによる不納欠損処理の遅延を防止するため、欠損予定の段階において、早期に必要な対応をしていくことを、ミーティング等で徹底しました。また、時効成立後は、速やかに不能欠損処理を地区担当者と欠損処理担当者でダブルチェックのうえ処理するようにしました。
(伊賀県税事務所)

2 取組の成果

- (1、2) 調定時に許可日を確認し、適正な事務処理を行うようになりました。
(桑名県民センター、津県民センター)
- (3、11、15) 滞納整理カードや滞納整理票(小票)への記録が徹底されました。
(桑名県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所)
- (4) 滞納整理カードや滞納整理票(小票)及び整理簿への記録が徹底されました。(桑名県税事務所)
- (5、7、9、10、14) 特段の事情がない限り、法定期限内に納付されましたが、一部の市町において電算システムの処理上、月初めに休日が重なる月については対応が難しい場合があります。
(桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所)
- (6) 確認チェックを十分に行った結果、本年度は入力誤りは発生していません。(桑名県税事務所)
- (8) 取組後は、課税誤りは発生していません。(鈴鹿県税事務所)
- (12) 課員共有のエクセルファイルにより、不納欠損到来日を確実に把握できるようになり、時効後の速やかな処理ができるようになりました。(伊勢県税事務所)
- (13) その後、事例のような差押誤りは発生していません。(伊勢県税事務所)
- (16) 欠損処理もれの防止を図るなかで、単純時効による欠損も未然に防ぐことができました。
(伊賀県税事務所)

平成 22 年度以降(取組予定等)

- (1、2) 目的外使用許可時には指令書の日付を確認し、引き続き適正な事務処理に努めます。
(桑名県民センター、津県民センター)
- (3、11、15) 納税課内会議等において、課員に周知し「滞納整理カード」への正確な記載がされるよう進めていきます。
(桑名県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所)
- (4) 交付要求事務を各地区担当に分担し、交付要求から解除までの処理(書類作成や税務システムへの入力)は各地区担当の責任において行い、とりまとめ担当者が交付要求漏れや解除漏れのチェックおよび整理簿の作成を重点的に行えるように取組みます。
(桑名県税事務所)
- (5、7、9、10、14) 今後とも、期限内の振込みを引き続きお願いしていくとともに、期日が過ぎた市町があれば、その都度市町から事情を聞き、遅れることがないようにしていきます。
(桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所)
- (6) 平成 21 年度同様、更新処理前に再確認を十分行い、入力ミスがないよう徹底していきます。
(桑名県税事務所)
- (8) 法務局での写し取り誤りによる課税誤りをなくすため、見直し作業、課税チェックを確実に行うようミーティングで徹底し、再発防止に努めていきます。
(鈴鹿県税事務所)
- (12) 課員共有ファイルを活用し、不納欠損到来日を的確に把握し、処理に遅延のないように取り組んでいきます。
(伊勢県税事務所)
- (13) 県税未済額を縮減するために滞納処分を積極的に実施していきますが、その事務処理にあっては誤りが無いように努めていきます。
(伊勢県税事務所)
- (16) 欠損予定者リストを活用し、早期の対応を行うとともに、欠損処理の遅延など不適切な処理を防止していきます。
(伊賀県税事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

ア 業務委託

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 【業務補助職員等給与計算システムサポート業務委託】 (組織・職員分野)
契約締結何いに随意契約理由の記載なし
- (2) 【地方法人特別税導入に伴う総合税システム設計委託】 (財政・施設分野)
契約締結何いに随意契約理由の記載なし
- (3) 【県職員公舎管理業務委託】 (財政・施設分野)
予定価格調書が未作成
- (4) 【四日市庁舎エレベーター保守点検業務委託】 (四日市県民センター)
仕様書に定める作業計画書、業務責任者の届出、防災マニュアルが未徴取
検査時に仕様書に基づく履行確認が不十分
- (5) 【四日市庁舎構内交換電話設備等保守委託】 (四日市県民センター)
契約書の記載事項が不十分
契約保証金を免除する根拠の記載なし
- (6) 【職員公舎(北勢寮)給食等業務委託】 (四日市県民センター)
作業日誌に入居者の代表の確認印なし
毎日清掃する箇所として定められた箇所のうち1か月に2回の清掃となっていた箇所あり
検査時に仕様書に基づく履行確認が不十分
- (7) 【鈴鹿庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託】 (鈴鹿県民センター)
業務計画等について承諾の記録なし
- (8)～(10) 【津庁舎エレベーター保守管理業務委託】【津庁舎設備管理委託】
【津庁舎清掃警備業務委託】 (津県民センター)
契約保証金を免除する根拠の記載なし
- (11) 【伊勢庁舎合併浄化槽維持管理業務委託】 (伊勢県民センター)
再委託に係る承認手続きなし
- (12) 【エレベーター保守点検業務委託】 (伊賀県民センター)
仕様書に定める事業計画書が未徴取
- (13) 【三重県尾鷲庁舎浄化槽保守点検業務委託】 (尾鷲県民センター)
契約業者の住所が契約書記載のものとは入札書、請求書等のものと異なる
- (14) 【三重県尾鷲庁舎一般廃棄物処理業務】 (尾鷲県民センター)
契約書に「個人情報取扱特記事項」が未添付
- (15)(16) 【給与支払い報告書等封入作業委託】 (桑名県税事務所)
契約書に個人情報の保護に関する条項なし
封入枚数実績の確認、検収が不十分
- (17)～(20) 【給与支払い報告書等封入作業委託】 (津総合県税事務所、伊賀県税事務所)
封入枚数実績の確認、検収が不十分
- (21)～(22) 【新規採用職員入庁時研修委託】 (職員研修センター)
予定価格の積算根拠が不明確
予定価格設定が見積徴収前に行われた記録なし
- (23) 【新規採用職員指導研修委託】 (職員研修センター)
予定価格設定が見積徴収前に行われた記録なし
- (24) 【オフサイトミーティングを活用した職場改善世話人養成講座委託】 (職員研修センター)
予定価格設定が見積徴収前に行われた記録なし

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1)(2) 契約準備時には契約締結伺いの随意契約理由等について、記載漏れがないよう確認するとともに、会計支援室等と連携し、適切な事務処理を行うようにします。
(組織・職員分野、財政・施設分野)
- (3) 県職員公舎管理業務委託は平成 20 年度まで三重県住宅供給公社へ随意契約により業務委託を実施していましたが、平成 21 年度から一般競争入札に改め、予定価格調書の作成を行いました。
(財政・施設分野)
- (4) 仕様書に定める関係書類の未徴収分については、契約業者から提出を受けました。
契約書及び仕様書に係る履行確認については、実情にそぐわないため、平成 22 年度契約時(平成 21 年度末)に契約書等の見直しを実施しました。
(四日市県民センター)
- (5) 契約書の記載事項については、監督及び検査、支払遅延利息、紛争の解決方法等、記載を行なうようにしました。また、契約保証金を免除する根拠の記載については、平成 21 年度、委託契約更新の年であるので、契約保証金の扱いについての記載を行うようにしました。
(四日市県民センター)
- (6) 作業日誌の入居者代表者(寮長)の確認印を押印しました。
仕様書で定められた回数不足だった清掃箇所について、仕様書どおり毎日実施しています。履行確認について、検査時に仕様書に基づく履行確認を実施しています。
(四日市県民センター)
- (7) 施工計画書の一部変更が生じていることを確認し、承認手続きを行いました。
(鈴鹿県民センター)
- (8)～(10) 平成 21 年度、委託契約更新の年であるので、契約保証金の扱いについての記載を行うようにしました。(清掃警備業務委託については既に記載を行いました。)(津県民センター)
- (11) 合併浄化槽維持管理業務委託における再委託について、委託事業者と協議のうえ、再委託の承認を行いました。
(伊勢県民センター)
- (12) エレベーター保守点検業者に作業計画書を提出させました。
(伊賀県民センター)
- (13) 契約締結前に契約者の住所を再確認することにしました。
(尾鷲県民センター)
- (14) 契約締結前に個人情報取扱特記事項の添付を再確認することにしました。
(尾鷲県民センター)
- (15)(16) 平成 21 年度の契約においては、契約書に個人情報の保護に関する事項を記載するように改善しました。また、封入枚数実績の確認、検収については、実績報告書の内容について確認し、検査しました。
(桑名県税事務所)
- (17)～(20) 税務署において封入枚数を確認しました。(津総合県税事務所、伊賀県税事務所)
- (21)～(24) 平成 21 年度の研修委託については、設計根拠を明確にするとともに、施行伺いに予定価格の記録を残すように改善しました。
(職員研修センター)

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1)(2) 契約伺いの随意契約理由等について適正な事務処理となりました。
(組織・職員分野、財政・施設分野)
- (3) 一般競争入札の方式に変更し、当該入札事務もそれに対応した手続きに移行したため、予定価格調書についても作成を行いました。
(財政・施設分野)
- (4)～(6) 仕様書に基づく提出書類及び履行確認については、適切な事務処理となりました。
契約内容等については、平成 22 年度契約分から契約書等の見直しを実施し、適切な事務処理となりました。
(四日市県民センター)
- (7) 業務計画等の確認について、適切な事務処理となりました。
(鈴鹿県民センター)
- (8)～(10) 契約保証金の取扱いについて周知徹底が図られ、記載漏れを防止することができました。
(津県民センター)
- (11) 業務委託契約の執行について適正化が図れました。
(伊勢県民センター)
- (12) 提出された作業計画書とおりの保守点検業務の適正化が図れました。(伊賀県民センター)

- (13)(14) 業務委託契約の執行について適正化が図れました。(尾鷲県民センター)
(15)(16) 取組の結果、適切な契約書が作成され、また、適正に検査が行われました。
(桑名県税事務所)
(17)～(20) 封入枚数実績の確認、検収を行い適正な事務処理となっています。
(津総合県税事務所、伊賀県税事務所)
(21)～(24) 業務委託契約の執行について、会計規則に従い適正化が図れました。
(職員研修センター)

平成 22 年度以降 (取組予定等)

ア 業務委託

- (1)(2) 契約事務に当たっては、研修等への参加等により契約事務に関するスキル向上を図り、適切に事務処理がなされるようにします。(組織・職員分野、財政・施設分野)
(3) 契約事務については、引き続き入札手続の適正な執行を行なっていきます。
(財政・施設分野)
(4)～(6) 今後も三重県会計規則等に基づく契約書類等の作成と、仕様書等に基づく履行確認等の適正な事務処理を行います。
(四日市県民センター)
(7) 引き続き、契約事務に対する意識を高めるとともに、契約書、仕様書等に基づく適正な事務処理に努めます。
(鈴鹿県民センター)
(8)～(10) 引き続き他の委託契約についても、契約保証金の扱いについての記載漏れのないよう注意することとします。
(津県民センター)
(11) 今後とも業務委託契約の執行について不適切な事案が生じることのないよう留意のうえ、適正な事務処理に努めます。
(伊勢県民センター)
(12) 委託業務契約時に、仕様書に基づいた提出書類が委託業者から提出されているかの確認を行います。
(伊賀県民センター)
(13)(14) 契約締結前に契約者の住所、個人情報取扱特記事項の添付を再確認します。
(尾鷲県民センター)
(15)(16) 今後も、適切な契約書を作成し、適正に検査を行っていきます。(桑名県税事務所)
(17)～(20) 引き続き適正な事務処理を行っていきます。(津総合県税事務所、伊賀県税事務所)
(21)～(24) 研修への参加等により職員の契約事務に関する知識の向上を図り、適切に事務処理がなされるようにします。
(職員研修センター)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
イ 工事（修繕）	
(1) 【尾鷲庁舎前駐車場改修】	（尾鷲県民センター）
監督員及び検査員の選任に係る任命起案がない	
(2) 【第1・第2教室音響システム修繕】	（職員研修センター）
随意契約理由の記載がない、検査年月日及び氏名の記録がない	
講じた措置	
<u>平成 21 年度</u>	
1 実施した取組内容	
イ 工事（修繕）	
(1) 尾鷲庁舎前駐車場改修（尾鷲県民センター）	
工事実施前に監督員及び検査員を選任することを再確認することにしました。	
(2) 第1・第2教室音響システム修繕（職員研修センター）	
随意契約を行おうとするときは、施行何いにその理由を明記するように改善しました。	
また、検査の記録を残すよう改善しました。	
2 取組の成果	
イ 工事（修繕）	
(1) 工事施行時の監督員及び検査員の任命について、適切な事務処理となりました。	（尾鷲県民センター）
(2) 工事契約の執行について、会計規則に従い適正化が図れました。	（職員研修センター）
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u>	
イ 工事（修繕）	
(1) 工事実施前に監督員及び検査員の選任することを再確認することにします。	（尾鷲県民センター）
(2) 研修への参加等により職員の契約事務に関する知識の向上を図り、適切な事務処理を行います。	（職員研修センター）

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 ウ 旅費</p>	<p>(1)～(3)【東京税務セミナー】【ブロック別徴収事務研修】【軽油引取税全国協議会東海北陸ブロック研修会】 復命書の記載内容が不十分 (桑名県税事務所)</p> <p>(4)【軽油引取税特別徴収義務者申告指導】 復命書が未作成 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(5)【東京税務セミナー】 復命書の記載内容が不十分 (津総合県税事務所)</p> <p>(6)【部落解放・人権夏期セミナー】 自家用車使用に係る承認手続きがない (伊勢県税事務所)</p> <p>(7)(8)【東京税務セミナー】 復命書に用務先の記載がない (伊賀県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p><u>平成 21 年度</u></p>	
<p>1 実施した取組内容 ウ 旅費</p>	<p>(1)～(3) 復命書への記載が「別添のとおり」のみで処理されていたため、ISO9001 の教育訓練規定に定める記録文書の復命書 ZE1-B04[D04]を用いて復命することとし、研修の概要をわかりやすく簡潔に記載するようにして、所内回覧時に他の職員に情報共有できるように図りました。 (桑名県税事務所)</p> <p>(4) 指摘事項については、速やかに復命書を作成し供覧をしました。また、県外出張及び宿泊を伴う県内出張の場合、賦課調査報告書や徴収処理報告書を作成した時でも、必ず「復命書」を別途作成するよう全職員にメールにて周知しました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(5) 職員に対し、復命書の記載について、内容、結果など詳細に記載するよう周知徹底を図りました。 (津総合県税事務所)</p> <p>(6) 自家用車使用の承認を取るとともに、今後、事例の形態(自家用車使用と公共交通機関との併用)で出張する場合は旅行命令伺いに自家用車使用の承認を受けるよう職員に周知徹底しました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(7)(8) 復命書の記載必要事項を周知徹底しました。 (伊賀県税事務所)</p>
<p>2 取組の成果 ウ 旅費</p>	<p>(1)～(3) 上記復命書を用いることで、出席者の研修習熟度が確認でき、また事項書など配布資料の添付がなくても研修内容が確認できるようになりました。 (桑名県税事務所)</p> <p>(4) 上記の周知以降、県外出張及び宿泊を伴う県内出張の場合は、すべて復命書が作成されています。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(5) 職員への周知を行ったことにより、復命書記載内容が詳しくなり、研修内容の習熟度が容易に把握できるようになりました。 (津総合県税事務所)</p> <p>(6) 周知した結果、その後は適正に処理されています。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(7)(8) 復命書に必要な事項が明記されることとなり、内容についても確認し易くなりました。 (伊賀県税事務所)</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p>	
<p>ウ 旅費</p>	<p>(1)～(3) 県外、県内問わず研修等の出張後は、上記復命書で復命するよう周知徹底していきます。 (桑名県税事務所)</p> <p>(4) 毎年、年度の始め(4月)には、メール等で全職員に周知を行います。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(5) 引き続き、研修の目的である習熟度の把握に努めていきます。 (津総合県税事務所)</p> <p>(6) 年度始めの「定例会(月の初めに毎月開催)」において、課長を通じて職員に周知します。 また、個人宛メールでも周知していきます。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(7)(8) 引き続き適正な事務処理を行っていきます。 (伊賀県税事務所)</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 特殊勤務手当の実績簿の決裁をまとめて処理

(伊賀県税事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 実績ごとの決裁を周知徹底することとしました。

2 取組の成果

- (1) 適正な事務処理がされるようになりました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) 年度当初に、定例会やメール等を通じ、適正に事務処理を行うよう周知徹底していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産の管理状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公有財産の使用許可等に係る報告なし (桑名県民センター)</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が一部未作成 (四日市県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)~(6) 公用車の損傷 (財政・施設分野、四日市県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公有財産の使用許可に係る報告を許可書の写しを添えて管財室長に提出しました。(桑名県民センター)</p> <p>(2) 庁舎開放に係る行政財産(土地・建物)使用許可以外の公有財産使用許可(貸付)台帳が未作成のため、作成を行いました。(四日市県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)~(5) 総務部交通安全講習会など交通安全研修に参加し、伝達研修を通じて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。(財政・施設分野)</p> <p>(6) 今回の損傷については、駐車中に一方的に発生したものであり、予防措置は困難であるといえますが、安全運転について研修等を通じ職員に注意喚起しました。(四日市県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)(2) 公有財産規則に基づく適正な事務処理となりました。(桑名県民センター、四日市県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)~(5) 金品亡失事故のうち、半数以上は不可抗力や相手側に原因のある事故によるものであり、職員に原因のある修繕が必要な事故は2件にとどまっています。(財政・施設分野)</p> <p>(6) 以後、同様の事例は発生していません。(四日市県税事務所)</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)(2) 引き続き、公有財産規則に基づき適正な処理に努めていきます。(桑名県民センター、四日市県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)~(5) 交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き交通安全講習等に参加し、また講習内容の室内周知に努めます。(財政・施設分野)</p> <p>(6) 安全運転についての啓発・研修を実施していきます。(四日市県税事務所)</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

ア 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 狩猟税証紙の払い出しの登録もれ (伊勢県税事務所)
- (2) 納税証明書証紙消込印の日付誤りが散見 (伊勢県税事務所)
- (3) 起案の公印欄に公印取扱主任の押印なし (伊賀県税事務所)

イ 内部業務である総務事務を見直し、簡素で効率的な組織運営体制を構築するため、平成 22 年 4 月に総務事務を一ヶ所で集中処理する「総務事務センター(仮称)」の設置を予定するなど、総務事務集中化へ向けて準備を進めている。

今後においても、チェック機能の確保、新たに導入する総務事務システムと財務会計システム、給与システム等の関係システムとの調整、職員に対する集中化の周知などを図ることにより、総務事務集中化開始時に混乱が生じることのないよう、適切に取り組まれない。

(組織・職員分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

ア 事務処理上不適切な事案

- (1) 平成 21 年 7 月 3 日払出登録。当面、払出し数量について副担当と課長の二重チェックを行った後に財務電算登録することとしました。(伊勢県税事務所)
- (2) 日付誤りについては、正しい日付で消込印の押印を行うとともに、消込前には他の紙に一度押印し、必ず二人で日付を確認するようにしました。(伊勢県税事務所)
- (3) 公印取扱主任の押印を行うとともに、三重県公印取扱規程により、適正な事務処理を周知徹底しました。(伊賀県税事務所)

イ 総務事務集中化について

今回集中化する給与・賃金・旅費の審査や支払い事務については、集中化することで専門的かつ迅速・的確なチェックが可能となり、審査基準の均衡や統一性を保つことができるようになると考えていますが、各所属の役割を明確にして、従前の審査水準を維持し、チェック機能を確保します。

また、関係システムとの連携については、連携テストも繰り返し実施したうえで、十分に調整しながら進めてきました。

さらに職員への周知は、担当者の説明会を繰り返し実施し、1 月からはシステムの操作説明会や操作研修会を実施したうえで、システムの試行を行っており、実際にシステムを使う中で、既に入力済みの個人データ等を確認させました。(組織・職員分野)

2 取組の成果

ア 事務処理上不適切な事案

- (1)(2) とともに継続して取り組んでいるため、以後発生していません。(伊勢県税事務所)
- (3) 適正に事務処理がされています。(伊賀県税事務所)

イ 総務事務集中化について

チェック機能の確保、関係システムとの連携調整、職員への周知などの取り組みにより、総務事務集中化開始時に混乱がなるだけ生じないように、できる限りの対応を実施しました。

(組織・職員分野)

平成 22 年度以降(取組予定等)

ア 事務処理上不適切な事案

- (1)(2) チェック体制を継続し、誤りが発生しないよう取り組んでいきます。(伊勢県税事務所)
- (3) 引き続き適正な事務処理を行うよう周知徹底していきます。(伊賀県税事務所)

イ 総務事務集中化について

職員への周知等については、新たに管理職になる職員や、異動者・新規採用者などに対してシステムの操作説明会などを引き続き実施することとしています。

また、総務事務センターにはコールセンターを設置し、職員からの問い合わせ等に対応する体制を整え、総務事務集中化開始時に混乱が生じないように対応します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 人身事故 (鈴鹿県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 人身事故 交通安全意識向上のため鈴鹿県民センター主催の交通安全研修に職員が参加しました。また、安全運転管理者講習を副安全運転管理者(室長)が受講し、講習資料を全員回覧して日頃から心がけるべき注意点の意識付けを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 人身事故 平成 21 年度は、7 月に通勤途上における追突被害事故(相手方の過失 100%)が 1 件発生しましたが、公用車の事故は発生していません。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 人身事故 交通安全研修の機会を設けて職員に参加し、公用車を使用時に、安全運転を心がけるよう周囲の者からの「声かけ」を積極的に行ないます。また、副安全運転管理者は、安全運転管理者講習を受講し職員への安全運転教育に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 平成 11 年度に購入した国際返信切手券は、万国郵便連合における国際的な規則改正に伴い、使用できなくなっているため、早急に引き換え手続きを行う必要あり。（鈴鹿県税事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 21 年 5 月 27 日、国際返信切手券を普通切手に交換しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 国際返信切手券を普通切手に交換することにより、期限切れによる失効を防ぐことができました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 今後、国際返信切手券の購入予定はありません。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(危機管理に係る職員の意識醸成)

- (1) 平成 20 年度 (2008 年度) 実施の職員危機管理意識調査の結果によると、第二次戦略計画の基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は 74.6%であり、2008 年度目標値である 85.0%とは、10.4 ポイントの乖離がある。

また、危機管理に係るデータベースの内、「ヒヤリハット事例集」については、近年、新規の投稿が少なく、アクセス数も低調である。

県政運営のマネジメントのベースである危機管理は、職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであり、2010 年度目標値である 95%を達成するため、より一層職員の意識改善に取り組まれない。

また、利活用の低調なデータベースについては、その原因を分析するとともに、システムの一層の利用促進を図られたい。

(防災危機管理分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 研修の実施

部局に応じた危機の発生に対応できる人づくりを推進していくため、本年度から、従来の危機管理の基礎となる共通部分の研修に加えて、「室長等危機管理研修」として、室長等が各所属において研修・訓練を実施するための技能を習得できる研修を行い、職員の危機意識の高揚と所属における危機管理の推進と危機対応能力の向上を図りました。

- ・各階層別昇任時基本研修での危機管理研修の実施

新規採用時研修(4/7)、中堅職員研修(7/9,10)、係長級昇任時研修(5/26~29)

課長補佐級昇任時研修(7/14~17)、課長級昇任時研修(5/20,21)

- ・室長等危機管理研修(8/3~5)

- (2) 危機管理意識調査の実施

県政運営のマネジメントベースの一つである危機管理が、どの程度職員の意識に浸透し、理解され、実際に運用されて機能しているかを把握するために実施していますが、年度内に調査結果を各部局にフィードバックし、次年度の取組につなげるために、調査時期を昨年度の 2 月から 11 月に前倒して実施しました。(調査実施期間 11/24~12/21)

- (3) ヒヤリハット事例の投稿促進

危機管理連絡会議等の会議やメールマガジンなど、あらゆる機会を捉えて、必要性について改めて周知徹底を図り、ヒヤリハット事例集の活用を促すとともに、積極的な事例投稿を促しました。

(防災危機管理分野)

2 取組の成果

- (1) 研修の成果として、危機意識に関する項目は総じて高いものの、「リスク対応度」については、74.2%と昨年度とほぼ同じ結果となり、目標値(90%)に比べてかなり低い状況になっています。特に対話の実施に関する設問で約 20%が行われていないと回答しており、対話が行われない理由として「忙しい」をあげた職員が 3 割を占めています。

- (2) ヒヤリハット事例集については、各部局に投稿及びデータベースの活用を積極的に働きかけた結果、今年度は 17 件の新規投稿があり、アクセス数も 9 月から 3 月までの対前年比で 1,108 件 66.5%の増加(20 年度 1,667 件、21 年度 2,775 件)がありました。

(防災危機管理分野)

平成 22 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、研修等を通じて職員の危機意識の高揚に努めるとともに、特にリスクについての「対話」が各所属で行われるよう、強く各部局に働きかけていきます。また、実態が調査結果に結びつくようなさらなる設問の工夫も行っていきます。

- (2) ヒヤリハットについては、今後も、さらなる積極的な投稿とデータベースの活用に努めていきます。

(防災危機管理分野)

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地域防災力の向上)</p> <p>(2) 第二次戦略計画の基本事業「防災風土の醸成」の目標項目である「自主防災組織の訓練等実施率」については、2008年度目標値が80.7%であるところ、実績値は79.3%にとどまっている。 自主防災組織は、組織化だけでなく、教育訓練等の活動によって地域防災力の向上が図られるのであり、今後とも教育訓練機会の提供等、その活動活性化の支援に努められたい。 また、消防団は地域防災力の要としての役割を担っており、引き続き、消防団員数の充足と消防団機能の活性化に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 自主防災組織 自主防災組織を対象にした研修(県内9地域)、自主防災組織の連携や情報交換を図るため交流会(県内、地域別(9地域)、他県(和歌山・高知・徳島))、被災後の重要課題である避難所運営にかかる実践的な訓練などを実施しました。 また、自主防災組織が発行する機関誌の充実を図ることを目的とした「みえ自主防だより」の発行を行うとともに、特色ある防災活動を行っている団体について「みえの防災大賞」として表彰を行い、その取組を優良事例として発表しました。</p> <p>(2) 消防団 消防団が直面する様々な課題に対応するため、三重県消防協会への財政支援を行うとともに、消防団員に対する研修や教育等の活性化支援策を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 自主防災組織 上記取組の結果、「自主防災組織の訓練等実施率」について、2009年度目標値82.9%に対して、実績値84.0%と目標を上回ることができました。</p> <p>(2) 消防団 消防団員数の充足には至っていませんが、研修等の実施により、消防団員の資質の向上を図りました。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 自主防災組織 平成 21 年度に実施した取組に加え、災害時に自主防災組織が適切な行動がとれるよう実践的な訓練を実施するとともに、自主防災組織相互の協議・調整が行えるよう、市町単位の自主防災組織連絡協議会の設置を支援します。</p> <p>(2) 消防団 団員確保及び消防団活性化を目指し、引き続き、三重県消防協会が実施する消防団活動のPR、事業所への協力依頼、青年女性消防団員の加入促進、小・中学生を対象とした「消防学校一日体験入校」などを支援します。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分 徴収業務の実施状況について、不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 県税以外の徴収事務 【火薬類譲受許可及び煙火消費許可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入証紙の調定もれ ・二重調定 <p style="text-align: right;">(熊野県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 証紙実績報告の決裁をとる際、消印した証紙の写し等を添付し、複数人で原本との突合せの作業を行うなど確認体制を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(熊野県民センター)</p> <p>2 取組の成果 上記改善策の実施により体制を強化し、適切な事務処理を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(熊野県民センター)</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>今後も、確認体制を強化する等、再発防止に努め、適切な事務処理を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(熊野県民センター)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>【消防職員救急科救急課程病院研修業務委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし</p> <p>【入校者管理システム・サポート業務委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし</p> <p>【消火訓練施設用模擬火災設備等保守点検業務委託】 契約書の記載事項が不十分</p> <p>【清掃管理業務委託】 契約書に定める年度事業計画の徴取なし</p> <p>イ 補助金等</p> <p>【緊急地震対策促進事業補助金】 交付要綱に定められた事務処理が未実施</p> <p>【緊急地震対策促進事業補助金】 補助金交付決定に際し、交付の条件が付されていない</p> <p>【緊急地震対策促進事業補助金】 交付要綱に定められた事務処理が未実施</p> <p>ウ 旅費</p> <p>【災害対策専門研修】 復命書の記載内容が一部不十分</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野、各県民センター、消防学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 委託事業</p> <p>契約書に添付すべき書類、契約書の記載内容について再確認を行い、内部打合せにおいて周知徹底を図りました。</p> <p>また、清掃業務においては事業者と年間事業に係る打合せを実施しました。 (消防学校)</p> <p>(2) 補助金等</p> <p>補助金交付事務に関する手続きについて、関係諸規定を遵守するよう部内打合せにおいて周知徹底を図りました。また、事業説明会等により本庁関係室と地域機関との連携を密にし、適切な事務処理が図られるよう取り組みました。 (桑名県民センター、鈴鹿県民センター)</p> <p>また、補助金等交付に係る事務手続きの繁雑さを解消するため、防災危機管理部補助金交付要領の改正を行いました。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 旅費</p> <p>指摘のあったことについて復命書を整理するとともに、復命書の作成及びその記載内容に関し周知徹底を図りました。 (尾鷲県民センター)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記改善策の実施により、担当職員及び関係職員の意識向上を図り、適正な事務執行に努めました。また、平成 21 年度における消防学校の清掃業務については年間計画の徴取を行い、計画に基づいた業務が実施されました。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野、各県民センター、消防学校)</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>平成 22 年度以降においても、上記改善策を引き続き実施することにより適正な事務執行に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野、各県民センター、消防学校)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 手当の認定</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>扶養手当の支給誤り</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>指摘のありました件については 8 月末に改善を行いました。</p> <p>また、手当等の認定に係るチェック体制について 2 名体制から 3 名体制に強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記改善策の実施により、適切な事務処理に努めました。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>平成 22 年度以降については、新たに設置される総務事務センター (通称) において適正な事務処理が行われることとなります。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財務管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 無線中継所維持管理用道路の溝蓋の盗難（取得価格 68,334 円）</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県は平成 20 年度末に N T T コミュニケーションズから野登無線中継所を取得し、あわせて、中継所の維持管理のため、野登入口の亀山市池山庄内線分岐点から野登山山頂に至る区間の道路（全長 5440m）の譲渡を受けました。</p> <p>従来、この管理用道路は一般に開放され往来が自由でしたが、このまま自由開放を継続すると、グレーチング蓋の盗難対策や山頂設備、山火事等の防止対策が困難であり、また、山間地域での中継所点検に使用する道路であることから一般公道と比べ路盤整備や落石対策が不十分であり通行上の安全対策が課題となっていました。</p> <p>これらのことから、地権者等に対する通行に配慮しつつ、一般の進入を防止することで、安全面の確保を図ることとし、当該道路の入り口の施錠設備を整備しました。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記対策を実施することにより、道路管理上の安全対策を図りました。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 22 年度以降も上記対策を引き続き実施することにより、道路管理上の安全対策を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(1) 防災情報プラットフォームに係るサーバのパスワードについて、これを定期的に変更する措置が取られていない。県が管理する情報システムについては、「情報セキュリティ対策基準」でパスワードの定期的な変更が定められているところであり、システムのセキュリティ対策を適切に講じられたい。</p> <p>(2) 警防科警防課程において、放水訓練中に 3 名が負傷する事故が発生している。今後、このような事故が発生しないよう安全管理を徹底し、事故の発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野、消防学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 防災情報提供プラットフォームのサーバの管理パスワードについて、「情報セキュリティ対策基準」に基づき、1年に1回以上変更することとしました。(防災危機管理分野)</p> <p>(2) 今回の事故発生を受け、学生の技量を事前アンケートで把握するとともに、基礎訓練時における基本操作の徹底、訓練器具の固定、安全監視員の配置などの改善策を実施し、安全管理体制の充実を行いました。また、訓練後の反省会において、ヒヤリハット事例の確認を行い、安全管理情報の共有化を図りました。(消防学校)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記改善策の実施により「情報セキュリティ対策基準」に即したセキュリティ対策を講じました。(防災危機管理分野)</p> <p>(2) 上記改善策の実施により事故が発生した警防科警防課程はもとより、消防学校で実施する全ての訓練について安全管理体制の充実を図りました。(消防学校)</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 上記改善策により当面のセキュリティ対策は講じましたが、システムの特長上、災害発生時等には各市町・消防本部、県庁内各部局等において緊急に情報の入力を行う必要があることから、変更パスワードの周知及び管理について支障が生じることが懸念されます。</p> <p>このことから、現在整備を進めている次期防災情報提供プラットフォームシステムにおいては、USBメモリによる認証機能を導入することにより、セキュリティ対策を講じることを検討しています。(防災危機管理分野)</p> <p>(2) 平成 22 年度以降においても、平成 21 年度に実施した改善策を引き続き実施するとともに、新たに発生したヒヤリハット事例への適切な対応を行うことにより安全管理体制の充実を図ります。(消防学校)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 自損事故（損害額 6,888 円）</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 交通事故防止については、部内会議などの機会を通じて注意喚起を行うとともに、交通事故防止及び交通安全意識の高揚を図るため、各室各グループの代表者が外部講師を招いての安全運転講習会へ参加しました。</p> <p>(2) また、防災危機管理部内においても、交通安全運転研修を開催し、改めて安全運転の徹底を図り、県有財産管理の認識を再確認しました。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 部内職員に対する交通安全研修については、対象職員全員の参加がありました。</p> <p>(2) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。</p> <p>(3) しかしながら、研修後においても軽微な物損事故が発生しましたので、再度、当該室において交通安全意識の徹底を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>
<p>平成 22 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、引続き交通安全運転等研修を行う必要があると考えています。</p> <p>(2) また、日頃からの意識の醸成も重要なことから、節目ごとに部内会議等を通じ交通安全の徹底を図るとともに、注意喚起を行うなど、日常的な交通安全啓発により、交通事故防止につなげていきます。</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(新博物館の整備)

- (1) 新博物館の整備については、平成 19 年度に策定された「新県立博物館基本構想」に基づき、平成 20 年度にはパブリックコメント、県民意見交換会等で寄せられた意見を反映した「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」が策定され、現在、この「基本計画」等に示された博物館の実現に向け、設計が進められているところであるが、建設費及び施設の維持管理費の低減も考慮するとともに、具体的な博物館活動や運営の仕組み等についても、県民や利用者とともに取り組まれない。

また、新博物館の公文書館機能の整備にあたっては、歴史的な価値をもつ公文書を確実に収集、保存、活用ができるような環境整備を進められたい。

(文化・生涯学習分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 「新県立博物館基本計画」を具体化する建築及び展示の設計について、外部の助言者と関係室による定例会を中心に検討を行いました。その中で、構造計画の工夫や、環境に配慮した設計などにより、建築費やランニングコストの低減も図りました。
- (2) 設計にあたっては、概略設計案の段階で公表し、多様な機会を活用して、説明及び広報を行ってきました。こうしたことにより、県民の皆さんに新博物館を P R するとともに、概略設計案へのご意見をいただき、詳細設計に反映するよう取り組みました。
- 具体的には、県政だよりでの県政一口提案の募集、さまざまなイベントなどでのアンケート調査、地元住民への説明会、障がい者団体やユニバーサルデザインアドバイザー団体との意見交換会などを実施しました。
- (3) 新県立博物館の活動及び運営については、「新県立博物館事業実施方針(平成 21 年 3 月)」に基づき、「ともに考え、活動し、成長する博物館」づくりとして、参画のしくみづくりやきっかけとなる取組を、県民の皆さん、地域の団体、関係機関とともに試行的に行いました。また、これらの内容を「新博物館の活動と運営 vol.1 (中間報告)」としてまとめ、「みんなで作る博物館会議 2009」で報告し、意見交換しました。
- (4) (2)及び(3)について、平成 21 年度に、のべ 105 回(約 17,900 人)の様々なイベントや会議などの機会や、県内の駅、ショッピングセンターなどでの P R キャラバンを通じて、県民の皆さんへ広く伝え、意見を聴くとともに、県政だよりや e-モニター、イベントや P R キャラバンなどを通じて実施したアンケートにより、のべ 5,733 人から意見や提案をいただきました。
- (5) 新県立博物館の特徴である公文書館機能については、関係室によるワーキングを設置するとともに、専門家による職員研修会を実施しました。

2 取組の成果

- (1) 新県立博物館の建築及び展示の概略設計を取りまとめ平成 21 年 6 月に公表しました。また、この概略設計に対する県民等からの意見を踏まえて検討した詳細設計については、平成 22 年 2 月に建築の最終報告と展示の中間報告を行いました。
- (2) 「新県立博物館事業実施方針」に基づく、様々な事業や取組を県民の皆さんとともに行い、これらをまとめた「新博物館の活動と運営 Vol.1」を作成しました。
- (3) アンケートや「みんなで作る博物館会議 2009」、「こども会議」などによりいただいた意見や提案を、設計や博物館づくりに生かすことができました。
- (4) 新県立博物館の公文書館機能については、関係室によるワーキングの検討内容を、施設の設計に反映するとともに、職員研修会により、公文書の収集、保存、活用に対する職員の理解の促進を図りました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) 新県立博物館の施設整備については、建築設計を 5 月末に完成させ、用地取得や建築の着手を行います。また、展示設計は、必要なテーマにかかる新たな調査研究などを実施し、この成果を反映した詳細設計を行い、9 月の最終報告を経て、10 月末に完成させます。
- (2) 新県立博物館の活動と運営については、引き続き、県民の皆さんとともに進める博物館活動や運営を具体的に構築するための取組を進めます。特に、運営については、持続可能な博物館の運営の基本的な考え方を、「運営方針」として取りまとめます。また、こうした取組について、広報を行うとともに、県民の皆さんの意見をお聴きしながら進めていきます。
- (3) 公文書館機能については、検討した内容に沿って施設整備を進めるとともに、適切に公文書が移管されるための仕組や人材の確保などについて、引き続き関係室や関係機関と検討を進めていきます。

監査の結果

- 1 事業の執行に関する意見
 (障がい者雇用の拡大)
- (2) 平成 20 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.49%にとどまっており、全国ワースト 2 位となっている。
 企業への啓発や職業訓練の提供等に加え、障がい者の職場定着を支援する取組について、国や関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。
 (勤労・生活分野)

講じた措置

平成 21 年度

- 1 実施した取組内容
 障がい者雇用の促進を図るため、三重労働局や県内ハローワーク、(社団法人) 三重県雇用開発協会等と連携して下記の取組を実施しました。
- (1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成
 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用
 障がい者雇用優良事業所等表彰
 障害者雇用支援月間における駅頭啓発及び公用車による街頭啓発
 障がい者雇用アドバイザーによる企業への個別啓発及び求人情報の収集
- (2) 実習・訓練等による職業能力開発
 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施
 津高等技術学校で O A 事務訓練 (期間 1 年間) の実施
 職場適応訓練事業の実施
 障がい生徒職域開発促進事業の実施
 第 7 回三重県障がい者技能競技大会の開催
- (3) その他
 公正採用選考研修会の開催 障がい者就職面接会の開催
 ジョブサポーターの派遣 障がい者雇用実態調査の実施
- 2 取組の成果 (平成 22 年 3 月末現在)
- (1) 職業相談、啓発・広報
 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度による発注及び登録状況
 発注件数 : 686 件、発注金額 : 22,054,095 円 (平成 21 年 11 月調査時の 3 月末見込み)
 登録件数 : 雇用促進事業所 : 8 事業所、就労支援事業所等 : 28 事業所
 障がい者雇用優良事業所等表彰 1 社
 障害者雇用支援月間における駅頭啓発及び公用車による街頭啓発実施回数
 駅頭啓発 : 1 回、公用車による街頭啓発 : 3 回
 障がい者雇用アドバイザーによる個別啓発実施事業所数 83 事業所
- (2) 実習・訓練等による職業能力開発
 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数 56 名 (うち 43 名修了、33 名就職)
 津高等技術学校で O A 事務訓練 (身体障がい者対象、期間 1 年間)
 入校者数 9 名 (うち 7 名就職)
 障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数 224 名
 第 7 回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数
 競技種目 (参加者数) : 機械 C A D (3 名)、喫茶サービス (14 名)、電子機器組立 (2 名)、パソコン文書作成 (10 名)、パソコン表計算 (11 名)、パソコン文書作成視覚障がい者の部 (5 名)
- (3) その他
 公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数 開催回数 : 5 回、参加者数 : 333 事業所
 障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数
 開催回数 : 7 回、参加企業数 : 138 社、参加者数 : 938 人 (いずれものべ数)

ジョブサポーターの派遣件数 のべ 353 件
障がい者雇用実態調査の実施 回答事業者数：6,965 事業所

平成 22 年度以降（取組予定等）

近年、「障害者自立支援法」及び「改正障害者雇用促進法」が相次いで施行され、障がい者一人ひとりの希望に応じた就労ができる社会の実現が求められています。

そのため、国等関係機関との連携による障がい者雇用促進のための啓発活動や職業能力開発等の従来の取組に加え、平成 22 年度には新たに、企業訪問等を通じ求人情報の収集や助言等を行う「障がい者雇用アドバイザー」を追加配置するとともに、障がい者の多様な働き方の一つとして期待されている IT を活用した在宅就業への支援や、今後の成長分野として期待されている農業分野において、障がい者の雇用を促進するための人材育成等を進めていく予定です。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(高齢者の交通事故防止)

- (3) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成 20 年において人身事故件数は 11,886 件で前年より 904 件減少し、交通事故死者数は 110 人で前年より 8 人減少、負傷者数も 15,608 人で前年より 1,349 人減少している。

しかし、高齢者の死亡者は 1 人増加し、平成 20 年の三重県の人口に占める高齢者の割合 23.1% に対し、交通事故死者のうち高齢者の占める割合は 50.9% で全体の半数を超え、年々上昇している。

今後、高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者の交通事故防止の取組について、より一層推進されたい。

(勤労・生活分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

四季の交通安全運動など年間を通じた啓発活動では、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本におき実施するとともに、高齢者に対する啓発活動を行う交通安全活動指導員の育成などを目的とした「交通弱者の交通安全意識啓発事業」を実施しました。

また、高齢運転者が第一当事者となる事故が増加していることから、「自動車運転免許証自主返納研究会」を設置して、制度導入の可能性等の研究をしているところです。

2 取組の成果

平成 21 年度は、279 名の交通安全活動指導員を育成することができました。

しかし、平成 21 年の高齢者の交通事故の状況は下記のとおりです。

交通事故死者のうち、高齢者の占める割合	58.0% (前年 50.9%)
人身事故件数のうち、高齢者の占める割合	26.3% (前年 24.5%)
人身事故件数のうち、第一当事者の高齢者の占める割合	16.4% (前年 15.3%)

平成 22 年度以降 (取組予定等)

平成 21 年度に引き続き、高齢者の交通事故防止を運動の基本に啓発活動を実施するとともに、自動車運転免許証自主返納の研究も継続していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(緊急雇用・経済対策)

(4) 県では、「三重県緊急経済対策会議」や官民一体となった「三重県経済危機対策会議」を設置し、雇用対策、経済対策、生活対策を柱に取組を進めているところである。

今後も、県政の最優先課題として、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用機会の創出や職業訓練などの雇用対策、離職者に対する生活支援などの生活対策を迅速かつ総合的に進められたい。

(勤労・生活分野ほか)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年 5 月に定めた「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、全庁で雇用、経済、生活を柱にして切れ目なく第一次から第六次までの対策を実施してきたところです。

このうち、当部では、「雇用対策」、「生活対策」に取り組んできました。

主な取組内容は以下のとおりです。

(1) 雇用対策

雇用機会の創出

・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」
離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会や、地域における継続的な雇用機会を提供しました。(関係各部)

職業訓練・就労支援

・三重県求職者総合支援センターの設置
離職を余儀なくされた方の生活の安定と再就職を支援するため、情報提供や相談の窓口として四日市市と鈴鹿市の 2 ヶ所に開設し、職業・生活相談をワンストップで行いました。(勤労・生活分野)

・雇用につながる職業訓練

離職者や外国人求職者を対象とした職業訓練等の実施、大型自動車 1 種免許の取得など雇用につながる資格取得に対し、受講料の助成を行いました。(勤労・生活分野)

(2) 生活対策

離職者等に対する支援

・労働者福祉対策資金貸付等事業
離職等により急激な収入減少に陥った方を対象に、緊急生活資金の低利融資を行いました。(勤労・生活分野)

高校生に対する修学支援

・私立高等学校授業料軽減事業
経済的理由により授業料の支払いが困難となった世帯に対して授業料の軽減を行った学校法人への助成を行いました。(経営企画分野)

外国人児童・生徒に対する支援

・私立外国人学校教材費等補助金
児童生徒数が急減した私立外国人学校が、教材費、送迎費等の保護者負担金を軽減した場合に、当該学校の保護者納付金収入の減少に対して助成を行いました。(経営企画分野)

2 取組の成果 (平成 22 年 3 月末現在)

(1) 雇用対策

「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」

・県の雇用人数 2,414 人 県単独事業分含む

三重県求職者総合支援センターの取組実績

・職業・生活相談など：1 日あたり 31.3 件 ・求人情報閲覧：1 日あたり 82.3 件

- ・外国人職業相談：1日あたり11.1件
「三重ワンストップサービスディ」の取組実績
- ・国、市等の関係機関との連携により職業相談、住宅相談、こころの健康相談などを提供。
- ・四日市、鈴鹿で11月、12月に実施し、来所者 計249名
公共職業訓練の取組実績
- ・離職者向け民間教育訓練機関への委託訓練（29コース 436名）
- ・外国人向け講習
（津高等技術学校金属形成科：10名）
（フォークリフト技能講習：3回55名、ホームヘルパー2級講習：2コース40名）
（以上、勤労・生活分野）

（2）生活対策

- 離職者等緊急生活資金貸付の取組実績
- ・融資件数 14件 融資額 12,150千円 （勤労・生活分野）
- 私立高等学校授業料軽減の取組実績
- ・授業料減免 1,046名 1億9千万円 （経営企画分野）
- 私立外国人学校教材費等補助金
- ・該当する1校に対して、前期分8,820千円を交付 （経営企画分野）

平成22年度以降（取組予定等）

厳しい雇用経済情勢が続くなか、平成22年2月に定められた「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、平成21年度から平成22年度への切れ目ない対策を進めることとします。

また、対策の推進にあたっては、官民が一体となって関係機関の連携で取り組むことを目的に設置された「三重県経済危機対策会議」が新たな委員を加えて、「三重県雇用・経済危機対策会議」と改組されました。

主な取組は以下のとおりです。

（1）雇用対策

より多くの雇用機会が創出されるよう、引き続き、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」を実施するとともに、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の成長が期待される重点分野における雇用の創出と地域ニーズに応じた人材の育成にも取り組んでいきます。
（関係各部）

雇用につながる就労支援の取組として、ハローワーク等関係機関と連携し、運営している求職者総合支援センター事業や公共職業訓練に引き続き取り組むとともに、厳しい雇用情勢等の影響から就職先未定のまま卒業した若者に対して、県教育委員会等関係機関と連携し、早期に就職できるよう職業人として必要な基礎的な技術等の研修や技能訓練等を行います。（勤労・生活分野）

（2）生活対策

生活への安定に向けた支援策として、引き続き、離職者等に対する緊急生活資金貸付事業を行うとともに、私立高等学校等の授業料の減免や外国人学校・児童生徒への支援などを行います。

働く意欲は持ちながらも、さまざまな生活課題を抱える方々へのセーフティネット策として、三重県求職者総合支援センター、三重県労働・生活相談室での各種相談対応や市町と連携した外国人住民に対する専門相談などの支援に取り組めます。

（勤労・生活分野）（経営企画分野）（人権・社会参画・国際分野）

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

家屋貸下料等の収入未済額が 45,337,302 円（対前年度比 35.5%）ある。認定職業訓練助成事業費補助金返還金を不納欠損処理したこと等により、収入未済額は前年度と比べて 82,397,260 円減少しているものの、引き続きその収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。（文化・生涯学習分野、勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

(1) 文化会館使用料等（文化会館、男女共同参画センター、生涯学習センター）

三重県総合文化センターに指定管理者制度と同時に利用料金制を導入した平成 16 年 10 月 1 日より前の使用料未収金を県が引き継ぎ、平成 17 年 3 月以降、未納者に対して督促を行ってきました。平成 20 年度末の未収額は 902,010 円（16 件）で、うち既に所在不明となっている 81,990 円（2 件）を除き、引き続き催告を実施し、未収金の収納に努めました。

(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

和解案件については、延滞分も含めて、返済計画書に基づき返済を求めました。

他の 1 件については、新たな納付誓約書に基づき返済を求めました。（定期的に電話で督促も実施）

(3) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金及び妊産婦出産費補助金返還金

収入未済額の回収に向けて、月 1 回程度債務者宅を訪問するなどにより面談等を行い、納付を促しました。

2 取組の成果

(1) 文化会館使用料等（文化会館、男女共同参画センター、生涯学習センター）

督促に努めた結果、分納を含め 38,090 円（7 件）の納付がありましたが、753,920 円（8 件）については、時効によりやむを得ず不納欠損処理を行いました。

(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

和解案件については、44 万円の支払いがありました。

他の 1 件については、経営環境が改善されず悪化しているため支払いが滞りがちですが、7 万 5 千円の支払いがありました。

(3) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金及び妊産婦出産費補助金返還金

専修学校又は各種学校入校者補助金返還金において 12,000 円（残額 218,000 円） 妊産婦出産費補助金返還金において 5,000 円（残額 79,000 円）が納付されました。（H22 年 3 月末現在）

平成 22 年度以降（取組予定等）

(1) 文化会館使用料等（文化会館、男女共同参画センター、生涯学習センター）

残り 110,000 円（2 件）について、今後も引き続き文書等による催告を実施し、未収金の収納に努めます。

(2) 中小企業従業員住宅家屋貸下料

和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、毎月の納入が滞らないよう管理していきます。

他の 1 件については、納付誓約書に基づき、また、定期的に電話で督促し、未収金の回収を図っていきます。

(3) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金及び妊産婦出産費補助金返還金

今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 津高等技術学校授業料の収入未済額が 28,000 円発生しているため、その収入未済額の解消と発生防止に努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 電話催告・督促状発布・臨戸催告等を行いました。</p> <p>2 取組の成果 全額納付されました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 授業料の納付が経済的に困難な生徒には、授業料減免制度の利用を促すよう努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事務が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【白石加代子の「源氏物語」宇治十帖公演委託】(文化・生涯学習分野)
 予定価格調書が未作成。
- (2) 【みえの文化芸術人材データ集積事業】(文化・生涯学習分野)
 予定価格調書が未作成。
- (3) 【集積データのフロー化に向けての手法開発業務】(文化・生涯学習分野)
 予定価格調書が未作成。
- (4) 【第1号職場適応援助者養成研修実施業務委託】(勤労・生活分野)
 予定価格調書が未作成。
- (5) 【みえチャレンジプラザ一時託児業務】(人権・社会参画・国際分野)
 随意契約理由の記載が不十分。

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1)～(5) 会計事務の適正な執行について、経理担当者会議の場を通じて周知しました。
 (文化・生涯学習分野、勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)
 また、随意契約理由の記載が不十分であった契約については、理由を明確に記載して、
 適正な事務処理を行いました。(人権・社会参画・国際分野)

2 取組の成果

- (1)～(5) 会計規則に従い適正に処理しています。

平成 22 年度以降(取組予定等)

- (1)～(5) 引き続き、会計規則を遵守し適正な処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事務が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(6) 【ミニ人権大学講座】(津県民センター) 契約書に仕様書の添付なし。</p> <p>(7) 【地域指導者養成研修】(津県民センター) 契約書に仕様書の添付なし。</p> <p>(8) 【人権講演会】(津県民センター) 契約書に仕様書の添付なし。</p> <p>(9) 【2008年度人権啓発推進モデル企業養成講座委託】(松阪県民センター) 請求書に請求者の所在地の記載なし。</p> <p>(10) 【2008年度松阪伊勢ミニ人権大学講座業務委託】(伊勢県民センター) アンケート結果が集計されていないので、集計、分析のうえ、次年度に反映させる必要あり。</p> <p>(11) 【東紀州地域「ミニ人権大学講座」業務】(尾鷲県民センター) 契約書に仕様書の添付なし。</p> <p>(12) 【人権トップセミナー事業】(尾鷲県民センター) 契約書に仕様書の添付なし。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(6)～(8) 契約を締結する際には、契約書に仕様書を添付しました。(津県民センター)</p> <p>(9) 会計規則等に定められた請求書の要件について、確認することを徹底しました。(松阪県民センター)</p> <p>(10) 当事業では9講座を開講しており、松阪及び伊勢県民センターが役割分担し、当該県民センターで開講した講座のアンケート集計を実施済でしたが、情報共有が十分になされていませんでした。今回の指摘を受けて、両県民センターで行ったアンケート集計結果について情報共有を図りました。(伊勢県民センター)</p> <p>(11)、(12) 今回の指摘事項について職員に周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。(尾鷲県民センター)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(6)～(8) 会計規則等に基づき、適正な事務処理が行われています。(津県民センター)</p> <p>(9) 会計規則等に基づき、適正な事務処理が行われています。(松阪県民センター)</p> <p>(10) 2008年度事業のアンケート結果を、2009年度事業に反映できました。(伊勢県民センター)</p> <p>(11)、(12) 契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。(尾鷲県民センター)</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(6)～(8) 仕様書など、必要な書類を添付し、適正な契約を締結するようにします。(津県民センター)</p> <p>(9) 会計規則等に基づき、引き続き適正な事務処理に努めます。(松阪県民センター)</p> <p>(10) 引き続き、事業を共同で実施する松阪及び伊勢県民センター間の情報共有、連携を密にし、事業内容の充実に努めます。(伊勢県民センター)</p> <p>(11)、(12) 引き続き、契約事務に対する意識を高めるとともに、適正な事務処理を行うよう努めます。(尾鷲県民センター)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事務が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(13) 【同和問題等啓発テレビスポット放送業務】(人権センター) 予定価格調書が未作成。</p> <p>(14) 【自家用電気工作物保安管理業務】(津高等技術学校) 検収記録なし。</p> <p>(15) 【三重県立図書館管理委託業務】(図書館) 予定価格調書が未作成。</p> <p>(16) 【今村克彦氏講演会の講師派遣業務委託】(図書館) 支出負担行為書等に予定価格の記載なし。</p> <p>(17) 【池上彰氏講演会の講師派遣業務委託】(図書館) 支出負担行為書等に予定価格の記載なし。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(13) 会計規則に基づき、予定価格調書の作成が必要な契約について、作成を徹底しました。 (人権センター)</p> <p>(14) 検収記録を作成するとともに、会計事務の遵守及びチェック意識の強化を図りました。 (津高等技術学校)</p> <p>(15)～(17) 業務委託にかかる予定価格調書等の契約手続きの不備の事例については、監査以降の21年度中においては、予定価格調書等の策定や設定のための積算を行いました。(図書館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(13) 会計規則に基づき、適正な業務委託事務を遂行しました。(人権センター)</p> <p>(14) 会計規則に基づき、適切に処理されています。(津高等技術学校)</p> <p>(15)～(17) 不備のあった各業務委託契約等の事務手続きを見直し、監査以降は適正に事務処理を行いました。(図書館)</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(13) 会計規則、契約事務等の周知や事例紹介による情報共有や関連研修への受講を実施することにより会計規則を遵守していきます。(人権センター)</p> <p>(14) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。(津高等技術学校)</p> <p>(15)～(17) 平成 22 年度以降も契約事務手続きを適正に行います。(図書館)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事務が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 工事（修繕）</p> <p>(1) 【三重県人権センターキャノピー鼻隠し樋修繕工事】（人権センター） 支出負担行為整理が遅延。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 会計規則を遵守した出納事務執行の徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果 会計規則に基づき適正に執行することができました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 会計規則、契約事務等の周知や事例紹介による情報共有や関連研修への受講を実施することにより会計規則を遵守していきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事務が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 補助金等

(1) 【人権関係団体補助金】(人権・社会参画・国際分野)

実績報告書の提出が遅延。

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度の補助金交付にあたっては、交付決定通知書に実績報告書の提出期限を明記し、期限内提出の徹底を促しました。

2 取組の成果

実績報告書が期限内に提出されました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

引き続き期限内提出の徹底を促し、提出遅延の防止に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事務が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【平成 20 年度消費者行政研修】(勤労・生活分野) 旅費の支給誤り。</p> <p>(2) 【東海四県旅券事務担当者会議】(松阪県民センター) 復命書の記載内容が一部不十分。</p> <p>(3) 【訓練用務(組込み技術者のためのプログラム開発編)】(津高等技術学校) 旅費の支給誤り。 行程が不適切。</p> <p>(4) 【第 94 回全国図書館大会兵庫大会】(図書館) 旅費の支給の誤り。</p> <p>(5) 【博物館省エネ化に係る研究会参加及び文化ボランティア活動視察】(博物館) 復命書の記載内容が一部不十分。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 過払い分について、会計規則に基づき返納手続きを行い納入を確認しました。 また、職員に対し適正な旅費規程の執行について周知するとともに、複数の担当者による審査の徹底を図りました。(勤労生活分野)</p> <p>(2) 復命書の作成にあたっては、用務の概要や内容を詳細に記載するよう周知徹底しました。(松阪県民センター)</p> <p>(3) 過払い分について、会計規則に基づきすみやかに返納手続きを行い納入を確認しました。 また、複数の担当者による審査の徹底を図りました。(津高等技術学校)</p> <p>(4) 過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納手続きを行い、納入を確認しました。(図書館)</p> <p>(5) 指摘のあった発着時間については、直ちに記入させ再度供覧するとともに、復命精算情報を確認し、旅費の支給は適正に行われていることを確認しました。 なお、県外及び宿泊を伴う出張については、発着時間の表記のある様式を用いることとし、その必要性も含め職員に周知しました。(博物館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 旅費規程に基づき適正に執行されています。(勤労・生活分野)</p> <p>(2) 用務の詳細を記載した復命書が作成され、適正に処理されています。(松阪県民センター)</p> <p>(3) 旅費規程に基づき、適正に執行されています。(津高等技術学校)</p> <p>(4) 旅費支給の際にチェック意識が高まり、その後過誤支給は発生していません。(図書館)</p> <p>(5) 県外及び宿泊を伴う出張について、発着時間の表記のある復命書が作成されています。(博物館)</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 引き続き適正な執行が行えるよう、複数担当者による審査を行うとともに、旅費規定について随時職員に周知していきます。(勤労・生活分野)</p> <p>(2) 引き続き、適正な事務処理に努めます。(松阪県民センター)</p> <p>(3) 引き続き適正な処理が行えるよう、複数担当者による審査を行うとともに、旅費規程について随時職員に周知していきます。(津高等技術学校)</p> <p>(4) 引き続き、旅費支給時の確認を実施するなど、適正支給に努めます。(図書館)</p> <p>(5) 引き続き、県外及び宿泊を伴う出張については、発着時間の表記のある様式を使用するよう各自に周知していきます。(博物館)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 住居手当の家賃対象額の確認が一部不十分（経営企画分野） (2) 住居手当の事後確認が一部不十分（津高等技術学校） (3) 住居手当の家賃対象額の確認が一部不十分（図書館） (4) 扶養手当の事後確認が一部不十分（博物館）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 契約書のみでは、家賃に占める駐車場代（住居手当の対象外）が不明であるとの指摘については、駐車場代に係る家主の証明書を提出させ、手当の支給が適正であることを確認しました。 また、その後の住居手当認定時に、契約書の内容（家賃額に含まれるもの等）のチェックを確実に行いました。（経営企画分野）</p> <p>(2) 賃貸借契約の自動更新が記載された文面の写しを提出させ、手当の支給が適正であることを確認しました。（津高等技術学校）</p> <p>(3) 過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納手続きを行い、納入を確認しました。（図書館）</p> <p>(4) 直ちに該当の在学証明書を提出させ、手当の支給が適正であることを確認しました。 また、扶養手当の要件及び確認書類について、職員に周知しました。（博物館）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 給与条例に基づき、適正に執行されています。（経営企画分野） (2) 給与条例に基づき、適切に執行されています。（津高等技術学校） (3) 認定要件のチェック意識が高まり、その後は過誤支給が発生していません。（図書館） (4) 給与条例に基づき、適切に執行されています。（博物館）</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1)～(4) 平成 22 年度以降については、新たに設置される総務事務センター（通称）において、適正な事務処理が行われることとなります。（経営企画分野、津高等技術学校、図書館、博物館）</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 目的外使用許可台帳が未整理。(文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 目的外使用許可の報告なし。(人権・社会参画・国際分野)</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 所在不明図書(50冊 取得価格 58,112円)(図書館)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成21年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 新県立博物館建設用地内の電柱及び支線については、目的外使用許可を行っていますが、教育財産規則第23条に基づく目的外使用許可に伴う教育財産使用許可台帳の引き継ぎがなかったため、新たに台帳を作成しました。(文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 速やかに管財室長あて報告を行うとともに、目的外使用許可の際には報告が必要であることを周知徹底しました。(人権・社会参画・国際分野)</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 新規購入・寄贈本等、新たに開架に入れるものは磁気式図書貸出確認装置に反応するタトルテープを装着し、磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、適正な運用を図り不明図書の防止と抑止に努めています。 また、利用者の特に多い夏季の館内巡回や館内各所に「貸出未手続きの図書はカバンに入れられない」などの案内をしています。(図書館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 目的外使用許可台帳の整備により、教育委員会から委任された財産運営事務を適切に行うことができました。(文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 規定に基づき適正に処理されています。(人権・社会参画・国際分野)</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 不明本は磁気式図書貸出確認装置導入以前と比較し減少しています。(図書館)</p>
<p><u>平成22年度以降(取組予定等)</u></p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 引き続き、新県立博物館用地の適切な管理に努めます。(文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 引き続き、適正な事務執行を行うよう努めます。(人権・社会参画・国際分野)</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに、来館者に対して注意を喚起します。(図書館)</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 通勤手当の支給誤りによる過年度戻入あり。(経営企画分野)

(2) 調定科目の誤りによる調定更正や支払金額の入力誤りによる歳出戻入あり。(斎宮歴史博物館)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

(1) 認定時の通勤経路の確認チェックを複数の職員で行なっています。(経営企画分野)

(2) 担当者及び審査取扱員によるチェックを入念に行い、調定及び支払い誤りの防止に努めました(斎宮歴史博物館)

2 取組の成果

(1) 給与条例に基づき適正に認定されています。(経営企画分野)

(2) 調定及び支払いの誤りを防止できました。(斎宮歴史博物館)

平成 22 年度以降(取組予定等)

(1)、(2) 平成 22 年度以降については、新たに設置される総務事務センター(通称)において、適正な事務処理が行われることとなります。(経営企画分野、斎宮歴史博物館)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (勤労・生活分野、人権・社会参画・国際分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所属長より該当職員に対して、安全運転を心がけるよう指導するとともに、所属内職員に対しても交通安全について注意喚起を図りました。</p> <p>(2) 交通安全研修を実施し、交通安全研修センターにおける講習やシュミレーション体験、実技等の研修を通じて、職員の安全運転や交通ルール、マナーに対する知識を深めました。(23名参加)</p> <p>(3) 部内における所属長会議を通じ、交通安全についての注意喚起を図りました。</p> <p>(4) 「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組へ 27 チームが参加し、交通安全への意識を高めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(4) 各取組を通じ、職員の交通安全意識が高まりました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1)～(4) 引き続き各取組を実施することにより、職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見 (7) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 金庫内に所有者が不明の印鑑を保管（津高等技術学校）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 印鑑を所有者へ返却するとともに、金庫内に不適切な物品や金品を保管しないよう、職員に周知徹底しました。 2 取組の成果 金庫が適正に管理されています。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 会計規則を遵守し、引き続き、金庫内の適正な管理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (食品表示の監視指導及び生活衛生営業施設の監視指導)</p> <p>(1) J A S法に基づく食品表示の監視指導については、一部目標を達成できていないものがあったため、計画的な監視指導に取り組まれない。 また、生活衛生営業施設の監視指導については、一部監視目標の設定が不十分なものがあったため、監視目標を定めて、計画的な監視指導に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(健康・安全分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>【J A S法に基づく食品表示の監視指導について】</p> <p>1 実施した取組内容 平成 20 年度における朝市・青空市、青果・水産消費地市場に対する監視指導実績が計画店舗数を達成できなかったことをふまえ、平成 21 年度は関係部署との連携を密にして、効率的、効果的な監視指導に努めるとともに、十分な進捗管理をしながら計画的に監視指導を実施するよう周知徹底を図りました。 平成 22 年度の監視指導計画については、効果的かつ実効性のある計画とするため、対象となる店舗等の現状把握に努めるとともに、過去の監視指導状況なども十分加味しながら J A S法と食品衛生法との連動、選択と集中を意識した計画としました。</p> <p>2 取組の成果 平成 21 年度における監視指導実績は、目標を達成しました。</p> <p>【生活衛生営業施設の監視指導について】</p> <p>1 実施した取組内容 平成 20 年度の監視指導計画は、レジオネラによる健康被害を防止するため公衆浴場の監視を重視し、全公衆浴場に対して 50%の監視目標を設定しましたが、他の生活衛生営業施設(理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館)については、統一した監視目標を設定せず、各保健所で適宜監視を実施していたことから、平成 21 年度は生活衛生営業各業種について監視指導状況の現状把握をするとともに、平成 22 年度からの計画的な監視指導について検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 21 年度は地域の実情を踏まえて監視指導を実施しました。また平成 22 年度は生活衛生営業施設の監視指導計画において、各業種の目標設定を行い、計画的に監視指導を実施することにしました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>【J A S法に基づく食品表示の監視指導について】 平成 22 年度においては、毎月監視指導の実施状況を把握することによって、監視指導計画における計画店舗数の達成に向けた進捗管理をするとともに、対象となる店舗等の現状把握を進めます。また、監視指導に関しては、引き続き関係部署との連携を密にして、効率的、効果的な監視指導に努めます。</p> <p>【生活衛生営業施設の監視指導について】 すべての生活衛生営業施設について、健康被害発生リスクに応じ、業種ごとに監視目標を設定し監視指導を実施します。 また本庁では、各保健所における状況を把握するため、定期的に報告を求め進捗管理を行います。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(病院・診療所等の立入検査及び指導)

- (2) 病院・診療所の立入検査において、県全体の立入検査目標は達成しているが、一部地域において診療所の立入検査実績が目標を下回っていた。各地域ごとに立入検査目標が達成できるよう、適正な進行管理に取り組まれない。

また、助産所の立入検査については、助産所の開設後定期的に行っていないので、病院や診療所と同様に定期的な立入検査について検討されたい。

なお、保健福祉事務所が実施する病院への立入検査において、薬剤師を配置するよう毎年文書により指導しているが、5年以上配置されていない事例があった。指導困難事例については、情報共有を図り、各保健福祉事務所と共に今後の指導方針等について検討し、医療機関に対する適切な指導をされたい。

(保健・医療分野)

講じた措置平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 各保健福祉事務所の立入検査目標達成のため、各地域の検査対象施設数の平準化が図られるよう平成 22 年度から担当地域を見直しました。
- (2) 助産所の立入検査を実施するため立入検査要綱を改正しました。
- (3) 各保健福祉事務所における立入検査の結果については、検査結果や指導困難事例等に関する情報共有が適切に行われるよう、要綱で定める報告書類の書式の改正等を行うとともに保健所長会、担当者会議等で徹底を図りました。

2 取組の成果

- (1) 津保健福祉事務所が担当していた松阪地域を伊勢保健福祉事務所の担当に、伊勢保健福祉事務所が担当していた東紀州地域を津保健福祉事務所の担当にそれぞれ変更しました。これにより、対象医療機関数が多いために目標とする実施率が達成できていなかった津保健福祉事務所の担当医療機関数が減り、津、伊勢、桑名の各保健福祉事務所の検査対象施設数が平準化しました。
- (2) 助産所の立入検査の実施について立入検査要綱に明記し、医科、歯科診療所と同様に概ね 5 年に 1 回の定期的な立入を行う体制を整えました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

- (1) 検査対象施設数の平準化、改正した立入検査要綱に基づき立入検査の進行管理を行い、各保健福祉事務所の目標達成と的確な情報共有を図っていきます。
- (2) 助産所の立入検査について、平成 22 年度から順次定期的実施していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の地域における自立への支援)</p> <p>(3) 重点事業の数値目標である「グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数」の実績は、平成 19 年度に続き 20 年度も目標数値を下回っていることから、障がい者が地域で安心して生活することができるよう、グループホーム等の定員増加に向けた基盤整備の促進に引き続き取り組まれない。</p> <p>また、本県の 20 年度の障がい者雇用率は全国ワースト 2 位であり、「三重県工賃倍増 5 力年計画」に基づく取組を進めるなど、今後、一層、国や県の雇用担当部局と連携し、障がいの程度や能力、適性に応じた就労を支援されたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) グループホーム等については、重点事業として居住支援事業により施設整備を進めるとともに、低所得者に対して家賃を補助することにより利用の促進を図りました。</p> <p>(2) 就労サポート事業、「ゴールド人材センターみえ」の運営、障がい者の県庁舎での職場実習の実施、知的障がい者就労支援講座を実施しました。障がい者の職場実習では今年度から知的障がい者に加え精神障がい者も対象としています。</p> <p>(3) 工賃倍増計画の推進においては、平成 20 年度、28 か所のモデル事業所で実施したノウハウを活かしながら、平成 21 年度は三重県中小企業診断士協会に委託し、モデル事業所でのノウハウを他の事業所に対し波及させる取組を行いました。</p> <p>また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づき造成された基金により障がい者の雇用創出を図るため、「障がいのある人とともに働く」応援事業、発達障がい者就労支援事業、三重県庁舎における知的・精神障がい者職場実習モデル事業の 3 事業を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>グループホーム等については 2 圏域 2 市 3 施設 17 人の整備を行うとともに、低所得者の 475 人に対して家賃補助を行いました。目標数値を達成することはできませんでした。</p> <p>障がい者の就労に関しては、上記の事業を実施した結果、54 人の障がい者が一般就労することができました。また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく 3 事業により 35 人を雇用しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 県としては法人及び市町に対し、グループホーム等整備の必要性を積極的に働きかけ、引き続き整備に対して補助することにより、事業実施箇所の増加、障がい者の地域移行促進を図ります。また、国に対しても指定障害者福祉サービスの報酬体系の更なる改善の要望を行います。加えて平成 21 年 10 月から身体障がい者対象のグループホーム等が新たに設置できることになったため、県内の身体障がい者のニーズを把握しながら身体障がい者対象のグループホーム等を整備することとします。</p> <p>(2) 障がい者の就労に関しては、引き続き、就労サポート事業、「ゴールド人材センターみえ」の運営、障がい者の県庁舎での職場実習の実施、知的障がい者就労支援講座を実施するとともに、工賃倍増計画を推進し、就労に向けた取り組みを強化します。また、三重労働局、生活・文化部とも密接な連携を図りながら施策の展開を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進)</p> <p>(4) 介護サービスの基盤整備については、市町等が設定した利用者見込み数を積み上げて策定した「三重県介護保険事業支援計画」に基づき進めることとしているが、介護報酬の引き下げによる経営不安や介護人材不足等から、施設整備を検討する法人が減少したことなどにより、特別養護老人ホーム等の整備が目標に達していない。</p> <p>高齢者がそれぞれの状況に応じたサービスを受けることができるよう、国の「緊急雇用・経済対策の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」などを活用し、市町と連携し計画に基づき介護サービス基盤の整備を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「第5次三重県高齢者福祉計画・第4期三重県介護保険事業支援計画(平成21年度～平成23年度)」に基づき、平成21年度の施設整備法人を選定し(平成21年3月)、当該法人に対し老人保健福祉施設整備補助金の交付決定を行いました。</p> <p>(2) 三重県老人保健福祉施設等整備指導要綱に基づき現地調査を行い、事業に対する助言を行っています。(工事着工、中間、完成時点)</p> <p>(3) 国の「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を財源に、県に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を設置し、市町が行う地域密着型介護基盤の整備に対して補助金の交付決定を行いました。</p> <p>(4) 介護人材の不足と介護報酬が施設整備に大きく影響していることから、国の「介護職員処遇改善臨時特例交付金」を財源に、県に「介護職員処遇改善等臨時特例基金」を設置し、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金を交付する介護職員処遇改善交付金事業を平成 21 年 10 月から始めたほか、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し、離職失業者等を有期雇用労働者として雇い入れ、介護施設で介護補助業務に従事しながら介護資格取得をめざす事業を行う介護雇用プログラム緊急雇用創出事業を平成 21 年 12 月に創設し、介護人材確保対策・定着支援を実施し、施設整備を行いやすい環境の整備に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム(個室・ユニット型)2圏域2施設80床、老人保健施設(個室・ユニット型)1圏域1施設90床の整備に対し支援を行いました。</p> <p>(2) 平成 22 年度の施設整備について、特別養護老人ホーム 450 床、介護老人保健施設 360 床について整備計画の募集を行い、第 4 期介護保険事業支援計画との整合性や計画の熟度等を審査し、最終的に、特別養護老人ホーム 360 床、介護老人保健施設 150 床の整備計画を平成 22 年度補助金の交付対象(一部自己資金整備を含む)として選定しました。</p> <p>(3) 介護雇用プログラム緊急雇用創出事業では、49 事業所に対し、130 名分の雇用について委託を行いました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 介護サービス基盤の整備について、「第 5 次三重県高齢者福祉計画・第 4 期三重県介護保険事業支援計画」に基づき、支援を行っていきます。</p> <p>(2) 高齢者が、それぞれの状況に応じ適切なサービスを受けることができるよう、市町が行う地域密着型介護基盤の整備について、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、引き続き支援していきます。</p> <p>(3) 引き続き介護職員処遇改善交付金事業、介護雇用プログラム緊急雇用創出事業などの介護人材確保対策を実施し、施設整備を行いやすい環境の整備に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三重県次世代育成支援行動計画の推進)</p> <p>(5) 平成 17 年 3 月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的な次世代育成支援を推進している。目標については、県民の参画・協働に関連するものを中心に設定し、進捗状況を毎年確認し 21 年度目標の見直しをしているが、市町が実施主体である特定 14 事業については、20 年度の目標に対し達成していない項目も多くあるので、子どもを生き育てやすい環境づくりの一層の推進のため、課題・問題を検証し、引き続き市町、関係部局等と連携して取り組まれない。 (こども分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容 特定 14 事業に係る目標については、実施主体である市町が設定した目標をもとに県の目標を設定しています。目標を達成できなかった主な理由としては、計画市町において実施に向けての体制がとれなかったこと、ニーズはあるものの事業として実施できるほどの量には至っていなかったなどが挙げられますが、各市町の目標の精査、すなわち地域事情や住民ニーズの把握が不十分であったこともその一因と考えられます。 このため、第二期三重県次世代育成支援行動計画の策定にあたっては、各市町の保育政策等の取組状況の把握と検証を行うためのヒアリングを実施するとともに、今後の取組について市町とともに検討を行いました。 ・平成 21 年 7 月～8 月 全市町から個別ヒアリングの実施</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年 3 月に策定した第二期三重県次世代育成支援行動計画において、市町の保育政策のニーズや取組方向等を踏まえ、県として市町と協働して取り組むこととし、施策の方向性と目標を設定することができました。</p>
<p>平成 22 年度以降(取組予定等)</p> <p>第二期三重県次世代育成支援行動計画に基づき、市町における保育等の取組が進むよう、市町との検討を継続するとともに、広域調整により、取組の進んでいない病児・病後児保育の推進等をはかります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 473,048,351 円(対前年度比 98.7%)あり、前年度と比べて 6,255,770 円減少している。未収債権管理事務嘱託員の雇用、回収業務の民間委託等により滞納整理に取り組んでいるが、より一層未収金を回収するために取り組まれない。</p> <p>また、時効により 30,807,824 円を不納欠損処理しているが、公平性の観点から引き続き日常の債権管理を適切に行われたい。</p> <p>(経営企画分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、関係室へ取組強化を求めました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「電話による納付折衝能力の向上」について学ぶとともに、関係地域機関との意見交換を行い、情報共有、適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>イ 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握、夜間を中心とした電話催告を行いました。</p> <p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収債権(一部)の回収業務を民間会社に委託しました。また、貸付審査をより厳正に行い未収金の発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、ゆうちょ銀行での納付等、収納環境の整備にも努めました。また、借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を実施しました。</p> <p>エ その他</p> <p>関係室の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、振込専用口座を設けました。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語など)を活用しました。</p> <p>(2) 滞納者へ日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。その上で、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権等について、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行ったうえで、不納欠損処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 1,482 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 1,767 千円を収納しました。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金は、口座振替の採用率が平成 18 年度末 64.1%から 71.1%に増え、より確実な収納が見込めるようになりました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 26,074 千円を収納しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き債権回収業務を民間会社に委託し、収納の促進を図ります。</p> <p>(4) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。</p> <p>(5) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>生活保護費返還金等の収入未済額が 133,613,188 円（対前年度比 101.4 %）あり、前年度と比べて 1,845,358 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（各保健福祉事務所、児童相談センター、国児学園、障害者相談支援センター、草の実りハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、地域機関長会議、福祉事務所長会議などを通じ、関係地域機関へ取組強化を求めました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「電話による納付折衝能力の向上」について学ぶとともに意見交換を行い、取組情報の共有や適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>イ 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握、夜間を中心とした電話催告を行いました。</p> <p>ウ 生活保護費返還金</p> <p>引き続き会議等を通じ、担当者へ適正な制度の運用を求め、新たな返還金の発生防止に努めました。</p> <p>エ その他</p> <p>関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、一部の機関に県外等在住者の収納を促進するため、振込専用口座を設けました。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語など）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 211 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 261 千円を収納しました。</p> <p>(2) 生活保護費返還金は、生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当課長会議等の機会を通じ、受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施及び保護決定事務への慎重な対応等を指導しました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 5,433 千円を収納しました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員と連携し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【小動物処分及び野犬捕獲抑留業務委託】 (健康・安全分野) 契約書に再委託に係る条項がないにも関わらず、口頭による協議のみで再委託を承認</p> <p>(2) 【三重県難病医療連絡協議会事業委託】 (保健・医療分野) 県が協議会の事務局を担っているが、協議会の同意を得ずに実績報告を提出</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 業務の再委託について受託事業者と協議し、平成 21 年度の「小動物処分及び野犬等抑留業務委託」については、契約書に再委託の規定を記載し、契約を締結しました。また再委託が生じる場合は、契約書に基づき「部分下請負申請書」を事前に提出させることとしました。</p> <p>(2) 三重県難病医療連絡協議会規程を改正し、協議会において業務に関する予算・決算、事業計画・事業実績報告等を諮り、承認を得ることとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県会計規則に基づき適切な契約事務を執行しました。</p> <p>(2) 協議会での審議・承認を経ることにより、協議会の了承を得た実績報告書等の提出が可能となります。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 今後も業務委託契約については、契約内容の確認、チェックを十分に行い、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 今後も改正した三重県難病医療連絡協議会規程に基づき、協議会において業務に関する予算・決算、事業計画・事業実績報告等を諮り、承認後の実績報告書等を提出する体制を確立していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (福祉政策分野)</p> <p>(3) 【集団指導（医科）に関する事務委託】 完成認定検査の検査員と契約発注担当者が同一職員であり、検査機能が不十分</p> <p>(4) 【三重県精神科救急医療システム運用事業委託】 見積依頼文書に見積書提出期限の記載なし</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 三重県会計規則に基づき契約発注担当職員が完成認定検査の検査員を兼ねないようにし、検査機能の強化を図りました。</p> <p>(4) 委託契約締結にかかる見積依頼文書には、見積書提出期限を明記することについて、あらためて当該事業担当者を含め所属職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 検査機能を強化したことで、適切な完成検査が実施できました。</p> <p>(4) 当該事業の委託契約については年間契約のため、現時点において見積依頼をする事例となっていませんが、同様の事務については適正に処理を行うよう努めています。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(3) 今後も三重県会計規則に基づき適正な事務処理を行うよう努めていきます。</p> <p>(4) 平成 22 年度委託契約にあたっては、見積依頼文書に提出期限を明記し、見積事業者に期限の遵守を指導していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (福祉政策分野)</p> <p>(5) 【三重県かかりつけ医認知症対応力向上研修委託】 履行確認書発行日以前に支出命令書を起案</p> <p>(6) 【介護支援専門員資質向上事業委託】 ・契約書に収入印紙が貼付もれ ・契約書に契約日の記載なし</p> <p>(7) 【障がい者就労サポート事業委託】 実績報告書の記載内容が不十分</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 三重県会計規則等に基づき、履行確認後に支払い手続きを行うことを徹底しました。また、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェックを行う等室内におけるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>(6) 収入印紙の貼付について委託事業者の指導を徹底するとともに、再発防止に努めるため、主務・副務担当者による相互チェックを行う等室内におけるチェック体制の強化を図りました。</p> <p>(7) 受託事業者に対して、具体的な事業執行内容を明確に記載するよう指示を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5)(6) 三重県会計規則に則り、適正に事務を執行しました。</p> <p>(7) 受託事業者から具体的な事業執行内容を明確に記載された実績報告書が提出されました。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(5)(6) 引き続き、三重県会計規則等に則り、適正な事務の執行に努めます。</p> <p>(7) 今後も委託契約時、実績報告書提出時において、実績報告書の記載について指示を行ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (こども分野)</p> <p>(8) 【人権保育専門研修事業委託】 履行確認書の契約期間、履行期間が記載誤り</p> <p>(9) 【県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託】 予定価格調書が未作成</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(8) 履行確認書の記載内容を修正するとともに、受託事業者へ再交付しました。また複数職員による会計事務処理のチェックを行うこととしました。</p> <p>(9) 企画提案コンペで委託業者を選定した場合を含む業務委託契約において、予定価格が 100 万円以上の案件については、予定価格調書を作成すると同時に、複数担当者で事務処理についてチェックすることとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(8) 適正な会計事務を行うことに努め、職員の意識向上が図られました。</p> <p>(9) 予定価格 100 万円以上の案件については、予定価格調書を作成するなど、適正な事務処理に努めました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(8) 引き続き、契約事務から履行確認に至るまで複数職員で確認を行い、適正な契約事務を行います。</p> <p>(9) 引き続き、会計事務処理の適正化を図るため、複数担当者によるチェック体制に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(10) 【プリンター保守契約】 (伊勢保健福祉事務所) 業者選定理由の記載もれ</p> <p>(11) 【平成 20 年度里親研修にかかる保育の委託】 (児童相談センター) 予定価格の設定なし</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(10) 出納局会計支援室(松阪・伊勢地域担当)と記載内容について協議し、今後の業務委託契約に留意していくこととしました。</p> <p>(11) 里親研修にかかる保育の委託に関して、平成 21 年度は予定価格を設定し適正に処理を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(10) 取組実施以降、新たな業務委託は行っていません。</p> <p>(11) 適正な会計事務処理を行うことができました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(10) 業務執行にあたっては、業者選定理由の記載漏れ等のないよう十分留意し、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(11) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な会計事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(12) 【2008年度 ISO9001:2000 品質マネジメントシステム更新審査及び登録維持業務】 検収記録なし (保健環境研究所)</p> <p>(13) 【給食業務委託】 (女性相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出科目が不適切 ・簡易決裁伺い等なし
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(12) 決裁ルート承認者以外に、経理担当職員が相互に支出書類をチェックすることとし、委託業務の委託料支出においても、複数経理職員が添付書類を確認しました。</p> <p>(13) 委託契約の適切な執行を実施するため、簡易決裁伺を作成するとともに、委託の仕様書等を見直し、関係室と協議のうえ、平成 21 年 7 月 1 日付けで変更契約を締結し、適正な事務処理に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(12) 平成 21 年度は業務委託契約等の執行等で、履行確認の不十分など不適切な支出はありませんでした。</p> <p>(13) 変更契約締結後は、適正に会計事務を執行しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(12) 今後も経理担当職員の相互チェックを行うことで、適正な支出に努めます。</p> <p>(13) 今後も三重県会計規則を遵守し、適正な会計事務の執行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (公衆衛生学院)</p> <p>(14) 【設備管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検及び保守結果の業務報告書が未徴取 ・再委託の申請、承認手続きなし <p>(15) 【庁舎総合管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認が不十分 ・再委託の承認申請が行われているが、承認手続きなし
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(14) 点検、保守の結果は作業後速やかに提出させ、確認するようにしました。再委託の申請・承認手続きを行いました。</p> <p>(15) 作業写真等により履行確認を確実に行うようにしました。委託契約書に基づき、再委託の承認手続きを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(14)(15) 業務委託の履行状況確認を一層確実に行うことになり、契約事務について、職員意識の向上と適正化が図られました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(14)(15) 今後とも委託業務の適正な事務処理を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (看護大学)</p> <p>(16) 【事務サブシステムサポートサービス】 再委託の承認申請が行われているが、承認手続きなし</p> <p>(17) 【入試問題漏洩防止用機械警備】 契約締結伺い及び契約書が未作成</p> <p>(18) 【設備管理業務委託】 再委託に係る承認手続きなし</p> <p>(19) 【三重県立看護大学案内制作業務委託、三重県立看護大学PR用素材写真撮影業務委託】 支払が遅延</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(16) 直ちに再委託承認を行いました。</p> <p>(17) 契約締結伺い及び契約書の作成を行いました。</p> <p>(18) 直ちに再委託に係る承認手続きを行いました。</p> <p>(16)～(19) 4月の法人化に伴い財務会計規則や財務会計事務規程、契約事務取扱規程等の諸規程を整備しました。また、内部監査体制をとるとともに監査法人による外部監査を導入しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(16)～(19) 定期的に内部監査や監査法人による期中監査を受けることで、注意喚起を図り適正な事務処理を行うよう努めています。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(16)～(19) 引き続き、適正な事務処理が効率的に行われるよう努めてゆきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 工事（修繕） （看護大学）</p> <p>(1) 【サーバー室電源改修工事】 予定価格調書が未作成</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 4 月の法人化に伴い財務会計規則や財務会計事務規程、契約事務取扱規程等の諸規程を整備しました。また、内部監査体制をとるとともに監査法人による外部監査を導入しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 定期的に内部監査や監査法人による期中監査を受けることで、注意喚起を図り適切な事務処理を行うよう努めています。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、適正な事務処理が効率的に行われるよう努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 補助金</p> <p>(1) 【保健衛生設備整備費補助金】 (健康・安全分野) 実績報告書の提出が遅延</p> <p>(2) 【障害者グループホーム等緊急整備事業補助金】 (福祉政策分野) 補助金交付決定後、年度内に事業完了ができない事業について、変更申請等の事務処理なし</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 保健衛生設備整備費補助金(三重県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金) 交付要領に基づき、関係機関へ提出書類の期限内提出を遵守するよう周知しました。</p> <p>(2) 補助金交付事務等の執行の適正化を図るため、次の取組を行いました。 適切に補助金事務を行うよう、所属の全職員に注意喚起を行いました。 補助金事務執行に対して事務処理を行うにあたっての三重県会計規則等を確認する自主的研修を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 保健衛生設備整備費補助金(三重県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金) 交付事務の適正執行について、職員の意識向上と適正化が図れました。</p> <p>(2) 補助金事務執行に対しての適正な手続きについて理解が深まりました。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 保健衛生設備整備費補助金交付事務について、関係機関に対し補助金交付要領の適正な運用を図るよう周知徹底を図り、引き続き適正な補助金事務に努めます。</p> <p>(2) 引き続き補助金事務の執行に関して適正な処理を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 補助金</p> <p>(3) 【三重県民生委員児童委員協議会活動費補助金】 (福祉政策分野) 交付要領に事業の内容や経費の種別についての具体的な規定なし</p> <p>(4) 【障がい者小規模事業費補助金】 (松阪保健福祉事務所) 交付申請書、実績報告書の提出が遅延</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 三重県民生委員児童委員協議会活動費補助金については、これまでの交付要領に事業の内容や経費の種別についての具体的な定めがなかったことから、新たな規定を設けることの検討を行いました。</p> <p>(4) 障がい者小規模事業費補助金交付申請書、実績報告書の提出遅延について、補助先(市町)に提出期日の厳守を依頼するとともに、担当者においても、補助先との間で十分連絡を取っていくことにしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 「三重県民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要領」を全部改正し、事業の内容や経費の種別等に関する新たな規定を定めました。</p> <p>(4) 平成 21 年度においては、各書類が定められた期日に提出されています。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(3) 新要領に基づき補助金交付手続きを進めます。</p> <p>(4) 補助金交付要領に基づき、交付申請書、実績報告書の提出を求めるとともに、補助先との間の連絡を十分に行い、遅延することのないよう取り組んでいきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 補助金 (伊勢保健福祉事務所) (5) 【三重県障がい者小規模作業所事業費補助金】 交付決定に際し、交付要領に定める財産処分制限が交付の条件に付されていない。
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (5) 三重県障がい者小規模作業所事業費補助金交付要領において、施設整備補助金が規定されていることから、今後適正に対応できるよう財産処分制限の条件を付した補助金交付決定通知書を作成しました。 2 取組の成果 (5) 補助金交付決定通知書の作成により、適正な補助金交付事務が行えるようになりました。
<u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> (5) 今後、当該補助金において施設整備に関する補助制度が創設された際には、補助金交付決定通知書により適正な事務処理を行っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【全国保健所長会及び公衆衛生学会】 (鈴鹿保健福祉事務所) 復命書が未作成</p> <p>(2) 【全国保健所長会及び公衆衛生学会】 (松阪保健福祉事務所) 復命書の情報共有が不十分</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘事項については、速やかに復命書を作成し、所内で供覧しました。</p> <p>(2) 平成 21 年度【全国保健所長会及び公衆衛生学会】については、復命書及び資料について、関係職員に回覧し情報共有を行いました。 職員全員を対象とした復命講習を平成 21 年 11 月 24 日に実施しました。 他の研修等出張復命書についても、関係職員に回覧するよう職員へ周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 所長会及び学会での報告内容に関して、所内で周知し、情報共有を図ることができました。</p> <p>(2) 職員への周知を行うことにより、指摘のあった事項について適正な事務処理が行われました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 県民への説明責任や事務所内での情報共有といった観点から、今後は出張後速やかに復命書を作成し、所内で供覧するよう、職員に周知徹底していきます。</p> <p>(2) 平成 21 年度に実施した取り組み内容を踏まえ、引き続き、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(3) 【第30回全国地域保健師学術研究会、第30回全国保健師長会代議員総会】 航空運賃額を示す書類が未添付 (尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(4) 【平成20年度配偶者からの暴力被害者支援セミナー基礎セミナーin愛媛】(女性相談所) 復命書の記載内容が不十分</p> <p>(5) 【平成20年度全国婦人相談員心理判定員研究協議会】 (女性相談所) 復命書の記載内容が不十分</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成21年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 航空運賃額を示す書類が会議関係資料に添付されていたものの請求書には未添付であったため、直ちに航空運賃額を示す書類を請求書に添付しました。 また、職員全員に、航空機を使用する際は航空運賃額を示す書類を請求書に添付することを周知し、その後も毎月旅費の復命精算請求する機会を捉えて職員に周知しました。</p> <p>(4)(5) 復命書の旅行の概要については、内容を詳細に記載するよう所内職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 航空機を使用した出張の際は、航空運賃額を示す書類が請求書に添付され、適切に処理されています。</p> <p>(4)(5) 旅行の概要について詳細に記載し、また所感等を記載することにより、所内で情報共有し、日々の相談業務やその他業務に生かすことができました。</p> <p><u>平成22年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(3) 旅費にかかる事務処理については、引き続き関係規程に則して適切に行うよう、職員に周知していきます。</p> <p>(4)(5) 今後も、復命書の内容を詳細に記載するよう所内職員に周知徹底を図るとともに、出張の成果が十分に活用できるよう努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(6) 【身体障害者リハビリテーション研究集会 2008】 復命書の記載内容が不十分 (障害者相談支援センター (身体障害者更生相談所))</p> <p>(7) 【公立歯科衛生士養成機関教育協議会】 (公衆衛生学院) ・効率性の観点から、参加者人数について要検討 ・航空運賃の支給誤り</p> <p>(8) 【学生研修旅行引率】 (公衆衛生学院) 行程の一部について、出張の必要性が不明確</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(6) 三重県公文例規程に基づき、簡易な用件を除き復命書には、復命者の所属、職名及び氏名、旅行期間、用務先並びに用務の概要としてその経過、内容、結果などの確に記載することを全職員に徹底しました。</p> <p>(7) 教育協議会への出席人数は内容等を検討し決定しました。 航空運賃の支給誤りについては戻入処理を行うとともに、旅費に関する条例等の規則に基づき適正な事務処理に努めました。</p> <p>(8) 平成 21 年度学生の研修旅行の引率については、適切な行程を検討し実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(6) 三重県公文例規程に基づき的確に報告がなされ、また復命書を通じて職員間の情報共有、情報提供が図れる環境が整いました。</p> <p>(7)(8) 旅費事務について、職員意識の向上と適正化が図られました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(6) 今後も的確な復命のもと、職員間の情報共有、情報提供が図れる環境を整え、事業の適正な執行に取り組みます。</p> <p>(7)(8) 今後とも、旅費事務の適正な事務処理を行います。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 旅費 (看護大学) (9) 【第63回日本体力医学会大会】 復命書の記載内容が不十分 (10) 【日本緩和医療学会・ワークショップ】 復命書が未作成
講じた措置
<u>平成21年度</u> 1 実施した取組内容 (9) 当該職員に、復命書には出張内容を具体的に記載するよう徹底し、当該復命書については再提出させました。 (10) 未提出となっていた当該復命書を提出させました。 2 取組の成果 (9)(10) 復命書については、2週間以内に作成提出することとして、法人全体で取り組んでいます。
<u>平成22年度以降(取組予定等)</u> (9)(10) 今後も適正な事務処理に努め、明解な旅費執行を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を1ヶ月まとめて処理 (健康・安全分野)
- (2) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を1ヶ月まとめて処理 (鈴鹿保健福祉事務所)
- (3) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を複数回まとめて処理 (伊勢保健福祉事務所)
- (4) 特殊勤務手当の整理簿が未作成 (児童相談センター)
- (5) 住居手当及び通勤手当の事後確認書類が一部未提出 (保健環境研究所)
- (6) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を1ヶ月まとめて処理 (女性相談所)
- (7) 通勤手当の事後確認において、回数券(バス・電車)が未確認 (障害者相談支援センター(知的障害者更生相談所))
- (8) 通勤手当の支給誤り (公衆衛生学院)
- (9) 住居手当の支給誤り (看護大学)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- (1) 「日額特殊勤務手当実績簿」を従事日ごとに決裁が受けられるよう変更し、改善を図りました。(健康・安全分野)
- (2) 保健福祉業務手当の実績簿について、その都度決裁をとるように周知徹底するとともに、業務効率化のため、「従事した業務内容」については、予め従事内容項目を枠内に列挙し、その都度丸印で選択をするようにしました。(鈴鹿保健福祉事務所)
- (3) 毎月初めに、口頭及びメールにて職員に注意を喚起し、特殊勤務従事の都度決裁を受けるよう、適正な処理に努めています。(伊勢保健福祉事務所)
- (4) 速やかに特殊勤務手当整理簿を作成し、毎月の勤務実績を確認しています。(児童相談センター)
- (5) 各手当について、年に1回の事後確認時と手当の変更時には、必ず支給要件を満たしていることを示す書類を提出するよう、メール及び課長会議等で全職員に周知徹底しました。(保健環境研究所)
- (6) 特殊勤務手当の実績簿の決裁を1ヶ月まとめて処理していたものについては、日ごとの決裁による方法に改善しました。(女性相談所)
- (7) 通勤手当の事後確認を9月に実施し、定期券及びバスカード等の写しを職員から徴収、確認し、適正な事務処理に努めました。(障害者相談支援センター(旧知更相分))
- (8) 通勤手当の過支給分を過去に遡及して戻入処理をするとともに、全職員に対して手当の申請、認定等についての注意喚起を図りました。(公衆衛生学院)
- (9) 支給認定誤りによる過払いについては、即座に戻入処理を行うとともに、他のケースについても認定状況の確認を行いました。また、4月の法人化に伴い給与規程を整備し、内部監査体制を取り入れました。(看護大学)

2 取組の成果

- (1)～(4),(6)
特殊勤務実績の確認を随時徹底することで、条例、規則に基づいた適正な事務処理を行っています。
- (5),(7)～(9)
各種手当の認定について実態を十分確認し、適正な事務に努めています。

平成22年度以降(取組予定等)

- (1)～(4),(6)
特殊勤務手当にかかる事務処理については、引き続き関係規程に則して適切に行うよう、職員に周知していきます。
- (5),(7)～(9)
平成22年度以降については、新たに設置される総務事務センター(通称)において適正な事務処理が行われることとなります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 物品の在庫数の把握が不十分、台帳が未整備 (健康・安全分野)</p> <p>(2) (財)三重県角膜・腎臓バンク協会への出資金について、協会の財務諸表などにより出資金の管理状況などが確認できるよう、同協会に対して書類の整備などを指導する必要あり (保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 当該物品の使用及び管理に関する事務取扱要領を定め、使用及び管理状況を記録・保管することで、適正な使用及び管理を行えるよう改善を図り、物品台帳を整備しました。</p> <p>(2) 以下について、県出資金の管理状況の確認を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産管理システムにおける出資金の登録状況 ・ 出資を証する書類の保管状況 <p>同協会における出資金の管理状況について、平成 20 年度決算において作成された財産目録、寄附行為、預金証書等の確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 当該物品の使用及び管理に関する事務取扱要領に基づいた、適正な使用及び管理となりました。</p> <p>(2) 県出資金の管理状況については、公有財産台帳への記載を確認するとともに出資を証する書類として、同協会からの出資金の受領書が管財室の管理のもと金庫に保管されていることを確認しました。</p> <p>平成 20 年度収支決算書に添付の財産目録において、県からの出資金を含む基本財産が計上されていることを確認しました。なお、基本財産については同協会の寄附行為により処分の制限について規定されており知事の認可事項となっていることから、県からの出資金は適正に管理されていることを確認しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 引き続き、当該物品の使用及び管理に関する事務取扱要領を遵守し、適正な運用・管理に努めます。</p> <p>(2) 公益法人制度改革に伴い、同協会も公益財団法人に移行する予定であり、公益移行認定の申請に合わせて会計制度や規定、書類の整備を行うこととしているので、県からも十分な指導を行ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 重要書類保管ロッカーの施錠なし (経営企画分野) (2) 建物の目的外使用許可に係る使用料算出誤りによる歳入戻出あり (熊野保健福祉事務所) (3) 第3期の出納自己検査が未実施 (児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 重要書類を保管するロッカーの保有状況と施錠について調査し、施錠できないロッカーについては、ロッカーキーを調達し、重要書類を保管するロッカーの施錠を徹底しました。 (2) 使用料算出表の計算式誤りや転記ミスがないか複数回確認を行うとともに、出納局へ事前審査を依頼し、チェック機能の強化を図りました。 (3) 速やかに第3期出納自己検査を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 重要書類の流出を防止するとともに、職員の重要書類の適正な保管に対する意識の向上を図ることができました。 (2) チェック機能を強化したことで、調定後の計算誤りを防ぐことができました。 (3) 出納自己検査を実施したことで、適正な事務処理を行うことができました。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 重要書類の削減に努め、県公文書管理規定に基づき重要書類の保管を徹底し、適正な事務管理に努めます。 (2) 引き続き、複数人が検算を行い、算出誤りを防止します。 (3) 今後も三重県会計規則に基づき適正な事務処理を行います。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (4) 支出事務担当職員が審査取扱員を兼務 (女性相談所) (5) 委託業務や手当の認定等において、改善を要する事務処理が散見 (公衆衛生学院)
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 (4) 支出事務担当者が審査取扱員を兼ねないようチェック体制の強化のため、支出担当と審査担当の役割を明確化しました。 (5) 委託業務や手当の認定等において、チェック機能を十分に発揮するため、複数職員による確認事務を行うとともに各職員に対し適正な事務処理を徹底しました。 2 取組の成果 (4) 支出担当と審査担当の役割を明確にしたことで、日々の支出事務のチェック機能が働くようになりました。 (5) 委託業務や手当の認定等において職員意識の向上と適正化が図られました。
平成 22 年度以降 (取組予定等) (4) 今後も三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うよう、それぞれの役割でチェックできるよう努めていきます。 (5) 引き続き、各職員に対し適正な事務処理を徹底していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(6) 支出負担行為整理もれにより、委託料を次年度に支出 (看護大学)</p> <p>(7) 請求書の内容誤りの確認不足による歳出戻入あり (看護大学)</p> <p>(8) 別途支給の旅費の重複支給による歳出戻入あり (看護大学)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(6)～(8) 関係職員に注意喚起を促すとともに、4月の法人化に伴い財務会計規則や財務会計事務規程、契約事務取扱規程等の諸規程を整備しました。また、内部監査体制をとるとともに監査法人による外部監査を導入しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(6)～(8) 定期的に内部監査や監査法人による期中監査を受けることで、注意喚起を図りミスを未然に防ぐよう努めています。</p> <hr/> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(6)～(8) 引き続き、適正な事務処理が効率的に行われるよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (経営企画分野、桑名保健福祉事務所、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、伊賀保健福祉事務所、熊野保健福祉事務所、児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【健康福祉部全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部内幹部職員で構成する室長会議、地域機関長会議などを通じて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。 ・ 3 か月毎に部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を作成し、部内各所属に通知することにより、一層の安全運転への意識啓発を図りました。 ・ 健康福祉部関係職員を対象とした安全運転講習会(延べ3回)を実施し、安全運転意識の向上に努めました。 ・ 責任割合が生じる交通事故が発生した際には、所属長から該当職員に対して厳重注意を行い、交通事故報告に注意実施日を明記することを徹底しました。 <p>【経営企画分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 室全体会議の場で、所属長から安全運転及び交通事故防止の徹底を呼びかけ、交通安全意識の高揚を図りました。 ・ 「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に室をあげて積極的に参加し、「無事故無違反の証」を得ました。(4 チーム 20 名) <p>【桑名保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月 1~2 回開催した所内課長会議の場での徹底や職員へのメール等を通じて、職員に対し、安全運転、法令遵守等を働きかけました。 ・ 副所長、室長を講師として、全職員を対象に「交通安全に関する所内研修会」を開催し、職員の交通安全意識の向上に努めました。(開催日等：平成 21 年 8 月 17 日(月)から 8 月 21 日(金)にかけて計 4 回) ・ 桑名県民センター等が主催する「安全運転講習会」等に職員全員が参加し、職員それぞれが交通安全意識を深めました。(開催日：平成 22 年 1 月 13 日(水)、平成 22 年 1 月 14 日(木)など) <p>【鈴鹿保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内会議等機会ある毎に、交通事故防止について注意喚起を行うとともに、事故防止対策の一つとして、当該公用車の駐車位置を変更しました。 ・ 出納局主催の安全運転講習会に参加し、交通マナーの徹底及び交通安全意識の高揚を図りました。 鈴鹿庁舎安全運転講習会 平成 21 年 10 月 13 日 19 名参加 ・ 公用車 6 台は各課で管理し、公用車使用職員は使用前・使用後にボディ損傷のチェックを行い、点検表にその時刻とともに記録し、少しでも異常があれば、すぐに各担当課長及び企画福祉課へ報告するようにするなど、所属として一層の交通安全及び財産管理意識の高揚を図りました。 ・ 「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に参加し、「無事故無違反の証」を得ました。(1 チーム 5 名) <p>【津保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所独自の交通安全啓発研修会を 10 月 8 日~9 日(午前・午後各 1 回)に開催しました。 ・ 県民センター主催の交通安全講習会への参加を職員に促し、交通安全意識の高揚を図りました。 ・ 課長会議やメール等を通じ、継続した交通安全の啓発など、職員への安全運転、法令遵守の注意を喚起しました。 <p>【伊賀保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属長より、全職員に対し安全運転を十分心がけるよう働きかけました。 ・ 交通事故防止及び交通安全意識の高揚を図るため、伊賀庁舎職員交通安全研修会等に積極的に参加しました。

- ・ 所属職員全員が「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に参加しました。

【熊野保健福祉事務所】

- ・ 平常時は、車庫出入口付近に駐車できないようにコーンを置く等の対策をしました。
- ・ 職員の安全運転と事故防止を図るため、「形態別事故防止法」の研修を実施しました。
- ・ 県民センター主催の「安全運転セミナー」「安全運転講習会」等に職員の積極的な参加を促し、安全運転意識の高揚を図りました。

【児童相談センター】

- ・ 室長・所長会（センター会議）において交通安全についての注意喚起を室長・所長間で行うとともに、各室内職員及び児童相談所職員に対しても所内会議等で交通安全の注意喚起を行いました。

2 取組の成果

【健康福祉部全体】

- ・ 研修会の開催を始め様々な取組を通じ、職員の安全意識及び県有財産管理意識を高めました。
- ・ 公用車での事故件数（保健福祉事務所、地域機関含む）
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月 16 件（負担割合有、自損）
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月 13 件（ " " ）

【各所属の状況】

- ・ 平成 20 年度に公用車による事故（負担有、自損）が発生した所属のうち、健康福祉総務室、桑名保健福祉事務所、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、児童相談センターについては平成 21 年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、一層の徹底を図りました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

【健康福祉部全体】

- ・ 室長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起を徹底して行うとともに、「交通安全レポート」による全職員への周知や安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、平成 21 年度と同様に交通事故防止に取り組んでいきます。

【各所属の状況】

- ・ 平成 21 年度の公用車による事故（負担割合有、自損）の発生状況は、健康福祉総務室（1 回）、こども未来室（1 回）、桑名保健福祉事務所（2 回）、鈴鹿保健福祉事務所（1 回）、津保健福祉事務所（1 回）、松阪保健福祉事務所（1 回）、伊勢保健福祉事務所（1 回）、児童相談センター（各児童相談所含む、4 回）、国児学園（1 回）の計 13 回と、平成 20 年度の 16 回を下回っています。しかしながら、そのうち、健康福祉総務室、桑名保健福祉事務所、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、児童相談センターについては、2 年連続して事故が発生しています。

この状況を真摯に受け止め、日常的な安全運転の啓発、交通安全講習会への参加等により、交通事故再発防止に取り組めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>【母子及び寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額が 382,518,581 円(対前年度比 99.4%)あり、前年度と比べて 2,370,288 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p>また、不納欠損処分となった額が、17,897,927 円あるが、公平性の観点から不納欠損に至らないよう、日常の債権管理をより適切に行い、収入未済の収納促進を行うとともに、市町と協力し、受給者への制度の周知を徹底し、収入未済の発生防止を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部で開催された担当者を対象とする研修会に参加し、「電話による納付折衝能力の向上」について学ぶとともに、関係地域機関との意見交換を行い、情報の共有化を行いました。 <p>イ 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>未収債権管理事務嘱託員 2 名を配置し、県福祉事務所における母子自立支援員とともに、滞納者についての絞り込みを行ったうえで、滞納者の個別訪問や手紙、電話による督促を行いました。</p> <p>ウ 民間債権回収会社への委託</p> <p>民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収債権(一部)の回収業務を民間会社に委託しました。</p> <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付審査をより厳正に行い未収金の発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、ゆうちょ銀行での納付等、収納環境の整備にも努めました。また、借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を実施しました。 ・ 関係室の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、振込み専用口座を設けました。 <p>(2) 滞納者へ日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。その上で、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権等について、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行ったうえで、不納欠損処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 931 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 1,767 千円を収納しました。</p> <p>(2) 償還金の口座振替の採用率が平成 18 年度末 64.1%から 71.1%に増え、より確実な収納が見込めるようになりました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 22,110 千円を収納しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、電話督促・訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(2) 民間の回収業務のノウハウを活用し、徴収率の向上を図ります。また、引き続き口座振替収納の促進を図ります。</p> <p>(3) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>【あすなる学園事業特別会計】</p> <p>平成 20 年度決算において、一般会計から 251,399,803 円を繰り入れている。 外来、入院患者に係る学園事業費負担金収入と学園使用料収入の合計額は、前年度に比べ 55,854,878 円増加しているため、今後も引き続き経営の健全化に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(こども分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 21 年 6 月の「あすなる会議」(毎月定例で開催する学園全体の運営会議)において平成 20 年度決算報告を行い、各所属責任者に収入・支出の状況や入院・外来患者数の推移等を説明し学園の経営状況を周知するとともに一層の経営健全化への取組に対して理解を求めました。</p> <p>(2) 学園職員が基本的な診療報酬制度や児童精神分野にかかる算定について知識を深めることを目的として平成 21 年 8 月に「診療報酬研修会」を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 20 年度決算において、繰入金を除く収入は 734,596,651 円(前年度比増 70,054,377 円)となっていますが、平成 21 年度最終補正予算では、繰入金を除く収入を 765,251 千円(県債 23,000 千円含む)と見込んでおり、一般会計からの繰入金は 265,687 千円程度となる見込みです。</p> <p>(過去 3 ヶ年の繰入金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度 327,078,129 円 ・平成 19 年度 302,822,542 円 ・平成 20 年度 251,399,803 円
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 今後も経費節減に努めるとともに、病床稼働率等の推移に十分留意しながら安定した医療収入の確保を進めていきます。また、平成 22 年度の診療報酬改定の動向も注視しながら、確実な診療報酬算定に努めていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(8) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 「三重県青少年健全育成条例」に基づく任命立入調査員が行った調査結果報告書の指導事項欄の記載内容が一部不十分 (こども分野)
- (2) 「X線間接撮影用カメラ」について、台帳上廃棄となっているが、ボルト固定されたまま現存 (伊勢保健福祉事務所)

講じた措置平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 調査結果報告書の様式の見直しを行いました。様式をハガキから A4 用紙に改め指導事項欄を拡大することにより指導事項を十分記載できるようにするとともに、不動文字 (印刷) の採用などの工夫により記載漏れの防止に対応しました。
また、任命立入調査員を対象に開催した地域別研修会において、不適切な記載や記載漏れ等がないよう指導を徹底しました。また、一年を通じて各地域で実施される合同立入調査などにおいて、報告書の記載方法について指導を徹底し、適切な記載についての周知・徹底を図りました。
- (2) 台帳上廃棄となっているが現存しているため、不用物品として物品管理台帳へ再登録を行いました。
庁舎移転に伴い廃棄処分する必要があることから、不用物品の廃棄処分の時期について、調整を行いました。

2 取組の成果

- (1) 本年度は概ね適正な報告が実行され、立入調査の結果を的確に把握することができました。
- (2) 三重県会計規則に基づき適正な物品の管理に努めました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

- (1) 引き続き、報告書の適正な記載について指導を行い、立入調査の有効性の確保に努めます。
- (2) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な物品管理に努めるとともに、不用物品の廃棄処分について、庁舎移転に合わせ、適切に対応をしていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 「東紀州地域尾鷲地区救急医療対策協議会」の事務局の経理について、他の保健福祉事務所と取扱いが異なっているため、統一した事務処理方法を検討する必要あり (尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(4) 「児童福祉法による児童入所施設及び障害児施設措置費等保護者負担金徴収事務取扱要領」第6の保護者負担金を徴収しない場合の報告が本庁に対して行われていない (児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 本庁関係室に対して、他の保健福祉事務所が所管する救急医療対策協議会の事務局経理の内容を確認するとともに、適正な事務処理方法について協議しました。</p> <p>(4) 保護者負担金を徴収しない場合については、本庁関係室への報告が必要であるということを各児童相談所職員へ周知徹底しました。 なお未報告分については、本庁関係室へ報告しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 本庁関係室との協議の結果、救急医療対策協議会の事務局は保健福祉事務所で担うものの経理事務の方法を改善することが適切であるとの医療政策室の指導を踏まえ、平成 22 年度以降の救急医療対策協議会経理の事務処理方法を見直すことを前提に、各団体との調整を進めることとしました。</p> <p>(4) 適正な事務処理を行うことができました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(3) 本庁関係室とも協議しながら、救急医療対策協議会を構成する各団体との協議・調整を進め、各団体の合意を得た上で、救急医療協議会の経理事務に保健福祉事務所が直接関与しない方法に改める予定です。</p> <p>(4) 今後も適正な事務処理を行います。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (8) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (5) 常時資金の支出科目誤り (女性相談所) (6) 自家用車使用に係る承認手続きなし (障害者相談支援センター(身体障害者更生相談所))
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (5) 常時資金で確保する支出科目について、三重県会計規則に基づき適正な会計事務処理に努めました。 (6) 職員の自家用車による出張の承認等に関する基準に基づき、年度が変わった場合、使用する車を変えた場合等には所属長の承認を受けることを徹底しました。 2 取組の成果 (5) 常時資金の支出科目について、三重県会計規則に基づき適正な会計事務処理ができました。 (6) 職員の自家用車による出張の承認等に関する基準に基づき、適正な事務処理がなされています。
<u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u> (5) 今後も三重県会計規則を遵守し、適正な執行に努めていきます。 (6) 今後も適正な事務処理の徹底を図っていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (8) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (7) 非常勤講師の送迎用のタクシーチケットの利用について、帰路の経路が不適切なものあり (公衆衛生学院) (8) タクシーチケットの事務取扱要綱が未作成 (公衆衛生学院) (9) 支出科目の誤りによる支出更正が散見 (こころの健康センター)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (7)(8) 事務取扱要綱を作成し、適正な事務手続きを明確にするとともに職員等に周知しました。 (9) 支出科目のチェックもれが散見されたので、担当、主査、課長によるチェック体制の強化を図りました。 2 取組の成果 (7)(8) 事務取扱要綱を作成したことで、事務処理の適正化を図ることができました。 (9) 三重県会計規則に基づく会計事務のチェック体制の強化を図ることができました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> (7)(8) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。 (9) 引き続き、複数職員によるチェック体制を徹底するとともに、会計事務の適正化を図っていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

((財)三重県環境保全事業団の経営改善等)

- (1) 財団法人三重県環境保全事業団の平成20年度経常損益は3,834万円の黒字で、そのうち、一般会計は7億4,675万円の黒字となっているが、特別会計の溶融処理事業等は、施設の磨耗等による補修費用などが増嵩し、7億841万円の大幅な赤字となっている。

特別会計への累積赤字解消のための県補助は21年度までとなっており、施設の老朽化による修繕費の増加も見込まれることから、財団の経営改善に向けた経営計画の見直しなどについて指導されたい。

また、財団が新たに整備中の廃棄物処理施設について、計画的に事業進捗が図られるよう支援されたい。

(経営企画分野、循環型社会構築分野)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

【溶融処理施設の補修費用の増嵩等に関する対応】

- 財団法人三重県環境保全事業団においては、今後、溶融処理施設における補修等費用の増大が見込まれることを参画市町等に提示したところ、廃棄物処理センター運営協議会(参画市町、県、事業団)において、補修工事の内容や費用の妥当性に関する検証が必要であるとして、検証作業を行いました。

その検証結果については、10月に開催された運営協議会幹事会において、検証委員会からほぼ妥当である旨が報告されました。

- 今後の補修等費用の増大に伴う費用負担の課題について、運営協議会の中で協議を行ったところ、更なる費用負担が難しいとの状況等を踏まえ、3月に開催された総会において、平成23年度以降は新たな民間処理業者での処理体制に移行していくことで方向付けされました。

(循環型社会構築分野)

【経営計画の見直し】

- 現行の中期経営計画が平成21年度で終了するため、次期計画の策定について要請しました。

(経営企画分野)

【新小山処分場の整備に対する支援】

- 新小山処分場の整備に当たっては、平成19年度から職員1名を派遣し、地元調整や関係法令の手続き等についての作業を支援しました。
- 国の「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業補助金」制度を活用し、国庫補助金と同額の県費補助金を平成21年度予算で支援しました。
- 本整備のうち、本体工事について3月に事業団が契約を締結しました。

(循環型社会構築分野)

2 取組の成果

【溶融処理施設の補修費用の増嵩等に関する対応】

- 溶融処理事業の補修等費用の増大に関する対応については、運営協議会の中で3者(参画市町、県、事業団)が協議を進め、意見調整を図りながら取り組みました。

(循環型社会構築分野)

【新小山処分場の整備に対する支援】

- 事業用地の確保について、本事業が平成21年10月6日に土地収用法に基づき事業認定され、事業団では、地権者等と具体的な用地売買交渉を進めました。
- 事業団では、本体建設工事について、総合評価方式による一般競争入札を平成22年1月25日に実施しました。入札結果については、2月2日に開催された理事会で承認され、同日に開催された入札審査会で正式に落札者が決定されたことから、事業団では、3月に本体工事の契約を締結しました。

(循環型社会構築分野)

平成 22 年度以降（取組予定等）

【溶融処理事業の対応】

- ・ 民間処理業者への処理委託の移行等に関する諸課題の解決に向けて、今後、運営協議会において協議を重ねていきます。（循環型社会構築分野）

【新小山処分場の整備に対する支援】

- ・ 平成24年度内の施設の一部供用開始を目指し、引き続き補助金等による支援とともに、必要な指導を行っていきます。（循環型社会構築分野）

【経営計画の策定】

- ・ 引き続き次期中期経営計画の早期策定を要請するとともに、必要な助言を行っていきます。（経営企画分野）

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(RDF 焼却・発電事業のあり方)

- (2) RDF 焼却・発電事業については、平成 22 年度以降も企業庁が地方公営企業の任意適用事業として運営していくことが望ましいとされたところであるが、企業庁と環境森林部が一体となって進めるため、運営体制の整理を早急に進められたい。

また、平成 29 年度以降の RDF 事業のあり方についても「RDF 運営協議会」に「あり方検討作業部会」を設置し協議を進めているところであるが、関係市町等と連携しながら、早期に方向性を定められたい。

(循環社会構築分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 企業庁と意見交換、情報共有を図り 22 年度以降のあり方について協議を進めました。
また、関係部局を交えたワーキングを 2 回開催し、あり方について協議を進めました。
- (2) 平成 29 年度以降のあり方については、あり方検討作業部会を今年度は、6 回開催し、関係市町等と連携しながら協議を進めました。
- ・平成 29 年度以降 R D F 焼却・発電事業を継続する際の 13 項目の課題の検討
 - ・R D F 焼却・発電施設維持管理費等調査の実施
 - ・R D F 焼却・発電事業への市町意向調査の実施

2 取組の成果

- (1) 平成 22 年度以降の R D F 事業の運営体制については、企業庁と中部電力(株)との水力発電事業の譲渡目標時期について 3 年から 4 年程度延伸することとなったことから、新たに 10 年間の「電力受給に関する基本契約」が締結され、水力発電事業は、引き続き、地方公営企業法の法定事業として実施することになり、R D F 焼却・発電事業についても、これまで同様、附帯事業として企業庁が運営することになりました。
- (2) 平成 29 年度以降の R D F 事業のあり方については、あり方検討作業部会において市町と協議を進め、参画団体等についてとりまとめました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

- (1) RDF 焼却・発電事業については、引き続き企業庁と連絡を密にし、情報共有を図りながら安全対策に取り組み、安全で安定した稼働に努めてまいります。
- (2) 平成 29 年度以降のあり方についての市町との共通課題が 13 項目ありますので、引き続きあり方検討作業部会において、課題の解決に向け、市町等と協議を進めてまいります。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (地球温暖化防止対策)</p> <p>(3) 三重県地球温暖化対策推進計画に定める目標について、温室効果ガス排出量を平成 22 年度までに基準年度である平成 2 年度比 3%減(森林吸収含む)としているが、18 年度の排出量は 28,705 千 t(二酸化炭素換算)であり、基準年度の排出量と比べ 8.8%増加している。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」を策定していない市町に対して計画の策定を支援するとともに、国の動向を踏まえ、目標を達成するために、排出抑制に向けた効果的な取組を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(地球環境・生活環境分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>産業・業務部門においては、企業連携によって CO2 排出量の削減を進める「企業連携による CO2 排出量削減促進事業」や中小企業を対象とした省エネ診断、M-EMS(三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム)の認証取得を進めました。</p> <p>家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等を実施しました。</p> <p>また、市町に対しては、温対法、省エネ法の改正についての説明会を行った他、18 市町が参加する市町の地域づくり連携・協働協議会検討会議において、CO2 排出量の算定方法等の検討を行うなどにより、市町が策定する「地方公共団体実行計画」の策定支援を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>産業・業務部門について、「企業連携による CO2 排出量削減促進事業」は、企業連携による通勤対策や環境教育など平成 20 年度からの取組をさらに拡大するとともに、朝日町等新たな地域で新しい取組がはじまりました。また、省エネ診断については、新たに 31 事業所、フォローアップを含めると 60 事業所に対し取り組み、小規模事業所の省エネ対策を進めました。M-EMS(三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム)の認証取得については、平成 21 年度に新たに 42 事業所が認証され、累計で計 161 事業所が認証を取得しました。</p> <p>家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等を実施し、のべ約 8 万人の県民が温暖化対策の研修会等に参加しました。</p> <p>市町に対しては、温対法、省エネ法の改正についての説明会を行った他、県と市町の地域づくり連携・協働協議会検討会議を活用し参加した 18 市町に対して、実行計画算定に必要な CO2 排出量の算定方法等の研修等を行いました。また、三重県グリーンニューディール補助金制度を新たに創設し、市町有施設における太陽光発電システムや LED 照明の設置などに対する補助を行い、省エネ対策を進めました。</p>
<u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u>
<p>産業・業務部門においては、平成 21 年度の実績を踏まえ、企業連携によって CO2 排出量の削減を進める「企業連携による CO2 排出量削減促進事業」や中小企業を対象とした省エネ診断、M-EMS(三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム)の認証取得を進めます。</p> <p>家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等を実施します。</p> <p>市町に対しては、平成 21 年度に引き続き三重県グリーンニューディール基金補助金を活用して、市町有施設の省エネ対策を進めるとともに、説明会の開催等により、市町が策定する「地方公共団体実行計画」の策定支援に取り組みます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(浄化槽の法定検査)

- (4) 社団法人三重県水質保全協会において、検査依頼を受けながら法定期間内に検査を実施していない事例が発覚した。当該団体に対して是正指導を行っているが、再発防止に向けた改善策を早期に確立し、着実に履行するよう強く指導されたい。

また、浄化槽法定検査の結果、不適正とされた比率が 21.6%と全国比率 4.4%に比べ高くなっているため、市町や関係機関との連携により、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図られたい。

(地球環境・生活環境分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 20 年度に浄化槽法に基づく県の指定検査機関において、検査依頼を受けながら法定期間内に検査を実施していない物件が多数あることが発覚しました。これを受け、県では不適切な業務の実態を調査するとともに、有識者による検討会を設置して、違法性の有無及び改善状況等について検証を行ってきました。また、その結果に基づき、原因究明とすみやかな是正について文書勧告を行うとともに、立入検査を行って是正状況を確認してまいりました。

さらに、指定検査機関の指定に係る県の審査基準を明確化し、今後の適正かつ確実な検査業務を確保することとしました。

浄化槽法定検査（11 条検査）において不適正と判断される要因は、清掃や保守点検の記録不備によるものが最も多く、生活環境保全上の支障があるものは少数ですが、県では検査結果に応じて行政指導を実施しました。

また、浄化槽の維持管理は、市町のほか、浄化槽管理者と最も近い存在である保守点検業者の適切な関与が重要であることから、平成 20 年度から浄化槽保守点検業者を対象とした講習会を地域ごとに実施し、資質向上及び取組の促進を図りました。

さらに、浄化槽管理者が浄化槽の清掃、保守点検、法定検査を確実に実施することが必要であることから、さまざまな機会を利用して周知徹底を図りました。

2 取組の成果

指定検査機関に対する文書勧告により、未実施物件の対応や組織体制・管理運営の改善、事務処理システムの改善等の是正措置が進められました。

浄化槽法定検査（11 条検査）については、受検率が平成 19 年度の 24.8%から 25.9%に向上するとともに、不適正と判断された比率が、平成 19 年度の 21.6%から 19.3%とわずかながら減少しました。

(地球環境・生活環境分野)

平成 22 年度以降（取組予定等）

指定検査機関については、適正かつ確実な検査業務が実施されるよう、法令及び県の審査基準・処分基準に基づいて厳正に指導していきます。

浄化槽の適正な維持管理の徹底については、平成 22 年度以降も引き続き、浄化槽保守点検業者を対象とした講習会を実施するとともに、市町と連携し、さまざまな機会を捉え、浄化槽管理者に対する周知啓発を実施していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(松阪木材コンビナートへの支援)

- (5) 松阪木材コンビナートにおいては、経営改善やコンビナート内事業体間の連携等の取組を行っており、平成 20 年度における事業体ごとの稼働計画達成率は 17 年度以降で最も高い 52.5% となり、改善の方向に進みつつある。

施設整備補助金等の有効な活用を図る観点から、今後もさらに経営改善の指導や販路拡大等の支援を行うなど、稼働率向上に向けて種々の取組を行われたい。

(森林・林業分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- 平成 18 年度に実施した「木材コンビナート再生事業」により示された改善プランの進行を確認するため、各事業体の取組状況と前年度の稼働状況についての聞きとり調査を 5 月に実施するとともに、中小企業診断士を招いて 3 ヶ月毎に開催される経営調整会議や毎月開催される理事会・企業誘致会議、ウッドピア松阪(協)の今後の運営を検討する、ウッドピア松阪検討会に出席し、必要な指導・助言を行いました。
- 稼働率を向上させるには連携による販売力の強化が重要であることから、昨年度に木材コンビナートとしての強みを発揮させるため「ウッドピア松阪から取引先への提案書検討委員会」を発足させ、販売先別の提案書やセールスマン向けの木材に関する Q&A を作成し、ハウスメーカー・工務店への営業活動を開始しました。本年度は、「ウッドピア PR 委員会」と改名し、営業活動を強化していく方針で進めました。
- また、この方針により、産業支援センターと連携して営業活動の基本学習 2 回と営業活動における実技研修 3 回を 1 セットとした「営業スキルアップ研修」を開催しました。
- ウッドピア PR 委員会の活動として、公共施設の木造化及び木質化を推進するため、県内市町の公共建築物の担当部署や施設の設計を受注した建築設計事務所に対して「三重の木」認証材の需要拡大 PR を行いました。
- 「三重の木」認証材の関東戦略については、古河林業(株)と締結した協定書に基づき、松阪木材コンビナートからの「三重の木」認証材の出荷に取り組むとともに、紀北地域との連携による販路拡大にむけての取組を推進させました。

2 取組の成果

- 木材コンビナート再生事業により示された「改善プラン」により、木材コンビナート内事業体において、コストや在庫の削減、5S 活動等が推進されています。
- 提案書が作成され PR 活動が開始されたことにより、コンビナート内事業体間の連携が強化されるとともに、保育園等の公共施設において木造化や内装木材などへの出荷が進みました。
また、市町の公共建築物の担当者へ PR 活動を行うことにより、地域材を活用することで地域の森林環境(緑の循環)が良くなり地域の環境改善に役立つことの意識を深めることができました。
- 「三重の木」関東戦略において、東京都で開催された住宅建材等の展示会において、木材コンビナート内事業体と紀北地域との連携により「三重の木」PR 活動が行われました。このことで、木材コンビナート外の事業体との連携もスタートすることができました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

- 松阪木材コンビナートの懸案事項である未売地対策については、企業誘致に向けて県及び市の企業立地推進部署と連携を密にしながら、情報提供等の支援を行います。
- 各事業体経営の安定化、健全化を図るため、木材コンビナート内に設置されている経営改善の各種会議に出席するとともに、個別ヒアリング等を通じて必要な指導・助言をしていきます。
- 平成 20 年度より活動を開始した「ウッドピア PR 委員会」により、コンビナート内事業体の連携強化に努めるとともに、販路拡大に繋げられるよう指導・助言をしていきます。
- 「三重の木」認証材の関東戦略等において、引き続き古河林業(株)への出荷を行うとともに、紀北地域及びその他の地域との連携を強化することで、販路を拡大させ、木材コンビナート構想を推進していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(鳥獣被害の対策と関係機関との連携)

- (6) 近年、野生鳥獣による農林水産業の被害が全国各地で発生し、問題となっている中で、県内においても、中山間地域での被害が深刻な問題となっている。

県としては、被害の大きいニホンジカについて第2期特定鳥獣保護管理計画を立て、対策に取り組んでいるが、市町や農林業関係機関と連携を図りながら、計画を遂行されたい。

また、他の野生鳥獣についても被害の状況を踏まえ、鳥獣保護管理の方針策定などの取組を進められたい。

(森林・林業分野)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- (1) ニホンジカについては、平成19年度に、第2期特定鳥獣保護管理計画を策定し、平成23年度末までに、その目標の約5倍生息しているシカの密度を下げするため、計画的に捕獲を進めています。(15.7頭/km² 3頭/km²)
- (2) この計画では、新たに狩猟による捕獲数(1頭/日 3頭/日)や有害捕獲許可頭数(3頭/許可1件 必要数)の制限を緩和しています。
- (3) 個体数の増加を抑制するためには、メスを捕獲することが有効であるため、平成19年度から有害鳥獣捕獲促進事業(メスジカ1頭1万円以内)により市町に助成して、メスジカの捕獲を促進しています。
- (4) ニホンザルは、有害捕獲の頭数を見ると昭和57年度までは、200頭前後であったものが、平成20年度には1,081頭と5倍以上増加しています。そこで本年度、その適正な保護と管理を進めるため、サルの追払いや防護対策の目安となる保護管理方針を作成し、適正な捕獲を進めることで、被害の軽減を図ります。

2 取組の成果

- (1) 有害鳥獣捕獲促進事業の成果ならびに進行状況については、以下のとおりです。
(H19年度～ 有害メスジカ1頭1万円上限)
H19年度 2,954,000円(480頭)実績、 H20年度 4,495,750円(659頭)実績
H21年度 4,500,000円(636頭)実績
ニホンジカの捕獲数実績(狩猟及び有害捕獲)
H19年度 7,979頭、 H20年度 9,662頭
- (2) ニホンザルの生息域調査を実施し、保護管理方針を作成しました。

平成22年度以降(取組予定等)

ニホンジカによる農林業被害が減少しない状況を踏まえ、猟期の延長等によりニホンジカの捕獲数増加を促進するため、関係団体や学識経験者等の意見を聞きながら、特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の変更について検討していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）等の収入未済額が 1,521,888,795 円（対前年度比 116.2%）あり、前年度と比べて 211,949,618 円増加しているため、今後も引き続き財産把握と求償を行い、収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（循環型社会構築分野、森林・林業分野）

イ 地域機関分

雑入（前払金返還利息）の収入未済額が 1,058,775 円（対前年度比 101.0%）あり、前年度と比べて 10,889 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

（津農林水産商工環境事務所、伊勢農林水産環境事務所、熊野農林商工環境事務所）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

ア 本庁分

(1) 行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定にもとづき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。（循環型社会構築分野）

(2) 林業改善資金については 2 名の債務者と面談し、事業や財務状況を聞き取るとともに、返済について督促を行いました。また、債務者の 1 名に対しては、提出された返済計画の確実な実行を求めるとともに、1 名に対しては返済計画の提出を指導しました。（森林・林業分野）

イ 地域機関分

- 破産事務手続き中のため、債権者集会等の情報収集に努めました。（津農林水産商工環境事務所）

- 督促のための訪問、電話連絡によって滞納金の納付を求めています。（伊勢農林水産商工環境事務所）

- 現在休眠状態となっている建設業者（平成 19 年度契約業者）への督促及び所在不明業者（平成 17 年度契約業者）については各方面に情報収集を行い、所在調査を継続して行いました。（熊野農林商工環境事務所）

2 取組の成果

ア 本庁分

(1) 平成 22 年 3 月末現在で、亀山市楠平尾事案については、原因者に 147,000 円を、又、四日市市内山事案については、原因者に 50,000 円を納付（分納）させています。さらに、桑名市五反田事案については、原因者に粘り強く納付指導を行った結果、新たに 24,000 円を納付（分納）させることができました。（循環型社会構築分野）

(2) 林業改善資金については、平成 22 年 3 月までに 2 名の債務者から償還金の一部（120,000 円）の償還がありました。（森林・林業分野）

イ 地域機関分

- 破産手続廃止の決定が確定したため、適正な債権処理の事務を行いました。（津農林水産商工環境事務所）

- 引き続き督促を行い滞納金の納付を求めます。（伊勢農林水産商工環境事務所）

- 引き続き督促・情報収集を行い、所在不明業者については所在の有無を確認したうえで督促の対応を行います。休眠状態となっている建設業者については熊野建設事務所でも同様の遅延利息が発生しているため、共同での対応を検討しています。（熊野農林商工環境事務所）

平成 22 年度以降（取組予定等）

ア 本庁分

- ・ 代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差押えに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて少額でも納付するよう指導していきます。
(循環型社会構築分野)
- ・ 林業改善資金については、引き続き債務者の財産状況の把握・支払督促に努めます。
(森林・林業分野)

イ 地域機関分

- ・ 請負業者の経営状況把握や管内他発注機関等との情報共有を図りながら発生防止に努めます。
(津農林水産商工環境事務所)
- ・ 引き続き電話連絡及び会社所在地への訪問により督促を継続します。
(伊勢農林水産商工環境事務所)
- ・ 引き続き収納に向けて督促等の対応を続けるとともに、工事の発注に際し、参加業者の経営状況の把握に努め、請負業者との連絡を密にし、建設事務所等他の発注機関との情報共有を行い、発生防止に努めます。
(熊野農林商工環境事務所)

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【平成 20 年度 M-EMS 商工会議所普及モデル事業】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 【平成 20 年度日本環境経営環境大賞表彰委員会審査業務等委託】 ・契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし ・履行確認にあたり確認内容を示す書類が未添付 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(3) 【平成 20 年度地下水位計測定業務委託】 ・特命随意契約理由の記載なし ・契約書に守秘義務に関する条項なし (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(4) 【平成 20 年度地盤沈下状況把握調査業務委託】 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(5) 【林業研究所清掃業務委託】 実施工程表および業務報告書が未徴取 (林業研究所)</p>
講じた措置
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容 部内の企画会議等において、職員に対し会計規則等の法令順守や具体的な会計事務・契約事務処理について周知を図るとともに、再発防止のためのチェック体制の再確認を行いました。 (地球環境・生活環境分野、林業研究所)</p> <p>2 取組の成果 会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。 (地球環境・生活環境分野、林業研究所)</p>
<p>平成 22 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度以降も、引き続き職員の会計規則等の法令遵守意識の更なる向上及び各執行所属内におけるチェック体制が的確に行われるよう、部内会議での周知や各種研修会への参加奨励等あらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。 (地球環境・生活環境分野、林業研究所)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【三和片川線楊 枝川側開設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事変更契約について打合せ簿などによる協議の記録なし ・事前の調整不足により工期延長 <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>請負業者との連絡をより密にするとともに、定期的に工事の進捗状況を的確に報告させること等により工事の進捗等の把握に努めました。</p> <p>また、契約変更に繋がるような変更以外の協議についても、可能な限り打合せ簿によって記録することに取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>現場の状況を適確に把握することができ、請負業者との調整もスムーズになり、余裕を持って契約変更等の事務手続きを進めることができました。また、工事の進捗が遅れる原因となった天然記念物の保護調査について、調査を実施する有識者との日程調整を早期に実施し、工事が滞ることがないかチェックするようになりました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 22 年度以降も、担当者会議等を通じて工事の適正な執行を徹底し、適確な現場の状況把握に努めるとともに、請負業者との連絡を密にすることで、適切な事務処理を実施します。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【平成 20 年度汚染修復地（桑名市）周辺環境対策工事】 当初設計の精査不足 (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 【小規模治山事業（県単）第上 - 6 号工事】 ・ 契約変更が行われていない ・ 技術者の兼務報告を未徴取 (伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>(3) 【自然災害防止事業第熊 - 4 号工事】 ・ 契約変更手続き誤り ・ 増額変更について打合せ簿などによる協議の記録なし (熊野農林商工環境事務所)</p> <p>(4) 【自然災害防止事業第熊 - 6 号工事】 原則 3 者以上から見積徴取すべきところ 1 者のみ徴取 (熊野農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 部内会議等において、職員に対し「三重県建設工事設計変更要領」及び「設計材料単価の設定基準」等を再度確認し、会計規則等の法令順守や具体的な会計事務・契約事務処理について周知を図るとともに、再発防止のため複数の職員で的確に確認するなどチェック体制の再確認を行いました。 (循環型社会構築分野、各農林商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果 要領・会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。 (循環型社会構築分野、各農林商工環境事務所)</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 22 年度以降も、引き続き契約事務担当者、工事担当者及び決裁権者等の所属内職員におけるチェックが的確に行われるよう、所属会議等での情報共有や関連業務の研修会への参加奨励等、あらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。 (循環型社会構築分野、各農林商工環境事務所)</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(1)【小規模治山事業（県単）第熊 - 9 - 1号工事委託】 主任技術者等の選任通知書が未徴取 (熊野農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 所内会議等において、職員に対し「測量作業共通仕様書」及び「設計業務等委託契約書」を再度確認し、事務処理について周知を図るとともに、再発防止のため複数の職員で的確に確認するなどチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果 仕様書、契約書等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 22 年度以降も、引き続き契約事務担当者、工事担当者及び決裁権者等の所属内職員におけるチェックが的確に行われるよう、所内会議等での情報共有や関連業務の研修への参加奨励等、あらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

オ 補助金等

(1) 【特定地域生活排水処理事業補助金】

交付要領に「別に定める日」となっている交付申請日についての別途の定めなし
(地球環境・生活環境分野)

(2) 【森林環境創造事業費補助金】

環境林整備計画に定める4年ごとの森林管理者から補助事業者への報告なし
(津農林水産商工環境事務所)

(3) 【森林環境創造事業費補助金】

環境林整備計画に定める4年ごとの森林管理者から補助事業者への報告なし
(伊賀農林商工環境事務所)

(4) 【森林環境創造事業費補助金】

環境林整備計画に定める4年ごとの森林管理者から補助事業者への報告なし
(熊野農林商工環境事務所)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- ・ 交付要領に基づく事務処理の適正な執行を徹底し、年度ごとに市町へ通知することとしました。
(地球環境・生活環境分野)
- ・ 環境林整備計画書では、森林管理者は4年ごとに計画森林内を巡視し、市町を通して状況を県へ報告することとしています。担当者会議等を通じて事務処理の適正な執行を徹底し、森林環境創造事業を実施している市町に対し、森林環境創造事業実施要領第15条の状況報告書を提出する際に、巡視報告を行った年の巡視状況報告を提出することを指導しました。また、過年度末報告分について、至急提出するように市町へ指示しました。
(各農林(水産)商工環境事務所)

2 取組の成果

- ・ 交付申請日について文書で通知し、適正に事務処理を実施しました。
(地球環境・生活環境分野)
- ・ 過年度巡視実施分について、森林管理者から市町を通して報告を受けました。
(各農林(水産)商工環境事務所)

平成22年度以降(取組予定等)

平成22年度以降も、引き続き年度ごとに交付申請日を文書で通知し、適正に事務処理を行います。また、担当者会議等を通じて事務処理の適正な執行を徹底し、また引き続き市町等の担当者に対して定期的な実務レベルの会議等を開催することで、継続的な事務手続きが滞らないような取組を実施していきます。
(地球環境・生活環境分野、各農林(水産)商工環境事務所)

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 カ 旅費 (1) 【RDF 先進自治体ベンチマーキング】 航空運賃額を示す書類が未添付 (循環型社会構築分野) (2) 【林業普及指導員新任研修】 概算払精算書が未作成 (森林・林業分野)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 部内の企画会議等において、職員に対し旅費規則等の法令順守や旅費請求事務の具体的な処理方法について周知を図るとともに、再発防止のため職員、経理事務担当者、出納員等によるチェック体制の再確認を行いました。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野) 2 取組の成果 旅費規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、旅行命令権者(所属長)や経理担当職員等のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野)
<u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u> 平成 22 年度以降も、引き続き職員の旅費規則等の法令順守意識の更なる向上及び各執行所属内におけるチェックが的確に行われるよう、部内会議での周知や各種研修会への参加奨励等あらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野)

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 特殊勤務手当の実績簿の決裁をまとめて処理 (循環型社会構築分野) (2) 住居手当の認定簿の記載もれ、電算処理の入力もれ、手当の支給要件の確認書類が未提出 (林業研究所)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 ・ 特勤手当の実績がある都度、報告し決裁するように室内会議で周知し、事務処理を修正しました。 (循環型社会構築分野) ・ 再発防止のため、経理担当者、出納員によるチェック体制の再確認を行うとともに、事務決裁におけるチェックをより徹底して実施しました。 (林業研究所) 2 取組の成果 上記取組により、以後、不適切な事案はありません。 (循環型社会構築分野、林業研究所)
<u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> ・ 特殊勤務手当の実績簿の決裁にかかる事務処理について、引き続き所属内会議等で周知徹底を図っていきます。 (循環型社会構築分野) ・ 住居手当にかかる事務処理について、平成 22 年度以降については、新たに設置される総務事務センター (通称) において適正な事務処理が行われることとなります。 (林業研究所)

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 平成 12 年度に寄附を受けた土地について、利活用、処分がされていない (森林・林業分野)</p> <p>(2) 財産管理システムへの建物、工作物、立木の入力なし (林業研究所)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地は、県道に面しており通行量が多いことから、ゴミの不法投棄を未然に防止するとともに今後、森林づくりや自然環境学習を行う NPO 等に活動の場を斡旋・提供できるよう、木柵を設置するとともに、下草刈りを行うなど適正な管理に努めました。(木柵の設置：172m) (森林・林業分野) ・ 建物、工作物、立木の入力は、財産台帳と現況の物件と精査の後、財産管理システムへ入力を行いました。 (林業研究所) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木柵を設置したことで道路敷との境界が明確になるとともに、ゴミの不法投棄を抑止する効果がありました。 (森林・林業分野) ・ 財産管理システムにより、適切な管理ができています。 (林業研究所)
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為先である(財)三重県環境保全事業団から、用地を買収した当時の経緯並びに民地との境界について、情報提供を受けたうえで、地元町内会の意向も踏まえて用地売却の是非について検討してまいります。 (森林・林業分野) ・ 財産管理システムは、異動があれば、その都度報告するとともに、定期報告も年度末に行うことにより、適正管理が図られます。 (林業研究所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車のフロントガラス損傷（修理代 21,000 円）（循環型社会構築分野）</p> <p>(2) 公用車のフロントガラス損傷（修理代 56,770 円）（森林・林業分野）</p> <p>(3) 公用車の鍵紛失（複製作成代 368 円）（松阪農林商工環境事務所）</p> <p>(4) 落雷で電柱の高圧開閉器や特産実習舎等の損傷事故が発生（修理代 1,030,000 円）（林業研究所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属内の会議等において、運転前の始業点検の実施、駐車時の施錠を徹底するなどの適切な公用車管理について周知を図りました。 （循環型社会構築分野、森林・林業分野、松阪農林商工環境事務所） ・ 落雷で損傷した高圧開閉器に、過電流ロック形高圧開閉器アレスターを設置しました。また、落雷で損傷した特産実習舎冷凍機を新たに設置しました。 （林業研究所） <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記取組等を進めることにより、各職員の県有財産の管理意識を高めました。 （循環型社会構築分野、森林・林業分野、松阪農林商工環境事務所） ・ 過電流ロック形高圧開閉器アレスターを設置により、以後、落雷等による故障発生時の火災や故障拡大の恐れを防御しています。また、冷凍機の設置により、従来のように、きのこの試験研究が幅広く行えるようになりました。 （林業研究所） <p>平成 22 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度以降も、引き続き職員の県有財産の管理意識及び法令遵守に対する意識の高揚を図っていきます。 （循環型社会構築分野、森林・林業分野、松阪農林商工環境事務所） ・ 過電流ロック形高圧開閉器アレスターの設置で、落雷等による火災や被害拡大の防止が図れます。また、冷凍機の設置により、きのこの試験研究が幅広く行えます。 （林業研究所）

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 報酬の二重払い (経営企画分野)</p> <p>(2) 日本環境経営大賞について、二次審査に係る書類の作成が不十分 (地球環境・生活環境分野)</p>
講じた措置
平成 21 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属内会議等において、職員に対し会計規則等の法令順守や会計事務について周知を図るとともに、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。 (経営企画分野) ・ 平成 21 年度 (第 8 回) から、表彰委員による二次審査を行うための会議 (表彰委員会) の議事概要を作成し、検討状況がわかるように努めました。 (地球環境・生活環境分野) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。 (経営企画分野) ・ 平成 21 年度 (第 8 回) から、表彰委員による二次審査を行うための会議 (表彰委員会) の議事概要を作成しました。 (地球環境・生活環境分野)
平成 22 年度以降 (取組予定等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度以降も、引き続き職員の会計規則等の法令遵守意識の更なる向上を図っていきます。 (経営企画分野) ・ 日本環境経営大賞について、表彰委員による二次審査を行うための会議 (表彰委員会) の議事概要を作成するなど、審査業務について審査の内容がわかるよう記録を適正に行います。 (地球環境・生活環境分野)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 自損事故(損害額 36,309 円) | (経営企画分野) |
| (2) 自損事故(損害額 130,617 円) | (循環型社会構築分野) |
| (3) 物損事故(負担割合: 県 100%・相手 0%)(物損額: 県 21,525 円・相手 99,824 円) | (循環型社会構築分野) |
| (4) 自損事故(損害額 46,725 円) | (津農林水産商工環境事務所) |
| (5) 物損事故(負担割合: 県 80%・相手 20%)(物損額: 県 522,543 円・相手 114,677 円) | (津農林水産商工環境事務所) |
| (6) 自損事故(損害額 155,820 円) | (伊勢農林水産商工環境事務所) |
| (7) 自損事故(損害額 8,410 円) | (伊賀農林商工環境事務所) |
| (8) 物損事故(負担割合: 県 100%・相手 0%)(物損額: 県 48,405 円・相手 211,800 円) | (熊野農林商工環境事務所) |
| (9) 自損事故(損害額 4,693 円) | (熊野農林商工環境事務所) |

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

公用車による交通事故が発生しているため、部内室長会議、室ミーティング等で職員に対し、交通安全意識や県有財産の管理意識の高揚を図るとともに、コンプライアンス(法令遵守)についても同様に室ミーティング等により職員に対しての意識付けを働きかけました。

(経営企画分野、循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)

2 取組の成果

交通安全は社会生活での常識であるとの認識にたち、交通事故防止への取組み、安全意識の醸成が図られました。また、県有財産に対しても責任と自覚が再認識され管理意識の高揚が図られました。

(経営企画分野、循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)

平成 22 年度以降(取組予定等)

職員の交通安全意識の向上には、継続して地道に取り組むことが肝要であることから、平成 22 年度も引き続き、注意喚起を継続し交通安全研修に職員を積極的に参加させることとし、さらに認識を深めるようにします。

(経営企画分野、循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 研修会参加負担金の資金前渡の事務処理誤り (経営企画分野)</p> <p>(2) 金庫に使用していない通帳を保管 (林業研究所)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属内会議等において、職員に対し会計規則等の法令順守や会計事務について周知を図るとともに、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。 (経営企画分野) ・ 通帳は、調査の結果、公金でないことが判明しました。 (林業研究所) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。 (経営企画分野) ・ 上記の取組により、以後、不適切な事案はありません。 (林業研究所)
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>平成 22 年度以降も、引き続き職員の会計規則等の法令遵守意識の更なる向上を図るとともに、不適切な事案のないように努めます。 (経営企画分野・林業研究所)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (県民しあわせプランの数値目標「食料自給率(カロリーベース)」の見直し等と情報提供)</p> <p>(1) 前年度監査において、県民しあわせプランの数値目標「食料自給率(カロリーベース)」については、主要品目別の指標や県の農業政策の展開方向を表す指標を定めるなど、県民にわかりやすく情報提供するよう意見したところであるが、十分な取組が行われていないので、早期に検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 主要品目別の指標や県の農業政策の展開方向を表す指標の設定については、現在、策定を進めている『三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)』や、『基本計画』にあわせて検討を進めました。 また、県民にわかりやすく情報提供する観点で、19 年秋以降ホームページに食料自給率の解説や取組の状況、最新の県産食料の主要品目の自給率の状況などを掲載しています。</p> <p>2 取組の成果 『三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)』および基本計画の詳細が具体的に検討されました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>『三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)』や、『基本計画』の策定が具体的に進められることから、平成 23 年度にむけて、主要品目別の指標や県の農業政策の展開方向を表す指標の設定等に取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土地改良区の統合整備に向けた指導)</p> <p>(2) ほ場整備や農業用ため池等の維持・管理を行う土地改良区については、土地改良区統合整備基本計画に基づき統合整備を進めているが、平成 20 年度末現在、土地改良区が 158 団体存在し、このうち活動が極めて不活発な団体が前年度と同数の 6 団体存在する。 引き続き、市町と協力のうえ、統合整備に向けた指導を行うとともに、不活発団体への指導助言を行い、長期間放置することのないよう計画的に進められたい。 (農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 土地改良区の統合整備については、上野土地改良区統合整備推進協議会を立ち上げ、協議会を 2 回、幹事会を 3 回開催し、平成 22 年度末の仮調印式を目指しました。また、土地改良区統合整備基本計画(平成 26 年目標 141 改良区)に基づき土地改良区の統廃合を進めました。</p> <p>(2) 活動が極めて不活発な土地改良区については、何十年も総会等が開催されていないため、土地改良区の財産、現在の土地改良区の組合員の特定等の調査を事務所、市町、関係者とともに行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 土地改良区の統合整備を進めた結果、今年度末で 154 団体になりました。また、平成 21 年 8 月に上野土地改良区統合整備推進協議会を立ち上げました。</p> <p>(2) 活動が極めて不活発な土地改良区については、過去の資料、関係機関の調査及び聞き取り調査の結果、2 団体について財産が無いことが、また 1 団体については、関係者が判明しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 土地改良区の統合整備については、引き続き旧上野市地域における統合整備を推進するとともに、伊勢市内の土地改良区の統合整備の実現に向けて、関係各土地改良区及び伊勢市とともに体制整備について検討を進めます。</p> <p>(2) 活動が極めて不活発な土地改良区のうち財産が無い 2 団体については、存続の意志が無いことから自主解散指導及び解散命令を行います。 また、関係者が判明した 1 団体についても解散の意志があるものの財産があり、財産の処理について改良区関係者、市と協議を行っていきます。 残りの 3 団体については、継続して市町とともに関係者や財産について調査を進めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (土地改良施設の譲渡)</p> <p>(3) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用・排水路等の土地改良施設については、平成 18 年度末に 3 ヶ年計画(19~21 年度)を策定し、予定管理者である当該市町及び土地改良区に譲渡を進めているが、20 年度末現在で 190 地区が未譲渡となっており、計画どおり進捗していない。 引き続き、早期に譲渡できるよう計画的に進められたい。</p> <p>(農業基盤整備分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 未譲渡の地区は昭和 50 年代から平成 10 年までに完了した地区が多く、また事業の開始から完成までに長期に渡っています。そのため、当時の完成図書から譲渡に必要な図面・資料等を整えることが困難で、譲渡を進めるためには、地域機関における事業担当者、用地担当者の連携が不可欠です。そのため、各地域機関の用地担当課長会議、各地域機関の農業基盤整備分野の室長、課長会議で、目標達成のための打ち合わせを行いました。また各地域機関では、平成 18 年度に作成した未譲渡カルテの点検を行い、譲渡阻害要因を把握して未譲渡解消に向けて取り組みました。また 12 月末から地域機関と個別協議を行い、平成 21 年度の目標達成に向けての取り組みの強化と第 2 次 3 ヶ年計画の作成に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果 各地域機関と協議し、平成 22 年度以降の第 2 次 3 ヶ年の譲渡処理計画を作成しました。 平成 21 年度目標である 44 件を処理しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>作成した譲渡処理計画の進捗状況を確認しながら、譲渡先である市町及び土地改良区の理解を得るため、各地域機関と連携し、十分に説明を行うことにより譲渡処理の促進に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鳥獣被害の対策と関係機関との連携) (4) 近年、野生鳥獣による農林水産業の被害が全国各地で発生し、問題となっている中で、県内においても、中山間地域での被害が深刻な問題となっている。 鳥獣被害対策として様々な取組が行われているが、関係部局が連携して生息数(密度)や生息域を把握し、被害防止について総合的に取り組むことが重要である。今後もより一層、市町や関係機関と連携を図りながら、効果的な鳥獣被害対策を進められたい。 (農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 獣害対策は、生息地管理と個体数管理、被害対策を総合的に一体的に取り組むことが重要で、このため本庁では平成 21 年 4 月に農水商工部と環境森林部による「三重県獣害対策プロジェクト」及び幹事会を設置し、両部の獣害対策、野生獣の生息管理等に関する施策など情報共有を進めてきました。 また、地域機関の農林水産商工環境事務所には、農政・普及室、森林・林業室、農村基盤室で構成する「地域獣害対策チーム」を編成し、被害対策と捕獲などの生息管理を含めながら、地域や市町へ総合的に支援できる体制を構築し、市町や集落での獣害対策の取組を支援してきました。</p> <p>2 取組の成果 ニホンザルの生息管理を進めていくための「ニホンザル保護管理方針」の策定を、両部の担当者により検討を進め、21 年度末には策定しました。 また、獣害対策に取り組む人材育成のための研修会開催においても、被害対策と捕獲に関する内容をそれぞれ実施し、総合的な獣害対策が地域において効果的に取り組まれるよう連携を図りながら進めてきました。 さらに、ニホンザルやイノシシの生息管理を科学的知見に基づき進める特定鳥獣保護管理計画策定に向けた基礎データ収集作業を進めています。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u> 平成 22 年度以降についても、県段階の「三重県獣害対策プロジェクト」や地域段階での「地域獣害対策チーム」を中心に、農水商工部と環境森林部の連携をより一層進め、効果的な獣害対策を進めてまいります。 平成 22 年度での農水商工部と環境森林部の連携を図る具体的な取組としては、イノシシ・サル・シカについて、農作物を中心とした被害発生アンケートを両部の連携のもと全県的に実施し、野生獣の生息状況の把握とともに今後の被害対策や生息管理に活用できるデータとして整理してまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進)</p> <p>(5) 漁業協同組合の経営基盤の強化のため、平成 21 年 7 月に漁協組織改革推進本部会議において、県 1 漁協の推進(最終目標:26 年度)の再確認がなされ、また、外湾地区の漁協合併については、21 年度中に外湾地区漁協合併推進協議会に参加している 12 漁協の先行合併に向け取り組んでいる。</p> <p>引き続き、関係団体等との連携を図りながら合併の支援等に一層取り組まれない。 (水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>合併推進協議会は、新漁協の組織機構及び市場の統廃合や新規事業の取組みを含めた合併基本計画を策定し、組合員に対する合併参加への合意形成を進めました。また、県漁連等の漁協系統団体は、三重外湾漁協への合併参加を促進するため、合併に参加した要改善漁協(計 11 漁協)の有する欠損金に対し、資金注入を行いました。さらに、要改善漁協も減資、債権回収等の自助努力を行いました。</p> <p>県は、この間、当協議会に参加し、合併の早期実現を図るため、指導・助言を行なうとともに、合併漁協の自立支援のため、支援事業を実施しました。</p> <p>系統支援金に対する利息補助 購販売事業の運転資金に対する利子補給 システム整備にかかる補助</p> <p>2 取組の成果</p> <p>志摩市から尾鷲市の 12 漁協が合併し、平成 22 年 2 月 1 日に「三重外湾漁業協同組合」が設立されました。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>三重外湾漁協は、今後、欠損金の解消に向け、全力で取り組むこととしています。県としても、当漁協の早期自立を図るため、引き続き支援を実施するとともに、県 1 漁協の実現に向け、漁協系統団体、国及び市町と連携し、指導・助言を行ってまいります。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(企業立地基盤整備の取組)

(6) 地域の企業立地促進等の取組を支援する企業立地促進法の制定により、地域ごとに「基本計画」を策定することが制度化され、平成 21 年 7 月 1 日現在県内 5 地域で策定されているが、県内全域がカバーされていない。今後とも、市町等における「基本計画」の策定支援に取り組まれない。

また、県民しあわせプランに記載されている全県的な「三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)」策定についても、引き続き検討されたい。

(商工・科学技術振興分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

企業立地促進法は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤強化を図ることを目的としており、同法に基づき県と市町が共同で作成する「基本計画」においても、各地域の集積目標が示されることとなります。「基本計画」については、平成 20 年度までに県内 5 地域で策定済みであり、本年度も引き続き、未策定地域に対して企業立地促進法の制度内容等の周知等を図ってきました。

2 取組の成果

「基本計画」の未策定地域に対し、企業立地促進法の制度内容等の周知等を行った結果、平成 21 年度に鈴鹿地域(鈴鹿市)において策定(平成 22 年 3 月 25 日付国同意)がなされ、これまでの地域と合わせて、県内 6 地域で策定済みとなりました。また、伊勢志摩地域(伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・南伊勢町)、いなべ地域(いなべ市)において、平成 22 年度内に「基本計画」策定に向け準備を進めています。

【基本計画策定地域(平成 22 年 3 月 31 日現在)】

三泗地域(四日市市、菰野町、朝日町、川越町)

高度部材産業の集積

津地域(津市)

メカトロ技術活用関連産業の集積

尾鷲地域(尾鷲市)

地域資源活用型産業の集積

伊賀・名張地域(伊賀市、名張市)

メディカル関連、農林業等と連携した感性価値指向型産業の集積

松阪地域(松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町)

農商工連携による地域資源活用型産業の高付加価値化

鈴鹿地域(鈴鹿市)

先端ものづくり産業の創出・集積

平成 22 年度以降(取組予定等)

企業立地促進法に基づく「基本計画」が未策定の地域については、引き続き策定促進に取り組んでいきます。

また、全県的な目標を定めた「三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)」策定については、企業立地促進法に基づく「基本計画」策定の進捗状況等を見極めながら、必要性の是非について検討していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)

- (7) 鈴鹿山麓研究学園都市センターでは、開設当初から入居し、管理運営も行っていた旧科学技術振興センター（総合研究企画部）が平成 20 年度の組織改編で廃止されて以来、現在に至るまで民間企業や行政機関等の入居がない。

関係部局と協議のうえ、今後とも同施設の有効活用について引き続き取り組まれない。

(商工・科学技術振興分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 平成 20 年度に鈴鹿山麓研究学園都市センターのリーフレットをコンパクトで見やすくわかりやすいものに刷新したところですが、本年度は 2,000 部の増刷を行い、セミナー、展示会、企業訪問時の P R 等に活用しました。
- (2) 高度部材イノベーションセンター等で開催されるセミナーや企業訪問の機会等に、企業に対して積極的に施設利用の P R を行いました。
- (3) 「リーディング産業展みえ 2009」(平成 21 年 11 月 6・7 日開催) にブースを設け、鈴鹿山麓研究学園都市センターのパネル展示、リーフレット配布を行うことによって、来場者約 7 千人に対して P R を行いました。

2 取組の成果

平成 21 年度の施設及び附帯設備の利用件数は、前年度と比較して約 5 割の増加を見込んでおり、農水商工部へ施設が移管した平成 20 年度以来の積極的な P R 活動が鈴鹿山麓研究学園都市センターの利用促進につながってきているものと捉えています。

項目	H19 年度		H20 年度		H21 年度	
	件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比
施設利用件数	55	10.0%増	65	18.2%増	98	50.8%増
設備利用件数	31	63.2%増	74	138.7%増	136	83.8%増
合計	86	24.6%増	139	61.6%増	234	68.3%増

H21 年度の数値は、平成 22 年 3 月末時点の許可件数（年度内使用に限る）を計上。

平成 22 年度以降（取組予定等）

高度部材イノベーションセンター（AMIC）等と連携し積極的に P R 活動に取り組むとともに、引き続き関係部局と協議のうえ、広く産業振興の観点から施設の有効活用について検討していきたいと考えています。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(緊急雇用・経済対策)

(8) 県では、「三重県緊急経済対策会議」や官民一体となった「三重県経済危機対策会議」を設置し、雇用対策、経済対策、生活対策を柱に取組を進めているところである。

今後も、県政の最優先課題として、「平成21年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、資金調達の円滑化の支援や新たなビジネスの創出などの経済対策を迅速かつ総合的に進められたい。

(商工・科学技術振興分野)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

三重県内における経済・雇用情勢の動向・課題と効果的な経済・雇用等に関する取り組み方向を共有するため、官民一体となった「三重県経済危機対策会議」を平成21年2月19日に設置するとともに、個別専門的な課題について検討を進める「経済・金融対策」、「雇用対策」の2つの専門調査会議を開催してきました。

- ・会議開催 5回(平成21年度 3回)
- ・経済・金融対策専門調査会議の開催 6回
- ・雇用対策専門調査会議の開催 4回

また、平成21年3月から4月にかけて県内9地区で地域会議を開催し、商工団体や金融機関等の関係者が集まり地域の実情を把握するとともに、7月には農水商工部等の職員が281社の企業を訪問し景況感等の調査を行いました。

なお、国から各都道府県に対し、官民一体となった「地域雇用戦略会議」の設置が求められ、経済対策に加え雇用対策についても一体的に議論する必要性が生じたため、参加団体を拡充し「三重県経済危機対策会議」から「三重県雇用・経済危機対策会議」に改組し、平成22年2月25日に第1回会議を開催しています。

- ・会議開催 1回(平成21年度 1回)

2 取組の成果

県においては、「平成21年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、これまで6次にわたって総合的な緊急雇用・経済対策に取り組んでいるところです。

経済対策では、中小企業の金融の円滑化を図るために保証料を補助するセーフティネット資金や小規模事業者の年末・年度末の資金需要に対応するための利子補給を講じるなどの経営安定化、農商工連携によるビジネス創出や中小企業の技術改良による新商品の開発、販路開拓等の支援、企業の設備投資に対する支援やがんばる商店街への応援といったチャンスづくりや内需拡大を目指した各種事業に取り組んでいます。

- ・セーフティネット資金融資枠の拡大
(融資枠：年度当初の800億円から3,200億円に拡大)
- ・年末・年度末資金対策としての小規模事業資金、マル経資金への県費利子補給の実施
- ・みえ農商工連携推進ファンドの創設 (ファンド組成額 25億円)
- ・企業の設備投資の促進と雇用確保のための補助金創設 (12社交付、雇用増50名)
- ・がんばる商店街応援隊の派遣 (応援隊派遣商店街数 16商店街)

平成22年度以降(取組予定等)

県内経済は、一部に持ち直しの動きがみられるものの厳しい状況が続いており、県においては平成22年度予算において第7次緊急雇用・経済対策を実施することとしています。

今後も引き続き、経済・雇用情勢などの把握に務め、必要に応じた経済・雇用対策に取り組んでいくこととしています。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(貸付金にかかる収入未済)

(9) 中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、全ての貸付金で収入未済は前年度より増加しており、全体では33億5,732万3,248円と多額となっている。

このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金は、県に原資の一部を貸し付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、債権の分類を行い、債権管理の方針を定めているが、今後も引き続きこの方針に則って適切な債権管理を行われたい。

なお、小規模企業者等設備貸与事業等にかかる(財)三重県産業支援センターへの原資貸付に関して、当該財団法人における未収金は、昨年度より減少したものの、依然として2億4,129万5,524円が未収となっている。

回収の見込みの無い未収金を償却処理した場合、県は損失補償契約に基づき補償費を支出していることから、未収金回収についての指導、支援に引き続き取り組まれない。

(商工・科学技術振興分野、農産振興分野、水産振興分野)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

農水商工部では、特別会計の貸付金にかかる部内検討会を開始しました。各室の個別案件について検討するため、第1回を8月4日、第2回を10月9日、第3回を2月15日に開催しました。また専門家による債権回収のアドバイスを受けました。

(金融経営室)

(1) 高度化資金の債権管理については独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、不良債権を再生支援先と回収処理先に分類を行うとともに、中小機構の債権管理アドバイザー制度も活用し、債権管理を進めています。

- ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しています。

- ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしています。

訪問・来庁相談回数 高度化：283回(平成22年3月末現在)

- ・弁護士に回収業務等の委託を6件行っています。

(2) 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は平成18年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。

訪問・来庁相談回数 設近：100回(債権管理回収専門業者分を含む、平成22年3月末現在)

(3) 産業支援センターが実施している小規模企業者等設備貸与事業等にかかる未収金の回収については、毎月、県と産業支援センターとの間で債権管理に関する打ち合わせを行い、未収貸付先ごとに、回収状況や経営状況を把握するとともに、今後の効果的な回収方針(連帯保証人への請求や法的措置の実施等)を具体的に検討するなど、指導・支援を行っています。

産業支援センターとの打ち合わせ回数 10回

(農業経営室)

部内検討会及び専門家からのアドバイスを受け、書面・電話・訪問等により回収並びに時効の停止措置(11名)に取り組みました。特に、農業経営を継続している貸付先については、経営相談と併せて償還計画の検討を行いました。(訪問・面談 5回(4名)、電話・書面による督促 28回(13名)、経営相談 3件)

(水産経営室)

未収金について、書面・電話・訪問等による督促を行いました。特に、現年度に発生した延滞先に対して、早期に面談を実施するなど長期延滞債権化の防止に努めました。過年度に発生し、長期にわたり償還が滞っている延滞先及び保証人に対しては、部内検討会や専門家の意見を参考にしながら、今後の取組方針を検討しました。

督促回数 14回

2 取組の成果

部内検討会及び相談会により個別案件ごとに回収対策を協議し、未収金回収にあたりました。

(金融経営室)

(1)(2) 平成21年度の過年度未収金回収額については、平成22年3月末現在、高度化資金：32件、1億5,863万円、設備近代化資金：21件、556万円でした。

リーマンショック以降の世界的な経済危機の深刻化などによる影響で、返済予定額を全額返済できない組合、中小企業等が増えてきている中で、高度化資金においては前年比229.7%の回収となりました。

また、平成21年度に発生した未収金に対しても、未収金の増大及び長期延滞化を防止するため、早期に回収業務に取り組み、1億630万円の未収金を回収しました。

(3) 産業支援センターの小規模企業者等設備貸与事業等の未収金回収については平成22年3月末現在596万円でした。

(農業経営室)

平成20年度末の未収金5,473万円うち、368万円(9名)の回収を行いました。

また、本人が行方不明の後、死亡し、時効の期限が到来していた1件(843万円)については相続人との交渉の結果、時効を援用するとの連絡があったため、国との協議を経て不納欠損処理を行う予定です。

(水産経営室)

平成20年度末の未収金額は2,737万円のうち、160万円を回収しました。

なお、今年度新たに延滞が発生した貸付先6件について早期の延滞解消に努め、年度内に全てを償還させることができました。

平成22年度以降(取組予定等)

平成21年度に引き続き部内検討会を行い、さらに未収金回収に取り組んでいきます。

(金融経営室)

(1) 高度化資金の債権管理については、中小機構の「債権管理アドバイザー相談」や「調査・アドバイザー業務」といった制度を活用し、中小機構と連携しながら、不良債権分類に従った適切な債権管理を行っていきます。

高度化資金の貸付先である中小企業等については長引く世界的不況の影響が極めて大きく、非常に厳しい経営状況にあることから、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていきます。

- ・延滞の未然防止の観点から短期的な対策として、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。
- ・最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが10年以内の償還期限の延長を検討します。
- ・すでに延滞になっているものの返済意思を示す貸付先には、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。
- ・必要に応じて弁護士等の外部の専門家に債権回収等の委託を行います。

(2) 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は引き続き債権管理回収専門業者に委託します。

(3) 小規模企業者等設備貸与事業等に係る産業支援センターとの債権管理打合せを毎月行い、センターの債権管理の徹底を図ります。

(農業経営室)

引き続き債権者の経営状況、経済状況を訪問・電話等により的確に把握するとともに、徴求した償還誓約書に基づく回収に努めます。また経営継続中の債権者については、経営改善への取り組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理していきます。

(水産経営室)

今後とも引き続き長期の延滞先に対しては、訪問・電話等による督促を強化し、資産の任意処分や法的措置の検討を行うとともに、新たに発生した延滞先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消に努めてまいります。

また、新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、資金を利用した漁業者に対して普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>雑入の収入未済額が 131,713,279 円（対前年度比 85.3%）あり、前年度と比べて 22,784,245 円減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p>なお、県内測量業者との和解調書に基づき分割納付される弁償金については、これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に債権管理に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>全 32 社のうち、分割払を継続中の 10 社（農水商工部関係分）について納付の通知を行い、収納管理を行いました。平成 18 年に倒産した A 社の連帯債務者についても、各社の支払方法に基づき納付の通知及び収納管理を継続していました。</p> <p>平成 21 年に、会社を解散した B 社及び破産手続の申立を行った C 社の滞納が発生したため、和解条項に基づき、残債務の一括請求を行ったところ、B 社については全額完納しました。納付のなかった C 社分については、C 社の連帯債務者 16 社（農水商工部関係は 11 社）に対し説明会を開催し、和解条項に基づいた各社の支払方法を確認した上で、支払請求を開始しました。</p> <p>また、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知を発送する文書において、必ず納付期限までに納付するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 21 年 12 月分割納付までの納付状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度以降分割納付対象額 123,290,677 円 ・ 平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月分割納付までの納付額 20,537,084 円 <p>また、分割納付業者のうち 1 社から、分割納付の繰上償還の申出があり、承認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22.1.15 60 回分割を一括払いに変更（H22.2.10 納付済）
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 21 年度に引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう務めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>雑入の収入未済額が 131,713,279 円（対前年度比 85.3%）あり、前年度と比べて 22,784,245 円減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p>なお、県内測量業者との和解調書に基づき分割納付される弁償金については、これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に債権管理に取り組みられたい。</p> <p style="text-align: right;">（水産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>昭和 55 年度内水面総合振興対策事業にかかる補助金返還金の未収金（3,026,136 円（国費分 1,513,068 円、県費分 1,513,068 円）については、補助事業者である三重県養鰻組合の解散が養鰻漁業を取り巻く社会情勢の変化であること並びに当該施設が 23 年の長期にわたり補助事業の目的に沿って使用されたことについて配慮され、平成 21 年 4 月に補助金返還を求めない国の方針が確定したことから、受検時には不能欠損処分に向けた事務手続き中でした。</p> <p>不能欠損処分の事務手続きを行うに当たり、当該債権が公法上の債権か私法上の債権かについて平成 21 年 9 月に 2 回の弁護士相談を行った結果、公法上の債権と判断され、地方自治法第 236 条の規定により平成 21 年 10 月 14 日に消滅時効が成立したため、三重県会計規則第 26 条第 2 項に基づく不能欠損処分を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>不能欠損処分を行い、昭和 55 年度内水面総合振興対策事業にかかる補助金返還金の未収金（3,026,136 円）は解消しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>未収金解消により、平成 22 年度以降の取り組み予定はありません。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 雑入の収入未済額が 131,713,279 円（対前年度比 85.3%）あり、前年度と比べて 22,784,245 円減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止により一層努められたい。 なお、県内測量業者との和解調書に基づき分割納付される弁償金については、これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に債権管理に取り組みたい。 (観光局)
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195,434 円を収納しました。しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差し押さえを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。 上記申し立てに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。 債務者財産の再開示は、原則として 3 年を経過した後に行うこととなっているため、今年度については財産に関する調査はおこないませんでしたが、債務者の状況については随時調査を行っています。 2 取組の成果 債務者の現在の所在、状況について再確認を行いました。
平成 22 年度以降（取組予定等） 今後も引き続き「債務者財産開示制度」を活用して、換価性のある財産の特定等が可能となった場合は、強制執行等の措置を講じていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 施設使用料、契約違約金の収入未済額が 6,907,060 円（対前年度比 92.4%）ある。前年度と比べて 568,308 円減少しているものの、引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 21 年 8 月 5 日（水）に下記事項を確認しました。 <ul style="list-style-type: none">・ 法務局で商業登記簿から会社の状況を確認・ 津市役所で住民票と戸籍の確認 2 取組の成果 商業登記簿を確認したところ、会社は閉鎖されていませんでした。また代表取締役の住所を住民票と戸籍から確認しましたが移転されておりませんでした。現地における会社の状況はテナントとして事務所を借りていたため、今は看板が取り外されています。住居の状況は昨年度代表取締役宅を訪問したところ、不動産業者から購入された別の方が住んでいました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 所在不明のため連絡を取ることができないことから、引き続き法務局と市役所で会社の状態、代表取締役の所在を調査します。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 施設使用料、契約違約金の収入未済額が 6,907,060 円（対前年度比 92.4%）ある。前年度と比べて 568,308 円減少しているものの、引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 <p style="text-align: right;">（農産振興分野（卸売市場））</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 上記の収入未済額 6,907,060 円のうち卸売市場の収入未済額 6,613,060 円については、訪問催告等により回収に努めたほか、1 債務者の未収金 158,141 円を時効完成により平成 21 年 10 月 21 日付けで不納欠損処分しました。 2 取組の成果 上記の取組の結果、平成 21 年度に 350,405 円（H20 年度分 295,405 円（5 件）、H19 年度以前分 55,000 円（3 件））（22 年 3 月 31 日現在）を回収し、平成 22 年 3 月末では、6,104,514 円となっています。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、訪問催告等により回収を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【平成 20 年度魅力づくり支援事業業務】 契約書に収入印紙が貼付もれ</p> <p>(3) 【三重県産品市場開拓支援業務（スーパーバイザー）】 業者選定者数が企画提案コンペ選定要領と異なる</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>他の委託契約業務についても、事務処理上の遺漏がないか総点検を行うとともに、点検体制を強化しました。</p> <p>また、企画提案コンペにおける選定要領のあり方について検証を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>業務委託契約等の事務処理について、適正な執行が図られました。</p> <p>業務委託において、公平・公正に業者選定が行われるよう、企画提案コンペ選定要領に基づいた適正な事務処理を行いました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>今年度に引き続き、業務委託契約等の事務処理について、適正な執行を図ります。</p> <p>また、業務委託における公平・公正な業者選定のため、企画提案コンペ選定要領に基づいた適正な事務処理を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(2) 【農業経営近代化資金に係る利子補給金計算等の電算事務処理】 予定価格の積算根拠が不明確</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 見積書を他県の状況等も考慮し精査しました。</p> <p>2 取組の成果 精査の結果を踏まえ、指名審査(3月)に反映することとしました。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、事業費の精査に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(4) 【広域農道用地買収業務】 予定価格調書が未作成</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 必要書類のチェックリストを作成するなど適正に対応しました。</p> <p>2 取組の成果 予定価格調書を作成しました。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 21 年度に作成したチェックリストにより、事務処理上不適正なことがないよう取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(5) 【平成 20 年度農林水産省所管国有財産（自作農財産）調査・測量・登記業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務依頼書が委託先に交付されないうちに見積書を徴取 ・監督員の選任に係る任命起案なし <p>(6) 【平成 20 年度未登記解消に係る調査及び用地交渉業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督員の選任に係る任命起案なし ・契約条項上不要である完成報告書を徴取 ・委託料の支出時期が契約書の条項と異なる <p style="text-align: right;">（農業基盤整備分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【農林水産省所管国有財産（自作農財産）調査・測量・登記業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、単価契約を行っている業務で見積書の徴収は必要ないので見積書の徴収を取り止めました。 ・監督員の選任に係る任命起案を行いました。 <p>【未登記解消に係る調査及び用地交渉業務】</p> <p>平成 21 年度は、委託業務の発注を行いませんでしたが、監督員の選任にかかる任命起案や契約条項と支出時期の整合などの事務手続きの適切な処理について周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>適切な処理をしました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>【未登記解消に係る調査及び用地交渉業務】</p> <p>平成 22 年度以降も、委託業務発注の見込みはありませんが、発注を行う場合は適切な事務処理に努めます。</p> <p>【平成 20 年度農林水産省所管国有財産（自作農財産）調査・測量・登記業務】</p> <p>平成 22 年度以降も引き続き適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(7) 【三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務】 監督員の選任に係る任命起案なし</p> <p>(8) 【ナマコ種苗生産実証化試験に係る業務】 監督員の選任に係る任命起案なし</p> <p>(9) 【平成 20 年度「みえのうみ」環境情報収集システム保守点検等業務】 ・委託先が社名変更をしているが変更届等を未徴取 ・履行確認書を委託先に未交付</p> <p>(10) 【委託業務名：「三重みらいネット」構築業務】 ・「個人情報取扱特記事項」が契約書に未添付 ・再委託承諾願の金額や内容が不明</p> <p style="text-align: right;">（水産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(7) 【三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務】 監督員の選任を行う際には、任命に係る起案を行うようにしました。</p> <p>(8) 【ナマコ種苗生産実証化試験に係る業務】 監督員の選任を行う際には、任命に係る起案を行うようにしました。</p> <p>(9) 【平成 20 年度「みえのうみ」環境情報収集システム保守点検等業務】 ・未徴取であった委託先の社名変更届を徴取しました。 ・未送付であった履行確認書を委託先に送付しました。</p> <p>(10) 【委託業務名：「三重みらいネット」構築業務】 ・契約書に未添付であった「個人情報取扱特記事項」については、改めて委託先に送付し、適正に業務の遂行が行われるよう、指示しました。 ・既に提出されていた再委託承諾願では、金額や内容に不明な点が見受けられたことから、再度聴き取り等により、内容の把握を行いました。</p> <p>2 取組の成果 各職員に対し、事務処理が適正に執行されるよう周知し、改善を図りました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 22 年度以降も、年度当初に改めて職員への周知・徹底を行うことなどにより、引き続き適正な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(11) 【中小企業設備近代化資金貸付金に係る債権回収業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 予定価格の積算根拠が不明確・ 履行確認日と完了報告書提出日の逆転など事務手続不備 <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>予定価格については、複数の業者から見積もりを徴し、参考とするなど合理的な積算根拠による積算方法を検討いたしました。</p> <p>平成 21 年度は年度内に完了報告書を徴し、履行確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年 3 月末現在事例はありませんでした。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>予定価格については、複数の他業者から見積もりを徴し参考とするなど合理的な積算根拠による積算を行います。</p> <p>引き続き、年度内に完了報告書を徴し、履行確認を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(12) 【登記事務委託】</p> <ul style="list-style-type: none">・特命随意契約に係る適用条項、随意契約理由の記載なし・契約書に個人情報の保護に関する条項なし <p>(桑名農政環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>決裁文書に、特命随意契約に係る地方自治法の条項および随意契約理由を明記しました。</p> <p>契約書の約款に、個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を追加し、契約上の義務を明示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>特命随意契約の正当性を明示し、契約の適法性を担保しました。</p> <p>以前から添付されていた個人情報取扱特記事項を遵守すべき相手方の義務を明確化し、当該特記事項と契約約款との関連を明示したことにより、相手方に対する法的拘束性を確実なものにしました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 21 年度と同様の方法、様式で対応し、個人情報の厳格な管理を行います。相手方に対しても、個人情報の管理を徹底するよう機会ごとに注意喚起します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(13) 【経営体育成基盤整備事業桃園西部地区換地業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する条項なし</p> <p>(14) 【国営造成施設県管理事業安濃ダム農業水利施設保守点検業務】 ・物件等電子調達システムの導入など、契約方法について要検討 ・契約書に年2回支払いに関する条項なし</p> <p style="text-align: right;">(津農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(13) 会計事務・契約事務処理について周知徹底を図るとともに、再発防止のためのチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>(14) ・電子調達システムについては一部課題の整理の必要があるものの平成 22 年度から導入する方向でシステム運用機関とも調整中です。 ・委託業者が少なく入札条件も厳しいことから対応策について関係機関とも協議中です。 ・契約書の記載内容確認は事業執行及び契約事務のそれぞれの課において厳しくチェックするよう相互の情報共有に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(13) 会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、複数の職員のチェックにより事務手続きの遺漏防止が図られました。</p> <p>(14) 会計事務の執行に関する認識が深まりました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度以降も引き続き会計規則等の遵守意識の更なる向上を職員に働きかけるとともに、業務に関連する全ての事項について適正な管理運営に努めます。 ・契約行為に関する研修会、会議等への積極的な参加により課題点の解消に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(15) 【経営体育成基盤整備事業中瀬川南地区西明寺換地区換地業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取なし ・予定価格の記載なし ・特命随意契約理由の記載が不十分 <p>(16) 【経営体育成基盤整備事業中瀬川南地区荒木換地区換地業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取なし ・予定価格の記載なし ・特命随意契約理由の記載が不十分 <p>(17) 【調査・測量及び登記事務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に個人情報の保護に関する条項なし <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(15)(16) 平成 21 年度は、委託業務の実施にあたり、設計後に審査会に通し、見積指名通知書を発行、予定価格の設定を行い、入札(見積提出)して発注しました。 随意契約理由については、詳細に記述し、理由項目も追加しました。その後、審査会へ提案しました。</p> <p>(17) 21 年度から契約書に個人情報の保護に関する条項を加えました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(15)(16) 審査会で承認を得ることにより適正な事務処理が図られました。</p> <p>(17) 個人情報保護の重要性を認識することにより、適正な事務処理が図られました。</p>
<p>平成 22 年度以降(取組予定等)</p> <p>(15)(16) 今後においても、審査会での承認を図り適正な事務処理を行っていきます。</p> <p>(17) 今後においても、個人情報保護の必要性を認識し、適正な事務処理を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(18)【県営中山間地域総合整備事業紀南地区浅里換地区事務委託】 契約書に個人情報の保護に関する条項なし</p> <p>(19)【調査・測量及び登記事務委託】 契約書に個人情報の保護に関する条項なし</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「県営中山間地域総合整備事業紀南地区浅里換地区事務委託」については事業完了しており、また、平成 21 年度において新規の換地区事務委託契約はなかったため、特に措置は講じませんでした。が、三重県個人情報保護条例及び三重県個人情報取扱事務委託基準について課内での周知徹底を図りました。</p> <p>「調査・測量及び登記事務委託」については既に契約済みであったため、実施時に口頭にて個人情報の適切な取り扱いについて説明を行い、受注者の理解を得られました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>口頭説明により個人情報の適切な取り扱いについて理解を得られ、適正に業務が遂行されました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>契約時には最新の要領及び様式を確認し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (20)【焼却炉 N-26 圧力計等点検調節作業】 契約条件に基づく検査確認が未実施</p> <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 業務委託に関する契約条件を精査し、正確な履行が実施されるよう再確認を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 今年度の問題は認められていません。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 正確な契約履行を実施するよう、担当者を再教育、チェック機能の充実を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(21) 【「陶&くらしのデザイン展 2008」四日市会場作業委託】</p> <p>履行確認の記載なし</p> <p>(22) 【窯業研究室総合管理業務委託】</p> <p>再委託の申請、承認手続きを口頭のみで処理</p> <p style="text-align: right;">(工業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(21) 業務内容の性質上、作品搬入には職員が必ず立ち会っているものですが、今後は履行確認(立会)の事実を書面上に記録するよう関係職員に周知徹底しました。</p> <p>(22) 再委託の申請、承認手続きについては、契約条項上も規定があり、事実関係の透明性の確保の点からも重要であることから、今後は必ず書面により申請・承認を行うこととし、受託業者にもその旨を徹底するよう連絡しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>指摘内容に即して、事務処理の不適切性の払拭に努めたので、現在は適切に処理されています。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成 22 年度以降も、21 年度と同様に取り組み、事務の適正化に努める予定です。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (23) 【排水機場運転管理業務】 予定価格の記載なし <p style="text-align: right;">(農業振興分野(中央卸売市場))</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 三重県地方卸売市場に係る工事請負や委託契約に際し、予定価格の設定(記載)漏れ等がないよう、厳密にチェックを行うようにしました。 2 取組の成果 工事請負や委託契約の手続きについて、不備はありません。
<u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、すべての工事請負や委託契約に際し、手続きに不備がないようチェックを厳密に行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 国補工事

(1) 【木曾岬地区県営湛水防除事業（小）新和泉第2排水機場下部工事】

- ・技術審査会における提案内容を競争入札審査会へ報告した書類なし
- ・当初設計の精査が不十分

(2) 【木曾岬地区近江島排水機場除塵機改修工事】

- ・技術者の兼務報告が未徴取
- ・予定価格の公表時に誤って予算額を公表

(桑名農政環境事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

(1) 平成 21 年度は総合評価方式による競争入札を 5 件実施しており、全ての案件について総合評価にかかる技術提案の要求要件、技術提案の範囲、評価基準の設定、技術提案の審査など技術審査会における調査や審議された結果について、遅延なく桑名農政環境事務所建設工事等競争入札審査会に報告しました。

平成 21 年度から「設計書審査表」を活用して、仮設工や安全対策など当初設計で計上すべきものが計上されているかなどを当初設計書の審査段階において審査者並びに決裁者がチェックし、設計書の精査に取り組みました。

(2) 平成 21 年度は全ての工事契約案件について、落札決定通知時に「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」を提示し、技術者の兼務報告を徴取しました。また、「契約時における現場代理人チェックリスト」も同時に提示し、現場代理人の兼務についても確認しました。

予定価格などの公表時には、公表内容に誤りがないよう確認者を設けてチェックを行いました。

2 取組の成果

- ・総合評価方式の競争入札案件に係る技術審査会での調査及び審査結果を全て競争入札審査会へ報告し、同審査会委員に必要な情報共有が図られました。
- ・当初設計書の精度が向上し、工事現場での問題発生等はありませんでした。
- ・技術者の兼務報告が適正に実施されました。
- ・予定価格などの公表は誤りなく行われ、信頼性が保持できました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

上記 1 の取組みについて、今後も継続して実施し、公共工事の公平性、平等性、透明性の確保や、一層品質の高い工事推進に努めていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 国補工事 (3) 【府中（6期）地区県営地すべり対策事業土橋法面保護工事】 軽微な設計変更手続きなし <p style="text-align: right;">（伊賀農林商工環境事務所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 設計変更要領についての勉強会の実施 (1) 三重県建設工事設計変更要領（平成 18 年 4 月 1 日）により設計変更にかかる手続きを再確認しました。 (2) 特に軽微な設計変更については、変更契約を工期末までにまとめて行うことが出来ることとなっているが、毎回の手続きが必要であることを確認しました。 (3) 実施にあたっては、請負業者との業務打ち合わせを十分行い、すべて打ち合わせ記録簿に残し、その内容を室内で回覧し、設計変更にかかるものについてはチェックと同時に、設計変更要領に基づき受注者と協議書を取り交わすこととしました。 2 取組の成果 要綱・要領等に基づき、適正な事務処理を図りました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 継続して取り組んでいくことが重要ですので、打ち合わせ記録簿の適正な実施を行ったうえ、引き続き設計変更要領の適切な運用を心がけていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(4) 【紀南地区県営中山間事業（広）熊野工区農用排金山排水路工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・打合せ簿などによる変更協議の内容が、直近の変更契約に反映されていない・工期延長の協議記録なし <p>(5) 【紀南地区県営中山間事業（広）（緑）紀宝工区農道子安2道路工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・工期延長の協議記録なし <p style="text-align: right;">（熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none">・打合せ簿で行った変更内容を次の変更契約時に確認し、反映させるよう取り組みました。・工期延長を伴う変更協議を行う際には、打合せ簿に工期変更について変更対象とする旨記載し、期間については別途協議することとしました。 <p>2 取組の成果</p> <p>変更契約及び変更協議において、適正な処理が行われました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>変更契約時の打合せ簿の確認と、打合せ簿に工期変更についての記載を継続し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【麓奥溜池地区県単土地改良施設整備事業提体グラウト工事】 技術者の兼務報告が未徴取</p> <p style="text-align: right;">(桑名農政環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 平成 21 年度は全ての工事契約案件について、落札決定通知時に「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」を提示し、技術者の兼務報告を徴取しました。また、「契約時における現場代理人チェックリスト」も同時に提示し、現場代理人の兼務についても確認しました。</p> <p>2 取組の成果 技術者の兼務報告が適正に実施されました。</p> <hr/> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>上記 1 の取り組みについて、今後も継続して実施し、公共工事の公平性、平等性、透明性の確保や、一層品質の高い工事推進に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(2) 【上之庄地区県営ふるさと農道予野工区農道工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の兼務報告が未徴取 ・軽微な設計変更協議書なし <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の兼務報告についてはコリンス登録状況及び口頭で確認しておりましたが、「配置（予定）技術者の取り扱いについて」（平成 21 年 3 月 25 日付け県土整備部長通知）に従い、契約時に書面提出により確認することとしました。 ・軽微な設計変更協議書は所内決済後、変更協議書 1 通を請負者に送付していましたが、「三重県設計変更要領」第 7 条第 3 項に基づき、協議書の決済後、2 通作成し、発注者・受注者双方押印の上、協議書を取り交わし、それぞれ 1 通を保管することとしました。 <p>2 取組の成果</p> <p>要綱・要領等に基づき、適正な事務処理を図りました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>今後とも、要綱・要領等に従い、適正な事務処理を図っていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

エ 調査、設計業務委託

- (1) 【城南地区県営地盤沈下対策事業（小）計画変更業務委託】
現場調査が不十分
- (2) 【長島中部2期地域用水環境整備事業人道橋設計業務委託】
軽微な設計変更の手続きなし
- (3) 【源緑輪中県営湛水防除事業（小）全体実施設計業務委託】
軽微な設計変更の手続きなし

（桑名農政環境事務所）

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- (1) 平成21年度から「設計書審査表」を活用して、仮設工や安全対策など当初設計で計上すべきものが計上されているかなどを当初設計書の審査段階において審査者並びに決裁者がチェックし、設計書の精査に取り組みました。
- (2)(3) 「三重県建設工事設計変更要領」に基づき、軽微な設計変更が生じた場合は、その都度事務所内で決裁後、協議書を取り交わしました。

2 取組の成果

- ・当初設計書の精度が向上し、工事現場での問題発生等はありませんでした。
- ・「三重県建設工事設計変更要領」の適正な運用により、適切に事務処理ができました。

平成22年度以降（取組予定等）

上記1の取組について、今後も継続して実施し、公共工事の公平性、平等性、透明性の確保や、一層品質の高い工事推進に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(4) 【小波田地区県営ふるさと農道測量業務委託】 軽微な設計変更の手続きなし</p> <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 設計変更要領についての勉強会の実施</p> <p>(1) 三重県建設工事設計変更要領(平成 18 年 4 月 1 日)により設計変更にかかる手続きを再確認しました。</p> <p>(2) 特に軽微な設計変更については、変更契約を工期末までにまとめて行うことができることとなっているが、毎回の手続きが必要であることを確認しました。</p> <p>(3) 実施にあたっては、請負業者との業務打ち合わせを十分行い、すべて打ち合わせ記録簿に残し、その内容を室内で回覧し、設計変更にかかるものについてはチェックと同時に、設計変更要領に基づき受注者と協議書を取り交わすこととしました。</p> <p>2 取組の成果 要綱・要領等に基づき、適正な事務処理を図りました。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>継続して取り組んでいくことが重要ですので、打ち合わせ記録簿の適正な実施を行ったうえ、引き続き設計変更要領の適切な運用を心がけていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(5) 【熊野南部他地区県営中山間地域総合整備事業実施計画策定業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容の見込みの把握不十分・変更契約に至るまでの協議等の記録なし <p>(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 委託業務発注前に、関係機関と打合せ回数及び内容等の協議を行い、適切な打合せ回数を積算に計上することとしました。 委託業務発注後は、業務内容について請負業者と十分協議を行い内容を精査するとともに、変更が伴う業務については、必ず打合せ簿等書面で協議を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果 本年度は監査指摘前の発注であったため、取組を反映させることはできませんでしたが、今後は委託業務発注前に関係機関と打合せを実施し、適切な打合せ回数を計上します。 協議内容は、打合せ簿及び軽微な設計変更協議書で請負業者と交わすことで、変更内容が明確となり、結果請負業者とのトラブルもなく、スムーズに業務遂行することができました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 今後も、平成 21 年度の取組を継続し、効率的で適切な業務遂行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 工事（修繕）</p> <p>(1) 【旧ガラス温室解体工事】 施工伺いに本工事目的の記載なし</p> <p style="text-align: right;">（農業大学校）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 施工目的を明記した施工伺いの基本書式を作成し、周知することとしました。</p> <p>2 取組の成果 施工伺いについては、適正に処理ができるようになりました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、工事を含めた事務については適正な処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 補助金等</p> <p>(1) 【運輸事業振興助成交付金】 申請書の提出時期に係る別途の定めなし</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 21 年度については、申請書の提出期限を「中部運輸局長の承認を受けた日から 1 週間以内」と定めて団体へ通知しました。</p> <p>2 取組の成果 交付要領で「毎年度別に定める日までに・・・」としている提出日が、明示して定められていない状態でしたが、通知の際に明確にすることで解消を図りました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 22 年度以降についても、団体へ通知する際にその都度申請書の提出期限を定め、これを明示して通知を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 補助金等</p> <p>(2) 【土地改良施設整備補修事業費補助金】 額の確定通知を出納閉鎖期間終了後に通知</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 室ミーティングにおいて監査結果の情報共有を行い、今後の補助金事務執行について注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果 補助金事務における文書送付時期に関する意識が向上しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、上記取組を継続します。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 カ 補助金等 (3) 【種苗生産推進事業費補助金】 交付申請書に添付されている収支予算書が、要領に規定する様式と一部異なる (水産振興分野)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 申請にあたり、室関係補助金等交付要領に定める様式が適正に使用されるよう、申請者に指導するとともに、今後適正な事務処理が行えるよう、職員への同要領の再周知を図りました。 2 取組の成果 各職員に対し、事務処理が適正に執行されるよう周知し、改善を図りました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 平成 22 年度以降も、年度当初に改めて職員への周知・徹底を行うことなどにより、引き続き適正な事務処理に努めてまいります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>キ 旅費</p> <p>(1) 【農業土木技術者継続教育機構東海地方委員会】 復命書の記載内容が一部不十分（会議の開始、終了時刻の未記載） （農業基盤整備分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 室ミーティングにおいて、監査結果の情報共有を行うとともに、記載内容の趣旨徹底を行いました。 さらに復命書供覧時には、復命内容の5W1Hについてチェックを強化しました。</p> <p>2 取組の成果 上記の取組を行った結果、記載内容が不十分な復命書を無くすことができました。</p> <hr/> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、上記取組を継続します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>キ 旅費</p> <p>(2) 【第7回全国漁港漁場整備技術研究発表会】 旅行命令に自家用車使用の記録なし</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成21年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 室ミーティングにおいて監査結果の情報共有を図り、今後の旅行命令簿の入力について周知徹底するとともに注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果 旅行命令簿の入力等に関する意識が向上しました。</p> <hr/> <p><u>平成22年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、上記取組みを継続します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>キ 旅費</p> <p>(3) 【岩手県における漁協の組織再編に関する指導事業聴き取り調査】 旅行命令の記載内容が一部不十分</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 旅行命令書の記載については、すべての用務先を記入するよう徹底しました。</p> <p>2 取組の成果 旅行命令書の行き先をすべて記載しています。 すべての用務先を記載することで、経路が明確になり、職員の出張状況を十分に把握でき、連絡等の業務がさらに円滑になりました。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 キ 旅費 (4) 【試験場機関派遣研修】 宿泊を伴う出張について、復命書が未作成 <p style="text-align: right;">(津農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 発生者の誤った解釈によるものであり、早々に復命等の正規の手続きを行いました。 (2) 決裁権者を含め関係者等に宿泊を伴う出張後の処理方法についての確認を行いました。 2 取組の成果 (1) 県内泊についても復命書による手続きが必要である旨、理解しました。 (2) 今後、同様な誤りは発生しないよう室内で確認をしました。 (3) 出張の際の私用車使用等の取扱に注意を払うようになりました。
<u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> (1) 県内泊の不適正事例をもとに、今後総務事務システム移行に伴い出張の手続きについて伺いから支払いまで研修、確認に努めることとします。 (2) 宿泊を伴う旅行についての復命書の添付は常識であることの周知を行います。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 キ 旅費 (5) 【事務費予算ヒアリング】 旅費の支給誤り <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 19 年 8 月 1 日付けで改正された、旅費条例等の運用について「通勤手当が公共交通機関と自家用車の併用により認定されている職員が、通勤手当の支給されている自家用車区間の全部を旅行した場合には、当該区間の車賃は支給しない」ことを、職員に指導することにより、旅費の改正内容及び制度を確認いたしました。 2 取組の成果 旅費制度・会計規則に基づき、適正な事務処理を図りました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 今後も、旅費制度を十分認識し、適正な事務処理を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>キ 旅費</p> <p>(6)【獣医大学就職説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空運賃額を示す書類が未添付 ・旅行命令の記載内容が不十分 <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>職場会議等で、「職員等の旅費に関する条例等の運用について」を職員に周知し、航空機を利用する際の留意点を再認識するよう指導しました。</p> <p>また、毎月庁内メールで、旅行命令の記載内容、旅費請求書への添付書類（会議開催通知、事項書等）、旅費の計算方法等注意事項について職員への周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>航空機を利用した出張はなかったが、旅費請求書への添付書類等は適切に提出され、旅行命令書も適切に記載され不適切な事案は見受けられていません。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>庁内メール・職場会議等を利用して、旅費に係る注意事項を周知していきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 キ 旅費 (7)【指定製造事業者制度教習】 旅費の支給誤り (8)【東海北陸計量行政協議会第1回計量会議】 旅費の支給誤り <p style="text-align: right;">(計量検定所)</p>
講じた措置
<u>平成21年度</u> 1 実施した取組内容 過大支給となった旅費については、速やかに戻入手続きを行いました。また、複数職員による審査の徹底を図りました。 2 取組の成果 上記の改善により、その後、同様の事例は起きていません。
<u>平成22年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>キ 旅費</p> <p>(9) 【指導農業士連絡協議会先進地調査研究会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令に用務地の記載なし ・航空運賃額を示す書類が未添付 <p style="text-align: right;">(中央農業改良普及センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用務地を含め、旅行命令書記載事項については、適正な記載を徹底させています。 ・復命精算請求時には、航空機利用を含め、旅費内訳を示す書類を整備の上、添付させることとしました。 <p>2 取組の成果</p> <p>出張時の旅費命令から、復命精算請求に至る一連の事務については、適正に処理するようになりました。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>引き続き、旅行命令及び旅費に関する事務について、指摘のあった事項に止まらず、適正な処理の徹底に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>キ 旅費</p> <p>(10) 【平成 20 年度先進地調査研究活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令に用務地の記載なし ・航空運賃額を示す書類が未添付 <p style="text-align: right;">(農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用務地を含め、旅行命令書記載事項については、適正な記載を徹底させています。 ・復命精算請求時には、航空機利用を含め、旅費内訳を示す書類を整備の上、添付させています。 <p>2 取組の成果</p> <p>出張時の旅費命令から、復命精算請求に至る一連の事務については、適正に処理するようになりました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、旅行命令及び旅費に関する事務について、指摘のあった事項に止まらず、適正な処理の徹底に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 住居を転居したにもかかわらず、虚偽の報告を行い、住居手当、通勤手当を不正に受給 (津農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 不適切な受給に係る案件については関係機関と緊密な連携のもとに、適正な処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正に対処し該当不正受給案件について返還措置を行いました。</p> <p>(2) 職員手当等のように個人申請によるものについては複数の職員でチェックをするよう確認しました。</p> <hr/> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>室長会議等を通じ、適正な申請を行うよう喚起します。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (2) 特殊勤務手当の実績簿の記載内容が不十分 <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 特殊勤務実績簿に従事者本人が記載する際に、従事した業務について、要件が特定できないような記入がみられたため、特殊勤務実績簿に具体的な記入方法・記載例貼り付け参考となるようにしました。 また危険手当にかかる、事前に認定された工事について一覧にして貼り付け、工事が特定できるよう明確な記載について指導しました。 2 取組の成果 記載例を参考にした具体的な業務内容が記入されるようになり適正な事務処理が図れました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 平成 22 年度以降から、総務事務センターでの認定となりますが業務内容の入力については、引き続き明確に記載するよう指導します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 特殊勤務手当の支給誤り (病虫害防除所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 毎月の集計時にチェックを行うことで、支給誤りの防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 チェック体制を見直すことで、支給誤りの発生はなくなりました。</p> <hr/> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 翌年度以降もチェック体制を充実させることで支給誤りの防止に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (4) 高速道路利用者について、「特急（高速道路）利用者用通勤届」が未提出、事後確認が未実施（計量検定所）
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 「特急（高速道路）利用者用通勤届」を提出させるとともに、必要書類を確認・添付し、事後確認を行いました。 2 取組の成果 上記により、適正な事務処理を行うことができました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、各種手当の認定及び事後確認について適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(5) 扶養手当の証明書類（大学生の在学証明書等）が未提出</p> <p>(6) E T C利用の支払いを証明できる書類が未提出</p> <p style="text-align: right;">（工業研究所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 該当する職員より必要な証明書類の提出を求め、認定状況が適切であることを確認しました。</p> <p>2 取組の成果 上記改善策を実施し、適正な事務処理を行うことができました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 上記取組内容を引き続き実施することとし、不適切な事務処理が発生しないよう取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公有財産規則で定める使用許可台帳が未作成</p> <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 使用許可台帳を作成し、管理状況の再整理を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 今年度の問題は認められていません。</p> <hr/> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>正確な契約履行を実施するよう、担当者を再教育、チェック機能の充実を図ります。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (2) 行政財産（建物）の目的外使用許可の面積と、電気料金等に係る負担金の算出根拠となる使用許可面積が不一致 <p style="text-align: right;">（工業研究所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 使用許可申請者が間仕切りとして利用していたロッカーについて、許可していた部屋を共有していた県機関との間でその使用について曖昧であったため、行政財産の目的外使用させる場合の取り扱いについて（昭和 51 年 3 月 29 日付け管第 30 号通知）の別紙 3 行政財産の使用許可に係る光熱水費等の徴収基準 2(2)注 2 を適用し、許可面積と異なる面積を基準として諸設備経費を徴収していました。このことについて、使用実態を調査し、申請者と協議を行ったところ、許可面積と同じ面積によって算出することで同意を得られ、平成 21 年度徴収分よりそのように算出することとしました。 2 取組の成果 平成 21 年度の許可に対する諸設備経費の算出面積は許可面積と同じ面積で算出しており、既に収納済みです。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 平成 22 年度以降も同様の対応とし、当該案件だけでなく全ての目的外使用許可申請に対して使用許可面積と諸設備経費算出面積に相違が無いが留意いたします。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(3) 「鉄骨ガラスハウス」の解体工事（20年度実施）における公有財産規則に定める手続きなし (4) 「鉄骨ガラスハウス」（19年度新設）の異動報告なし (5) 年度途中に移設している自動販売機の変更申請、許可の手続きなし</p> <p style="text-align: right;">（農業大学校）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 公有財産の処理の手続きの必要性と方法について徹底しました。 (4) 公有財産の処理の手続きの必要性と方法について徹底しました。また、今までの処理の手続きの確認を行いました。 (5) 年度途中に変更が生じないように、十分事前調整を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 公有財産の処理の前と後に、適正に手続きをするようになりました。 (4) それ以前で処理していない公有財産はありませんでした。 (5) 事前調整を行った結果、変更が生じませんでした。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(3) 引き続き、公有財産の処理の手続きについては適正に処理できるよう努めていきます。 (4) 引き続き、公有財産の処理の手続きについては適正に処理できるよう努めていきます。 (5) 引き続き、事前調整を綿密に行うよう努める。なお、変更が生じた場合には手続きの処理の徹底に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (1) 伝統工芸品（展示物）の紛失、破損 (賠償費用 218,000 円等) <p style="text-align: right;">（商工・科学技術振興分野）</p>
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 7月に商工振興室内で危機管理研修を行い、不注意によるミス等をなくすための5か条などの確認、及びグループワークを行う等により職員各自の危機管理意識向上を図りました。 また、農水商工部が平成 20 年 9 月に策定した「イベント等での使用を目的とした物品の適正管理マニュアル」を室内で確認するとともに、所属長から部内職員に対して周知徹底を図りました。 2 取組の成果 マニュアルの周知やテーブル訓練を通じて、職員の危機管理意識が向上しました。
平成 22 年度以降（取組予定等） 平成 22 年度においても、所属でテーブル訓練に取り組み、マニュアルに従ったイベント等で使用する物品の適正な管理に努めることにより、再発防止に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 公共用地の未登記 (1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 830 筆、100,728.71 m ² あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進める必要あり <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 各地域機関の用地担当課長会議を年 2 回開催し、「未登記解消第 7 次 5 カ年計画」の進捗状況の確認と取り組みを進めました。 (2) 平成 14 年度に作成した土地調査票（未登記カルテ）の再調査を行いました。 <ul style="list-style-type: none">・現地踏査・戸籍簿・住民票による登記名義人調査・既存資料の確認・過去の交渉記録の整理 2 取組の成果 平成 21 年度の未登記処理目標の 35 件を処理しました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 未登記解消を図るには、先ず未登記土地の再測量をする必要があります。 再測量のための予算確保が課題ではありますが、今後とも関係機関と連携して解消に向けて取り組みを進めます。 再調査を行った土地調査票（未登記カルテ）をもとに、登記処理の必要度の分類を行い、比較的処理が容易な案件から解消していきます。 平成 22 年度の未登記処理目標は 35 件です。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 旅費等の二重払いによる歳出戻入あり <p style="text-align: right;">(松阪農林環境商工事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 二重払いが起こったのは、旅費と報償費です。 旅費については、依頼旅費の旅行命令において入力内容の誤りに気づき、再度旅行命令を入力した際、最初に入力した誤った旅行命令書の取り消しを失念したため、二つの旅行命令書が存在し、請求処理をしたことにより、重複して支払われたものです。 また、報償費については、複数案件の事務手続きを滞らせていたため、重複に気づかず経理部署に提出してしまいました。また経理担当においても重複に気づかないまま支払処理を行ったためです。 旅行命令の適正な入力を職員に周知するとともに、承認者は決裁時に旅行内容を十分チェックすることとしました。 事業執行課においては履行確認後速やかに支払い手続きを進め、経理担当課においてもその内容を十分確認のうえ支払処理を行うこととし、適正な事務処理に努めました。 2 取組の成果 職員への周知後、同じようなミスは発生していません。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 今年度行った改善策を引き続き実施していきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (2) 振込先口座などの誤りによる歳出戻入あり <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 用地買収・補償費の地権者への支払及び土地改良区への支払に口座情報の誤りにより、指定金融機関から口座振替入金不能の通知がありました。 用地課担当職員等から地権者へ請求書に記載する振込口座には、金融機関・支店・口座種別・口座番号・口座名義を確実に記載するよう依頼するとともに、必要に応じ通帳との照合を行いました。 土地改良区の場合は、年度ごとに通帳管理し、名義を変更していたことから支払時に、電話で確認することとしました。 2 取組の成果 通帳との照合、電話での確認を行うことで、その後口座振替入金不能の通知は、ありません。 <u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 特に用地買収・補償費の地権者へは、入金不能があれば支払が遅延する等の影響があるため、口座情報を十分に確認し、安易な誤りがないよう担当職員へ周知していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 購入したはがきが、その日のうちに郵券証紙類出納簿からすべて払い出されていたが、発送されていないはがきを保管</p> <p>(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>発送されていなかったはがきについては郵券証紙類出納簿を訂正し、以降の受け払いについては複数でのチェックを行い同様のミスが再発しないよう努めました。また、会計支援室の研修会等に参加し、会計規則の習熟に努め、チェック能力の向上を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組により、現在不適切な事案はありません。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き出納員、会計職員のチェック機能を高め、事務処理の適正な処理に努めます。</p>

<p><u>監査の結果</u></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(4) 旅費の支給誤りによる歳出戻入あり</p> <p style="text-align: right;">(計量検定所)</p>
<p><u>講じた措置</u></p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 複数職員による審査の徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果 上記取組みにより、その後は旅費の支給誤りは生じていません。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 本庁室長会議、農林水産商工（農政、農林商工）環境事務所長会議や庁内メールによる通知等で交通事故防止や適正な県有財産管理に努めるよう注意を喚起するなど、職員の交通安全意識、県有財産管理意識の高揚を図りました。 注意を喚起する際には、発生した交通事故の状況等を分析し、原因及び対応策も含めて行うよう努めました。</p> <p>(2) 「無事故・無違反チャレンジ 123」運動については、本庁室長会議においても周知を行い、各室等で積極的に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果 平成 21 年度の公用車での交通事故件数は、本庁では 2 件であり、平成 20 年度と同数になっています。 また、地域機関では、12 件となっており、平成 20 年度の 13 件と比較して 1 件減少しています。 部全体の公用車での事故件数は、平成 21 年度は 14 件となり、平成 20 年度から 1 件減少していますが公用車による自損事故が 12 件と不注意による事故が多く見受けられることから、より一層の職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っていく必要があります。</p>
<p>平成 22 年度以降（取組予定等）</p> <p>交通事故の防止には、継続して取り組みを進めていくことが肝要です。 このため今後も引き続き、交通事故の時間帯や状況等を分析し、交通事故防止対策に取り組む等、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。 また、部内の各種会議や庁内メール等を活用し、飲酒運転の防止等法令遵守の徹底を図ります。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (1) 自損事故（損害額 148,197 円） (2) 自損事故（損害額 59,777 円） (3) 自損事故（損害額 78,697 円） <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 職員に対し、交通事故防止、公用車の適切な運行管理についての指導、呼びかけを平素から徹底して行うよう所内会議で確認しました。 (2) 1月に桑名県民センター主催の「職員安全運転講習」に、職員を受講させました。 (3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」に参加しました。 2 取組の成果 平成 21 年度において、公用車での交通事故は発生しておりません。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> さらなる交通安全意識と県有財産管理意識の徹底をはかるために、安全運転研修に積極的に参加し、また、安全運転についての管理職からの指導、職員相互間の呼びかけや話し合いの実施等の取り組みを継続、強化していきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (4) 自損事故（損害額 6,353 円） <p style="text-align: right;">（四日市農林商工環境事務所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 事故経験者及び自動車使用者（通勤）を対象者とし、交通安全研修センター（津）にて、実技指導を含む研修を実施しました。（受講者 16 名） (2) 地区安全衛生委員（県民センター）主催の安全運転講習会に、上記(1)の研修を受講していない者を対象者（業務補助職員等を含め）とし、全員受講させました。（受講者 54 名） (3) 上記(1)(2)の研修により、事務所職員の全員が安全運転研修（1 回 / 年）を受講しました。 2 取組の成果 職員一人ひとりが常に交通安全意識を持つとともに、県有財産管理意識の高揚を図ることができました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 公用車の損傷は、自損事故によるものが大半を占めていることから、次の取組をいたします。 ・今後とも交通安全意識の高揚を図ることにより、交通事故、公用車の損傷等無いよう周知徹底を図ります。 ・実技形式・講義形式の交通安全研修を主催し、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。 ・各課・各室では、交通安全について話し合う場を設けたり、出張時の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(5) 物損事故（負担割合：県 50%・相手 50%） （物損額：県 0 円・相手 165,000 円）</p> <p>(6) 自損事故（損害額 74,886 円）</p> <p style="text-align: right;">（津農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の交通事故については、公用・私用を問わず事故の縮減に取り組むべきこととして「室長会議」において再三の意識改革及び意識醸成を呼びかける等、事務所全体で取り組みました。</p> <p style="padding-left: 20px;">室長会議での事故防止の喚起啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 4 月(2 回) ・平成 21 年 5 月 ・平成 21 年 6 月 ・平成 21 年 7 月(2 回) ・平成 21 年 8 月 ・平成 21 年 10 月 ・平成 21 年 12 月(2 回) <p>(2) 事務所全体の問題として重く受けとめ、津警察交通課長を講師とする等の研修を開催し、交通安全教育を周知徹底し交通事故の根絶に努めることとしました。</p> <p style="padding-left: 20px;">職員全員による交通安全教育の受講に取り組んだ結果については、10 月 8 日から 12 月 22 日まで（延べ 4 日間）に職員 90 名中 87 名が参加し、交通事故防止を再認識したところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 交通安全は社会生活での常識であるとの認識にたち、交通事故防止への取組み、安全意識の醸成が図られました。また、県有財産に対しても責任と自覚が再認識され管理意識の高揚が図られました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事務所全体の問題として提起し、事務所での交通安全研修会の開催、三重県交通安全研修センターへの実施研修の参加など、交通事故防止及び県有財産の管理意識の高揚に取り組めます。 ・交通事故防止の注意喚起は引き続き所を挙げて取り組んでいきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (7) 物損事故（負担割合：県 95%・相手 5%） （物損額：県 64,039 円・相手 310,650 円） (8) 自損事故（自損額：52,500 円） <p style="text-align: right;">（松阪農林商工環境事務所）</p>
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 事故の状況から判断すれば、職員の確認が不十分なところがあるので、該当の職員に運転時に十分注意を払うよう指導しました。 事務所としては、室長会で交通安全について、職員に注意を呼びかけると共に、県民センターの実施する交通安全講習会への積極的な参加や「無事故、無違反チャレンジ 123」への積極的な参加の強化等により、交通事故をなくす努力をしました。 2 取組の成果 上記のとおり取り組みを行いましたが、平成 21 年度（平成 22 年 1 月 31 日現在）公用車での交通事故が、2 件（森林・林業室の職員）発生しました。
平成 22 年度以降（取組予定等） 平成 22 年度は、交通事故防止のための職員との意見交換、安全運転の周知徹底、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加を働きかけるなど取り組みを今後も継続し、また室長会や運営会での事故防止対策の検討などを実施することにより、交通事故防止に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(9) 自損事故（損害額 7,129 円）</p> <p style="text-align: right;">（伊賀農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚 庁舎において開催される交通安全講習会へ全職員を積極的に参加させました。 自動車での出張等の際には、職員互い同士で「気をつけて」等の声かけを実践し、さらには、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への積極的な参加を働きかけるなど、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。 また、所内全職員に対し、飲酒運転の防止、交通事故防止について、室長会議、課長会議等機会あるごとに注意を喚起してきました。</p> <p style="padding-left: 40px;">（参考）「チャレンジ 123」事業参加状況 平成 18 年度：11 チーム 平成 19 年度：14 チーム 平成 20 年度：13 チーム 平成 21 年度：14 チーム</p> <p>2 取組の成果 本年度において、被害事故が発生していることから、機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会へ参加し、交通安全意識の高揚を図ってきました。 その後、事故は発生していません。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>継続して取り組んでいくことが重要ですので、引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(10) 自損事故（損害額 92,400 円）</p> <p style="text-align: right;">（尾鷲農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 今回の損傷は、職員の過失・不注意によるものであったことから、当該職員には、今後、安全運転を徹底し、県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、所内会議等において、全職員に対し交通事故防止及び適正な財産管理に努めるよう周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果 県有財産の管理並びに交通事故防止について、職員の意識の高揚が図られました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>県有財産の管理について、継続して職員の意識の高揚を図り、交通事故防止に努めます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (11) 自損事故（損害額 5,208 円） (12) 自損事故（損害額 234,381 円） (13) 自損事故（損害額 64,081 円） <p style="text-align: right;">（熊野農林商工環境事務所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 職員が熊野庁舎で行われた交通安全研修に参加しました。 地域の交通安全啓発活動「ミルミルウェーブ」に4回延べ17名参加しました。 年度始め、連休前、年末年始等、機会あるごとに直接職員に注意喚起を行いました。 2 取組の成果 公用車による事故発生状況は、平成 20 年度の 1 件に対し、平成 21 年度は 3 件発生しており、うち 1 件については定期監査以降に発生しています。前年度に引き続き、注意喚起、研修等への参加、また「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加（平成 21 年度は 8 チーム参加）等各種取組を行っていますが、かかる事態を受け、交通安全、交通事故防止に関して今後なお一層取組を強化していく必要があります。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 注意喚起を継続し交通安全研修に職員を積極的に参加させることとし、さらに認識を深めるようにします。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (14) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 19,740 円・相手 11,358 円） <p style="text-align: right;">（北勢家畜保健衛生所）</p>
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 全職員に対し、毎月の職場会議で所属長から自動車等の運行管理について、特に交通事故に対する啓発を行うと共に、出張のたびに職員間で声かけ運動「運転には気をつけて！！」を励行しています。また、県民センター等主催の交通安全研修に参加する等職員の安全意識の高揚に努めました。 2 取組の成果 職員の声かけ運動の励行により一人ひとりが交通安全に対する意識が従来より強くなりました。現在、無事故・無違反を維持する等安全意識の高揚を図りました。
平成 22 年度以降（取組予定等） 出張業務量が多い職場環境の中で、職員一人ひとりの交通安全意識の高揚のために職場会議での啓発、出発前の声かけ運動、交通安全研修等について継続していきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (15) 自損事故（損害額 49,980 円） <p style="text-align: right;">（南勢家畜保健衛生所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 所内会議を通じ、職員に対し財産管理意識の高揚を図り、より一層の交通安全に努めるよう注意喚起を行いました。 2 取組の成果 財産管理意識が高まり、その後職員の過失をともなう事故は発生していません。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、財産管理・交通安全意識の高揚を図るため、注意喚起を行っていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (16) 自損事故（廃車：取得価格 1,180,000 円） <p style="text-align: right;">（計量検定所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 交通事故防止について、定例会議などで注意喚起を行うとともに、平成 21 年 12 月 1 日には所属内独自の交通安全講習を行い、交通安全及び県有財産管理の意識向上に努めました。 2 取組の成果 その後、公用車による交通事故（自損も含む）は、発生していません。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、交通安全の徹底に努め、県有財産の適正な管理に努めていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (17) 自損事故（損害額 49,906 円） <p style="text-align: right;">（水産研究所）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 年度当初に交通事故の防止について、職員に周知しました。（平成 21 年 4 月 1 日） (2) 交通安全研修を実施し、交通安全意識の高揚を図りました。 （浜島/11 月 27 日・12 月 11 日、鈴鹿/12 月 28 日、尾鷲/12 月 8 日） (3) 研究推進会議で幹部職員（課長以上）に対して注意喚起を行いました。（12 月 25 日） 2 取組の成果 交通安全研修を実施してから、事故はなくなりました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 昨年度と同様に、交通安全研修等を実施して、交通安全意識の高揚に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) E T Cカード誤使用による返還金発生</p> <p>(2) 金庫内に業務外の金品を保管</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 庁内メール及び部内担当者会議において、注意を促し今後誤使用がないよう徹底を図りました。出張区間まで使用した2事例については、職員が既に返還済みです。</p> <p>(2) 過去のものである親睦会の通帳及び金品については、当時の担当者に事情を聞き、代表者が特定されるものについては、その者に受領書を徴したうえで返還しました。また、特定するのが難しいものについては、非営利団体に寄付しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) その後E T Cカード誤使用による返還金は発生しておりません。</p> <p>(2) 金庫の管理については、公的なものだけを適正に管理することとし、私的な団体(親睦会)のものは預かっていません。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) E T Cカードの誤使用が発生しないよう、さらに職員への周知を図ります。</p> <p>(2) 金庫内の定期的な点検を行い、公的なものの管理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 収入証紙消込日が申請書で確認、照合できない</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 担当室で受付した時に、受付印を押印し、併せて証紙消印を押印するようにしました。</p> <p>2 取組の成果 申請書上で、収入証紙消込日が確認・照合ができるようになりました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 21 年度と同様の対応策を講じます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (4) 収入証紙消込日が申請書で確認、照合できない <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 収入証紙消込日を申請書で確認、照合するため、その基準となる受付日については、事務担当者が受理した申請書の收受後、速やかに受付日の押印をすることとしました。 また、これら申請にかかる決裁にあたっては、決裁者等が申請書の受付日押印を再度確認することとしました。 2 取組の成果 事務担当者が、全ての申請書について收受後、受付日の押印を実施したことにより、収入証紙消込日が、申請書において確認、照合することができるようになりました。
平成 22 年度以降 (取組予定等) 平成 22 年度以降も、年度当初に改めて職員への周知・徹底を行うことなどにより、引き続き適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (5) 占有物件の使用料の二重徴収 <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 個々の簿冊にて管理されていた占有物件の一覧表を作成し、二重に許可していないかを確認することで二重徴収の再発防止に努めました。 2 取組の成果 一覧表にて占有物件の許可期間や調定額を一括して把握することにより、更新手続き及び占有料収納手続きのチェック機能が強化され、効率的で適切な事務処理が可能となりました。
平成 22 年度以降（取組予定等） 一覧表に占有物件の新規許可・廃止・更新等の情報を反映させていくとともに、一覧表を個人でなく課内で共有しチェック機能の強化を図ることで、引き続き効率的で適切な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(6) 請求書の確認誤りによる二重払い</p> <p style="text-align: right;">(畜産研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 物品等の納入の履行確認及び請求書の記載内容の確認を徹底して、二重払いの防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 上記の取り組みを実施して以降は、請求書の確認誤りによる二重払いはありません。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 今後は、契約の履行確認を確実にし、また、請求内容のチェックを徹底し、二重払いをしないよう適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(入札・契約制度)

- (1) 公共工事の入札・契約制度については、総合評価方式の拡充、1者入札の取扱い等の改善について、公共事業総合推進本部により全庁的に進められている。国からも、公共工事の入札及び契約手続きの更なる改善について求められているところであり、引き続き、制度改正等の効果と検証を行うとともに、入札・契約制度の更なる改善を着実に進められたい。

(公共事業総合政策分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

国からの通知「公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について」(平成 21 年 4 月 3 日付け総務省自治財政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知)を踏まえ、平成 21 年度に下記の取組を実施しました。

- ・総合評価方式については、一般土木工事において 7 千万円以上から 5 千万円以上に試行拡大しました。
- ・低入札調査基準価格(最低制限価格)については、平成 20 年 6 月に改正された中央公契連(中央公共工事契約制度運用連絡協議会)モデルを適用(準用)し、平成 21 年 4 月に算定式を改正しました。
- ・さらに、平成 21 年 4 月に中央公契連モデルが改正されたことを受けて平成 21 年 6 月に算定式を再度改正しました。

2 取組の成果

- ・総合評価方式については、平成 21 年度に 328 件実施しました。
- ・平成 21 年度に、低入札調査基準価格を下回って契約した案件は 130 件ありますが、予定価格の 75%以下で契約した件数は、平成 20 年度の 46 件から 18 件に大幅に減少しました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事の品質確保と地域企業の育成を図るため、落札率や県内発注率の動向などの検証を行うとともに、さらなる改善と適切な運用に取り組みます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)

(2) 土砂災害警戒区域の指定について、平成 20 年度末現在、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち、土砂災害警戒区域の指定は 92 箇所であり、区域の指定が大幅に遅れており、土砂災害危険箇所に対する区域指定の割合は、全国最下位となっている。また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定については、未だされていない。区域指定のための基礎調査を実施しているところであるが、引き続き、着実に基礎調査を進めていくとともに、今後、区域指定にあたっては、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町の理解を得て、早急に実施されたい。

(公共事業総合政策分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

県内の土砂災害危険箇所は、全 29 市町のうち 27 市町に存在します。

区域指定を行うための事前調査である基礎調査には平成 14 年度から着手しており、平成 20 年度末までに 20 市町の一部(約 2,900 箇所)において実施しています。

平成 21 年度も、津市、松阪市、伊賀市、熊野市、大台町の一部(約 330 箇所)において基礎調査を実施しました。

一方、区域指定は、平成 17 年度にいなべ市において 17 箇所、平成 20 年度に伊勢市において 75 箇所を土砂災害警戒区域に指定しています。

平成 21 年度は、大台町内の平成 19 年度に基礎調査を実施した箇所を 12 月 4 日付けで、土砂災害警戒区域(429 箇所)と土砂災害特別警戒区域(395 箇所)にそれぞれ新たに指定しました。

また、四日市市内と伊賀市内の平成 20 年度に基礎調査を実施した箇所について、土砂災害警戒区域等に指定するための地域説明会を開催し、地域住民の方々に区域指定への理解と協力を求めました。

2 取組の成果

平成 21 年度の指定により、県内の土砂災害警戒区域指定箇所数は 521 箇所となりました。

また土砂災害特別警戒区域の指定は、指定に伴い特別警戒区域内に立地する建築物が構造規制を受けることとなることから、これまで指定実績がありませんでしたが、今回初めて指定に至りました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

平成 20 年度、平成 21 年度に基礎調査を実施した市町において、新たに土砂災害警戒区域等の指定を行うために、関係市町及び地域住民に土砂災害の危険性や区域指定の必要性等の説明を行い、理解と協力を求めます。

また、平成 22 年度も引き続き、区域指定を行うための事前調査である基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (道路占用料等に係る債権管理)</p> <p>(3) 「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」等に基づき債権管理を行っているものの、督促状の送付時期や延滞金の事務処理など、統一された取扱いとなっていないので、公平性の観点からも統一した処理を行われたい。</p> <p>(公共事業総合政策分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>占用料に係る未収金対応につきましては、占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領を策定し、平成19年度から施行しています。この要領では、滞納処分が円滑に行われるよう、滞納整理票の作成、督促、催告などの事務手続きを定めています。</p> <p>今回の指摘を受け、全建設事務所において統一した事務処理を実施するよう、標準的な事務フロー等を作成し、各建設事務所の担当課長・担当者会議において周知徹底しました。また、フローでは新年度の調定事務を年度内に着手するよう位置づけているため、占用システムを年度内作業ができるよう改修しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各建設事務所が標準的事務フローにより処理を行っています。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>今後も担当者会議や研修等を実施して、統一的な事務処理が行われるよう、職員に周知するとともに、各建設事務所の事務処理状況の確認を行なっていきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(新道路整備戦略の着実な実施)

- (4) 新道路整備戦略については、平成 19 年度に前期 5 ヶ年の重点期間が終了したが、20 年度末においても前期の重点整備箇所(243 箇所 376km)のうち未着手箇所が 52 箇所あるなど整備が遅延しており、さらに戦略計画の見直し作業も遅延している。

国の政策の方向等情報の把握に努め、県財政への影響を分析して計画の見直しを行い、着実な整備の推進を図られたい。

(道路政策分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

新道路整備戦略は、県管理道路の整備水準の向上や事業実施についての説明責任、事業執行における効率性・透明性の向上を図ることを目的として平成 15 年 10 月に策定しました。この戦略では、計画期間を 15 箇年と定め、事業実施中の 144 箇所と計画期間内に着手を目指す 99 箇所のあわせて 243 箇所を重点整備箇所として選定し、うち 82 箇所を前期 5 箇年で完成を目指す前期完成箇所と位置付けています。

このため、県管理道路の整備については、同戦略に基づき推進しており、平成 21 年度においても、引き続き、重点的、効率的な整備を実施しました。

また、同戦略では、社会、経済情勢や県民ニーズの変化に弾力的に対応するため、計画策定後 5 年が経過した時点で計画の見直しを行うこととされていますが、国において公共事業改革が打ち出されたことから作業を見合わせ、今後の道路整備の動向について情報収集に努めました。

2 取組の成果

整備を推進した結果、平成 21 年度においては 4 箇所が完成しました。このことにより、平成 21 年度末までに 84 箇所が完成し、引き続き、115 箇所の整備を進めています。

また、期間内着手箇所 99 箇所については、55 箇所に着手しており、そのうち 5 箇所についてはすでに完成しています。

平成 22 年度以降(取組予定等)

平成 22 年度予算案で、新たに国土交通省が所管する社会資本整備に関する事業全般を対象とする『社会資本整備総合交付金(仮称)』が創設されることとなっていますが、制度の詳細は明らかになっていません。

このため、引き続き、新たに創設される交付金について情報収集に努めるとともに、民主党のマニフェストに示されている、地方の裁量により活用できる一括交付金化の動きも勘案して国の道路整備に関する方向性を確認し、県財政への影響を把握するとともに、県管理道路の整備のあり方を検討していくこととします。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (三木里インター線の整備)</p> <p>(5) 三木里インター線の土壌問題については、今後、地元住民の意見を集約し、地元、尾鷲市、県による協議を行い、同意を得たうえで事業の円滑な推進を図られたい。 また、今回の事案を教訓として、事業進捗に係るリスク管理について整理し、公共事業における今後の対策に活用されたい。</p> <p>(道路政策分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>土壌問題発生後、三木里地区会、尾鷲市、県の三者で構成する三者協議会において、環境調査の実施、今後の進め方などについて協議、調整を行いました。</p> <p>また、学識経験者で構成する検討委員会を開催し、問題解決に向けた検討を行い、その結果、平成 21 年 10 月 9 日、土壌及び地下水への影響はないこと、環境面への配慮・安心の確保の観点から土壌の措置が必要などの意見書が検討委員会から県土整備部長に提出されました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 21 年 11 月 20 日に開催した三者協議会において、検討委員会意見書に従い土壌の措置を実施することや工事の再開などについて、三者の合意を得ました。</p> <p>これを受け、平成 22 年 1 月、土壌の措置を進めるための事前調査として、現地において不溶化材の適用可能性調査を実施し安全性を確認し、2 月から土壌の措置工事に着手しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>引き続き、三者協議会と協議・調整を図るとともに、土壌措置や環境調査などを適切に実施し、順次、工事を再開します。</p> <p>また、事業進捗に係るリスク管理について、今回の事案を教訓にリスクを整理し、今後の事業執行に活用していきます。</p> <p>なお、全線の供用は、土壌措置工事完了後、橋梁や盛土などの整備を行い、平成 24 年夏ごろになる見込みです。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(志登茂処理区の事業の円滑な推進)

- (6) 志登茂川浄化センター北系水処理施設(土木)建設工事において、請負業者による中間出来高検査の杭施工管理資料のデータ改ざんがあり、現在、工事を一時中断し、施工された基礎杭の品質確認試験を実施している。

施工管理の強化による再発防止の徹底とデータ改ざんにかかる経費や責任などリスクへの対策について、引き続き取り組むとともに、品質確認試験結果を確認し、安全対策の確保を行ったうえで、安全、安心で快適な生活環境を形成するため、早急に事業の再開を図り、着実な進捗を図られたい。

(流域整備分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 20 年度に引き続き、以下の内容について取組みました。

- ・施工された杭の品質確認のため、有識者による第三者委員会で専門的な知見に基づく提言を受けながら、載荷試験を実施しました。
- ・請負業者に対して、施工管理や下請け業者の指導を徹底するよう指導しました。
- ・監督体制について、従来の総括監督員、主任監督員、専任監督員各々1名に対し、主任監督員1名、補助監督員1名を増員し、計5名としました。
- ・監督員、請負業者で毎週「工事進捗会議」を開催しました。

2 取組の成果

- ・杭の品質確認の結果、第三者委員会から「施工された杭は、必要な支持力を有していると判断できる。」との報告を受け、工事を再開しました。
- ・監督員、請負業者間で、施工状況(工事や施工管理の方法、安全管理等)について協議することで、意志疎通の徹底、詳細な施工状況のフォローアップを図ることができました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

引き続き、同様の取組を実施し、着実な事業の進捗に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が、1,581,568 円あるので、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行い、平成 20 年度には債権の一部を回収しましたが、平成 20 年度末時点で、債権の大半が未回収となっていました。 ・平成 21 年度は、債務者である法人の代表者に対して、未払金の支払いを促すとともに、当該法人の営業再開の意思の有無を確認しました。 ・また、用地担当職員を対象とした各種の会議において、再発防止のため、事業用地の地権者の債務不履行を予防するためにとるべき手順について、改めて注意喚起を行いました。 ・債務者である法人は、解散していないため法的には存在するものの、事実上倒産し、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど、営業を行っておらず、法人の実体がなくなっているため、債権の回収が進みません。 <p>2 取組の成果</p> <p>本年度は法人の代表者に面談し、未払金の支払いを促しましたが、未収金を回収することができませんでした。</p>
<p>平成 22 年度以降 (取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未払金の支払いを促すとともに、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 ・引き続き、用地担当職員を対象とした各種の会議において、再発防止のため、注意喚起を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ) 県内測量業者との和解調書に基づき分割納付される弁償金の収入未済額が 171,882,245 円 (対前年度比 82.6%) ある。

これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に債権管理に取り組まれない。

(公共事業総合政策分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 17 年 4 月 27 日の和解成立により、全 32 社の損害賠償金等が確定し、分割払い(最長 10 年分割)を選択した業者から和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っています。

平成 18 年及び平成 21 年に分割納付を行っていた業者が破産申立を行うなど納付不能となったため、それぞれの連帯債務者となっている業者に対して、各社別の債務額を通知するとともに支払方法等を確定し、各社の支払方法に基づき納付される損害賠償金等の収納管理についても適切に行っています。

なお、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に納入通知書(収納済通知書)を発送する際の送付文書において、損害賠償金等の納付については、必ず納付期限までに納付するよう周知を行いました。

2 取組の成果

平成 17 年 5 月の分割納付開始以降、平成 22 年 3 月末までの収納状況は次のとおりです。

数値は、県土整備部分です。

損害賠償金等確定額	679,206,947 円		
平成 19 年度末収入済額累計	471,028,248 円		
平成 20 年度収納済額(決算額)	36,296,454 円		
平成 20 年度末収入済額累計	507,324,702 円	=	+
平成 21 年度以降分割納付対象額	171,882,245 円	=	-
平成 21 年度収納済額(平成 22 年 3 月末日現在)	45,876,651 円		
今後の納付予定額(平成 22 年 4 月以降)	126,005,594 円	=	-

平成 22 年度以降(取組予定等)

引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、毎月中旬に納入通知書(収納済通知書)を発送する際の送付文書において、損害賠償金等の納付については、必ず納付期限までに納付するよう周知徹底を行っていきます。

なお、今後も、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全を図れるよう努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ウ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 39,526,192 円（対前年度比 81.0%）あり、前年度と比べて 9,243,934 円減少しているものの、引き続き、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

（住まいまちづくり分野）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- ・家賃滞納者を対象に督促強化月を定め、電話による夜間催告、夜間の訪問を行いました。（5 月、11 月）
- ・県外に居住している退去滞納者及び連帯保証人に対しても督促を行いました。
- ・嘱託員（2 名）による訪問催告を計画的に行いました。
- ・4 ヶ月以上の長期滞納者に対し 1 月末までに 47 件の最終催告を行い、その結果、住宅の明け渡し、家賃支払い請求等 20 件の法的措置を行いました。

2 取組の成果

平成 20 年度末現在の未収金が 39,526,192 円ありましたが、平成 22 年 3 月末には 26,810,140 円に縮減されました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

現在の取り組み方法で着実に成果を上げていることから、今後も継続していきます。

- ・家賃徴収督促強化月間（年 2 回）を定め、集中的な取り組みを行います。
- ・県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。
- ・未納家賃が 4 ヶ月以上の者に対して最終催告を行い早期解消に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (工) 契約解除違約金等の債権管理に係るマニュアルが作成されているものの、督促状の送付時期などについての定めがない。債権管理の公平性を確保するため、今後、督促や催告の時期などの規定を整備されたい。 <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 督促や催告についての規定をマニュアルに盛り込み、各建設事務所に周知しました。 また、平成 22 年 3 月に経理・工事庶務担当者会議においてあらためて説明を行い、周知徹底を図りました。 2 取組の成果 契約解除が発生した場合には、適切な債権管理を行える体制が整いました。
<u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 今後も経理・工事庶務担当者会議を通じ、当該マニュアルの周知徹底を行っていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 (ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 10,375,211 円(対前年度比 77.5%)あり、前年度と比べて 3,006,625 円減少しているものの、引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 (経営企画分野)(公共事業総合政策分野)(各建設事務所)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 ・平成 21 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による督促を定期的に行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めるとともに、許可受者に対して許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 ・各建設事務所の担当課長・担当者会議により、未収金解消に向けてなお一層強力に取り組むことを徹底するとともに、平成 21 年 11 月～12 月を未収金解消対策期間として、県下一斉に電話催告、臨戸訪問などを集中的に実施し、未収金の解消に努めました。 2 取組の成果 平成 21 年 4 月に 10,375,211 円であった収入未済額が、平成 22 年 3 月末現在で 9,007,892 円に縮減しました。対前年度比 86.8%、1,367,319 円の減少となります。
<u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u> 前年度よりも減少幅は緩やかであるものの、一定の成果を上げていることから、現在の取組方法を今後も継続していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【三重県公共工事進行管理システム入札制度改正対応業務】

検査時の確認が不十分

(公共事業総合政策分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

検査時には、検査官が必要に応じて実機又はテスト環境での動作確認を行っていましたが、履行確認書において、新たに動作確認の合否の項目を追加しました。

2 取組の成果

履行確認書に記述することで、検査時の動作確認が明確になりました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

引き続き、検査時において動作確認を実施していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(2) 【平成 20 年度河川情報提供業務委託】

履行確認について、検査した内容を示すチェック表等の書類なし

(3) 【平成 20 年度土砂災害相互通報システム整備事業委託】

業務委託状況について、市町の入札、契約手続きについても確認する必要あり

(流域整備分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

・(2)について

履行確認について毎月末に情報が適切に配信されているかチェック表で確認を行うこととしました。

・(3)について

市町向け文書にて公平性・透明性・競争性を担保した入札及び契約を進めることについて要請しました。

上記の要請に基づいて、入札・契約状況を確認するために文書により市町の入札、契約手続き状況の報告をもらい、公平性・透明性・競争性を担保した入札及び契約が行われていることを確認しました。

2 取組の成果

・(2)について

定期的に履行確認を行うことにより、情報が適切に配信されているかチェックされ、情報配信の確実性が高まりました。

・(3)について

市町の入札・契約手続き状況の調査を実施し確認するとともに、市町としても県からの要請文書により、契約等手続きの公平性・透明性等の確保に努めています。

平成 22 年度以降(取組予定等)

・(2)について

今後も毎月末の確認を行い、水防体制に資することとします。

・(3)について

市町の入札、契約手続きの確認を引き続き行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(4) 【公営住宅法施行令改正に伴う公営住宅管理システム修正委託】

履行確認について、検査した内容を示すチェック表等の書類なし

(住まいまちづくり分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

従来は仕様書に基づいて履行確認をしていましたが、この度の指摘により、履行確認の検査内容のチェック表を作成しました。

2 取組の成果

職員の異動があった後においても履行内容の確認ができることにつながりました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

システムの更新等があった場合、チェック表で確認を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(5) 【有馬地区海岸環境整備委託】

契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

契約書に個人情報保護に関する条項を追加し、「個人情報保護に関する事項」を添付することとしました。

2 取組の成果

契約書には、個人情報保護に関する条項を記載しました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

引き続き、契約書に個人情報保護に関する必要事項を記載し、個人情報の適正な管理に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(6) 【南部浄化センター第2期建設事業周辺環境調査(その3)業務委託】

- ・完成報告書の内容と仕様に定める業務内容が確認できるようにしておく必要あり
- ・別途契約と一体の業務として発注できるよう、業務内容に係る事前の調整、精査を十分に行う必要あり

(北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- ・完成報告書の内容と仕様に定める業務内容を確認するための出来高管理資料を作成し、監督員による確認を行うこととしました。
- ・発注にあたっては、適切な発注となるよう、業務内容に係る事前の調整、精査を十分に行いました。

2 取組の成果

- ・出来高管理資料の作成により、完成報告書の内容と仕様に定める業務内容の確認ができました。
- ・関連する業務同士との関係が整理したうえで発注できました。

平成22年度以降(取組予定等)

引き続き、業務委託の発注にあたっては、事前の調整、精査を十分に行い、適切な発注を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 国補工事

- (1) 【一般国道 163 号長野峠バイパス国補道路改良新長野トンネル（非常用設備設置）工事】
契約書に「簡易総合評価方式」に係る様式が未添付

(津建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

簡易総合評価方式に係る協議書等の様式の添付については、当初発注の設計書及び仕様書を作成する段階から添付することとし、決裁過程でのチェック体制を強化しました。

2 取組の成果

様式の添付を適切に行っています。

平成 22 年度以降（取組予定等）

引き続き、この取組を継続していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 国補工事

(2) 【一般国道 260 号（南島バイパス）国補道路改良工事（分 - 3）】

「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし

(3) 【宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター中央監視制御設備機能増設工事（水処理・汚泥処理）】

「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし

（伊勢建設事務所）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

「施工体制点検マニュアル」については平成 21 年 3 月に、点検様式の決裁及び保存について明確化され、完成時に検査員の確認を受けることなどの改正が図られました。改正された「施工体制点検マニュアル」に基づき、点検もれ、様式の保存もれの防止について対策を講じました。

2 取組の成果

改正されたマニュアルに基づき点検、確認し、書類の保管を行っています。

平成 22 年度以降（取組予定等）

引き続き、マニュアルに基づき適正な事務処理を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 国補工事

(4) 【一般国道 169 号 国補道路交通安全対策(土場工区)工事(その2)】

- ・「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし
- ・業者から提出された施工計画書が一部未決裁

(5) 【二級市道久生屋金山線地方道路交付金工事(その6)】

- ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が契約締結 14 日以内に取り交わされていない
- ・「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

・(4)(5)について

「施工体制点検マニュアル」については平成 21 年 3 月に、点検様式の決裁及び保存について明確化され、完成時に検査員の確認を受けること等の改正が図られました。改正された「施工体制点検マニュアル」に基づき、点検もれ、様式の保存もれの防止について対策を講じました。

・(4)について

施工計画書の決裁に遺漏がないよう、チェックを強化しました。

・(5)について

「総合評価方式技術提案履行確認協議書」を必ず 14 日以内に取り交わすように関係職員に周知強化しました。

2 取組の成果

・(4)(5)について

改正されたマニュアルに基づき点検、確認し、書類の保管を行っています。

・(4)について

施工計画書の決裁に遺漏は発生していません。

・(5)について

「総合評価方式技術提案履行確認協議書」は 14 日以内に取り交わされています。

平成 22 年度以降(取組予定等)

・(4)(5)について

引き続き、マニュアルに基づき適正な事務処理を行います。

・(4)について

引き続き、チェックを強化し、施工計画書の決裁に遺漏がないようにします。

・(5)について

引き続き、14 日以内に「総合評価方式技術提案履行確認協議書」を取り交わすように適正な事務処理を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 県単工事

(1) 【防災情報システム整備工事】

当初設計時の現地調査が不十分

(流域整備分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度分の事業実施に際しては、当初設計段階において他部局(国土交通省中部地方整備局、政策部電子業務推進室等)との事前調整を密にすると共に、政策部情報政策室発注の S I 支援業務の委託業者によるアドバイスを受けながらシステム構成についての検討を行いました。

2 取組の成果

事前調整を密に行う事により、通信方法の種類やシステムの構成方法の違いによるコスト面への影響を十分把握することができました。このことにより、今年度予定していた防災情報システムを円滑に構築することができました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

平成 22 年度の事業予定はありません。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 県単工事

(2) 【一般地方道桑名四日市線 公共土木施設維持管理（側溝整備）工事】

事前調査が不十分

(四日市建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

発注にあたっては、適切な当初設計となるよう、事前の現地調査を十分に行いました。

2 取組の成果

本年度発注工事においては、事前調査不足による大きな設計変更案件は発生していません。

平成 22 年度以降（取組予定等）

引き続き、事前の現地調査を十分に行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 県単工事

(3) 【一般国道 165 号公共土木施設維持管理（側溝整備）工事】

- ・ 軽微な設計変更に伴う手続きなし
- ・ 当初設計の精査が不十分

(津建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- ・ 「三重県建設工事設計変更要領」に基づき、設計変更による処理が必要となった場合は、監督員と別の確認者の複数でチェックすることとしました。
- ・ 当初設計時の現地調査の際に地形の変化点において詳細なチェックを行うなど、発注前に十分な精査を行うようにしました。

2 取組の成果

- ・ 設計変更に伴う手続きについて適切に処理できる体制が整いました。
- ・ 本年度発注工事については、事前調査不足による大きな変更案件は発生していません。

平成 22 年度以降（取組予定等）

引き続き、適切な事務処理を実施していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 県単工事

(4) 【宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター自然環境ゾーン周辺整備工事】

当初設計の精査が不十分

(5) 【主要地方道伊勢市停車場線景観まちづくりプロジェクト（石張舗装）工事】

「施工体制点検マニュアル」に定める様式一部なし

(伊勢建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

・(4) について

設計書の作成においては、検算者を決め検算を行うことによりチェックを強化し、適切な当初設計となるよう努めています。

・(5) について

「施工体制点検マニュアル」については平成 21 年 3 月に、点検様式の決裁及び保存について明確化され、完成時に検査員の確認を受けること等の改正が図られました。改正された「施工体制点検マニュアル」に基づき、点検もれ、様式の保存もれの防止について対策を講じました。

2 取組の成果

・(4) について

検算結果を踏まえて当初設計書が作成されています。

・(5) について

改正されたマニュアルに基づき点検、確認し、書類の保管を行っています。

平成 22 年度以降（取組予定等）

・(4) について

引き続き、適正な検算により当初設計を精査するよう努めていきます。

・(5) について

引き続き、マニュアルに基づき適正な事務処理を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 県単工事

(6) 【北勢沿岸流域下水道(北部処理区)北部浄化センター S P 棟薬液洗浄塔用薬液タンク設置工事】

設計単価の誤り

(北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

積算作業時に生じるおそれのある課題について、関係職員で会議を持ち、その対応について話し合うとともに、設計単価の算出根拠を複数の職員で確認することによりチェックを強化し、積算の誤りがないように取り組みました。

2 取組の成果

所内のチェック機能の強化が図られました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

引き続き、複数の職員で設計書を確認し、チェック機能の強化に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

エ 調査、設計業務委託

(1) 【主要地方道七色峡線地方特定道路整備工事（用地測量業務委託）】

当初設計時の現地調査が不十分

(2) 【主要地方道紀宝川瀬線地方道路交付金（積算補助業務）委託】

管理技術者、照査技術者の配置要件を確認できる書類が未整理

（熊野建設事務所）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

・ (1) について

用地測量業務委託の発注には、事前の資料調査を含め、現地調査を十分行いました。

・ (2) について

積算補助業務において、管理技術者、照査技術者の配置要件が明示されていなかったため、特記仕様書に配置要件を明示するとともに、積算業務委託共通仕様書を添付することとしました。

2 取組の成果

・ (1) について

事前の現地調査を十分に実施することにより、適切な当初設計が可能になりました。

・ (2) について

平成 21 年度は同種の業務委託はありません。

平成 22 年度以降（取組予定等）

・ (1) について

引き続き、事前の現地調査を十分に行います。

・ (2) について

引き続き、配置要件を明示します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

オ 旅費

(1) 【長寿命化修繕計画の打合せと全国アセットマネジメント担当者会議幹事会】

復命書の記載内容が不十分

(公共事業総合政策分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

行程の一部について記述がなかったため、全行程を復命書に記載するよう室内で周知徹底しました。

2 取組の成果

復命書への記載は適切な内容となっています。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

今後も、適切に内容を記載していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

オ 旅費

(2) 【平成 20 年度中部ブロック河川補助事業担当者会議】

復命書の記載内容が不十分

(流域整備分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

復命書について、出張した際の文書による復命の必要性と復命書の適正な作成について河川・砂防室全職員に周知しました。特に指摘のあった会議時間、会場所在地名を明記するよう周知しました。

2 取組の成果

職員への周知を行うことにより、指摘のあった事項について適正な事務処理が行われています。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

引き続き、復命書の適正な作成に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 旅費</p> <p>(3) 【川口ポンプ場電気設備工事出来高検査】</p> <p>旅費の支給誤り</p> <p style="text-align: right;">(工事検査担当)</p>
講じた措置
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none">・用務先の存する市町村内の移動にかかる交通費について、日当で賄うべきところを誤って支給していたため、旅費請求書の誤りを正したうえ、誤支給分 200 円の戻入処理を行いました。・旅費の請求内容について、慎重に確認するよう周知しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>再発防止に対する職員の意識共有が図れました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>当該業務を行う総務事務センター職員に対して、適切な事務処理が行われるよう情報共有します。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 旅費 (4) 【第40回社団法人砂防学会シンポジウム】 復命書の記載内容が不十分 (5) 【平成20年度なぎさシンポジウム】 復命書の記載内容が不十分 (6) 【五ヶ所港海岸工事材料工事検査立会い】 復命書の記載内容が不十分 <p style="text-align: right;">(伊勢建設事務所)</p>
講じた措置
<u>平成21年度</u> 1 実施した取組内容 復命書に、用務の開始・終了時間の記載がなかったため、記載を徹底するよう周知しました。 2 取組の成果 復命書への記載内容が徹底されました。
<u>平成22年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、復命書への記載内容を徹底します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

オ 旅費

(7) 【第 542 回建設技術講習会「コスト措置改革と工事積算（土木・建築）】

復命書の記載内容が不十分

(8) 【平成 20 年度なぎさシンポジウム】

- ・復命書の記載内容が不十分
- ・航空運賃額を示す書類が未添付

(9) 【砂防事業地権者説明】

復命書の記載内容が不十分

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- ・ (7)(8)(9)について

復命書に、会議等の開始・終了時間を記載するよう職員に周知しました。

- ・ (8)について

航空機を利用する旅行においては、領収書等航空運賃額を示す書類を復命書に添付するよう周知しました。

2 取組の成果

- ・ (7)(8)(9)について

復命書の記載内容が徹底されました。

- ・ (8)について

平成 21 年度は航空機利用の旅行はありません。

平成 22 年度以降（取組予定等）

引き続き、復命書の記載等について周知を図っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 特殊勤務手当の実績簿を1ヶ月まとめて処理、決裁欄の印もれ (四日市建設事務所)
- (2) 特殊勤務手当の実績簿を1ヶ月まとめて処理 (伊勢建設事務所)
- (3) 特殊勤務手当の実績簿を1ヶ月まとめて処理 (熊野建設事務所)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

・(1)について

特殊勤務に従事するたび、特殊勤務手当実績簿に記載し、決裁を受けることとしました。

また、担当者により決裁欄の印もれ等の確認を複数の職員により行うなどチェック機能を強化しました。

・(2)(3)について

特殊勤務手当に該当する業務に従事するたび、特殊勤務手当実績簿に記載し、決裁を受けるよう改めました。

2 取組の成果

特殊勤務に従事するたびに、決裁を受けることが徹底されました。

平成22年度以降(取組予定等)

引き続き、特殊勤務手当に該当する業務に従事するたび、決裁を受けるようにします。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、31,989.20m²あるので、売却等を進めるなど、引き続きその適正な管理及び有効活用を推進する必要あり

中ノ川廃川敷外 6 件	7,603.88 m ²	(経営企画分野)
津松阪港	11,839.17 m ²	(公共事業総合政策分野)
一級河川鎌谷川ほか 2 件	1,573.70 m ²	(四日市建設事務所)
国道 25 号ほか 6 件	5,929.23 m ²	(鈴鹿建設事務所)
一級河川淀川水系久米川	5,043.22 m ²	(伊賀建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

県が所有する不用となった廃道敷・廃川敷（道路や河川の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなった土地）を処分する場合、一般の土地取引とは異なり種々の制約があるため、それらの制約や土地にかかる諸条件等を踏まえ、処分可能なものについては鋭意処分手続きを進めました。その主な取組の内容は以下のとおりです。また、売却を目的として造成された港湾の普通財産についても、売却の手続きを進めているところです。

(制約) a 道路法や河川法などの公物管理法の適用を受けている物件は処分できないこと

公物管理法の適用を受けている場合は、法令に定める要件のもと、適用除外にするための一定の手続きが必要であり、それには所定の期間を要すること

b 処分にあたっては、数量（面積）及び価額を確定するための測量や分筆登記が必要であり、その費用を要すること

c 売却の方法は、法令の規定により原則として一般競争入札によることになり、任意に売却先を決定できないこと

d 土地の形状・面積やその所在が一般の不動産流通市場における「商品」としての条件を必ずしも満たしておらず、売りに適していない物件が多いこと 等

(取組) a 道路及び河川等の区域の変更及び用途廃止

b 測量及び分筆の実施の働きかけ c 一般競争入札の実施

2 取組の成果（平成 21 年度の実績）

平成 21 年度中に新たに生じた財産を含め、取組の成果は以下のとおりです。

- ・一般競争入札による売却： 3 件（うち 1 件（132.32 m²）が落札・売却）
- ・随意契約による売却 : 11 件（計 1,110.05 m²） 交換 : 1 件（177.10 m²）
- ・地方公共団体等への貸付： 2 件（計 18.02 m²） 所属換： 1 件（875.77 m²）

平成 22 年度以降（取組予定等）

従来に引き続き、一般競争入札を行うべき物件については入札の実施を図り、また、公共事業の代替地としての活用や隣接土地所有者等への売却、公共利用を行う市町への貸付等を進め、県有普通財産の有効活用を図っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

(2) 占用許可期間外に占用されている物件あり

(津建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

占用者に対して、平成 21 年 12 月 21 日付け文書で許可期間を遵守するように指導を行うとともに、占用者と使用実態に合った許可申請を行うよう調整を行いました。

2 取組の成果

指導及び調整の結果、占用者に一定の理解が得られている段階に来ています。

平成 22 年度以降（取組予定等）

今後も実態に合った占用許可申請がされるよう指導を徹底していきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (1) PHS 内線電話機 1 台を紛失（取得価格 24,500 円） <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 PHS の適切な管理方法が記載されている「簡易型携帯電話機（コードレスホン）等利用要領」を再度周知し、二度とこのようなことが発生しないよう指導するとともに、他の職員についても注意喚起しました。 2 取組の成果 退庁時等 PHS を使用しない場合に、各自の事務機の引き出しに格納することができるようになり、管理意識が高まってきました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 今後も「簡易型携帯電話機（コードレスホン）等利用要領」を周知し、出張時及び退庁時には、電源を切り各自機の引き出し等に保管するように、全職員に注意喚起していきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (2) 公用車の損傷（修理代 95,000 円） <p style="text-align: right;">（道路政策分野）</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 ・職員に向けて 当該公用車については、5月の連続休暇明けに庁舎内駐車場においてフロントガラスの亀裂が見つかったことから、連休前に利用した職員を対象に聴き取りを行いました。損傷の発生時期と原因を特定することができませんでした。 このことから、損傷発見直後に全職員を対象に運転前、運転中、運転後の公用車の状況に留意し、異常があれば担当者あてに速やかに報告するよう申し合わせを行いました。 その後も職員ミーティング等機会あるごとに同様の注意喚起を行い、県有財産の適切な管理意識の高揚を図りました。 ・車両管理対策 お盆時期、秋期連続休暇、年末年始など一定期間公用車を利用しない場合においては、その前後に車両の状況を担当者が確認することとし、不測の事態が発生した場合でも速やかに対応できる体制を整えました。 2 取組の成果 公用車の整備状態に対する意識が高まり、エンジン音の不具合やタイヤの残り溝の状況について随時報告されるようになるなど、その都度状況に見合った整備を実施することにより適切な管理ができました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 今後も引き続き、公用車をはじめとする県有財産への適切な管理意識の高揚を図っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

イ 金品亡失

(3) 公用車の損傷（修理代 137,235 円）

(4) 公用車の損傷（修理代 195,919 円）

（伊勢建設事務所）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

職員の不注意による公用車の損傷等の事案が発生したため、注意喚起を行い、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。

2 取組の成果

職員の公有財産に対する管理意識が高揚し、金品亡失発生防止につながりました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

今後も全職員に対し、周知、注意喚起していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

ウ 公共用地の未登記

- (1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,245 筆、1,321,607.32 m²あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進める必要あり

(経営企画分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- ・未登記対策については、平成 14 年度から年度毎に処理目標を定めるなどして取組を強化してきましたが、引き続き本年度も処理目標（60 筆）を定め、案件毎に登記処理可能性等を分析した結果による「平成 17 年度以降の処理方針」に沿って、未登記処理を促進しました。
- ・意見交換を行う担当者会議の開催などを通じて、未登記案件の処理体制の充実を図りました。
- ・目標の確実な達成のため、本年度から、登記の処理計画の進捗状況を従来より詳しく把握し、処理計画の着実な推進を図りました。
- ・未登記処理については、次のことから、処理困難な案件が多く残っています。
 - a 分筆登記のために地権者や隣接地権者による境界確認が必要で（場合によっては広域的な土地の測量が必要になります）、多数の関係者の説明等に日時を要すること
 - b 相続や担保権の登記抹消等の問題が重なったりすること 等

2 取組の成果

平成 21 年度における未登記処理の目標を 60 筆として、土地の調査・測量・登記を鋭意進めた結果、最終的には 58 筆の処理を行うことができました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- ・引き続き「平成 17 年度以降の処理方針」に沿って平成 22 年度の処理目標を定めるなどして、専門団体等と協議しながら、未登記処理に取り組みます。
- ・地域機関の担当者に対する不動産登記業務に関する研修会の開催や担当者会議での意見交換などにより処理体制の充実に努めます。
- ・効率よく着実に未登記処理を行うため、未登記処理の推進体制の再構築について検討を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 河川等占用許可(更新)申請に係る事務処理や占用許可に係る調定事務を遡って処理
(桑名建設事務所)
- (2) 河川等占用許可(更新)申請に係る事務処理や占用許可に係る調定事務を遡って処理
(四日市建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

当該事務処理については、今年度本庁所管室にて作成された標準的な事務フローに基づき、年間スケジュールの見直しを行い、適正な事務処理ができるようにしました。

2 取組の成果

見直しにより、適切に事務処理を行える体制が整いました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

今後も、同様のことがないよう適正な事務処理に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(3) 歳入予算区分の入力誤りによる収入更正あり

(鈴鹿建設事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

調定事務の際、誤りが起こらないようにするには、どのような方法をとればいいのか、関係課内で検討を行いました。

2 取組の成果

複数の職員によりチェック体制の強化を図りました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

引き続き、適切な事務処理を行うようチェック体制の強化に取り組みます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (4) 調定科目の入力誤りによる科目更正や工事請負費の前金払い等における歳出戻入あり (津建設事務所)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 調定科目の入力誤りによる科目更正については、調定時において複数人による確認作業を行うこととし、また、科目コードについてはより厳重にチェックできるように担当職員に注意喚起を徹底的に行いました。 前金払い時における率及び金額については、契約締結伺い（支出負担行為）時、及び支出命令時において複数人による厳重な確認作業を行い、再発防止に努めました。 2 取組の成果 チェック体制の強化により、同様の事案は発生していません。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、適切な事務処理を行うよう再発防止に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(5) 旅費の重複支給や光熱水費の支出誤り等、支出時の確認不足による歳出戻入あり (松阪建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容 旅費の支給については同日複数旅行一覧、また、光熱水費の支出については検収簿で確認して処理をするようにしました。</p> <p>2 取組の成果 同様の事案は発生していません。</p> <hr/> <p>平成 22 年度以降（取組予定等） 今後とも、課内でのチェック体制を充実し、確認を徹底するなど適切な事務処理を行います。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (6) 占用料等に係る督促状において、延滞金発生の始期を誤って通知 <p style="text-align: right;">(伊勢建設事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 ・延滞金発生の始期について督促状に誤った記載があったため、「占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」の標準的な事務フローに基づき、督促状の表現を改めました。 ・延滞金が発生しないように、早期の納付を電話及び訪問により呼びかけました。 2 取組の成果 標準的な事務フローに基づき、適正な事務処理を行いました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、標準的な事務フローに基づき適正な事務処理を行い、延滞金の徴収を行っていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(7) 確認不足等による歳出戻入等あり</p> <p style="text-align: right;">(熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 時間外手当時間単価の誤りによる戻入については、単価確認、チェックを強化しました。</p> <p>2 取組の成果 時間外手当の支給について、適切な事務処理を行うことができました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、確認、チェックを強化し、適切な事務処理を行うよう努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(四日市・鈴鹿・津・志摩・伊賀・熊野建設事務所)

(北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

・安全運転講習の実施

鈴鹿サーキット交通教育センターに委託するなどして、各地域機関において安全運転講習会を実施しました。

・過去の事故発生傾向の分析、及び注意喚起

過去 5 年間の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析し、特に注意すべきポイントを示した上で、本庁室長会議や地域機関所長会議等で注意喚起を行い、発生防止に努めました。

・無事故・無違反チャレンジ 123 への参加

本庁室長会議等でチャレンジ 123 の説明を行い、各室で積極的な参加の呼びかけを行いました。

2 取組の成果

安全運転講習会には、802 名が参加し、無事故・無違反チャレンジ 123 には、75 チーム (375 名) が参加し、積極的に交通事故防止意識の高揚に努めました。

上記のとおり各種の交通事故防止策を推進しましたが、公務中の交通事故件数は以下のとおり、昨年度を上回りました。引き続き、地道な啓発活動の必要があります。

	20 年度	21 年度
交通事故総数	14 件	25 件
うち加害事故	3 件(21%)	7 件(28%)
自損事故	6 件(43%)	13 件(52%)
被害事故	5 件(36%)	5 件(20%)

平成 22 年度以降 (取組予定等)

平成 21 年度に引き続き、安全運転講習や注意喚起、無事故・無違反チャレンジ 123 への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に地道に取り組んでいきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(7) 特別会計の処理状況

【流域下水道特別会計】

国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）事業、国補中勢沿岸流域下水道（松阪）事業、国補北勢沿岸流域下水道（北部）事業において、工事の遅延等により繰越事業の未執行額 19 億 9,282 万 1,000 円を不用額として計上しているため、円滑な事業の推進を図られたい。

（流域整備分野）（北勢・中勢流域下水道事務所）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- ・本庁、事務所合同で「工事進捗管理会議」を 5 回、定期的を開催し、工事の進捗状況について情報共有し、予算の執行管理の徹底を図りました。
- ・安易な繰越しは行わないよう、工事内容の精査を徹底しました。

2 取組の成果

平成 21 年度予算では、平成 20 年度からの繰越予算についての不用額は発生しませんでした。

平成 22 年度以降（取組予定等）

引き続き、同様の取り組みを行い、予算の適切な執行を図っていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (8) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 (1) 金品亡失（損傷）報告の事務処理の遅延 (2) 工事前払金に係る歳出戻入処理の遅延 <p style="text-align: right;">（北勢流域下水道事務所）</p>
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 ・ (1)について 会計規則に基づき、報告を行うよう所内で周知しました。 ・ (2)について 歳出戻入となる事案が発生した場合は速やかに事務処理を行うよう所内で周知しました。 2 取組の成果 ・ (1)(2)について 平成 22 年 3 月現在、不適切な事案はありません。
平成 22 年度以降（取組予定等） 引き続き、適切な事務処理に努めていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(会計事務の適正化)

- (1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところである。この結果、出納局検査における平成20年度の指導件数は572件(19年度 643件 11.0%減)と減少している。

しかしながら、一部の所属において指導件数が非常に多くなるなど、各所属における会計知識の不足に起因するケアレスミスが発生している。

今後も、これらの所属に対する巡回回数を増加するなど、サポート体制を強化するとともに、出納員、会計職員及び一般職員それぞれの事務処理能力の向上を図るための一人ひとりの習熟度に応じたOJT研修等を強化するなど、適正な事務処理についての取組を進められたい。

(出納分野)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- (1) 平成21年度から地域駐在を4か所に集約・拠点化するとともに、各拠点に会計支援特命監を配置し、地域機関への会計事務の支援・指導についての責任体制を明確にしました。

併せて、集約・拠点化により、一拠点あたりの職員を増やすことで、組織の機動力を高め、柔軟に地域機関を支援できる体制とし、「きめ細やかでタイムリーな相談等の対応」、「巡回検査・相談の回数増(原則月1回)」、「訪問研修の実施」など「身近なところで、日常的にサポート」を行うことにより、各所属への支援を強化し、適正な会計事務の執行に努めました。

- (2) 出納局では、執行伺いの段階で行う「事前検査」、一連の会計事務が完了した後に行う「支出後検査」等の検査を実施しています。このうち「事前検査」については、一般競争入札や随意契約等の契約方法を決定する前の段階で、随意契約理由の妥当性等について指導を行うため、安易な随意契約による執行を停止し、一般競争入札へ移行させるなど不適切な契約事務の未然防止に努めました。

- (3) 不適切な会計事務の未然防止と会計事務担当者の会計知識の向上のため、各所属の担当者の習熟度にあわせた集合研修、OJT研修及び各所属からの依頼による出前研修を実施しました。また、職場における会計事務の核となるべき人材を養成するため、経験者を対象に、収入、支出、契約等の分野別専門研修を実施しました。

2 取組の成果

平成21年度からは日常的に所属を訪問することにより、より身近なところで支援を行う体制としたことや、従来、指導事項としてカウントしていた事務処理の誤りについても、その内容と頻度等により、まずは口頭注意を行い、その改善を促すこととした結果、平成21年度の指導件数は160件となり、平成20年度の579件と比較し大幅に減少しています。

平成22年度以降(取組予定等)

- (1) 事前検査の対象を見直し不適切な契約事務の未然防止に今まで以上に取り組むとともに、検査を実施した案件について、必要に応じて支出命令処理を行うまで継続的に事務処理の内容について確認を行います。

- (2) 事後検査について、所属の会計事務の習熟度等に応じて検査実施の頻度・回数を増減させることにより、各所属及び事務担当者の法令遵守・公金意識を高め、自主・自立を促すとともに、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活かし検査を実施します。

- (3) 職員一人ひとりが適正に会計事務を執行するために必要な知識を身に付けられるよう習熟度にあわせた講義型研修を実施するとともに、各所属の課題に対応したOJT研修を担当者だけでなく管理職等に対しても実施します。また、県立学校や試験研究機関等の所属担当者とは協働し、当該所属内の職員に対する研修を実施します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 交通事故などによる公用車の損傷、県民から預かった展示物の亡失、パソコンの損傷など、金品亡失が平成20年度は前年度に比べて38件増加し183件発生しているため、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について引き続き指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局が実施する物品検査時(毎月及び年1回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における防止・啓発策の聴き取りを行うとともに、金品亡失(損傷)が発生している所属では、その亡失(損傷)時の態様等の聴き取りを行い、適正な報告がされているかの確認と注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、また態様によっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の醸成に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納局主催研修 <ul style="list-style-type: none"> 現任出納員研修 6月1日～10日 参加180人 専門(収入・支出)研修 9月9日～10日 参加164人 他 ・ 出納かわら版の発行(3回 6,9,10月) <p>(3) 金品亡失(損傷)の状況を把握するため、2ヶ月毎に各部局から報告書の提出を受け整理を行い各部局にその状況をフィードバックするとともに、亡失(損傷)件数が増えている部局に対してはその原因や新たな防止策等の聴き取りを行い、防止策の周知徹底を図るよう注意喚起を行いました。</p> <p>(4) 各所属に対して金品を亡失(損傷)した際には、重大な過失によらない場合であっても、その態様により厳正な対応を行う場合があることを総務部と連名で依命通知し、物品の適正な管理を促しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>総務部との連名による依命通知や出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して、意識啓発等を行ったものの公用車の損傷は依然として多く発生しています。しかし、その他の金品亡失(損傷)件数は、減少の傾向にあり様々な取組により一定の成果が出ています。</p>
<p>平成 22 年度以降(取組予定等)</p> <p>出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう引き続き意識啓発等を行います。</p> <p>また、各部局がより一層主体的に金品亡失(損傷)の防止策を講じ、職員一人ひとりの適正な金品管理意識を醸成するよう働きかけます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 扶養手当等の支給誤り <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 事後確認の結果、明らかとなった扶養手当の過払いについては、会計規則に基づき速やかに戻入し、既認定手当についても全職員分の再確認を行いました。 手当の新規申請や変更時には、手当の支給要件や関係する手続きを説明するとともに、書類提出の有無を常に確認するなど、適正な認定事務に努めました。 2 取組の成果 手当の認定、確認等について漏れのないよう留意し、適正な事務処理を実施することができました。
平成 22 年度以降 (取組予定等) 平成 22 年度以降については、新たに設置される総務事務センター (通称) において適正な事務処理が行われることとなります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業の民間譲渡)</p> <p>(1) 水力発電事業の民間譲渡については、平成21年3月に締結された「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」において、地域貢献への取組や、用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成21年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成21年3月30日付けで締結した「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」の合意内容に従い、設備・用地等の課題の解決に取り組むとともに、地域貢献の取組については、継続協議とされた項目(三浦湾への緊急発電放流、森林環境の保全、奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画)を中心に協議しました。</p> <p>一方、確認書締結後に、運転監視システムの整備及び使用中のPCB含有大型変圧器の取り扱いについて、新たに中部電力(株)と協議を行う必要が生じたため、協議を始めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>用地の課題については、用地境界確認が97%まで進捗し、来年度には概ね完了する見込みが立ちました。また、老朽設備の前倒し補修や管理図書類の整理などの設備の課題については、譲渡までに終えるよう適切な改修計画を立て計画的に実施しました。</p> <p>地域貢献の取組(三浦湾への緊急発電放流、森林環境の保全、奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画)については、中部電力(株)との協議を続けてきたものの、平行線の状態が続いています。</p> <p>確認書締結後の新たな課題については、中部電力(株)の運転監視システムの整備に3~4年程度必要であることから、その期間に合わせて譲渡時期を平成22年度末から平成25~26年度末に延期することとし、PCB含有大型変圧器については、譲渡目標時期の延伸に合わせ、県が取り替えることとしました。</p> <p>また、譲渡目標時期の延伸に伴い、譲渡までこれまで同様の経営が可能となるよう中部電力(株)と新たに10年間の「電力需給に関する基本契約」を締結しました。</p>
<p><u>平成22年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、中部電力(株)や関係機関との協議を進め、地域貢献の取組(三浦湾への緊急発電放流、森林環境の保全、奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画)の整理を行うとともに、譲渡価格交渉を進め、譲渡譲受に関する基本的な事項について、中部電力(株)と早期に合意できるよう取り組みます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(R D F 焼却・発電事業の運営形態と R D F 処理料)

- (2) R D F 焼却・発電事業については、水力発電事業の附帯事業として運営していく位置づけがなくなる平成 22 年度以降も、企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営していくことが望ましいとされたところであるが、企業庁が運営していくにあたっては、法令上の整理や運営体制等についての課題を解決する必要があるため、早急に関係部局との検討を進められたい。

また、R D F 焼却・発電事業の平成 20 年度から平成 28 年度までの収支不足見込額については、県と市町で 2 分の 1 ずつ負担することとしているため、収支不足見込額が計画より増加し、市町や県の負担が増えることのないよう、効率的な事業経営に一層努力されたい。

なお、平成 29 年度以降の R D F 事業のあり方についても、引き続き、関係部局等と連携しながら、早急に方向性を定められたい。

(経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

R D F 焼却・発電事業については、平成 22 年度以降、一般会計からの支出など課題を整理することを前提に、任意適用事業として実施する方向で本事業の運営体制等について、関係部と検討を進めました。

また、収入面については、日々の運用の中で効率的な発電運用に努め、できる限り多くの売電収入の確保に努め、支出面については、安全の確保を大前提としつつ経費の圧縮に努めました。

一方、平成 29 年度以降の事業のあり方については、事業を継続する際の課題として平成 20 年度に抽出した 13 項目の課題について、「三重県 R D F 運営協議会あり方検討作業部会」で検討を行い、一定の方向性が得られるよう、関係団体等と協議を行いました。

2 取組の成果

平成 22 年度の運営体制については、水力発電事業の譲渡目標時期が延伸されたため、引き続き電気事業の附帯事業として実施していきます。

平成 29 年度以降の事業のあり方については、「あり方検討作業部会」を開催し、その中で平成 29 年度以降の維持管理費や改修費等に係る調査報告書を提出し、検証を行いました。また、平成 29 年度以降の参画団体等について市町の意向をとりまとめるとともに、平成 29 年度以降継続する際の課題について市町と協議を進めました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

市町と合意した R D F 処理委託料については、平成 20 年以降 3 年ごとに収支を見直すこととしているため、平成 22 年度は見直しを実施し、処理委託料の改定について、市町と協議を行います。

平成 29 年度以降の事業のあり方については、事業主体や費用負担等の課題について、引き続き、「あり方検討作業部会」において協議を行い、概ね平成 22 年度末を目途に合意を得るよう市町と県が協力して取組みます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(市水道事業への一元化)

- (3) 伊賀水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)については、平成22年4月から市の水道事業に一元化することで市と基本合意を得ていることから、一元化が円滑に行われるよう、資産の譲渡、技術継承等についての具体的な協議を着実に進められたい。

(経営分野、事業分野)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

水道事業の一元化に係る基本合意書の内容に基づき円滑に移管ができるよう、技術継承の手法等の細部の項目について市と協議を進めました。

また、固定資産や企業債の名義変更など、資産の引き継ぎに関する事務手続きも進めてきました。

2 取組の成果

(1) 伊賀水道

計画どおり進捗しました。

(2) 志摩水道

平成21年3月30日に、県と志摩市と企業庁の三者で一元化に関する基本合意書の締結を行い、平成22年4月からの一元化に向けて志摩水道連絡調整会議において協議を進めてきましたが、平成21年11月に志摩市長より「一元化後の維持管理に万全を期すため施設・設備の現状等について、より詳細な調査を行うとともに、施設改良計画等についても市で実施する場合の具体的な取り組みや課題を検討したい」などの理由により、一年延長して平成23年4月から一元化したい、また、平成22年度は市職員を企業庁へ派遣し、研修を受けたいとの申し入れがありました。

水道事業は、安全・安心な水を供給することが主眼であることから、志摩市の申し入れを受け入れ、基本合意の変更を行いました。

平成22年度以降(取組予定等)

伊賀水道

平成22年4月1日に伊賀市の水道事業に一元化します。

なお、一元化後も下記の場合等必要に応じて企業庁から随時、技術支援を行います。

- ・中央監視システムについて、技術的に困難な支障が発生した場合やシステム変更の必要が生じた場合
- ・今後の取水量の増加に伴い、稼働する一部施設(現在は未稼働)の試運転を行う場合

志摩水道

平成22年度は、市職員を受け入れ、技術面のみならず志摩水道の経営全般について実践的な研修を行います。

また、固定資産や企業債など、資産等の継承に関する手続きも進めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (長期債務の借換と繰上償還)</p> <p>(4) 高金利企業債等の借換や繰上償還により、長期債務にかかる支払利息が将来に渡って、水道事業で約114億7,300万円、工業用水道事業で約60億4,400万円軽減されているが、工業用水道事業においては、水道事業に比べ、高金利企業債や水資源機構割賦負担金の残高が多いため、国及び水資源機構に対し、引き続き借換や繰上償還を積極的に要望されたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成21年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>工業用水道事業では、水資源機構割賦負担金にかかる支払利息を軽減するため、平成21年9月に6億1,000万円余の水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施するとともに、平成22年度以降の繰上償還について、水資源機構に対して要望活動を行いました。</p> <p>また、企業債については、平成19年度から平成21年度にかけて公的資金補償金免除繰上償還制度が実施されていますが、工業用水道事業については、平成20年度以降、資本費要件等によりこの制度の対象外となっています。このため、公的資金補償金免除繰上償還制度の期間延長、資本費要件の軽減等を関係省庁に対し要望しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>工業用水道事業では、平成21年9月に6億1,000万円余の水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施し、今後約1億2,000万円の支払利息が軽減される見込となりました。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、要望の結果、平成22年度の繰上げ償還について、12億4,700万円の内示がありました。</p> <p>なお、公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成22年度から平成24年度までの3年間延長される見込ですが、対象要件等の詳細な内容については、今のところ明らかになっていません。</p>
<p><u>平成22年度以降(取組予定等)</u></p> <p>水資源機構割賦負担金については、平成22年度も繰上償還を行うことで、高金利の長期債務削減に努めます。</p> <p>また、延長された公的資金補償金免除繰上償還制度については、対象要件等の詳細な内容がわかりしだい、適切に対応していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員の指導監督能力育成と技術継承)</p> <p>(5) 技術管理業務の包括的な民間委託が進められる中、「安全・安定」供給に係る企業庁の事業者責任を果たすため、職員間の技術継承を着実に行うとともに、指導監督者の育成に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>技術管理業務の包括的な民間委託の導入に伴い、職員が直接行う業務の範囲が縮小することになりますが、受託事業者との適正な役割分担のもと、一体となって取り組むことにより安全・安定供給が継続できると考えています。</p> <p>技術継承や監督員の育成については、OJTの要素を取り入れた現場機器の取り扱い研修を行うことなどにより、現場業務に即した指導監督能力の維持・向上を図りました。また、受託事業者に対する分かりやすい指導が行えるよう、作業マニュアルの改善などに取り組みました。</p> <p>H21 年度に実施した研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄水場の基礎知識習得研修(2回) 水質の基礎知識研修(2回) 水道施設の基礎技術研修(1回) 浄水場民間委託業務 管理・監督研修(1回) トラブル事例習得研修(1回) 保安教育講習会(2回) <p>2 取組の成果</p> <p>技術継承や監督員の育成のため、実践を交えた研修を開催したことで、職員の指導監督能力の維持・向上が図られたとともに、それらの講師を職員自らが行う事により、プレゼンテーションスキルも向上しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成 21 年度に引き続き、技術継承や監督員の育成については、OJTの要素を取り入れた現場機器の取り扱い研修を行うことなどにより、現場業務に即した指導監督能力の維持・向上を図るとともに、今後の研修内容の充実も図っていきます。</p> <p>また、研修実施後に行うアンケート結果を参考に、今後の研修内容の充実も図っていきます。</p> <p>作業マニュアルについては、受託事業者に対する分かりやすい指導が行えるよう、引き続き改善などを進めます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(工業用水道事業の需要拡大と施設改良)

(6) 中伊勢工業用水道事業については、他の工業用水道事業に比べ施設能力に余裕が見られることから、企業誘致部局等と連携し、工業用水の需要拡大に引き続き努められたい。

また、工業用水道事業においては、平成 21～23 年度の間、建設改良費の増大が見込まれるため、コストの縮減に引き続き努められたい。

(事業分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

(需要拡大)

中伊勢工業用水道事業及び北伊勢工業用水道事業とも、企業誘致部門と連携を密にし、給水の問い合わせに迅速に対応してきました。

(施設改良)

施設改良については「三重県企業庁施設改良計画」に基づき実施し、また、工事費のコスト縮減に取り組みました。

2 取組の成果

(需要拡大)

平成 21 年度には、北伊勢工業用水道事業で 2 社に対し新規(増量)給水を行いました。また、22 年度に新規(増量)給水を予定している、中伊勢工業用水道事業の 1 社及び北伊勢工業用水道事業の 4 社に対して施設整備を実施しています。

(施設改良)

再生資材の利用や、また、川越向けバイパス管の布設工事における浅層埋設を実施し、コスト縮減を図りました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

(需要拡大)

中伊勢工業用水道事業及び北伊勢工業用水道事業ともに今後も、企業誘致部門と連携を密にしながら新規企業・新規工業団地に対し受水の働きかけを行っていきます。また、平成 22 年度には地下水を利用している既存の企業に対しアンケート調査を実施し、地下水からの転換による新たな需要開拓を図るなど、営業活動に努力していきます。

今後も厳しい状況は続くと思われませんが、引き続き、工業用水道事業の需要開拓に積極的に取り組んでいきます。

(施設改良)

施設の老朽劣化、耐震化対策については「三重県企業庁施設改良計画」に基づき、施設改良を今後も実施していきます。

コスト縮減についても引き続き取り組んでいきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 工業用水道料金の未収金 380,100 円が発生しているため、収納促進に努められたい。 (北勢水道事務所)
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 工業用水道料金を滞納しているユーザー1 社に対して、督促状の発行や電話及び訪問による督促を行うとともに、工業用水道条例に基づき給水停止措置を実施し、未収金の早期納付と新たな未収金の発生防止に努めました。 2 取組の成果 給水停止措置を実施したことにより、平成 21 年 7 月以降新たな未収金は発生していません。また、幾度かの督促により、当該ユーザーが進めている事業が動き出し次第、速やかに納入することについて確約を得ました。
平成 22 年度以降（取組予定等） 当該ユーザーに対して、引き続き粘り強く督促を行っていくことにより、未収金の早期回収を図っていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 情報公開複写料の収納において、現金受入票が未作成。 (中勢水道事務所)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 三重県企業庁会計規程第 31 条第 1 項の規程に基づき、情報公開複写料を受入れたときは必ず職員が現金を確認し、現金受入票により受入れたことを出納員が再確認するようにチェック体制を強化しました。 2 取組の成果 再確認を行うことにより現金の受入事務手続が適切に行われました。
<u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 再確認を継続することにより、現金の受入事務手続を適切に行っていきます。

監査の結果

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【企業庁財務会計システム保守及び運営支援サービス委託】

・執行伺い及び見積徴収伺いなし。 (経営分野(3事業会計共通))

(2) 【登記測量業務委託】

・見積徴収伺いなし。
・予定価格調書が未作成。 (経営分野(3事業会計共通))

(3) 【滝原貯水池塵埃処理業務委託】

・検収記録なし。 (三瀬谷発電管理事務所)

イ 国補工事

(1) 【内径 400 耗送水管布設工事(潤田第 3-2 工区)】

・地元調整不十分により工期延長。 (北勢水道事務所)

ウ 県単工事

(1) 【内径 800 耗配水管シールド工事(四期・山之-一色)】

・監督命令書に「総合評価方式」に係る書類が未添付。
・単価算出調書の誤り。 (北勢水道事務所)

(2) 【播磨浄水場汚泥脱水機設備改良工事】

・監督命令書に「総合評価方式」に係る書類が未添付。 (北勢水道事務所)

エ 旅費

(1) 【平成 20 年度公営電気事業経営者会議】

・旅費の支給誤り。 (三瀬谷発電管理事務所)

オ 物品等購入

(1) 物品保管転換書が未作成。 (経営分野(3事業会計共通))

(2) 在庫物品(見学者用文具)の残高数について、現物と出納簿が不一致。(志摩水道事務所)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

ア～オ

職員に指摘の趣旨を周知徹底し、「契約事務の手引」等の確認により、再発防止に取り組みました。

2 取組の成果

契約行為や物品管理等に関する職員の意識が高まりました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

引き続き、職員の契約や物品管理等に関する知識・能力の向上に努めていきます。

監査の結果
(3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 (1) 【通勤手当の支給誤り】 (志摩水道事務所)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 手当額を再計算し、不足分を前年度に遡って本人に支給しました。 手当認定時の確認を担当者のみではなく、複数の職員で確認するようにしました。 2 取組の成果 複数の職員で確認することにより、手当の支給誤りがなくなりました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 給与事務等が総務事務センターへ集中化されるため、今後は総務事務センターでの手当の認定となります。

<p>監査の結果</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 【門扉の盗難（取得価格 40,000 円）】 (経営分野（電気事業会計）)</p> <p>(2) 【公用車の損傷（修理代 122,063 円）】 (水質管理情報センター)</p> <p>公共用地の未登記</p> <p>(1) 【過年度 1 筆 13.2 m²】 (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 【過年度 4 筆 156.66 m²】 (志摩水道事務所)</p> <p>(3) 【過年度 19 筆】 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 門扉の盗難については、発生年度(H20)において警察に被害届けを提出しています。また、継続的なパトロールの強化等を依頼しました。</p> <p>(2) 所属長会議等において各所・室での意識啓発を依頼し、各所・室では全体会議や朝礼等の際に交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を行いました。</p> <p>公共用地の未登記</p> <p>(1) 地権者に対し相続問題を解決するよう働きかけ、早期に所有権移転登記ができるよう取り組みました。</p> <p>(2) 未登記物件 4 筆の相続関係の調査を実施し、2 筆については相続人に所有権移転登記の承諾を要請しました。</p> <p>(3) 19 筆のうち 11 筆については、登記名義人が故人のため相続調査を行いました。登記名義人が生存する 8 筆については、地権者に対して寄付による所有権移転登記の承諾を要請しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 平成 21 年度の盗難については、発生しませんでした。</p> <p>(2) 水質管理情報センターにおいては、公用車の損傷は発生しませんでした。しかし、他所において公用車の損傷が発生していることから、引き続き意識啓発を図っていく必要があります。</p> <p>公共用地の未登記</p> <p>(1) 現時点では、未だ地権者の相続問題の解決に目途がたっていません。</p> <p>(2) 相続関係人と折衝した 2 筆については、2 月に所有権移転登記を完了しました。</p> <p>(3) 相続調査の結果に基づき、相続人が 1 人であった 1 筆の土地については、所有権移転登記が完了しました。</p> <p>登記名義人が生存する土地のうち 3 筆についても、所有権移転登記が完了しましたので、今年度は合わせて 4 筆の土地の処理が完了しました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 引き続き、警察によるパトロール等により、盗難防止に努めていきます。</p> <p>(2) 職員に対し、交通安全及び県有財産の取り扱いに関する意識啓発を図っていきます。</p> <p>公共用地の未登記</p> <p>(1) 地権者に対し所有権移転登記の要請を継続し、早期の所有権移転登記を目指します。</p> <p>(2) 相続関係人が多数(一部不明)で、個々の折衝が難しいと考えられる 2 筆については、司法書士等の指導を仰ぎ対策を検討していきます。</p> <p>(3) 相続人がいる土地については、相続人との境界確認、登記の承諾について要請を行い早期の所有権移転登記を目指します。なお、相続問題の解決が困難な場合には、司法書士等の指導を仰ぎ対応策を検討していきます。</p> <p>登記名義人が生存する土地については、引き続き、所有権移転登記の承諾が得られるよう、理解を求めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>(5) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 【自損事故（損害額 122,063 円）】 (水質管理情報センター) (2) 【自損事故（損害額 58,527 円）】 (伊賀水道建設事務所) 【自損事故（損害額 40,835 円）】 (伊賀水道建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p>
<p>1 実施した取組内容 (企業庁としての取組) 公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において 2 回開催しました。 さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を 1 回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。 なお、所属長会議等において、各所・室での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を依頼し、各所・室では全体会議や朝礼等の際に意識啓発を行いました。 また、三重県生活・文化部主催の「無事故・無違反チャレンジ 123」に企業庁全体で 26 チーム 130 人の職員が参加し(職員参加率 50%)、事故防止の啓発に取り組み、無事故無違反達成率は 96%でした(参考：県機関等の平均達成率は 87%)</p> <p>(水質管理情報センターとしての取組) 交通事故当事者の職員に対しては所属長が面談を実施し、事故の状況・原因・その要因等について相談するとともに、事故防止に向けた指導助言を行いました。また、今回のケースを担当者会議の主要議題とし、全職員で原因と事故防止や安全運転、防衛運転についての意識を高めました。 安全運転研修については、年間 2 回の交通安全セミナーを全職員が順次確実に受講できるよう各年度で調整するようにしました。なお、県生活・文化部主催の無事故・無違反チャレンジ 123 の加入率を「100%」として事故防止の啓発に取り組むとともに、朝礼等の機会には、運転に関わる職員に声掛けを行い、常に安全意識が心に残るようにしました。</p> <p>(伊賀水道建設事務所としての取組) 伊賀水道建設事務所は平成 20 年度末で廃止しましたので、21 年度の実施した取組内容はありませ</p>
<p>2 取組の成果</p>
<p>(企業庁全体) 上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成 21 年度においては、企業庁全体で公用車事故が 8 件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。</p> <p>(水質管理情報センター) 各取組により、職員の安全意識が向上したため、新たな交通事故は発生していません。また、無事故・無違反 123 の達成率も 100%となりました。今後も、職員の交通事故撲滅を目指し、新たな手法を模索しつつ既存の取組を強化していきます。</p>
<p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>(企業庁全体としての取組) 公用車の運行管理に関して、引き続き企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」を開催し、職員の交通安全意識の高揚に取り組みます。</p> <p>(水質管理情報センターとしての取組) 引き続き職員の交通マナーの向上と交通事故防止に努めていきます。</p>

監査の結果
(6) その他 「貯蔵品台帳」と「貯蔵品出納簿」について、記載内容がほぼ重複しているため、事務効率化の観点から様式の見直しが必要。 (経営分野(3事業会計共通))
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 貯蔵品関係の帳簿について、近隣地方公営企業の会計規程等も参考に、様式の見直しを行いました。 2 取組の成果 様式を貯蔵品出納簿に統一し、三重県企業庁会計規程を改正するための手続きを進めました。(貯蔵品台帳には、所属長通知欄がないため、出納簿様式に統一し、平成 22 年 4 月から施行)
<u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u> 貯蔵品関係の様式に留まらず、随時、財務規程等の見直しを行い事務効率化に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新たな経営計画の策定及び医療スタッフの安定確保)</p> <p>(1) 平成21年2月に、知事から各病院の経営形態の変更などを内容とする「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」が示され、現在この基本方針(案)について議論を深め検討を進めるため、「病院の姿」可能性詳細調査等が行われている。</p> <p>病院事業庁においては、基本方針が決定された際には、その具体化に向けた対応策を盛り込んだ「新たな経営計画」をすみやかに策定されたい。</p> <p>また、不断の経営改善に努めるとともに、関係機関との連携により医師等の確保を図り、安定的な医療の提供を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成21年度</u> (新たな経営計画の策定)</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県立病院の役割・機能や経営形態等について検討が行われ、「病院事業の在り方検討委員会」からは平成20年9月に答申が出され、平成22年1月には県議会に対して「県立病院改革に関する基本方針」が示されたところです。</p> <p>新たな経営計画については、「県立病院改革に関する基本方針」及びそれにかかる議論を踏まえた上で、策定作業に着手したいと考えています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成21年度は、「当面の運営方針(平成21年度)」に基づき病院事業を実施しました。平成21年度の取組を総括した上で、各県立病院の平成22年度における良質な医療の提供や、経営改善等の重点取組等を「当面の運営方針(平成22年度)」としてとりまとめました。</p> <p>(医療スタッフの安定確保)</p> <p>1 実施した取組内容 (医師確保対策)</p> <p>(1) 三重大学との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院の役割、機能を明確化し、医師派遣の必要性をアピール <p>(2) 三重大学以外からの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の大学等への医師派遣要請、県出身医師等への個別訪問 ・ 多様な医師募集(ホームページ・幹旋会社・みえ医師バンクの活用など) <p>(3) 臨床研修医・シニアレジデント(臨床研修2年目修了者)の確保策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇の向上(平成16年度から県職員として採用) ・ 研修環境の整備・改善 ・ MMC(Mie Medical Complex)卒後臨床研修センター事業への参画 <p>(4) 処遇の改善、モチベーションの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能力向上・資格取得の支援 ・ 給与などの処遇改善 <p>(助産師・看護師確保対策)</p> <p>(1) 離職防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境改善 ・ 助産師及び看護師としての自己実現の援助 <p>(2) 採用活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的求職者への門戸開放 ・ 看護学生に選ばれる県立病院P R ・ 県外からの看護師確保

- ・採用機会の増
- ・助産師及び看護師修学資金制度の充実（貸与対象拡大、返還免除期間変更）
- ・就職内定者の辞退防止対策

2 取組の成果

平成 21 年度医師看護師採用職員数及び退職者数

（採用数）

・医師

年度途中採用 8 名（前年比 3）

平成 22 年 4 月 1 日採用 16 名（前年比 9）

・助産師・看護師

年度途中採用 20 名（前年比±0）

平成 22 年 4 月 1 日採用 45 名（前年比 7）

（退職者数）

・医師 退職者（見込） 29人（前年比 4）

・看護 退職者（見込） 52人（前年比 8）

平成 22 年度以降（取組予定等）

（新たな経営計画の策定）

「当面の運営方針（平成 22 年度）」に基づき、病院事業を実施してまいります。

新たな経営計画については、「県立病院改革に関する基本方針」及びそれにかかる議論を踏まえた上で、策定作業に着手したいと考えています。

（医療スタッフの安定確保）

引き続き、県立病院で働く医師・助産師及び看護師が求めるニーズに応え、満足度の高い職場環境を整備することにより、医師・助産師及び看護師の確保と定着を図り、地域医療体制の維持や医療の質の向上に努めてまいります。

監査の結果

(1) 収入に関する事務

(未収金と簿外管理債権の管理)

患者自己負担金に係る収入未済額が4病院合わせて2億585万5,253円(対前年度比105.7%)あり、前年度と比べて1,116万6,914円増加している。

病院事業庁が分析した未収金を要因別にみると、支払う能力があるにもかかわらず支払わないものが、全体の未収金のうち5,988万円(29.1%)を占めていることから、それらに対する法的措置、債権回収業務委託などの重点的な対応を一層進め、それぞれの未収金の状況に応じた対策や発生防止により一層取り組まれない。また、低所得者に対する自己負担の減免制度の周知等に努められたい。

一方、回収が困難である債権は、「過年度医業未収金対策の指針集」に基づき、会計上の減額処理を行い簿外管理としており、283債権5,416万5,766円(対前年度比126.3%)で前年度4,287万8,550円から1,128万7,216円増加している。これら簿外管理債権については平成20年度に作成された「会計上の減額処理債権の管理指針」に基づき適切な処理を行なわれたい。

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- ・発生防止対策として、入院費用についての早期相談の呼びかけ、公費負担制度等の説明と申請サポート等に努めています。また、病棟職員と会計職員の連携により院内の情報共有に努めています。
- ・回収対策として、継続的な督促を実施していますが、理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行っています。また、特に回収が困難な債権に対する対応を強化するため、弁護士法人に回収業務を委託しています。
- ・簿外管理債権は、「過年度医業未収金対策の指針集」に基づき債権管理及び回収に努めています。

2 取組の成果

- ・平成22年1月までに63件の法的措置を実施しました。(平成20年度は62件実施)
- ・弁護士法人への回収委託は、平成22年1月までにおよそ8,140万円の債権を委託しました。

平成22年度以降(取組予定等)

特に回収困難な債権については、法的措置及び弁護士法人への回収委託等の対策を本庁(県立病院経営室)主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めてまいります。

監査の結果	
<p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)【患者様アンケート結果分析業務】 (県立病院経営室) ・履行期限の表記が、仕様書と契約書で不一致</p> <p>(2)【平成 20 年度看護研修ステップ 研修】 (県立病院経営室) ・検収記録なし</p> <p>(3)【看護業務委託業務(旧健康管理業務)】 (総合医療センター) ・予定価格の設定なし ・契約書に個人情報保護に関する条項なし</p> <p>(4)【会計事務補助職員業務委託】 (総合医療センター) ・特命随意契約理由が不適切 ・予定価格の設定なし</p> <p>(5)【ホルター心電図解析業務委託】 (志摩病院) ・契約書に個人情報の保護に関する条項なし</p> <p>(6)【MRI・CT遠隔画像診断業務】 (志摩病院) ・契約書に個人情報の保護に関する条項なし ・医師個人への委託という手法について要整理</p> <p>(7)【ゴールデンウィーク医事業務】 (志摩病院) ・随意契約理由の記載が不十分</p> <p>(8)【トイレ環境衛生保守及び衛生器具等維持管理業務委託】 (志摩病院) ・契約相手方の選定方法について適宜見直し、検討が必要</p>	
講じた措置	
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 仕様書と契約書の一致確認、検収記録の確認について、複数職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(3)(4) 予定価格の設定について、見積書の徴収等により設定根拠が明らかにするよう周知しました。</p> <p>(3)(5)(6) 個人情報の適正管理に係る条項を追加しました。</p> <p>(4)(7) 随意契約理由について根拠等を明確に記載するように周知しました。</p> <p>(6) 平成 21 年度より報償費として整理しました。</p> <p>(8) 平成 22 年度分から見積み合わせにより、業者を決定します。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>契約事務にあたっては、競争性・公正性・透明性の確保に一層努めるよう周知徹底を図り、適正で正確な契約手続が実施できるよう改善しました。</p> <p>個人情報を取扱う委託契約については、個人情報の適正管理に関する条項を記載し、個人情報の保護に努めました。</p>	
<p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、業務委託契約の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	

<p>監査の結果</p> <p>(2) 支出に関する事務 イ 旅費</p> <p>(1) 【平成 20 年度認定看護管理者制度サードレベル教育課程】 (県立病院経営室) ・行程が不適切</p> <p>(2) 【第 24 回日本人工臓器学会教育セミナー、第 22 回体外循環認定士認定試験】 (総合医療センター) ・復命書の記載内容が不十分</p> <p>(3) 【第 43 回日本療法学術大会】 (一志病院) ・航空運賃額を示す書類が未添付</p> <p>(4) 【第 15 回救急整形外傷シンポジウム】 (志摩病院) ・航空運賃額を示す書類が未添付</p> <p>(5) 【第 34 回日本脳卒中学会総会・第 38 回日本脳卒中の外科学会】 (志摩病院) ・行程の事前承認なし ・復命書の記載内容が不十分</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 不適切な行程にかかる出張旅費について戻入処理を実施しました。</p> <p>(2)(5) 復命書の内容を詳細に追記し、今後の記載について職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(3)(4) 航空運賃額を示す書類を添付し保管するよう改めました。</p> <p>(5) 旅行命令書に理由を明記し承認することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 21 年度の旅費の執行について、行程の確認や復命書の確認、航空運賃額を示す書類の添付等に留意し、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>引き続き、職員旅費規程の周知徹底や、必要な事務処理や書類の作成に留意して、旅費の適正執行に努めて参ります。</p>

監査の結果
(2) 支出に関する事務 ウ 物品購入等 (1) 予定価格の設定なし (一志病院) (2) 施行伺の起案なし (一志病院) (3) 随意契約理由や業者選定理由等の記載なし (一志病院)
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 (1)(2)(3) 物品購入等の場合の予定価格の設定、施行伺いの起案、随意契約理由や業者選定理由等の起案への記載について、職員に周知徹底を図るとともに、複数の職員によるチェック体制を強化しました。 2 取組の成果 平成 21 年度の物品購入等の執行について、適正な事務処理を実施しました。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、物品購入等の執行について、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めて参ります。

監査の結果
(3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 住居手当及び通勤手当認定の際の確認が不十分 (総合医療センター) (2) 住居手当認定の際の確認が不十分 (一志病院) (3) 住居手当認定の際の確認が不十分 (志摩病院)
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 (1) 年 1 回の支給要件確認を実施しました。 (2)(3) 住居手当認定の際に、賃貸借契約書(写)により、契約期間の確認を行い支払状況の確認も行いました。また、家賃と共益費等の内訳が明らかでないものは、貸主に証明を取るようにしました。 2 取組の成果 平成 21 年度の住居・通勤手当の執行について、支給要件の確認や証明書の添付等に留意して、適正な事務処理を実施しました。
平成 22 年度以降 (取組予定等) 引き続き、住居・通勤手当の執行について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めて参ります。

監査の結果

(4) 財産管理等

ア 財産管理状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 県立病院において、目的外使用許可が行われていないなど、不適切な事務処理があった。病院事業庁として、早急の実態を調査し、改善に向けて指導をされたい。(県立病院経営室)
- (2) 郵便ポスト、職員組合執務スペース等の目的外使用許可手続きなし(総合医療センター)
- (3) 取得価格(単価)が5万円未満のPHS機材を消耗備品費(備品購入費)で購入しているが、病院事業庁会計規程運用方針に基づき、消耗品として管理する必要あり(一志病院)
- (4) 備品出納簿が未作成(一志病院)
- (5) 電算システムのエラーにより、貯蔵品(薬品)の在庫価格の表示誤り(志摩病院)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1)(2) 各病院において目的外使用許可にかかる事務の再点検を行ないました。郵便ポスト、職員組合・互助会等の執務スペースについて、目的外使用許可手続きを行いました。
- (3) 管理を消耗品に改めました。
- (4) 備品出納簿を作成しました。
- (5) たな卸の実施等により、在庫価格を修正しました。

2 取組の成果

平成 21 年度の財産管理等の執行について、必要な書類の作成や送付、台帳の管理等、適正な事務処理を実施しました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

引き続き、財産管理等の執行について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果	
(4) 財産管理等 イ 金品亡失、盗難等	
(1) P H S 電話機の紛失 (取得価格 46,200 円)	(こころの医療センター)
(2) 小火の発生	(こころの医療センター)
講じた措置	
平成 21 年度	
1 実施した取組内容	
(1) P H S 電話機の外部持出し禁止及び執務中の設置場所の特定を職員に対して周知徹底を図りました。	
(2) 病棟でのライターの一元管理 (固定) を行うとともに、病室へセンサーの設置を行い、火災の発生防止と早期発見を行うこととしました。	
2 取組の成果	
再発防止および早期発見の対策により、適正な財産管理を実施しました。	
平成 22 年度以降 (取組予定等)	
引き続き、財産管理等の執行について、適正な財産管理に努めて参ります。	

監査の結果

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 社会保険料の徴収もれ (県立病院経営室)
- (2) 旅費の支給誤りによる歳出戻入あり (県立病院経営室)
- (3) 前渡資金の精算が遅延 (こころの医療センター)
- (4) 前渡資金受払状況の整理もれ (一志病院)
- (5) 賃金の算定誤りによる歳出戻入あり (志摩病院)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1)(2)(3)(5) 複数の職員によるチェック体制の強化により、適正な事務処理に努めました。
- (4) 前渡資金受払簿により整理しました。

2 取組の成果

平成 21 年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

引き続き、事務事業の執行について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な事務処理とチェック体制の継続に努めて参ります。

<p>監査の結果</p> <p>(6) 交通事故 公用車等の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額: 県 532,406 円・相手 116,678 円) (こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 公用車での出張時における始業点検の徹底と、安全運転の意識を向上させるため、研修会への参加を指導しました。</p> <p>2 取組の成果 交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚により、交通事故の発生を防止しています。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、交通安全意識及び県有財産管理意識を高揚させ、交通事故の発生防止に努めて参ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>(7) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 自己検査を行う体制を構築し、内部牽制体制の強化が必要 (県立病院経営室) (2) 金庫内に業務外の金品を保管 (総合医療センター) (3) 金庫内に業務外の金品を保管 (志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 (1) 三重県病院事業会計事務自己検査要綱及び病院事業庁自己検査点検表を作成し、平成 22 年度より自己検査を実施することとしました。 (2)(3) 業務外の金品は適正に処理し、金庫内には業務にかかる金品のみの保管としました。</p> <p>2 取組の成果 平成 21 年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。</p> <p><u>平成 22 年度以降 (取組予定等)</u> 事務事業の執行について、自己検査による内部牽制体制の強化等を図り、引き続き適正な事務処理とチェック体制の継続に努めてまいります。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行)</p> <p>(1) 20年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、事務所費、事務費、人件費の合計額が支出上限額である交付額の2分の1を超えた事例や同一旅費が、会派分と議員個人分に重複して支出されているなど返還を要する事例が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費の適正な執行に努められたい。</p>
講じた措置
<p><u>平成21年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>議員及び会派においては、収支報告書を議長に提出した後においても、常にその支出内容等について再調査や見直しが行われており、平成20年度分についても議会図書室で閲覧を開始した後の平成21年7月以降、旅費のうち会派分と個人分や公務旅費と重複計上していたもの7件、調査雑費で賄うべき市内交通費を計上していたなど、鉄道賃の計上誤り5件、領収書等証拠書類の添付漏れ6件、領収書と収支報告書への計上金額が相違していたもの4件、事務所費、事務費、人件費の合計額が支出上限額(交付額の2分の1)を超過していたもの1件、その他2件について議員や会派から修正届が提出され受理した。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各議員及び会派から提出された政務調査費収支報告書修正届を審査し、367,423円の返還を新たに求め、平成21年10月14日までに全て収納した。</p>
<p><u>平成22年度以降(取組予定等)</u></p> <p>会派分と個人分での旅費の重複計上や、交通費等の計算誤り、添付すべき証拠書類等の有無など、政務調査費収支報告書の確認作業については、漏れがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていく。</p>

監査の結果
2 財務に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 平成 19 年度以前の政務調査費の修正報告にかかる返還金について、20 年度に修正報告があったものを 21 年 4 月以降に調定し、21 年度に収納
講じた措置
<u>平成 21 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 21 年 3 月 24 日から 3 月 27 日の間に提出された収支報告書の修正届によるものは 11 件 1,296,104 円で、全て平成 21 年 4 月 16 日までに収納されている。しかしながら平成 20 年度中に提出された修正届により発生した債権であり、発生年度中に調定されるべきものであるため、担当職員をはじめ、会計事務を担当する職員に再度会計年度区分の徹底及び適正な会計処理について指導を行った。 2 取組の成果 適正な会計処理意識を常に職員に認識させることができた。
<u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き適正な会計処理について、職員に徹底を図っていく。

監査の結果

2 財務に関する意見

(2) 財産管理等

財産管理等について、不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア．金品亡失

公用車の損傷（修理代 81,359 円）

議会図書室の図書の亡失（29 冊）

講じた措置平成 21 年度

1 実施した取組内容

公用車の運行について、安全運転の励行を関係職員に対して再度徹底を行った。

図書閲覧者が鞆等に閲覧図書を入れてしまうようなうっかりミスをなくすため、議会図書室入り口に鞆等の所持品を預ける鍵付ロッカーを設置し、閲覧者の不注意による図書の持ち出し防止策を講じた。また、書棚のレイアウト変更により司書職員からの見通しをよくした。

2 取組の成果

公用車の安全運転を励行することができた。また議会図書室においては適正な蔵書管理ができた。

平成 22 年度以降（取組予定等）

引き続き公用車の安全運転、図書室の蔵書の適正な管理について徹底を図っていく。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (事務局職員の専門性の向上)</p> <p>(1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられる。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査や、地方公会計改革による資産・債務管理の分析など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっている。今後、監査委員による監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局職員の資質向上は重要な課題であり、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有し、組織全体の底上げを図る仕組みの構築に一層努められたい。</p>
講じた措置
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>一人一課題研究として、個々の職員が、事務局業務遂行に有益なテーマを選定し、テーマに沿った外部研修の受講や情報収集等により課題研究を行いました。この一人一課題研究の成果や予備監査等で疑義が生じた事例などを各自が監査サーバに入力する等により知識・情報の共有化を図りました。それとともに、住民の立場に立った監査をするため、他県の先進事例をベンチマークし、今後の監査のあり方の参考としました。</p> <p>また、監査等業務の一部を公認会計士に委託し、財政的援助団体の予備監査などに事務局書記が同行することで、会計監査に係る職業的専門家の着眼点を習得するとともに、公認会計士が表明した意見を事務局全体で共有しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員間で知識・情報の共有化と啓発がされたことにより、職員の専門的知識や監査業務における新たな視点等の向上が図られました。</p> <p>また、公認会計士に監査業務の一部を委託したことにより、専門性の向上、監査の質的向上等の体制強化や業務の効率化が図られました。</p>
<p>平成 22 年度以降 (取組予定等)</p> <p>事務局職員が経験や能力に合わせて専門的知識の向上等を図るため、局内職員間の情報の共有化に引き続き努めるとともに、平成 22 年度も予備監査等業務の一部を公認会計士に委託することにより、監査の質的向上に努めていきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(障がい者雇用の促進)

- (1) 教育委員会における平成20年6月1日現在の障がい者雇用率は1.57%と、前年度に比べて0.22ポイント向上しているが、「身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画」に設定されている法定雇用率2.0%が達成されていないので、一層、積極的な雇用に努められたい。

(教育支援分野)

講じた措置

平成21年度

1 実施した取組内容

- (1) 平成21年4月採用・人事異動について
- ・ 教員採用選考試験において、障がい者を対象とした特別選考を実施(平成12年度実施試験から)しました。
障がいのある教員の採用:1人
 - ・ 小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用試験を実施(平成19年度実施試験から)しました。
障がいのある小中学校事務職員の採用:1人
 - ・ 県事務職員(事務局、県立学校)については、全庁的な職員採用試験により、障がい者の採用が決定されていることから、全庁的な人事配置・異動の中で、教育委員会事務局の事務職員及び県立学校の事務職員の配置を総務部と協議しました。
事務職員の異動:実人員は増減なし(4増(新規採用2人含む)、3減、1退職)ですが、障がいの程度の関係から、障がい者雇用状況調査上は1人相当の増。
- (2) 障がいのある教職員の状況調査(毎年度6月1日現在の状況)において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況を把握・確認しました。(この方法は平成19年度から継続的に行っています。)
- (3) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況であることから、教員養成段階で教育職員免許状所有者の拡大を図ることが重要です。このことから、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいを有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきます。
毎年度継続して、関係大学を訪問(平成21年度 36大学)

2 取組の成果

- (1) 平成22年度採用の教員採用選考試験においても、障がい者を対象とした特別選考を実施しました。(2次合格者 1人)
- (2) 平成21年6月1日現在の障がい者雇用率は、1.70%です。

平成22年度以降(取組予定等)

- (1) 教員採用選考試験において、引き続き、障がい者を対象とした特別選考を設定し、障がいのある教員の採用を積極的に進めていきます。
- (2) 教員以外の職種においても、小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用選考を実施するなど、引き続き障がい者の採用を進めていきます。
- (3) 教育委員会事務局及び県立学校への障がい者の配置拡大を総務部に要請します。
- (4) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない現状であることから、引き続き教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいのある学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (法令遵守等の徹底)</p> <p>(2) 公立小中学校及び県立学校等において、毎年度、教職員の懲戒処分が発生している。 公教育に対する県民の信頼を確保するため、引き続き、教職員に法令及び服務規律の遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育支援分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。</p> <p>(3) 県立学校校長会議や市町教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると思われます。</p> <p><u>平成 22 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 本年度の取組内容を継続して実施し、綱紀肅正及び服務規律の確保についてねばり強く取り組むことで規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(特別支援教育の充実)

- (3) 県立特別支援学校整備第一次実施計画に基づき、県、特別支援学校が市町、学校等に対して一層、適切な指導、支援が行えるよう、一貫した支援体制の構築に引き続き努めるとともに、児童生徒の増加に伴う教室の確保、地域バランスを考慮した適正な学校配置等といった様々な課題の解消への取組をさらに推進されたい。

また、特別支援学校教諭免許状のうち、視覚障害者に関する教育の領域及び聴覚障害者に関する教育の領域の免許状の保有率が低いので、今後も免許法認定講習を積極的に開設するなど、保有率向上に一層努められたい。

(教育支援分野、学校教育分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 特別支援教育の充実(学校教育分野)

国の事業「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を活用し、県内全市町を指定するとともに、16 市町を推進地域として支援体制の充実を図りました。また、障がいのある子どもの乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援方策について重点的に推進するために、2 市をブランドモデル地域に指定し、福祉部局と連携して取組を進めました。

各市町における早期からの一貫した支援体制の構築を支援するために、各関係機関が地域におけるネットワーク会議に参画するとともに、支援の円滑な引継を実現するための情報連携ツールである「個別の就学支援ファイル」の活用が促進されるよう理解啓発に取り組みました。

各市町教育委員会(小中学校を含む)や県立学校の特別支援教育を推進する中核的な役割を担う者を対象に、専門的知識及び技能を高めるための連続講座(シードプロジェクト)を、昨年度に引き続き開催しました。

高等学校における特別支援教育の充実を図るため、県立高等学校 3 校に「発達障がい支援員」を配置し、各高等学校からの要請に応じて、巡回相談、研修会講師、心理検査の実施、「個別の教育支援計画」の策定等の支援を実施しました。

平成 20 年 3 月に策定した「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき、児童生徒の増加による緊急課題や地域における課題への対応を進めるとともに、特定課題に対する関係者間の協議を進めました。また、「県立特別支援学校第二次実施計画」の策定に向けて、三重県教育改革推進会議教育振興ビジョン第 1 部会において検討を進めました。

- (2) 特別支援学校教諭免許状に関する免許法認定講習の開設(教育支援分野)

平成 19 年度 特別支援学校教諭免許状に関する認定講習 9 講座(内視覚 2、聴覚 2)

平成 20 年度 特別支援学校教諭免許状に関する認的講習 10 講座(内視覚 2、聴覚 2)

平成 21 年度 特別支援学校教諭免許状に関する認定講習 10 講座(内視覚 2、聴覚 2)

- (3) 教員採用における取組(教育支援分野)

平成 16 年度より、申込教科等に係る教員免許状に加えて、特別支援学校教諭免許状を有する受験者には、申請により加点することとしました。

2 取組の成果

- (1) 特別支援教育の充実

医療・保健・福祉等関係機関との連携が進み、市町において横断的な部局の設置が進められるなど、早期からの一貫した相談支援体制の充実が図られました。(学校教育分野)

連続講座(シードプロジェクト)を年間 8 日延べ 20 講座開催し、特別支援教育の推進役を担う受講生(35 名)の人材育成に取り組み、受講生の校種を超えた活発な情報交換、連携が図られました。(学校教育分野)

モデル地域において、「個別の就学支援ファイル」活用を進め、就学前からの情報の流れがスムーズになるとともに、ファイルに記載する内容に関する検討が深まりました。(学校教育分野)

小中学校との合同研修会や授業研究の取組を実施するとともに、支援体制や指導方法における助言及び支援に取り組みました。(学校教育分野)

高等学校においては、「個別の指導計画」等の作成が進むとともに、発達障がいの特性に応じた具体的な指導内容の工夫が進められました。また、発達障がい支援員が対応した事例をとりまとめ、事例集を作成しました。(学校教育分野)

杉の子特別支援学校高等部(知的障がい)の整備にかかるプロジェクト会議を開催し、協議を進めました。また、桑員地域の特別支援学校の整備については、具体的な整備計画を策定しました。(学校教育分野)

県有スクールバスの増車により、長時間通学の緩和を図りました。(学校教育分野)

「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき整備を進めました。(学校教育分野)

- ・ 杉の子特別支援学校石薬師分校の平成 22 年 4 月開校に向けて、施設改修や備品及び消耗品の整備を行いました。
- ・ 桑員地区特別支援学校(仮称)の整備を進めるために、桑名高校衛生看護分校の施設改修や備品及び消耗品の整備を行いました。
- ・ 城山特別支援学校と草の実特別支援学校の管理運営を一元化し、草の実特別支援学校を城山特別支援学校草の実分校としました。
- ・ 東紀州くろしお学園おわせ分校を、尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)に移転しました。

(2)(3) 特別支援学校教諭免許状保有率(教育支援分野)

		平成 19 年度	平成 20 年度
特別支援学校	三重県	67.4%	69.2%
	全国	66.6%	67.4%
視覚障害	三重県	17.2%	20.7%
	全国	32.5%	32.1%
聴覚障害	三重県	33.3%	36.4%
	全国	45.1%	47.0%

平成 22 年度以降(取組予定等)

(1) 特別支援教育の充実(学校教育分野)

福祉部局と連携して、各市町において、途切れのない就学前からの一貫した支援体制を目指し、横断的な部局の設置を支援します。

特別支援学校におけるセンター的機能を発揮するために研修内容を充実し、特別支援学級をはじめ、障がいのある幼児児童生徒の教育に携わる教員の専門性の向上のために公開研究講座、公開授業等の開催を支援します。

就労率の向上を目指し、特別支援学校におけるキャリア教育・進路指導の充実を図ります。

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、交流及び共同学習を推進します。

県立高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の学校生活支援及び進学就労支援の充実に取り組みます。また、「高等学校における特別支援教育事例集(Ver.1)」を配付し、校内での職員研修を推進します。

県立特別支援学校整備第二次実施計画をもとに、関係者間の連携を図りながら、特別支援教育体制の一層の充実及び特別支援学校の整備に取り組みます。

(2)(3) 特別支援学校教諭免許状保有率及び保有者数

引き続き、特別支援学校教諭免許状に関する免許法認定講習を開設していくとともに、教員採用選考試験において、加点制度を実施していきます。

なお、視覚障害及び聴覚障害に関する免許法認定講習は、講師確保が難しく、開設講座の増加は難しい現状です。(教育支援分野)

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (外国人生徒教育の支援)</p> <p>(4) 県内の公立小中学校及び県立学校における日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は、平成20年度1,619人と前年度に比べ212人増加している。こうした中、日本語指導や学校生活への適応指導の充実に取り組んでいるが、外国人児童生徒が、日本語で学ぶ力を身につけ学校生活により適応できるよう、市町教育委員会等との連携を一層、密にしながら取組を進められたい。</p> <p>また、高校進学を希望する生徒に対して進学機会を提供するため、特別入学選抜の充実など、引き続き環境整備を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成21年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人児童生徒の日本語指導や学校生活への適応指導を支援するため、平成21年度は10名の外国人児童生徒巡回相談員を配置しました。平成22年3月末現在、外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問回数は2,014回となっています。 ・ 外国人児童生徒や保護者からの学校生活や就学等について、電話やインターネットメールによるポルトガル語の教育相談を実施しています。平成22年3月末現在で、相談回数は139件となっています。 ・ 県内7市9か所において「外国人児童生徒に係る初期適応指導教室(プレスクール)」「日本語の初期指導等を一定期間集中して行う機関」を開設し、来日間もない外国人の子どもに対して日本語指導や学校生活への適応指導を行うとともに、県内7市において進路ガイダンスを開催し、外国人の子どもやその保護者に高校進学などの進路の情報を提供しました。 ・ 外国人児童生徒への効果的な日本語指導等のあり方についての教師用手引き「受け入れにあたって」(平成19年度)、「初期の日本語指導と教材」(平成20年度)、「教科学習につながる教材と指導方法」(平成21年度)の3巻を作成し、学校における日本語指導の改善と充実を図りました。 ・ 県内の市町や関係機関等で作成されている教材・指導方法についてのデータベースをホームページに掲載・更新し、各学校における個に応じた指導の充実を支援しました。また、外国の言語や教育制度・文化等についての専門的な知識を有する講師を各学校の研修会等へ派遣し、外国人児童生徒の指導や保護者への対応等に係る教員の研修を支援しました。 ・ お互いの児童生徒が異なる文化や習慣を理解・尊重し、協力し合って共生社会づくりをめざす教育を推進するために、各小中学校の外国人児童生徒教育担当者を対象とした悉皆の研修会を実施し、585名の教職員等が参加しました。 ・ 巡回相談員の指導技術の向上のために学習会を開催し、各学校における外国人児童生徒教育の課題等について協議を行い、その後の指導に役立てました。 <p>(2) 教職員の研修の強化</p> <p>県総合教育センターでは、教職員に外国人児童生徒への日本語指導や適応指導のために必要な知識やスキルを身につけてもらうことを目的として、外国人児童生徒教育に関する研修講座を開設しました。</p> <p>(3) 関係機関、団体との連携・協働</p> <p>外国人児童生徒教育学校間ネットワーク整備事業推進会議及び外国人児童生徒教育検討会議において、三重県生活・文化部国際室、三重県国際交流財団及び県内のブラジル人学校とともに、外国人児童生徒教育学校間ネットワーク整備事業の方向性や外国人の子どもにかかる教育課題や支援の在り方について協議しました。</p> <p>(4) 就学支援の取組</p> <p>就学の案内や相談等による就学支援を行うため、母語を話すことができる不就学調査員14名を雇用し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍が多い7市に2名ずつ派遣し、戸別訪問による就学状況調査を行いました。</p> <p>(5) 特別枠入学選抜の周知</p> <p>各地域で開催される外国人生徒及び保護者対象のガイダンスにおいて、外国人生徒等に係る特別枠入学選抜について説明を行い、周知を図りました。</p>

2 取組の成果

- ・ 外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問や電話、インターネットメール等の相談活動が充実し、当該児童生徒の適応指導及び教職員への支援が図られました。
- ・ 多文化共生のための教育が行われるよう、全小中学校の担当者を対象にした研修会を実施し、外国人児童生徒が在籍していない学校においても、多文化共生の視点に立った教育の必要性について認識がもてるようになりました。
- ・ 各地域で開催された外国人生徒及び保護者対象のガイダンスにおいて、特別枠入学者選抜について周知を図ることができました。また、出席者の個別相談に対応することができました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- ・ 外国人児童生徒巡回相談員が学校を訪問する機会を増やすとともに、外国人児童生徒教育の一層の充実に向け、各市町教育委員会及び各学校の「外国人児童生徒教育担当者」に今日的な課題や情報を提供し、学習を深める機会を充実していきます。また、県の外国人児童生徒巡回相談員等が資質を高める学習会等の機会を充実していきます。
- ・ 平成 21 年度の就学支援の取組を踏まえて、引き続き就学状況の把握を行うとともに、就学に関するガイドブックや外国人児童生徒受け入れのための手引き書の普及を図り、不就学の子どもたちの就学に向けての取組を充実していきます。
- ・ 来日間もない外国人の子どもたちを対象に、集中した日本語指導や学校への適応指導に取り組みます。さらに、進路ガイダンスを開催し、より多くの外国人生徒や保護者に進路の情報を提供します。
- ・ 外国人児童生徒への効果的な日本語指導等のあり方についての教師用手引き「教科学習につながる教材と指導方法」を引き続き作成するとともに、日本語指導のための教材開発を進め、学校における日本語指導の改善と充実を図ります。
- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒への個に応じた教材の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図るために各学校の研修を支援します。
- ・ 外国人児童生徒教育コーディネータ（仮称）を配置し、受入体制等が十分整備されていない学校における受入体制等の確立を図るための調査研究を行います。
- ・ 外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を含めた入学者選抜について、今後も外国人生徒の現状等を踏まえ、より適切な制度となるよう検討を重ねていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (いじめ、不登校児童生徒への対応) (5) 平成 19 年度のいじめの認知件数は 546 件であり、前年度と比較して減少しているものの、依然として多くの事例が認知されている。今後とも、未然防止、早期発見、早期対応ができる指導体制の強化を図りたい。 また、20 年度の不登校児童生徒数は 1,909 人であり、前年度とほぼ同数となっている。引き続き、スクールカウンセラーによる相談指導など早期発見、早期対応の取組をより一層進められたい。 (学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、生徒指導リーダー教員養成講座(小・中・高ともに年間 2 回)を開催しています。</p> <p>(2) いじめ・暴力行為等の問題行動に関わる喫緊の支援が必要な学校に、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー(S S W)等の派遣を行い、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行っています。</p> <p>(3) 県内の公立中学校及び公立高等学校を対象に、「学校非公式サイト等」の検索・監視を実施し、誹謗中傷やいじめにつながる問題のある書き込みについて削除代行の要請を行うほか、具体的な事案に対する対策会議の実施など、関係機関と協働して適切に対応できるよう学校への支援を行っています。</p> <p>(4) 県内のモデル校において、児童生徒の学級での満足度を調査し、その結果をもとに個に応じた支援や学級づくりを充実させるなどの取組を実施して、いじめ、不登校などの未然防止に取り組んでいます。</p> <p>(5) 教育相談体制の充実のため、平成 21 年度、スクールカウンセラーを 210 校(小 40 校・中 150 校・県立 20 校)に配置を行ったほか、ハートフル相談員を 39 校(小 38 校・特別支援 1 校)に配置するとともに、小学校及び中学校教育相談担当者等を対象とした講習会を開催しています(小・中とも年間 1 回)。</p> <p>(6) 教育支援センターの指導員等の資質向上を行うため、教育支援センター指導員実践交流会を年間 5 回開催しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、生徒指導特別指導員や S S W の派遣による支援を行うことで、再発防止や未然防止に効果が見られました。</p> <p>(2) 一部の小中学校では、学校が課題を抱え込んでいる事例もあることから、当該校に対しては関係機関との連携を推進し、充実させていくように働きかけていく必要があります。</p> <p>(3) 不登校児童生徒への支援については、教育支援センターを核とした取組のほか、スクールカウンセラーの配置の充実を図ってきましたが、今後もより一層、未然防止のための取組や児童生徒の個々に応じた支援を行う必要があります。</p> <p>(4) スクールカウンセラー等による相談体制の充実により、児童生徒・保護者等の相談が行える環境が整ってきました。しかし、需要が増え続けているため、今後限られた予算の中でどのように充実していくのが課題です。</p>
<p>平成 22 年度以降(取組予定等)</p> <p>いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。</p> <p>(1) 事案の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、スクールカウンセラー、S S W、教育支援センター指導員等の更なる資質向上を行い、教育相談体制及び支援体制の充実をすすめていきます。</p> <p>(2) 事案については様々な背景が考えられることから、教職員等の資質向上を行い、教育相談体制の充実に努めるとともに、校種間や関係機関との連携を進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (学力及び体力・運動能力の向上) (6) 「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、全国平均を下回っている項目が多くあるので、内容の分析を進め、児童生徒の強み、弱み等を的確に把握したうえで、関係機関との連携を密にし、より一層、授業改善のための研究や、指導方法・評価方法の工夫改善の支援等を充実させるなど、学力及び体力・運動能力の向上を図られたい。 (学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 全国学力・学習状況調査結果の分析と活用(学校教育分野) 本年度の全国学力・学習状況調査の結果を、三重大学教育学部とも連携しながら授業改善に活かす観点から分析し、市町等教育委員会に情報提供するとともに、「授業改善支援プラン - 増補版 2009 - 」を作成し、その活用の促進を図りました。 調査結果から本県の児童生徒の強みや弱みを把握し、また、他県の先進事例に学ぶなどして、本県の学力向上にむけた施策に活かしました。</p> <p>(2) 学力向上にむけた会議等の開催等(学校教育分野) 全市町が参加する学力向上推進会議を開催し、調査結果の分析による県全体の課題や先進的な取組を共有し、児童生徒の学力の向上にむけた取組等について協議しました。 ・第 1 回学力向上推進会議 期日:平成 21 年 6 月 30 日 於:三重県総合教育センター ・第 2 回学力向上推進会議 期日:平成 21 年 10 月 27 日 於:三重県総合教育センター 平成 21 年度全体指導主事等会議を通して、調査問題を踏まえた先進的な取組や効果的な授業改善策などの普及・啓発を行いました。 ・第 1 回全体指導主事等会議 期日:平成 21 年 4 月 24 日 於:三重県庁 ・第 2 回全体指導主事等会議 期日:平成 21 年 12 月 18 日 於:三重県庁 「平成 21 年度三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、平成 21 年度に文部科学省及び県教育委員会が指定する学力の定着や向上にむけた取組をすすめる各指定校等が、研究の内容、方法、成果等を県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行いました。 ・期日:平成 22 年 2 月 2 日 於:三重県津庁舎 参加者:110 名</p> <p>(3) 学校における授業研究や研修会等への指導主事の派遣(学校教育分野) 今回の調査結果から明らかになった課題等を解決するため、各学校で実施される授業研究や研修会等において、県教育委員会事務局指導主事が適切な指導・助言を行ってきました。</p> <p>(4) 報告集の作成と配付(学校教育分野) 「平成 20 年度三重県教育研究指定校等実施報告集」を作成し、全市町等教育委員会及び公立全小中学校に配付しました。</p> <p>(5) 学校体育担当者研究協議会の実施(社会教育・スポーツ分野) 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図ることができるようにするため、授業における実践事例の共有や今後に向けた諸課題について協議することを通して、体育担当者をはじめとした教員の資質の向上を図りました。</p> <p>(6) 体力づくり推進研究協議会(新体力テスト説明会を含む)の実施(社会教育・スポーツ分野) 研究協議会において、新体力テストの内容及び実施方法、結果の有効利用等も含め、より効果的な実践について研究協議を行いました。</p> <p>(7) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業の実施 (社会教育・スポーツ分野) 子どもの体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の詳細な分析を行うとともに、各学校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力の向上等に資する具体的方策を提案し実施しました。(文部科学省委託事業 平成 21 年度新規)</p> <p>(8) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業の実施(社会教育・スポーツ分野) 体育の授業や運動部活動等の活性化を通じて、生徒がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを</p>

体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資することを目的に、外部指導者を学校へ派遣しました。

2 取組の成果

- (1) 全国学力・学習状況調査結果について「授業改善支援プラン」を参考にしたり、学校が独自に調査結果を分析したりして、学校全体の傾向や個人の学習内容の定着状況を把握し、それをもとに「弱み」を克服するための指導が重点的に行われるようになりました。また、保護者に対して、調査結果や指導方法の工夫改善等について、学校だより、懇談会、家庭訪問等、多様な方法で説明が行われるようになりました。（学校教育分野）
- (2) 市町等教育委員会が学力向上のための委員会等を設置して、調査結果等を踏まえつつ、学力の定着や向上について検討し、その結果を各学校に提言するという取組が増えてきました。また、調査結果を広報やホームページ等で保護者や地域の方々に対して公表する市町も増えてきました。（学校教育分野）
- (3) 学力向上に向けた国や県の推進事業を実施する学校数が増えてきました。（学校教育分野）
学力アドバンス事業 9市町(平成20年度) 21市町(平成21年度)
- (4) 学校体育担当者研究協議会（社会教育・スポーツ分野）
実技を伴う講習会や実践事例の共有等を通して、体育・保健体育担当教員の授業における指導力向上を図りました。
小学校・・・県内3会場（北・中・南）で開催（8月6日、11日、24日）
【参加者数：311名】
中・高等学校・・・1会場で開催（10月19日）【参加者数：184名】
- (5) 体力づくり推進研究協議会（新体力テスト説明会を含む）（社会教育・スポーツ分野）
新体力テストの内容及び実施方法、結果の有効利用等の研究協議を通して、より効果的な体力づくりの取組実践を図りました。
県内の6会場（四日市、松阪、伊賀、熊野、津、志摩）で開催
（4月16日、17日、20日、21日、23日、27日）【参加者数：268名】
- (6) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業
（社会教育・スポーツ分野）
実践研究校による調査結果を踏まえた体力向上の取組を域内の小中学校へ還流しました。今後、実践事例及び体力向上プログラムを作成し、県内の小中学校における子どもの体力向上のための実践資料として提供する予定です。
子どもの体力向上支援委員会の設置・運営（県）（6月26日、9月1日、2月5日）
地域部会の設置・運営（2市：四日市市、鈴鹿市）
実践研究校（6校）
 - ・ 四日市市・・・三重北小学校、河原田小学校
 - ・ 鈴鹿市・・・白子小学校、若松小学校、箕田小学校、神戸中学校
- (7) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業（社会教育・スポーツ分野）
地域の人材を学校へ派遣することにより、生徒の運動機会の拡充が図られ、保健体育の授業や運動部活動の活性化が図られました。【外部指導者数：95名】

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) 「授業改善支援プラン - 増補版 2010 - 」及び「平成 21 年度三重県教育研究指定校等実施報告集」を作成し、全市町等教育委員会及び公立全小中学校に配付します。（学校教育分野）
- (2) 「学力向上推進会議」を開催し、全国学力・学習状況調査で明らかになった課題や解決のための取組等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の向上にむけた取組等について協議を行います。（学校教育分野）
- (3) 小学校における基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るため、国語科、算数科を中心に、学校全体で学力の定着と向上のシステムづくりに取り組み、計画的・継続的に課題の改善を進める小学校を支援します。（学校教育分野）
- (4) 「平成 22 年度三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、平成 22 年度に文部科学省及び教育委員会が実施する学力の定着や向上にむけた取組を進める各指定校等が、研究の内容、方法、成果等を県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行います。（学校教育分野）
- (5) 「全国学力・学習状況調査」の結果分析に基づき、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、その結果をもとに指導方法の工夫・改善を図ることにより、児童生徒の基礎基本の学力の定着・向上が図られるよう市町等教育委員会に改善策について積極的に助言していきます。（学校教育分野）
- (6) 指導者の資質向上に関する取組（社会教育・スポーツ分野）
授業に活かせる体力向上プログラムの実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充実していきます。
「学校体育担当者研究協議会」小学校では県内全域で 3 日間、中・高等学校で 1 日実施
「子どもの体力向上推進研究協議会」（県内 3 分の 1 の抽出校による新体力テスト説明会を含む）
県内の 6 会場で実施
- (7) 効果的な体力向上プログラムの開発（社会教育・スポーツ分野）
「子どもの体力向上学校支援事業」（平成 21 年度 2 市 6 校）を更に充実させ、効果的な活用方法の研究や実践資料を、県内の学校へ提供し、各学校の体力向上に向けた取組を支援していきます。
- (8) 児童生徒の運動機会の拡充に向けた取組（社会教育・スポーツ分野）
外部指導者を学校へ派遣する「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」の充実
「小学校体育活動サポートに係る緊急雇用創出事業」を実施（新規）
小学校の体育行事や休み時間の運動、体育科の授業等体育活動のサポートや指導にあたる人材を、県内 7 地域に 14 名を小学校へ派遣します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、63,719,708 円（対前年度比 172.1%）あり、前年度と比べて 26,704,378 円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に努められたい。

また、新たに教職員恩給及び退職年金の過払いによる返還金が発生しているので、適切な債権管理を行い、収入未済額の収納促進に努めるとともに、今後、より一層、受給権の確認を厳格に行い、再発防止の措置を講じられたい。

- ・ 三重県高等学校等修学奨学金返還金 (経営企画分野)
- ・ 雑入（給与過払い分、教職員恩給及び退職年金過払い分） (教育支援分野)
- ・ 高等学校等進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金 (学校教育分野)
- ・ 高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金返還金 (学校教育分野)
- ・ スクールカウンセラー通勤手当返還金 (学校教育分野)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金

「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、滞納の段階に応じて下記のとおり返還指導を行いました。

- ・ 返還依頼書及び督促状の送付や電話督促のほか、長期滞納者の自宅訪問
- ・ 長期滞納者の連帯保証人に対する代位弁済請求

の取り組みを効果的に実施するため、6 月以降、未収金対策を担当とする嘱託員を 1 名増員して 2 名体制とし、時間差勤務による電話督促や戸別訪問を一層強化しました。

「奨学金専用ダイヤル」を設置し、返還相談の電話対応を強化しました。

平成 20 年 11 月から、回収見込みの低い 1 年を超える長期延滞債権について、試行的に民間の債権回収会社に委託を行い、一定の成果をあげたことから、平成 21 年度も、試行期間として引き続き委託契約を行い、前年度未収分に加え、今年度に新たに発生した長期延滞債権を委託しました。

(2) 雑入

給与過払い分

返納 2 件とも、分納による回収を進め、年度内に未収金の解消を図りました。

教職員恩給及び退職年金過払い分

過払いは遺族から受給者の死亡連絡がなされなかったことにより発生することから、当該室から能動的に受給者の生存確認ができるよう「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧できるよう総務省に働きかけ、これまで認められなかった教育委員会職員の使用ができるようにし、過払いとなる原因を取り除きました。

返還（3 件）のうち 1 件については、たいへん悪質であるため平成 21 年 11 月 4 日津警察署に告訴（平成 22 年 1 月 26 日起訴）し、平成 22 年 1 月 14 日に津地方裁判所に訴えの提起を行いました。残る 2 件については、積極的に自宅訪問、電話、文書等による督促を行い、債権回収に努力いたしました。

(3) 高等学校等進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金

三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱を策定し、同要綱に基づき滞納者に対して、文書による納付依頼、督促を行い収納促進に努めました。

(4) 高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金返還金

「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」を定め、要綱に基づく滞納整理を実施しました。

(5) スクールカウンセラー通勤手当返還金

債務者に対して「督促状」を送付していますが、現時点で納付がありません。

なお、この件は通勤手当の過払いにより発生した事案であることから、再発防止のために、チェック機能を強化するなどの取組を進めています。

2 取組の成果

(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金

嘱託員の増員による体制強化の結果、定期的な個別訪問の実施、電話等によるきめ細かい返還指導等により、過年度未収金の回収率が前年と比べて大幅に向上しました。

債権回収の業者委託試行の結果、全く徴収の見込めなかった債務者から回収することができました。

(2) 雑入

給与過払い分

順調に収納が進み、過年度分は平成 21 年 7 月に、現年度分も平成 22 年 1 月に完納させ、未収金は解消しました。

教職員恩給及び退職年金過払い分

受給者について、平成 20 年 9 月以降、支払時毎に支払対象月の生存を「住民基本台帳ネットワークシステム」により確認を行ったことにより、以後の過払いは皆無です。

なお、提訴中のものについては、これにより時効を中断させるとともに遅延損害金を含めた被害全体額について債権管理していきます。また、残る 2 件についても、裁判中のものと同様に不法行為であることを相手方にしっかり認識させ、分納誓約の履行について厳しく対応するなど徴収姿勢を高めています。

また、平成 22 年 3 月末現在の収納状況は、平成 21 年度収納額 699,866 円、未済額 11,012,257 円です。

(3) 高等学校等進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金

- ・ 進学奨励金返還金の現年度分 341,428 円、過年度分 130,672 円が収納されました。
- ・ 大学等進学資金貸付金返還金の現年度分 147,800 円、過年度分 340,800 円が収納されました。

(4) 高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金返還金

厳しい経済状況を反映し、本人からの新たな返還金は得られていません。

(5) スクールカウンセラー通勤手当返還金

債務者に対して「督促状」を送付していますが、現時点で納付がありません。

平成 22 年度以降（取組予定等）

(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金

「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき継続的に返還業務に取り組み、専任の嘱託員によるきめ細かい返還指導等を行っていきます。

県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権については、回収業務の民間委託を本格的に実施するとともに、法的措置も検討します。

奨学金申請の際に、返還の意識付け、重要性等の周知徹底を図るため、受付担当の学校関係者をはじめ申請者に対し、説明会等機会あるごとに周知を図っていきます。

(2) 教職員恩給及び退職年金過払い分のうち提訴した 1 件については、判決確定後、資産を捕捉し強制執行を行うなど債権の回収を図るとともに、残り 2 件についても、積極的に訪問等による督促、分割収納を進め、未収（返還）金の解消に努めていきます。

(3) 高等学校等進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金

引き続き、文書及び電話等の催促を行い、収納に努めるとともに、収入未済の発生防止に努めていきます。

(4) 高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金返還金

引き続き、関係機関と連携しながら、ねばり強く滞納整理を進めていきます。

(5) スクールカウンセラー通勤手当返還金

今後も督促を行っていきます。また、再発防止に一層努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 県立学校分</p> <p>(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 13,081,558 円（対前年度比 109.0%）あり、前年度と比べて 1,082,849 円増加しているため、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校授業料 (該当県立高等学校 41 校) ・ 弁償金 (該当県立高等学校 1 校) ・ 学校開放事業光熱水費負担金等 (該当県立高等学校等 5 校)
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 高等学校授業料</p> <p>「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」や運用マニュアルなどに基づき、各学校において様々な機会を通じて保護者の納付意識の喚起と減免制度や奨学金制度の積極的な周知を行い、滞納の未然防止を図るなど、学校全体で効果的な未収の解消に取り組みました。</p> <p>各学校の未収状況を定期的に把握し、必要な助言・指導を行うとともに、運用マニュアル等の改定や研修会等を開催するなどにより、学校現場と連携して取り組みました。</p> <p>過年度未収金については、学校における滞納整理事務を促進するため、弁護士等専門家の指導助言に基づいた統一的な督促強化対策を講じ、支払督促など法的措置も含めて解消に向けた取り組みを行っております。</p> <p>現年度未収金については、徴収困難事例に対して随時弁護士による法律相談を実施しており、学校の取り組みを支援しています。</p> <p>(2) 弁償金</p> <p>自宅訪問や電話・文書による督促を行い、未収金の解消に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 高等学校授業料</p> <p>上記の取組を実施した結果、平成 20 年度決算時における授業料未収金 12,489 千円のうち、平成 22 年 2 月末現在、7,523 千円が収納されました。</p> <p>未収金の発生防止と解消に向けて、学校全体で取り組む体制の整備が促進されました。また、減免制度や奨学金制度の利用者が増加した結果、修学支援制度の活用による未収の発生予防に寄与しました。</p> <p>(2) 弁償金</p> <p>自宅訪問や電話・文書による督促を行いました。現在のところ納付はない状況です。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 高等学校授業料</p> <p>引き続き、修学支援制度の活用等による未収発生防止に努めるとともに、徴収困難事例には、学校、弁護士等専門家との連携のもと、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」や運用マニュアルなどに基づいた未収金解消に努めていきます。</p> <p>(2) 弁償金</p> <p>引き続き自宅訪問や電話・文書による督促を行い、収納に努めるとともに、未収金の発生防止に努めていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 県立学校分

(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 高等学校授業料の事務処理誤りによる歳入戻出あり | (四日市高等学校) |
| (2) 高等学校授業料の減免申請を受けずに減免を認定 | (四日市農芸高等学校) |
| (3) 生産物受払収入の専用口座に利子が発生 | (四日市農芸高等学校) |
| (4) 高等学校授業料の減免認定に係る調定処理もれ | (四日市商業高等学校) |
| (5) 高等学校授業料の退学者に係る調定処理もれ | (菰野高等学校) |
| (6) 高等学校授業料の減免認定に係る調定処理誤り | (津商業高等学校) |
| (7) 高等学校授業料の現金収納分について収納処理遅れ | (久居高等学校) |
| (8) 高等学校授業料の事務処理誤りによる歳入戻出あり | (久居高等学校) |
| (9) 家賃の事務処理誤りによる歳入戻出あり | (久居高等学校) |
| (10) 高等学校授業料の現金収納分について収納処理遅れ | (松阪商業高等学校) |
| (11) 高等学校授業料の歳入戻出処理遅れ | (松阪商業高等学校) |
| (12) 高等学校授業料の減免認定に係る調定処理誤り | (宮川高等学校) |
| (13) 高等学校授業料の事務処理誤りによる歳入戻出あり | (名張桔梗丘高等学校) |
| (14) 高等学校授業料等の事務処理誤りによる歳入戻出あり | (書面監査 10 校) |

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

(1) 高等学校授業料

休退学や授業料減免の適用など、授業料調定額の変更要因や生徒の在籍状況の把握と個人別収納管理を毎月複数人体制でチェックするとともに、財務電算上の金額と突合するよう努めました。

減免申請については、書類チェックを徹底し、教職員、事務職員の連携のもと、不備に対しては速やかに対処できるようにしました。

現金収納分については、速やかに処理するように努めました。

(2) 生産物受払収入

生産物売払収入用通帳を使用していましたが、現金及び納入通知書で処理するよう改善した結果、使用しなくなった通帳に利息が発生したため雑入で収納し、通帳は廃止しました。

(3) 家賃

新任 A L T の家賃の日割計算について誤りがあったため、歳入戻出処理を行いました。

2 取組の成果

(1) 高等学校授業料

学校内での情報共有、複数員による事務処理体制の強化により、調定漏れや減免認定誤り等の未然防止や、誤りの速やかな対処ができるようになりました。

(2) 生産物受払収入

生産物売り払い収入について、関係職員が一体となった事務管理体制を確立し、適切な収納処理を行いました。

(3) 家賃

適切に収納を行いました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) 高等学校授業料
学校内での情報共有を密にし、在籍状況や休退学等の把握に努め、複数のチェック体制を徹底し、不適切な収入事務が発生しないよう努めていきます。
- (2) 生産物受払収入
平成 20 年度より、各農業高校における生産物の会計処理について、一層適切に処理を行うように指導しており、今後も引き続き、校長会等を通じて周知徹底します。
- (3) 家賃
校長会及び事務長会において、適切な事務処理について周知を図ります。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【三重県高等学校等修学奨学金返還金の口座振替収納に関する事務処理業務委託】
契約書に仕様書の添付なし (経営企画分野)
- (2) 【三重県立学校授業料の収納に関する事務処理業務委託】 (経営企画分野)
 - ・ 契約書に仕様書の添付なし
 - ・ 委託業者から完成報告書(上期)を未徴取
- (3) 【小中学校旅費システム改修業務委託】 (教育支援分野)
特命随意契約理由の記載が不十分
- (4) 【教職員退職手当算定システム改修業務】 (教育支援分野)
仕様書の記載内容が不十分
- (5) 【外国人児童生徒教育緊急重点サポート事業の委託】 (学校教育分野)
 - ・ 予定価格の積算根拠が不明確
 - ・ 再委託の申請、承認の手続きなし
 - ・ 再委託先に対して個人情報の適正管理の確保の措置が講じられているか、確認できない
 - ・ 事前調整に時間を要し、事業の実施回数が当初想定より減少
- (6) 【問題を抱える子ども等の自立支援事業調査委託(第1回・第2回)】 (学校教育分野)
再委託の申請、承認の手続きが遅延
- (7) 【「実践研究事業」実施委託】 (学校教育分野)
 - ・ 予定価格の積算根拠が不明確
 - ・ 見積書提出依頼について文書通知なし
- (8) 【高校生地域人権活動支援事業委託】 (学校教育分野)
 - ・ 予定価格の積算根拠が不明確
 - ・ 見積書提出依頼について文書通知なし
- (9) 【学校支援地域本部事業委託】 (社会教育・スポーツ分野)
 - ・ 施行伺いなし
 - ・ 契約書に仕様書の添付なし
 - ・ 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし
- (10) 【平成20年度国民体育大会派遣事業委託】 (社会教育・スポーツ分野)
 - ・ 特命随意契約理由の記載が不明確
 - ・ 予定価格の積算根拠が不明確
 - ・ 委託料内訳のうち、人件費の積算根拠が不明確
 - ・ 概算払を行っているが、精算の結果、多額の戻入が発生しているので、支払方法について要改善
- (11) 【平成20年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費事務委託】(社会教育・スポーツ分野)
特命随意契約理由の記載が不明確
- (12) 【川崎L型冷温水発生機器保守点検委託】 (研修分野)
 - ・ 特命随意契約理由の記載が不明確
 - ・ 見積書の徴取前に予定価格が未設定
 - ・ 予定価格の積算根拠が不明確
- (13) 【校長室他清掃業務委託】 (桑名北高等学校)
- (14) 【エレベータ保守管理業務委託】 (桑名北高等学校)
支出負担行為書等に予定価格の記載なし
- (15) 【昇降機点検業務】 (四日市高等学校)
 - ・ 予定価格の積算根拠が不明確
 - ・ 検査記録なし

- (16) 【電話交換設備保守】 (北星高等学校)
 契約書に仕様書の添付なし
- (17) 【ホームページ更新委託】 (神戸高等学校)
 予定価格の積算根拠が不明確
- (18) 【成績管理システム年間保守委託】 (神戸高等学校)
 ・ 支出負担行為書等に予定価格の記載なし
 ・ 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし
- (19) 【消防用設備保守点検業務】 (神戸高等学校)
 契約書に仕様書の添付なし
- (20) 【ガスエンジンヒートポンプエアコンの保守業務委託】 (神戸高等学校)
 予定価格の積算根拠が不明確
- (21) 【エレベータ保守点検】 (石薬師高等学校)
 予定価格の積算根拠が不明確
- (22) 【ソフトウェアのカスタマイズ業務】 (稲生高等学校)
 施行伺いや契約伺いに業務仕様書の添付なし
- (23) 【ソフトウェアのメンテナンス業務】 (稲生高等学校)
 支出確認書類として履行実績を示す書面の添付なし
- (24) 【デジタル複写機保守点検業務】 (稲生高等学校)
 契約を中途解除しているが書面による取り交わしなし
- (25) 【廃棄物収集運搬業務委託】 (津西高等学校)
 ・ 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし
 ・ 業務の履行確認のための点検簿なし
- (26) 【漏水調査】 (津商業高等学校)
 ・ 予定価格の設定なし
 ・ 契約書の記載事項が不十分
 ・ 契約保証金を免除する根拠の記載なし
- (27) 【エレベーター保守管理】 (津商業高等学校)
 ・ 契約書の記載事項が不十分
 ・ 契約保証金を免除する根拠の記載なし
- (28) 【消防用設備等点検・報告業務】 (津商業高等学校)
 ・ 契約書の記載事項が不十分
 ・ 契約保証金を免除する根拠の記載なし
- (29) 【浄化槽保守点検業務】 (津商業高等学校)
 ・ 契約書の記載事項が不十分
 ・ 契約保証金を免除する根拠の記載なし
- (30) 【昇降設備に関する遠隔メンテナンス業務委託】 (久居高等学校)
 予定価格の積算根拠が不明確
- (31) 【浄化槽保守点検業務委託】 (久居高等学校)
 ・ 予定価格の積算根拠が不明確
 ・ 契約書の記載事項が不十分
 ・ 契約保証金を免除する根拠の記載なし
- (32) 【浄化槽の清掃に関する業務委託】 (宮川高等学校)
 見積徴取伺いなし
- (33) 【浄化槽の保守点検に関する業務委託】 (宮川高等学校)
 見積徴取伺いなし
- (34) 【家庭科講師派遣事業委託】 (鳥羽高等学校)
 ・ 施行伺いなし
 ・ 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし
- (35) 【合併浄化槽維持管理業務】 (鳥羽高等学校)
 ・ 予定価格の設定誤り
 ・ 契約準備行為を行っているが見積依頼通知に「落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし
- (36) 【GHP保守点検業務】 (鳥羽高等学校)
 ・ 契約準備行為を行っているが、執行伺い等にその旨の記載なし

- ・ 見積依頼通知に「落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし
- (37) 【エレベータ保守点検業務】 (鳥羽高等学校)
- ・ 契約準備行為を行っているが見積依頼通知に「落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし
- ・ 契約書に定められた支払方法がとられていない
- (38) 【保健体育授業「看護学探求」講師派遣委託】 (名張桔梗丘高等学校)
- 契約書に収入印紙の貼付もれ
- (39) 【漏水調査】 (名張西高等学校)
- 予定価格の設定なし
- (40) 【合併及び単独浄化槽保守点検業務委託】 (尾鷲高等学校)
- 設計額の積算誤り
- (41) 【消防用設備等点検・報告業務委託】 (尾鷲高等学校)
- 点検により不良箇所が判明したにも関わらず対応が遅れ、消防本部から改善指示を受けており、委託の成果の活用が不十分
- (42) 【廃棄物収集及び処理業務委託】 (草の実特別支援高等学校)
- 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし
- (43) 【廃棄物収集及び処理業務委託】 (稲葉特別支援学校)
- 契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし
- (44) 【エレベーター保守管理委託】 (特別支援学校玉城わかば学園)
- 予定価格の設定なし
- (45) 【レーザープリンターの保守委託】 (特別支援学校玉城わかば学園)
- 予定価格の設定なし

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 21 年 11 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、11 月 12 日の臨時全員事務長会において同会長から周知し、11 月 24 日の事務長会全員研修会において出納局職員を講師に研修を行いました。

教育委員会事務局における取組としては、平成 21 年 4 月 8 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、また、平成 22 年 1 月 25、26 日に出納局の協力のもと初任者向け会計事務研修を実施したほか、出納局による支出後検査で指摘のあったものについて該当所属に周知するなど、会計実務のレベルアップに取り組みました。

一方、県立学校に対しては、適切な事務処理の徹底を図るため、平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて、4 月 23 日に校長・事務長向け説明会、5 月 14、15、18 日に事務職員向け説明会を実施し、各学校単位で教職員へ周知を図るとともに、平成 21 年度から新たに、新任教頭研修において「適正な出納事務」についての研修科目を設定したところです。

また、各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいてネット DE 研修用コンテンツを作成し、次年度以降、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講できるよう環境整備を行いました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

契約、支出関係書類の一部に不備があったことについては、研修会への参加など、会計制度について職員の理解と資質の向上を図るとともに、チェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努めました。

特命随意契約の理由の記載が不十分であったものについては、特命随意契約により契約を締結する理由をより詳しく記載するよう改善を図りました。

予定価格の積算根拠が不明確であったことについては、明確になるよう作成・改善し、適切な予定価格を設定するよう周知を図りました。

また、予定価格が未設定であったことについては、予定価格を作成するよう改善し、適切な契約事務を行うよう改善に努めました。

契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかったことについては、契約書に「個人情報の保護」を明記するとともに、「個人情報取扱特記事項」を添付するよう改善を図りました。

(5)外国人児童生徒教育緊急重点サポート事業委託の再委託の有無や個人情報の取り扱いについて、事業の運営状況を把握しながら、検査体制を強化し、事業が適正に実施されているか検証するよう努めました。

また、事業の開始の時期を早めるとともに、機会をとらえて何度も事業の紹介を行い、事業活用を促進を図りました。

(6)問題を抱える子ども等の自立支援事業調査委託の再委託については、神奈川県における情報流出事件を受け、平成21年1月に文書及び口頭により再委託の調査を実施しました。その結果、契約者において再委託が行われている事実が明らかになったことから、契約に違反する行為である旨指摘するとともに、報告を求めました。

- ・ 契約者より平成21年1月28日付け「『問題を抱える子ども等の自立支援事業調査委託業務』における再委託原則禁止違反についてのご報告とお詫び」の提出がありました。

- ・ これらに対し、平成21年1月28日付け教委第06-1026号「『問題を抱える子ども等の自立支援事業調査委託業務契約』に関する再委託について（通知）」において、厳重に注意するとともに、内容が適切であると判断し、再委託を承認いたしました。

(10)(11)の業務委託の内容について精査を行い、人件費の積算内訳が明確になるように努めました。

また、委託料の概算払については、精算における戻入が可能な限り生じないように、決算状況及び支払金額の積算基礎の精査を行い、支払方法（回数及び金額）の見直しを行いました。

2 取組の成果

指摘のあった未作成及び不十分な書類については作成され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

特命随意契約理由を明確にすることができました。

個人情報の管理について、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

(6)について、契約者においては、報告及び聞き取りにより情報管理が適切に行われていたが、この指摘以降、社内においてさらに情報管理について整理されたと報告を受けています。

当該室においても、平成21年度の契約にあたっては、再度、再委託について文書だけではなく口頭においても確認を行い、事前に承認手続きを行いました。

平成22年度以降（取組予定等）

契約及び支出に係る事務について、今後も適切な事務処理に努めます。

引き続き、随意契約理由をより明確にするよう取り組みます。

引き続き、予定価格の積算根拠をより明確にするよう取り組むとともに、予定価格の適切な設定に努めます。

個人情報を取り扱う業務委託については、個人情報の適正管理に関する事項を契約書に明記していくとともに、常に個人情報の適切な管理について周知徹底を図ります。

業務委託に関する事務については、今後とも、職員の理解と資質向上を図り、適切な事務処理に努めます。

各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいて作成したネットDE研修用コンテンツを用い、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講するよう図っていきます。

学校の自主的な取り組みとして、学校諸課題にかかるワーキンググループを新たに立ち上げ、「学校における会計事務の問題点と改善について」の検討を進めることとしています。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 工事（修繕）

- (1) 【工事全般】 (教育支援分野)
工事の執行にあたり、計画的かつ契約の競争性、公平性、透明性を損なわない手法で実施するよう、各県立学校との連携を十分図る必要あり
- (2) 【テニスコート補修工事（特別）】 (川越高等学校)
完成認定書が未作成
- (3) 【グラウンド西側斜面崩落箇所改修工事】 (四日市南高等学校)
工事目的物引渡書が未徴取
- (4) 【非常放送設備修繕工事】 (北星高等学校)
契約書に仕様書の添付なし
- (5) 【用務員棟屋上防水・女子トイレ天井張替工事】 (飯南高等学校)
変更契約額の算定方法が不適切
- (6) 【自転車置場改修工事】 (伊勢まなび高等学校)
当初設計の精査不十分
- (7) 【教室棟トイレ空調設置工事】 (特別支援学校北勢きらら学園)
・ 予定価格調書が未作成
・ 工事目的物引渡書が未徴取

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 21 年 11 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、11 月 12 日の臨時全理事務長会において同会長から周知し、11 月 24 日の事務長会全員研修会において出納局職員を講師に研修を行いました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

工事の執行にあたっては、学校現場の状況等を十分に把握し、計画的かつ契約の競争性、公平性、透明性を確保しながら実施し、各県立学校と十分な連携を図るように努めました。

契約関係書類の一部に不備があったことについては、研修会への参加など、会計制度について職員の理解と資質の向上を図るとともに、チェック体制を強化するなど、適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、学校現場の状況等を十分に把握するために、各県立学校との連携が図れました。

未作成の書類については作成され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

出納局が実施する会計研修への参加を促すなど、会計制度、工事関係にかかる事務について、今後も職員の理解と資質の向上を図るとともに、事前検査や相談対応などの支援を通じ、出納局との連携強化を進め、不適切な事務処理の未然防止に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 補助金等

- (1) 【2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会組織委員会負担金】 (経営企画分野)
交付要綱の根拠規定の改正事務処理遅れ
- (2) 【第 33 回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会負担金】 (学校教育分野)
教育委員会事務局の負担金交付事務と実行委員会の負担金申請、実績報告等の事務を同一人が兼務して処理
- (3) 【近畿高等学校総合文化祭出演者補助金】 (学校教育分野)
補助金の名称が、関係交付要綱などにおいて不統一
- (4) 【定時制夜食費補助金】 (神戸高等学校)
 - ・ 支出負担行為の整理日および額が不適切
 - ・ 変更交付申請書が提出される前に、変更後の額で履行確認および支払いを行っており不適切
 - ・ 支払前の所属長による履行内容の確認なし
 - ・ 補助金申請と交付事務を同一人が処理

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 早期の補助金交付要綱の改正事務を進めるため、前年度末の早い時期から事務局内の補助金改正についての照会・取りまとめを行い、年度当初に迅速な事務処理ができるよう改善を図りました。
- (2) 第 33 回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会への負担金交付事務と実行委員会事務局から負担金申請等の事務処理を行う担当者を分けることとしました。
平成 21 年度の負担金に係る実績報告(3月末)に係る事務処理についても同様に担当者を分けて処理します。
- (3) 近畿高等学校総合文化祭出演者補助金の名称を統一するように指導しました。
- (4) 定時制夜食費補助金
交付決定日を負担行為日とし、交付決定額を負担行為額としました。
補助金額及び補助金交付決定日を確認して支出しました
補助申請事務については教職員が行い、交付事務を事務職員が処理するよう改めました。
所属長が実績報告書を確認するについて、再度徹底を図りました。

2 取組の成果

- (1) 迅速な事務処理に努めた結果、平成 21 年度の教育関係事業補助金交付要綱は、4 月 24 日付の三重県公報及び教育広報に登載することができました。
- (2) 三重県教育委員会事務局高校教育室全国高校総合文化祭推進グループ職員が第 33 回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会事務局員の職務を兼務しているが、双方の業務について、事務処理担当者を分けることで、チェック機能も働き、透明性が確保されました。
- (3) 補助金関係交付要綱等における補助金名称の見直し作業を行いました。
- (4) 定時制夜食費補助金の交付事務について改善されました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、迅速な事務処理に努めます。
- (2) 第 33 回全国高等学校総合文化祭は、平成 21 年度をもって事業が終了し、第 33 回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会も平成 22 年 3 月 31 日で解散するため、平成 22 年度以降の取組予定はありません。
- (3) 平成 22 年度以降、関係交付要綱等において補助金の名称を統一します。
- (4) 引き続き、定時制夜食費補助金の交付事務について適切に執行します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

エ 旅費

- (1) 【平成 20 年度教職員管理主事研修講座】 (教育支援分野)
旅行命令と復命書の旅行期間の日付が不一致
- (2) 【平成 20 年度第 1 回埋蔵文化財担当職員講習会】 (社会教育・スポーツ分野)
旅行命令の用務先の記載が不十分
- (3) 【全国高等学校総合体育大会生徒引率】 (桑名高等学校)
旅費の精算において実際とは異なる経路を申請し、交通費を過大に請求
- (4) 【全国看護高等学校研究協議大会】 (桑名高等学校)
行程が不適切
- (5) 【全国公立学校事務長会研究協議会並びに総会】 (四日市高等学校)
航空運賃額を示す書類が未添付
- (6) 【全国公立高等学校事務職員研究大会】 (四日市高等学校)
自家用車使用に係る承認手続きなし
- (7) 【修学旅行引率】 (四日市中央工業高等学校)
・ 旅費の支給誤り
・ 旅費支給項目の誤り
- (8) 【全国理科教育大会等】 (四日市中央工業高等学校)
行程が不適切
- (9) 【第 60 回全国高等学校通信制教育研究会総会外】 (北星高等学校)
旅費の支給誤り
- (10) 【学校訪問】 (北星高等学校)
旅費の支給誤り
- (11) 【近畿高校家庭科教育研究発表大会】 (稲生高等学校)
旅費の支給誤り
- (12) 【測量士補国家試験引率】 (久居農林高等学校)
復命書の作成が不十分
- (13) 【第 45 回全国高等学校農業土木教育研究協議会】 (久居農林高等学校)
復命書の作成が不十分
- (14) 【第 59 回日本学校農業クラブ全国大会佐賀大会】 (久居農林高等学校)
復命書の作成が不十分
- (15) 【平成 20 年度第 14 回全国進学研究大会】 (松阪商業高等学校)
旅費の支給誤り
- (16) 【コミュニティ・スクール推進フォーラム】 (飯南高等学校)
行程が不適切
- (17) 【全国高等学校生徒商業研究発表大会】 (宇治山田商業高等学校)
行程が不適切
- (18) 【第 61 回全国公立高等学校事務職員研究大会】 (伊勢まなび高等学校)
行程が不適切
- (19) 【平成 20 年度農業クラブ全国大会等引率】 (上野農業高等学校)
復命書の記載内容が不十分
- (20) 【全国高等学校長協会・研究協議会】 (上野工業高等学校)
復命書の記載内容が不十分
- (21) 【高等学校インテリア科教育研究会】 (上野工業高等学校)
復命書の記載内容が不十分
- (22) 【ベンチマーキング】 (名張桔梗丘高等学校)
・ 復命書の記載内容が不十分
・ 調査結果の情報共有が不十分

(23)	【ベンチマーキング】 ・ 復命書の記載が不十分 ・ 調査結果の情報共有が不十分	(名張桔梗丘高等学校)
(24)	【ベンチマーキング】 調査結果の情報共有が不十分	(名張桔梗丘高等学校)
(25)	【平成 20 年度全国情報教育研究会第 37 回全国大会】 航空運賃額を示す書類が未添付	(名張西高等学校)
(26)	【学校活性化に係る先進地調査】 行程が不適切	(尾鷲高等学校)
(27)	【全国公立高等学校事務職員研究大会】 ・ 旅費の支給誤り ・ 自家用車使用に係る承認手続きなし	(尾鷲高等学校)
(28)	【第 46 回中部地区肢体不自由教育研究大会福井大会】 行程が不適切	(草の実特別支援学校)
(29)	【高 2 修学旅行引率】 旅費の支給誤り	(特別支援学校玉城わかば学園)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 21 年 11 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、11 月 12 日の臨時全理事務長会において同会長から周知し、11 月 24 日の事務長会全員研修会において出納局職員を講師に研修を行いました。

教育委員会事務局における取組としては、平成 21 年 4 月 8 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、また、平成 22 年 1 月 25、26 日に出納局の協力のもと初任者向け会計事務研修を実施したほか、出納局による支出後検査で指摘のあったものについて該当所属に周知するなど、会計実務のレベルアップに取り組みました。

一方、県立学校に対しては、適切な事務処理の徹底を図るため、平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて、4 月 23 日に校長・事務長向け説明会、5 月 14、15、18 日に事務職員向け説明会を実施し、各学校単位で教職員へ周知を図るとともに、平成 21 年度から新たに、新任教頭研修において「適正な出納事務」についての研修科目を設定したところです。

また、各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいてネット DE 研修用コンテンツを作成し、次年度以降、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講できるよう環境整備を行いました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

(1)【平成 20 年度教職員管理主事研修講座】
同様の誤り(2 週間の出張で途中用務のない土日は一度帰着・再出発しており旅行命令が 2 つに分かれているのに対し、復命書に記載する旅行期間が土日を含めて前後を合わせたものになっている)がないか平成 21 年度の出張を点検し、本年度の復命書に記載する旅行期間は、旅行命令書の旅行期間と一致するよう修正しました。

(2)【平成 20 年度第 1 回埋蔵文化財担当職員講習会】
旅行命令書の記載については、すべての用務先を記入するよう徹底しました。

(3)【全国高等学校総合体育大会生徒引率】
当該高等学校においては、指摘事項が判明した段階で請求内容の修正を行い、過大に請求された金額については速やかに返還させる措置を行いました。また、教職員に対して改めて旅費の適正な執行について周知徹底するとともに、旅費の支出にあたって十分な確認を行うよう再度徹底を図りました。なお、スポーツ振興室からは今回の事案を受けて県立学校長に対し、再発防止及び公式大会等引率旅費の適正な執行について注意喚起を行いました。

旅費の支給誤りや自家用車使用などの事項について、適正な支出額に基づき精算を行うとともに、旅行の行程や自家用車使用に係る承認手続きに関して十分な確認を行い、不適切な支出を未然

に防止するよう努めました。

航空運賃額を示めず書類が未添付の事項については、航空券が添付されていても、金額を確認できる書類の提出を行うよう改善を図りました。

復命書に関する事項については、適切に資料を添付するとともに業務の内容や所感等を記載するよう努めました。

(22)(23)(24)【ベンチマーキング】

- ・ 事業予算を令達し、学校改革に向けたベンチマーキングや先進校調査を始めとする改善活動に取り組んだ県立学校については、学校経営品質の研修会等において、実践事例報告を行うこととしており、校内だけではなく、県立学校間での幅広い情報共有を促しました。
- ・ 事業予算の適正な執行については、事業の企画や計画書提出の段階から、事業担当者と事務室経理担当者の連携を求め、適正な事業計画とするよう促しました。

2 取組の成果

平成 21 年度において、復命書に記載する旅行期間は、旅行命令の旅行期間と一致しています。

旅行命令書の行き先をすべて記載しています。すべての用務先を記載することで、経路が明確になり、職員の出張状況がさらに把握できるようになりました。

教職員の間で問題意識の共有化が図られ、旅費の適正な事務処理が実施されました。

旅費の適切な支出に努めることができました。

航空運賃額を示す書類を添付することにより、適切な旅費精算処理が行われるよう改善されました。

復命書に添付する資料及び記載する内容等が改善されました。

平成 21 年度においては、県立学校 11 校が研修会等において、実践事例の報告を行い、情報共有を図りました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

旅費の事務処理上の不適切な事案について、総務事務センターとも連携を図り、適切な事務処理に努めます。

引き続き、適切な復命書を作成するよう周知徹底を図ります。

引き続き、事業予算を令達し、学校改革に向けたベンチマーキングや先進校調査を始めとする改善活動に取り組んだ県立学校については、学校経営品質の研修会等における実践事例報告を求めていくことで、校内だけではなく、県立学校間での幅広い情報共有を図ります。

事業予算が適切に執行されるよう、事業担当者と事務室経理担当者の連携を密にすることを、年度当初から、機会ある毎に、学校へ強く求めていきます。

各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいて作成したネット DE 研修用コンテンツを用い、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講するよう図っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 手当の認定

事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 扶養手当等の事後確認が不十分 (研修分野)
- (2) 扶養手当の認定簿が未整理 (研修分野)
- (3) 住居手当の認定簿が未整理 (桑名高等学校)
- (4) 扶養手当等の事後確認なし (川越高等学校)
- (5) 住居手当の事後確認が不十分 (四日市中央工業高等学校)
- (6) 扶養手当等の事後確認が不十分 (四日市商業高等学校)
- (7) 特殊勤務手当について、規程に定める実績簿が未作成 (四日市商業高等学校)
- (8) 通勤手当の支給誤り (稲生高等学校)
- (9) 通勤手当の支給誤り (飯野高等学校)
- (10) 扶養手当の事務処理誤りによる歳出戻入あり (飯野高等学校)
- (11) 特殊勤務手当の実績簿について、決裁が遅延 (津西高等学校)
- (12) 住居手当の認定手続きや事後確認が一部不十分 (松阪高等学校)
- (13) 特殊勤務手当の実績簿について、決裁もれ散見 (松阪商業高等学校)
- (14) 特殊勤務手当の実績簿について、1ヶ月分をまとめて決裁 (鳥羽高等学校)
- (15) 特殊勤務手当の実績簿の作成もれ (上野商業高等学校)
- (16) 特殊勤務手当の実績簿について、決裁なし (名張西高等学校)
- (17) 扶養手当の事後確認もれ (草の実特別支援学校)
- (18) 住居手当の認定簿が未整理 (杉の子特別支援学校)
- (19) 特殊勤務手当の実績簿について、決裁もれ散見 (特別支援学校北勢きらら学園)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 21 年 11 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、11 月 12 日の臨時全員事務長会において同会長から周知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 研修分野
 - ・ 諸手当の支給要件を満たしているかの事後確認については、職員から提出された書類の精査を徹底し、不備のないよう改めました。
 - ・ 諸手当の認定簿の整理を行いました。
- (2) 県立学校該当分
 - ・ 指摘を受けたそれぞれの項目について、迅速に戻入の事務処理を行うとともに、学校長、事務職員に適正な執行について周知しました。
 - ・ 給与事務相談会を実施し、十数校の諸手当の認定状況、事後確認の状況等を確認し、不適切な事項を是正しました。

2 取組の成果

- (1) 諸手当を受給している職員の提出書類に対する認識が高まりました。
- (2) 通勤手当及び扶養手当の過払いについては、戻入手続きを行い、既に返納されました。

平成 22 年度以降 (取組予定等)

諸手当の認定、事後確認、実績簿等の事務処理上の不適切な事案について、総務事務センターとも連携を図り、適正な事務処理が行われるよう支援します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 物品管理台帳の未整理 (経営企画分野)
- (2) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用に係る権利関係が未整理 (教育支援分野)
- (3) 県立学校の教育財産目的外使用許可に係り無償とする根拠の整理が不十分 (教育支援分野)
- (4) 教育財産目的外使用許可に係り公有財産使用許可(貸付)台帳が未整理 (研修分野)
- (5) 教育財産定期報告書の報告なし (桑名北高等学校)
- (6) 教育財産目的外使用許可に係り、許可内容や使用料の変更について、協議書等の記録なし (四日市高等学校)
- (7) 教育財産目的外使用許可申請書類について、許可部分を明示した平面図の徴取なし (四日市中央工業高等学校)
- (8) 教育財産目的外使用許可の手続きなし (久居高等学校)
- (9) 教育財産目的外使用許可に係り無償とする根拠の整理が不十分 (松阪商業高等学校)
- (10) 教育財産台帳の未整理 (宇治山田商業高等学校)
- (11) 教育財産目的外使用許可に係る使用料の調定日を遡及処理 (鳥羽高等学校)
- (12) 教育財産目的外使用許可に係る使用料算定について、算定の基礎となる相続税課税標準価格の根拠が未確認 (鳥羽高等学校)
- (13) 教育財産目的外使用許可申請書類について、許可部分を明示した平面図の徴取なし (名張西高等学校)
- (14) 重要物品のうち長期にわたり活用されていないものがあり、処分等について要検討 (名張西高等学校)
- (15) 消防設備の不良箇所の改善が遅れたため、消防本部から改善指示を受けている (尾鷲高等学校)
- (16) 教育財産目的外使用許可に係り無償とする根拠の整理が不十分 (尾鷲高等学校)
- (17) 教育財産定期報告書の報告なし (草の実特別支援学校)
- (18) 教育財産目的外使用許可に係り公有財産使用許可(貸付)台帳が未作成 (杉の子特別支援学校)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 21 年 11 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、11 月 12 日の臨時全員事務長会において同会長から周知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 物品管理台帳について、廃棄の処理がなされていないものを整理するとともに、記載内容について精査しました。
- (2) 菰野高等学校の学校用地については、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るように働きかけました。
- (3)(9)(16) 県立学校の教育財産目的外使用許可について、購買等、利便を提供する学校施設等を無償で使用許可する場合の、「公益上特別の必要性」について明らかにするよう努めました。
- (4)(6)(7)(8)(11)(12)(13)(18) 教育財産目的外使用許可関係の一部に不備があったことについては、研修会への参加など、財産管理について職員の理解と資質の向上を図るとともに、チェック体制を強化するなど、適正な事務処理に努めました。
- (5)(10)(17) 教育財産台帳、定期報告書の一部に不備があったことについては、適切に報告等が行われるよう、適正な事務処理に努めました。
- (14) 指摘のありました物品については、平成 21 年 11 月 30 日に廃棄し、管理物品の確認・整理を行いました。
- (15) 消防本部から改善指示を受けた消防設備の不良箇所について、改善を行いました。

2 取組の成果

- (1) 正確な物品管理台帳を備えることができました。
- (2) 菰野町は、当該用地を買い取ることは、現在の財政状況から困難な状況であるとしています。
- (3)(9)(16) 無償で使用許可することが適切であるか「県立学校における購買等の取扱いに関する基本的方針」に基づく適正な運用について実情を把握するとともに、適切な措置を講じていくこととしました。
- (4)(6)(7)(8)(11)(12)(13)(18) 教育財産目的外使用許可関係の一部に不備があった書類については作成され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (5)(10)(17) 教育財産台帳、定期報告書の未作成の書類については作成され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (14) 不用な重要物品の保管がなくなり、現時点での不適切なものはありません。
- (15) 消防設備の不良箇所については、適切な施設管理ができるよう改善されました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も不用物品の処理に伴う返納、不用物品の決定及び処分を遅滞なく行うようにします。
- (2) 菰野高等学校の学校用地については、国有地の有償での借り受け分を除き、無償での借り受けを継続するとともに、地権者との権利関係の整理明確化に向けて、菰野町との協議に努めていきます。
- (3)(9)(16) 引き続き適正な事務処理を行っていきます。
- (4)(6)(7)(8)(11)(12)(13)(18) 財産管理等にかかる事務については、今後も職員の理解と資質の向上を図り、適正な事務処理に努めます。
- (5)(10)(17) 今後も適切に管理する財産と台帳との整合が円滑に行えるよう、異動・修正に即応した適正な事務処理を行います。
- (14) 定期的に、物品の管理状況について確認・整理を行います。
- (15) 今後は速やかな対応を図るよう、適切な事務処理を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 金品亡失、盗難等

- | | |
|---|-----------------|
| (1) パソコンの紛失(取得価格 13,440 円) | (四日市西高等学校) |
| (2) 公用車の損壊被害(修理代 13,776 円) | (四日市中央工業高等学校) |
| (3) 公用車の損傷(修理代 20,265 円) | (鳥羽高等学校) |
| (4) 公用車の前部ナンバープレートの盗難(再取得手数料 10,000 円) | (上野農業高等学校) |
| (5) パソコンの損傷(27台 修理代 1,307,150 円) | (県立学校 23 校) |
| (6) 昇降口渡り廊下等窓ガラス(3枚)の損傷(修理代 73,500 円) | (朝明高等学校) |
| (7) 大型ごみ保管庫(2台)が不審火により焼失(再取得価格 180,572 円) | (白山高等学校) |
| (8) 公用車のフロントガラスの破損(修理代 68,744 円) | (特別支援学校西日野にじ学園) |
| (9) 公用車のテールランプの破損(修理代 11,800 円) | (特別支援学校西日野にじ学園) |

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 21 年 11 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、11 月 12 日の臨時全理事務長会において同会長から周知し、11 月 24 日の事務長会全員研修会において出納局職員を講師に研修を行いました。

教育委員会事務局における取組としては、平成 21 年 4 月 8 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、また、平成 22 年 1 月 25、26 日に出納局の協力のもと初任者向け会計事務研修を実施したほか、出納局による支出後検査で指摘のあったものについて該当所属に周知するなど、会計実務のレベルアップに取り組んでいます。

一方、県立学校に対しては、適切な事務処理の徹底を図るため、平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて、4 月 23 日に校長・事務長向け説明会、5 月 14、15、18 日に事務職員向け説明会を実施し、各学校単位で教職員へ周知を図るとともに、平成 21 年度から新たに、新任教頭研修において「適正な出納事務」についての研修科目を設定したところです。

また、各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいてネット DE 研修用コンテンツを作成し、次年度以降、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講できるような環境整備を行いました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 外部から侵入されないようサーバー室のパーテーションを改修しました。また職員に対し、執務室の施錠を行うことや、パソコン本体へのワイヤーロックの取付けを確認するよう周知徹底しました。
- (2)(3)(4)(8)(9) 公用車の保管中に発生した損傷やナンバープレートの盗難については、巡視を強化することや使用前後に十分な点検を行うこと、また、草刈作業中の跳石による損傷が再発しないよう周辺に気を配るよう注意することで保管管理の充実を図りました。さらに、事故によるものは金品亡失(損傷)報告のほか、事故発生報告の口頭及び必要となる様式による迅速な報告について周知を行うことで、事務取扱の適正化を行いました。
- (5) くものす 1 人 1 台パソコンの適正管理については、事務局内で損傷に対応するためのワーキンググループを立ち上げ対応策を検討しました。また、県立学校長会理事会等、機会あるごとに注意喚起するとともに、損傷事案が発生した学校を訪問し、損傷原因や再発防止策を聞き取るなど、再発防止に努めました。
- (6)(7) 施設の損傷については、学校施設の適切な管理の周知を行いました。

2 取組の成果

- (1) 適正な物品の使用、管理及び事務取扱について、意識の向上が図られています。
- (2) 学校施設の管理について、意識の向上を図ることができました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) 平成 22 年度以降においても、金品亡失（損傷）事故の発生防止及び迅速な報告について周知します。特にくものす 1 人 1 台パソコンについては、今後も損傷事故が発生した学校を訪問するなど、再発の防止を徹底します。
- (2) 引き続き適切な施設管理を行うよう、各学校施設管理担当者へ周知します。
- (3) 各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいて作成したネット DE 研修用コンテンツを用い、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講するよう図っていきます

監査の結果

2 事業の執行に関する意見

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 平成 21 年 7 月に（財）三重県公立学校職員互助会において横領等が発覚し、職員 2 名の処分などが行われている。関係団体に対して、法令遵守の徹底を図るとともに、内部統制、チェック機能について検証し、適正な執行、信頼の確保に努められたい。（教育支援分野）
- (2) 収支事務を一人で処理しており、チェック体制を要整備（川越高等学校）
（事務処理誤りや確認もれ等による歳出戻入あり）
- (3) 振込先口座の誤りによる歳出戻入あり（四日市高等学校）
- (4) 債権者誤りによる歳出戻入あり（四日市農芸高等学校）
- (5) 契約書等の公印使用について、取扱主任者の押印もれが散見（四日市商業高等学校）
- (6) 平成 19 年度の物品購入等に係り、大量の支払い遅延が年度末に発覚している。
職員に法令及び服務規律の遵守の徹底を図るとともに、内部統制、チェック機能の強化を図り、再発防止の措置を徹底されたい。（上野商業高等学校）
- (7) 契約書等の公印使用について、取扱主任者の押印もれ（名張西高等学校）
- (8) 支出事務担当者が出納員を兼務しており、内部統制に課題あり（草の実特別支援学校）
- (9) 相互チェック機能が十分機能していない（杉の子特別支援学校）
（前回監査意見に対する改善が不十分）
- (10) 事務処理誤り等による歳出戻入あり（書面監査 20 校）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

平成 21 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 21 年 11 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、11 月 12 日の臨時全員事務長会において同会長から周知し、11 月 24 日の事務長会全員研修会において出納局職員を講師に研修を行いました。

教育委員会事務局における取組としては、平成 21 年 4 月 8 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、また、平成 22 年 1 月 25、26 日に出納局の協力のもと初任者向け会計事務研修を実施したほか、出納局による支出後検査で指摘のあったものについて該当所属に周知するなど、会計実務のレベルアップに取り組みました。

一方、県立学校に対しては、適切な事務処理の徹底を図るため、平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて、4 月 23 日に校長・事務長向け説明会、5 月 14、15、18 日に事務職員向け説明会を実施し、各学校単位で教職員へ周知を図るとともに、平成 21 年度から新たに、新任教頭研修において「適正な出納事務」についての研修科目を設定したところです。

また、各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいてネット DE 研修用コンテンツを作成し、次年度以降、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講できるよう環境整備を行いました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

(1) （財）三重県公立学校職員互助会に関する取組について

正規職員数の減少もあり、当該職員が貸付担当と経理担当を兼務等していたことが、今回の不正を生み出す大きな原因であると考えられます。また、各職務のマニュアル化がなされておらず、職員の経験をもとに職務を行っていました。これらのことを改善するために、各職務のマニュアルを明文化し、それをもとに、平成 21 年 8 月 1 日付けで正規職員全員の職務を変更しました。

これまでの互助会の貸付業務システムは、県費外（県の給与から貸付の返済金が控除されない会員、互助会職員、休職中の教職員、市町の教委に勤務している教職員など）の貸付金に関しては、一括返済を含め完済してしまうと貸付の台帳そのものが残らないようになっていました。これを、各自がいつ、どれだけ返済したかの記録を返済後も一定期間残すようにシステムの改善を図りました。

昨秋の不正経理は、互助会の職員に対する貸付において発生したものです。互助会職員が貸付を受ける際には、直接、事務局長に申し入れ、貸付の理由や経済状況などを報告し、事務局長の審査を受けた後、常務理事の決裁を受け、貸し付けるように改めました。

貸付主務者、副務者による提出書類のダブルチェックの徹底を図るとともに、支出決議書の決裁の時には、貸付決定伺いとのチェックを行います。また、月ごとの集計票を作成し、月末日に現金（通帳）との照合を義務づけるなど、チェック体制を強化しました。

- (2) 歳入に関しては、入試の際に成績票に係る情報公開のコピー代の収入金額の歳入戻出に問題があったため、窓口対応から収入までのフローを見直し、必ず複数職員で確認を行うこととしました。

また、歳出についても複数職員による業務体制の確保及びチェック体制の強化、書類の保管方法の見直しなど、再発防止に努めています。

- (3) 同姓同名の生徒の口座に誤って振込したため、支払時のチェック体制を強化しました。
- (4) 債権者誤りによる歳出戻入について、当該学校における支出命令書等の専決者決裁と出納員決裁時にチェックマークを入れるよう、チェック体制の強化を図りました。
- (5) 契約書作成案件については、公印欄に取扱主任者（事務長）の押印がないと公印の押印ができないこととしました。
- (6) 請求書等を全員が把握できる1ヶ所に集約して処理にあたり、毎月の支出額等の傾向を事務長がチェックするとともに、仕事に関する所内対話を行い、問題意識の共有化を促進しました。
- (7) 事務室内で公印押印時のルールの再確認を行い、平成20年度公文書の再点検を実施しました。
また、全教職員へ公印押印時のルールの再徹底を行い、公印取扱主任者（事務長）が不在の場合の措置（管理職による押印）を徹底しました。
- (8) 出納員を複数にし、牽制体制がとれるようにしました。
- (9) 相互チェックを行い、誤りの発生防止に努めました。

2 取組の成果

- (1) 職務内容のマニュアル化と職務分担を変更したことにより、マニュアルを基にしながら、慣れや経験による応用を排除した適正な職務を遂行しています。
- (2) 歳入に関して、昨年度入試においては、歳入戻出の過誤は起こりませんでした。また、歳出に関しても、複数職員による業務、チェック体制の強化、書類の適切な整理、保管など、適正な支出事務が確保されました。
- (3) 支払時のチェック体制の強化により、適切な支出事務が確保されました。
- (4) 債権者誤りによる歳出戻入を未然に防止することができました。
- (5) 公印使用について、適切に実施されています。
- (6) 支払い遅延は発生せず、適切に処理されました。
- (7) 公印使用について、職員にルールが徹底されました。
- (8) 出納員を複数にし、牽制体制がとれるようになり、適切な支出事務が確保されました。
- (9) 相互チェックの成果により、誤りの発止を防止しています。

平成22年度以降（取組予定等）

- (1) 各職務は2年～3年でローテーションするなどの人事体制の確立を図るとともに、不正な処理をした場合にシステムが稼働しなくなるなどのシステムの見直しを進めます。
- (2) 引き続き、適切な収支業務について取組を続け、誤りのないよう複数職員でのチェックを実施していきます。
- (3) 校長会等を通じて周知し、引き続き適切に処理が行われるよう取り組みます。
- (4) 引き続き、適切な支出業務が図れるようにします。
- (5) 引き続き、適切な公印使用について取組を続け、誤りのないようチェックを実施していきます。
- (6) 支払い遅延の発生防止のよりよい方法を模索しつつ、適正に処理を行えるようにしていきます。
- (7) 公印使用について実施した取組内容を継続し、今後も引き続き公印管理を徹底していきます。
- (8) 引き続き、適切な事務処理に努めます。
- (9) 引き続き、相互チェックを十分に行い、誤りの発生防止に努めます。
- (10) 各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいて作成したネットDE研修用コンテンツを用い、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講するよう図っていきます。
- (11) 学校の自主的な取り組みとして、学校諸課題にかかるワーキンググループを新たに立ち上げ、「学校における会計事務の問題点と改善について」の検討を進めることとしています。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%）（四日市中央工業高等学校） （物損額：県 69,360 円・相手 70,095 円）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%）（特別支援学校西日野にじ学園） （物損額：県 50,064 円・相手 169,600 円）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についての通知（7 月、11 月）の中で、交通事故に対する注意喚起を呼びかけ、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 県立学校校長会議において、事例をもとに、交通事故防止についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(3) 県立学校に対しては、適切な事務処理の徹底を図るため、平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて研修を行い、公用車の交通事故を含む金品亡失に係る職員の賠償責任について周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、安全意識が高揚したと思われます。</p> <p>(2) 学校教職員向けに金品亡失に係る職員の賠償責任について周知することにより、県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>本年度の取組内容を継続して実施し、機会あるごとに注意喚起することで職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 生産物報告書について会計規則に定める様式を使用していない (四日市農芸高等学校)</p> <p>(2) 繰替払の処理を収入(売上代金)の収納前に行っている (四日市農芸高等学校)</p> <p>(3) 郵券証紙類出納簿の整理が遅延 (松阪高等学校)</p> <p>(4) 郵券証紙類出納簿の整理が遅延、財務会計システムへの入力誤り (杉の子特別支援学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 21 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 21 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 21 年 11 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。</p> <p>さらに、11 月 12 日の臨時全理事務長会において同会長から周知し、11 月 24 日の事務長会全員研修会において出納局職員を講師に研修を行いました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、平成 21 年 4 月 8 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、また、平成 22 年 1 月 25、26 日に出納局の協力のもと初任者向け会計事務研修を実施したほか、出納局による支出後検査で指摘のあったものについて該当所属に周知するなど、会計実務のレベルアップに取り組みました。</p> <p>一方、県立学校に対しては、適切な事務処理の徹底を図るため、平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて、4 月 23 日に校長・事務長向け説明会、5 月 14、15、18 日に事務職員向け説明会を実施し、各学校単位で教職員へ周知を図るとともに、平成 21 年度から新たに、新任教頭研修において「適正な出納事務」についての研修科目を設定したところです。</p> <p>また、各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいてネット DE 研修用コンテンツを作成し、次年度以降、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講できるような環境整備を行いました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 生産物の発生報告書について任意の様式で処理していましたが、会計規則第 110 条に規定する生産物報告書(第 68 号様式)により処理しました。</p> <p>(2) 売上代金等の収入については、収納確認後に繰替払の処理を行うこととしました。</p> <p>(3) 遅延した日の整理を直ちに実施し、その後は毎日払出ごとに郵券証紙類出納簿を整理しました。</p> <p>(4) 財務システムの数量と郵券証紙類出納簿の数量を突合し、在庫管理を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 生産物の発生報告書については、会計規則に基づき適切に処理されています。</p> <p>(2) 収入(売上代金)については、適切に処理されています。</p> <p>(3) 遅延することなく郵券証紙類出納簿の整理が行われています。</p> <p>(4) 遅延することなく郵券証紙類出納簿の整理を行い、財務システムの入力誤りのないよう確認を行っているため、指摘事項の改善が行われました。</p> <p>平成 22 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1)(2) 平成 20 年度より、各農業高校における生産物の会計処理について一層適切に処理を行うよう指導しており、今後も引き続き、校長会等を通じて周知徹底します。</p> <p>(3) 引き続き、遅延することなく郵券証紙類出納簿の整理を行っていきます。</p> <p>(4) 引き続き、遅延及び入力誤りのないよう努めます。</p> <p>(5) 各教職員の会計に関する知識を深めるため、総合教育センターにおいて作成したネット DE 研修用コンテンツを用い、教職員が一人一台パソコンで会計事務に関する研修を受講するよう図っていきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(交通事故の発生防止)

- (1) 平成 20 年の三重県内の人身事故の発生件数は 11,886 件で、前年に比べ 904 件減少し、死者数も 19 年中の 118 人に対し 110 人で、前年に比べ 8 人減少した。

しかし、高齢者の死者数が多く、平成 20 年における交通事故死者数に占める高齢者の割合は 50.9% となり、年々高くなっている。

今後、交通安全教育指針に基づき、高齢者等の交通弱者に対する交通安全教育の更なる推進に努められたい。

また、信号機や横断歩道等の交通安全施設について、関係機関との協議を行い、計画的に整備を進めることにより、交通事故の発生防止に努められたい。

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

交通事故、とりわけ高齢者の交通死亡事故が多発していることから、高齢者対策を重点に交通事故抑止対策を推進しました。

- (1) 交通安全教育・啓発活動

- ・ 警察署毎に協議会を設立し、地域ぐるみで交通安全教育を行う「高齢者交通安全教育ステップアップ事業」を推進しました。
- ・ 子どもや高齢者を重点対象として、交通安全アドバイザーにより交通教室などを行う「民間委託による交通安全教育・啓発活動事業」を推進しました。
- ・ そのほか、高齢者への交通安全訪問指導や高齢者ドライバー安全運転大会を開催するなど、高齢者の交通事故防止対策を推進しました。

- (2) 交通安全施設の整備

高齢者等に配慮した交通安全施設の整備に努め、高齢者利用施設周辺における横断歩道の設置や信号機の整備を推進しました。

信号機の整備 40 基

横断歩道の設置 88 本

- (3) 交通指導取締り

飲酒運転などの悪質危険違反の取締りを推進したほか、毎月 21 日を「高齢者の交通安全の日」として設定し、高齢者に対して集中的な街頭指導活動を行いました。

2 取組の成果

平成 21 年中の交通事故死者数は 112 人で、過去最少の水準で推移したものの、前年と比べて 2 人増加した。特に高齢死者は 65 人（前年比 +9 人）で、全交通事故死者数に占める割合も 58% と高くなりました。しかし、交通事故発生件数や負傷者数は前年と比較して減少し、県民しあわせプランの取組目標である「交通事故死傷者数 15,500 人以下」を 1 年前倒しで達成しました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

高齢者が多く、全交通事故死者数に占める割合も高いことから、引き続き高齢者対策を重点に、次のとおり総合的な交通事故抑止活動を推進していきます。

交通安全教育・啓発活動

交通安全施設の整備

交通指導取締り

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (警察活動基盤の強化と犯罪の抑止)</p> <p>(2) 平成20年の刑法犯検挙率は26.2%であり、前年と比べて5.2%低下しているため、地域との連携をより密にし、犯罪の抑止と検挙率の向上により一層取り組まねたい。 また、団塊の世代の大量退職が進む中、これまで培ってきた捜査技術・手法を次世代へ確実に継承し、警察の組織能力を維持、向上させるなど警察活動基盤の強化を図らねたい。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成21年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 捜査支援システムの整備 県民しあわせプラン第二次戦略計画における重点事業として、捜査支援システムの整備事業があり、平成21年度中に新規に2基の整備を計画し、警察活動基盤の強化を図りました。</p> <p>(2) 実戦的総合訓練等の実施 ロールプレイング方式による実戦的総合訓練の実施、法令や捜査技能を習得させる実戦塾の開催など、警察官の現場執行力、指揮能力の向上を図りました。</p> <p>(3) 伝承教養等の実施 技能指導官やベテラン警察官による伝承教養の実施、初動警察活動ハンドブック等の教養資料の作成・配布など、若手警察官を中心に捜査技能・知識の向上を図りました。</p> <p>(4) 学校教養、職場教養の実施 警察学校での採用時、昇任時等の教育訓練、職場でのマンツーマン型の指導教養において、捜査技能・手法の伝承を図りました。</p> <p>(5) 捜査技能伝承官の運用 大量退職期を迎え、犯罪捜査に関する様々な技能やノウハウを持った多くのベテラン捜査員が退職し、多くの若手捜査員が多く登用されている現状から、様々な技能やノウハウを若手捜査員に伝承し、捜査能力向上を図るために、ベテラン捜査員2名を捜査技能伝承官として再雇用し警察活動基盤の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果 捜査支援システムを平成21年度当初予算で2基、更に平成21年度補正予算で2基の計4基の整備を行ったほか、捜査技能伝承官やベテラン捜査員等による伝承教養、実戦的総合訓練や実戦塾等の実施により、若手警察官を始めとした警察官の捜査技能・知識の向上、現場執行力等の向上が図られるなど、警察活動基盤の強化を図りましたところ、平成21年中の刑法犯検挙状況は、検挙人員では3,579人と、前年に比べ34人増加したものの、刑法犯認知件数が前年に比べ増加したこと等により、検挙率は25.9%と、前年に比べ0.3ポイント減少しました。</p>
<p>平成22年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、捜査支援システムの整備に取り組み、警察活動基盤の強化を図り、犯罪抑止及び検挙の向上を図ります。</p> <p>(2) 引き続き、捜査技能伝承官の運用を継続し、若手捜査員の捜査能力向上を図ります。</p> <p>(3) 引き続き、実戦的総合訓練、各種教養等を通じ、若手警察官等への捜査技術・手法を継承し、現場執行力の向上などを図ります。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 車両（自動車、自動二輪車、原動機付自転車等）の放置違反金の収入未済額が 44,128,000 円（対前年度比 174.0%）あり、前年度と比べて 18,766,000 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。 また、公用車損傷による賠償金としての弁償金の過年度収入未済額が 247,800 円あり、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。
講じた措置
平成 21 年度 【放置違反金】 1 実施した取組内容 (1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令を発出しました。それでも未納付である者に対しては、車検拒否・財産の差押えを行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。 (2) 督促状によっても未納付の場合は、再度、財産の差押えを行うことを記載した最終督促状を発出するとともに、2 名 1 組の滞納処分の専従班を編成し、電話又は直接使用者宅を訪問し、納付の催促をしました。 (3) 最終督促状の納付期限後、未納付者に対し、専従班が財産の強制徴収をしました。 2 取組の成果 平成 18 年度分から平成 20 年度分の放置違反金の未納分は、3,008 件、4,412 万 8,000 円ありましたが、平成 22 年 3 月末現在、上記取組みにより 1,212 件 1,756 万 5,000 円が納付されました。 【弁償金】 1 実施した取組内容 電話による催促を実施しました。 2 取組の成果 平成 19 年 9 月以降、債務者が所在不明となっており、引き続き所在確認に努めています。
平成 22 年度以降（取組予定等） 【放置違反金】 文書、電話及び訪問による催促をより強化するとともに、専従班により積極的に滞納処分を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。 【弁償金】 債務者に対する働き掛けを継続的に行うなど、引き続き未収金対策に取り組めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 産業廃棄物処分業務委託
再委託を禁止した業務委託契約において、一部再委託が行われていた。(四日市南警察署)
- (2) 空調設備保守点検業務委託
再委託に係る承認手続きなし (四日市南警察署)
- (3) 自家用電気工作物保守管理業務
契約伺いに契約書案が未添付 (四日市西警察署)
- (4) 冷暖房設備保守点検業務
契約書に再委託に係る条項がないにも関わらず、一部再委託が行われていた。
(四日市西警察署)
- (5) 消防設備保守点検業務
仕様書の一部内容誤り (四日市西警察署)
- (6) 自家用電気工作物保守管理業務委託
契約準備前行為の見積通知に「当該競争入札の落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし (津南警察署)
- (7) 警察施設消防設備保守点検委託
契約準備前行為の見積通知に「当該競争入札の落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし (津南警察署)
- (8) 美杉幹部交番し尿浄化槽維持管理業務委託
契約準備前行為の見積通知に「当該競争入札の落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし (津南警察署)
- (9) 一般廃棄物回収業務委託
契約準備前行為の見積通知に「当該競争入札の落札決定の効果は予算執行時において生じる」旨の条件の記載なし (津南警察署)
- (10) 合併汚水処理施設維持管理業務委託
契約書に再委託に係る条項がないにも関わらず、一部再委託が行われていた。(伊勢警察署)
- (11) 伊賀警察署消防設備保守点検業務
仕様書の一部内容誤り (伊賀警察署)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 業務委託契約において、再委託に関する条項を設定し、再委託が必要な事業者とも書面で契約を交わしました。
- (2) 再委託に係る承認を口頭で行い、再委託契約を行っていましたが、平成 21 年度の当該業務委託は、警察本部での契約となり、当署では契約しませんでした。
- (3) 契約締結の際、契約書(案)を起案に添付するよう職員に周知徹底しました。
- (4) 契約書の内容を再度確認し、書面による協議の手続を要請して再委託申請書を提出させた上、契約書に基づく適正な再委託先の管理を行いました。
- (5) 仕様書の消防設備等の種類について個数、本数を再度確認し、適切な事務処理に努めました。
- (6) (7) (8) (9)会計規則運用方針 補足(契約の章・規定外事項)の規定を再度確認した上で、平成 21 年度契約に係る見積通知については、指摘事項を確実に記載したことを確認しました。
- (10) 合併汚水処理施設維持管理業務委託の契約書に、再委託に係る条項を設けました。
- (11) 仕様書を作成するときは、その都度内容を精査・点検するとともに、複数の職員による確認を行うようにしました。

2 取組の成果

- (1) (2) 再委託に係る条項を明確化することで、委託契約の適正な運用を図ることができました。
- (3) (4) (5) 契約事務に関する職員の意識高揚が図られました。
- (4) 契約書に基づいた再委託の業務管理が適正に行えるようになりました。
- (6) (7) (8) (9) 指摘を受けた後の業務委託契約に係る見積通知書には、確実に条件記載を行い改善されました。
- (10) 再委託に係る条項を明確化することで、委託契約の適正な運用を図ることができました。
- (11) 業務委託契約の執行に際しては、仕様書を十分精査・点検するなど契約事務の改善に努め、契約事務に関する職員の意識の向上が図られました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 引き続き、業務委託契約の執行について、事務処理や書類作成時の確認、審査を徹底し、適正な事務の執行に努めていきます。
- (10) 契約書内に再委託に係る条項を明確化し、適正な事務の執行に努めます。
- (11) 引き続き、契約事務に対する意識を高めるとともに、複数によるチェックを実施します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 県単工事

(1) 四日市北警察署川越富洲原交番（仮称）建築工事

設計書の積算誤り

（警察本部）

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 設計成果品の納品時において、図面と設計書の数量にそごがないように、担当者及び担当者以外による複数のチェック体制により、確実な検査を実施するように取り組みを進めました。
また、設計事務所に対しても、成果品納入前に十分チェックするように指導しました。

2 取組の成果

- (1) 上記の取り組みにより各担当者が入念にチェックする意識が高まりました。

平成 22 年度以降（取組予定等）

- (1) 平成 21 年度の取り組みを引き続き実施し、入念な完成検査態勢を維持していくこととします。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 捜査 旅費の支給誤り (鳥羽警察署)</p> <p>(2) 捜査 行程が不適切 (鳥羽警察署)</p> <p>(3) 捜査 行程が不適切 (伊賀警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 21 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 公共交通機関利用による出張について、乗降駅及び運行状況を的確に把握し、適正な旅費の支給に取り組みました。</p> <p>(2) 出張の行程について旅行者等と綿密に確認を行い、必要性等を勘案し、最も経済的な経路により、旅費を支給するよう取り組みました。</p> <p>(3) 最も経済的な通常の経路による旅費との差額について、戻入手続を行うとともに、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づく、適正な事務処理に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 旅費の適正支給に努めることができました。</p> <p>(3) 旅費支出のチェック機能の強化とともに職員の意識高揚が図られました。</p> <p><u>平成 22 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) (2) 今後とも、旅行者等との綿密なやりとりを行い、業務がスムーズに遂行でき、かつ最も経済的で適正な旅費の支給に取り組んでいく予定です。</p> <p>(3) 引き続き、チェック体制の強化を維持し、関係規定を遵守して適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 住居手当の事後確認が不十分 (伊勢警察署) (2) 扶養手当認定の際の確認が不十分 (伊賀警察署)
講じた措置
平成 21 年度 1 実施した取組内容 (1) 住居手当の事後確認書類の内容を複数の職員で精査し、家賃額にその他の経費(共益費・駐車場代金等)が含まれていないかの確認をしました。 また、その他の手当についても同様に事後確認書類の内容を精査し、同様の誤りがないかを確認しました。 (2) 必要な認定書類と、その内容を複数の職員で精査し、確認漏れがないかを点検しました。 2 取組の成果 (1) 諸手当の確認書類の提出に当たっては、的確な疎明内容が必要であることを提出職員に意識付けすることができ、かつ、認定事務については、複数の職員で点検確認を行うなど、組織内の相互牽制機能の強化を図ることができました。 (2) 支給要件を再確認することができ、かつ、組織内の相互牽制機能の強化を図ることができました。
平成 22 年度以降(取組予定等) (1) 引き続き組織内の相互牽制機能を維持し、職員の意識高揚を図っていきます。 (2) 引き続き支給要件を厳格に解釈するとともに、組織内の相互牽制機能を維持し、認定事務従事職員の意識高揚を図っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 財産台帳と現状が不一致 (いなべ警察署)
 (2) 行政財産の目的外使用許可に係る自動販売機について、警察署の水道を利用しているが、水道使用料を未徴収 (鳥羽警察署)

イ 金品亡失

- (1) テントの損傷 (修理代 0 円) (警察本部)
 (2) 公用車の損傷 (修理代 11,287 円) (津警察署)
 (3) 公用車の損傷 (修理代 376,887 円) (松阪警察署)
 (4) 公用車の損傷 (修理代 295,279 円) (伊賀警察署)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

ア 財産管理状況

- (1) 署長公舎の樹木について、公有財産台帳上の本数は 46 本でありました。監査結果を受け再調査を実施した結果、現有本数が 34 本であることを確認した。このことから、公有財産取得 (異動) 報告書により、財産台帳上の本数を 46 本から 34 本に修正報告しました。
- (2) 2 台 (1 台が缶及びペットボトル、1 台が水道水を利用したカップ使用) の自動販売機が設置されていましたが、平成 21 年 3 月中旬、水道水を使用した自動販売機 1 台を撤去し、2 台とも缶及びペットボトルに切り替えを行いました (水道水利用の廃止)。

イ 金品亡失

- (1) 損傷事案の発生原因が、突風によるものであったため、以後、同様にテントを使用する際は、当日の天候に配慮し、補強する等の対策を行い使用することとしました。
- (2) 事案の発生時間が夜間であることから、夜間における庁舎警戒を強化し、再発防止に努めました。
- (3) 今回の損傷については、容疑者を捕捉する際に配置した公用車に逃走しようとした容疑車両が衝突してきたものであります。公務中の交通事故防止については、日頃から警察職員としての自覚と公有財産の管理意識の高揚を図るよう指導するとともに、安全運転について十分留意するよう署員に指示徹底を行っています。更に出発時には、幹部職員から運転者に対する注意喚起のほか、同乗者にも前後左右の安全確認や呼称等について徹底するよう指導を行っています。また、発生時には事故原因を分析させ、発生要因を追求し再発防止に努めさせています。
- (4) 今回の損傷は盗難車両が衝突してきたもので、職員には事案の内容を周知し、注意喚起を図るとともに、公務中における交通事故防止要領について指導・教養を徹底しました。

2 取組の成果

ア 財産管理状況

- (1) 公有財産台帳の適正化とともに、職員の意識高揚が図られました。
- (2) 水道水利用の自動販売機を撤去したことにより、光熱水費の調定 (料金徴収) がなくなり、事務の合理化が図られた。

イ 金品亡失

- (1) (2) 上記取組みを実施した結果、同種事案の発生はありません。
- (3) 運転者及び同乗者の交通安全に対する意識及び公有財産の管理に対する意識が高まりました。
- (4) 上記取組みを実施した結果、同種事案の発生はありません。

平成 22 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 今後とも、公有財産台帳と現有確認を定期的を実施するなどして、公有財産を適正に管理していくこととします。
- (2) 今後、水道水を利用した自動販売機の導入予定はありません。

イ 金品亡失

- (1) テントの同種使用に際しては、県有備品の管理の観点から細部にわたり慎重な取扱いを行っていくこととします。
- (2) 引き続き、前記取組を推進し、発生防止に努めます。
- (3) 引き続き警察職員としての自覚と公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、安全運転について十分留意するよう署員に指示徹底を行っていきます。また、出発時における幹部職員から運転者に対する注意喚起のほか、同乗者にも前後左右の安全確認や呼称等について徹底するよう指導するなど、安全運転に対する意識高揚を図っていきます。
- (4) 引き続き職員の交通事故防止意識の維持を図るため、機会あるごとに交通事故防止に関する指導・教養を実施します。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。
講じた措置
平成 21 年度
1 実施した取組内容 (5) 公用車の事故防止 公用車の交通事故の発生実態を踏まえ、各種会議での交通事故防止の指示、教養資料の発出などを行ったほか、月に 1 回、交通事故を起こした職員を対象に、再発防止教養、運転適性検査を実施するなどの交通事故防止対策を推進しました。また、随時監察実施時に各所属における交通事故防止対策の取組状況を検証するとともに、運転者だけでなく同乗者の遵守事項についても指導教養を徹底しました。
2 取組の成果 (5) 公用車の事故防止 公用車の事故発生件数はここ数年横ばいですが、損害賠償額は年々減少し、平成 21 年中は約 547 万円で、前年に比べ約 168 万円減少するなど、重大な事故が減少しています。
平成 22 年度以降（取組予定等）
(5) 公用車の事故防止 引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養を継続するなど、交通事故防止対策を徹底します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

- (1) 水道料金について基本料金の計算誤りによる歳出戻入あり (津南警察署)
- (2) 消耗品費について債権者誤りによる歳出戻入、旅費について二重支給による過年度戻入あり (松阪警察署)
- (3) 支出先誤り、支出金額誤りによる歳出戻入あり (鳥羽警察署)
- (4) 複写機リース契約において、消費税を二重に支払っていたことによる 18 年度、19 年度の過払いあり (伊賀警察署)

講じた措置

平成 21 年度

1 実施した取組内容

- (1) 本件は、契約内容の確認作業時に発見し是正したものです。以後、複数職員による契約内容の精査を行うとともに、再度すべての水道等の契約内容について誤りのないことを確認しました。
- (2) 消耗品の歳出戻入については、県の指定金融機関である百五銀行から相手方の支払先口座へ入金されるまでに、債権者誤りであることが自主点検により判明し、歳出戻入の手続を行ったものです。また、旅費については平成 20 年 4 月 23 日に支出命令した同年 3 月 31 日分の赴任旅費と赴任後に旅行した一般旅費(日当分)とが二重支給になったもので、同年 5 月初旬に実施した自主点検において発見、5 月 8 日に過年度戻入の手続を取ったものです。この種事案防止のための取組については、常に事後確認を早期に行わせるとともに、支出命令書の決裁時において審査取扱員 2 名による書類審査を確実にに行わせるなど徹底した確認審査により、この種事案の防止に努めました。
- (3) 支出命令に関する書類の決裁について、書類点検(決裁)者を増やし、一人でも多くの視点で、支出命令に伴う関係書類等の照合・確認を行い、支出先誤り等の誤払いをなくすように努めました。
- (4) 審査取扱員を含めた複数による実効のあるチェック機能の確保に努め、内部牽制体制の強化を図りました。

2 取組の成果

- (1) 契約内容に関する再確認の重要性が職員に浸透するとともに、複数職員による点検の必要性が再認識されることとなりました。
- (2) 支出後早期の自主点検と審査取扱員 2 名による確実な書類審査を行わせることにより、その後この種の戻入はありません。
- (3) 決裁途中での誤りや疑問点を見い出すなど、書類作成者及び点検(決裁)者に意識の向上を促すことができました。
- (4) 複数職員によるチェック機能の重要性が再認識されるとともに、職員相互間の牽制機能が強化されることとなりました。

平成 22 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き複数職員による点検作業を継続し、職員の意識高揚を図ることとします。
- (2) 引き続き審査取扱員 2 名による書類審査を行わせ、誤払い等の発生防止を図るとともに、支出命令直後の自主点検も確実にに行わせるなど、この種事案の早期発見と防止に努めます。
- (3) 引き続きできるだけ多くの視点で書類の点検・確認を行い、不適切な支出のないよう配慮することとします。
- (4) 三重県会計規則等関係法令に基づく適正な事務処理を行うとともに、引き続き前記取組を推進し、内部牽制体制の強化に努めます。